

令和4年矢巾町議会定例会9月会議目次

議案目次	1
第1号(9月2日)	
○議事日程	3
○本日の会議に付した事件	4
○出席議員	4
○欠席議員	4
○地方自治法第121条により出席した説明員	5
○職務のために出席した職員	5
○開議	7
○議事日程の報告	7
○諸般の報告	7
○会議録署名議員の指名	7
○会議期間の決定	7
○請願・陳情	8
4請願第8号 所得税法第56条廃止の意見書を国に提出することを求める 請願	
4請願第9号 景気回復のため、消費税率を5%に引き下げを求める 請願	
4請願第10号 消費税インボイス制度の実施凍結または中止を求める請願	
4請願第11号 沖縄戦戦没者の遺骨を含む地域の土砂を基地建設の埋め立て に使用しないことを求める請願	
○報告第9号 地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく令和3年度財 政健全化判断比率等の報告について	9
○報告第10号 自動車破損事故による損害賠償請求事件に関する専決処分に係る 報告について	12
○報告第11号 自動車破損事故による損害賠償請求事件に関する専決処分に係る 報告について	12

○諮問第 2 号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて	1 4
○諮問第 3 号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて	1 5
○議案第 4 3 号	固定資産評価審査委員会の委員の選任に関し同意を求めることについて	1 6
○議案第 4 4 号	矢巾町民総合体育館条例の一部を改正する条例について	1 7
○議案第 4 5 号	職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について	2 2
○議案第 4 6 号	権利の放棄について	2 4
○議案第 4 7 号	令和 4 年度矢巾町一般会計補正予算（第 5 号）について	2 4
○議案第 4 8 号	令和 4 年度矢巾町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）について	2 4
○議案第 4 9 号	令和 4 年度矢巾町介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）について	2 5
○議案第 5 0 号	令和 4 年度矢巾町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）について	2 5
○議案第 5 1 号	令和 4 年度矢巾町水道事業会計補正予算（第 2 号）について	2 5
○議案第 5 2 号	令和 4 年度矢巾町下水道事業会計補正予算（第 1 号）について	2 5
○議案第 5 3 号	令和 3 年度矢巾町一般会計歳入歳出決算認定について	2 7
○議案第 5 4 号	令和 3 年度矢巾町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について	2 7
○議案第 5 5 号	令和 3 年度矢巾町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について	2 8
○議案第 5 6 号	令和 3 年度矢巾町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について	2 8
○議案第 5 7 号	令和 3 年度矢巾町水道事業会計決算認定について	2 8
○議案第 5 8 号	令和 3 年度矢巾町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について	2 8
○議案第 5 9 号	令和 3 年度矢巾町下水道事業会計決算認定について	2 8
○議案第 6 0 号	令和 3 年度矢巾町下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について	2 8
○休 憩		3 2

第 2 号 (9月2日)

○議事日程	3 3
○本日の会議に付した事件	3 3
○出席議員	3 3
○欠席議員	3 3
○地方自治法第121条により出席した説明員	3 4
○職務のために出席した職員	3 4
○再開	3 5
○議事日程の報告	3 5
○議案第47号 令和4年度矢巾町一般会計補正予算(第5号)について	3 5
○議案第48号 令和4年度矢巾町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号) について	3 5
○議案第49号 令和4年度矢巾町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)につ いて	3 5
○議案第50号 令和4年度矢巾町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)に ついて	3 5
○議案第51号 令和4年度矢巾町水道事業会計補正予算(第2号)について	3 5
○議案第52号 令和4年度矢巾町下水道事業会計補正予算(第1号)について	3 5
○散会	3 8

第 3 号 (9月5日)

○議事日程	3 9
○本日の会議に付した事件	3 9
○出席議員	3 9
○欠席議員	3 9
○地方自治法第121条により出席した説明員	3 9
○職務のために出席した職員	4 0
○開議	4 1
○議事日程の報告	4 1
○一般質問	4 1

1 廣 田 清 実 議員	4 1
2 赤 丸 秀 雄 議員	5 9
3 村 松 信 一 議員	8 0
4 昆 秀 一 議員	1 0 3
○会議時間の延長	1 3 0
○散 会	1 3 7

第 4 号 (9月6日)

○議事日程	1 3 9
○本日の会議に付した事件	1 3 9
○出席議員	1 3 9
○欠席議員	1 3 9
○地方自治法第121条により出席した説明員	1 3 9
○職務のために出席した職員	1 4 0
○開 議	1 4 1
○議事日程の報告	1 4 1
○一般質問	1 4 1
1 藤 原 信 悦 議員	1 4 1
2 小笠原 佳 子 議員	1 5 6
3 山 崎 道 夫 議員	1 7 4
4 谷 上 知 子 議員	1 9 5
○散 会	2 1 5

第 5 号 (9月7日)

○議事日程	2 1 7
○本日の会議に付した事件	2 1 7
○出席議員	2 1 7
○欠席議員	2 1 7
○地方自治法第121条により出席した説明員	2 1 7
○職務のために出席した職員	2 1 8

○開 議	2 1 9
○議事日程の報告	2 1 9
○一般質問	2 1 9
1 藤原梅昭議員	2 1 9
2 川村よし子議員	2 4 4
3 小川文子議員	2 7 4
○散 会	2 8 8

第 6 号 (9月21日)

○議事日程	2 8 9
○本日の会議に付した事件	2 9 0
○出席議員	2 9 0
○欠席議員	2 9 0
○地方自治法第121条により出席した説明員	2 9 0
○職務のために出席した職員	2 9 1
○開 議	2 9 3
○議事日程の報告	2 9 3
○請願・陳情の審査報告	2 9 3
4 請願第 3号 えん罪被害者を一刻も早く救済するために再審制度の速やかな改正を求める請願	
4 請願第 6号 加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的支援制度創設を求める請願	
4 請願第 9号 景気回復のため、消費税率を5%に引き下げを求める請願	
4 請願第11号 沖縄戦戦没者の遺骨を含む地域の土砂を基地建設の埋め立てに使用しないことを求める請願	
○議案第 53号 令和3年度矢巾町一般会計歳入歳出決算認定について	3 0 1
○議案第 54号 令和3年度矢巾町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について	3 0 2
○議案第 55号 令和3年度矢巾町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定につ	

	いて	……………	3 0 2
○議案第 5 6 号	令和 3 年度矢巾町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定に ついて	……………	3 0 2
○議案第 5 7 号	令和 3 年度矢巾町水道事業会計決算認定について	……………	3 0 2
○議案第 5 8 号	令和 3 年度矢巾町水道事業会計未処分利益剰余金の処分につ いて	……………	3 0 2
○議案第 5 9 号	令和 3 年度矢巾町下水道事業会計決算認定について	……………	3 0 2
○議案第 6 0 号	令和 3 年度矢巾町下水道事業会計未処分利益剰余金の処分につ いて	……………	3 0 2
○議案第 6 1 号	教育委員会の教育長の任命に関し同意を求めることについて	……………	3 1 2
○議案第 6 2 号	教育委員会の委員の任命に関し同意を求めることについて	……………	3 1 3
○議案第 6 3 号	令和 4 年度矢巾町一般会計補正予算（第 6 号）について	……………	3 1 4
○議案第 6 4 号	令和 4 年度矢巾町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号） について	……………	3 1 7
○発議案第 9 号	加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的支援制度創設を求める 意見書の提出について	……………	3 1 9
○発議案第 1 0 号	沖縄戦戦没者の遺骨を含む地域の土砂を基地建設の埋め立てに 使用しないことを求める意見書の提出について	……………	3 2 0
○町長挨拶	……………		3 2 2
○散 会	……………		3 2 5
○署 名	……………		3 2 7

議 案 目 次

令和4年矢巾町議会定例会9月会議

1. 請願・陳情
 - 4 請願第 8 号 所得税法第56条廃止の意見書を国に提出することを求める請願
 - 4 請願第 9 号 景気回復のため、消費税率を5%に引き下げを求める請願
 - 4 請願第10号 消費税インボイス制度の実施凍結または中止を求める請願
 - 4 請願第11号 沖縄戦戦没者の遺骨を含む地域の土砂を基地建設の埋め立てに使用しないことを求める請願
2. 報告第 9 号 地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく令和3年度財政健全化判断比率等の報告について
3. 報告第10号 自動車破損事故による損害賠償請求事件に関する専決処分に係る報告について
4. 報告第11号 自動車破損事故による損害賠償請求事件に関する専決処分に係る報告について
5. 諮問第 2 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
6. 諮問第 3 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
7. 議案第43号 固定資産評価審査委員会の委員の選任に関し同意を求めることについて
8. 議案第44号 矢巾町民総合体育館条例の一部を改正する条例について
9. 議案第45号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
10. 議案第46号 権利の放棄について
11. 議案第47号 令和4年度矢巾町一般会計補正予算（第5号）について
12. 議案第48号 令和4年度矢巾町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について
13. 議案第49号 令和4年度矢巾町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について
14. 議案第50号 令和4年度矢巾町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について
15. 議案第51号 令和4年度矢巾町水道事業会計補正予算（第2号）について
16. 議案第52号 令和4年度矢巾町下水道事業会計補正予算（第1号）について
17. 議案第53号 令和3年度矢巾町一般会計歳入歳出決算認定について
18. 議案第54号 令和3年度矢巾町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

19. 議案第55号 令和3年度矢巾町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
20. 議案第56号 令和3年度矢巾町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
21. 議案第57号 令和3年度矢巾町水道事業会計決算認定について
22. 議案第58号 令和3年度矢巾町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
23. 議案第59号 令和3年度矢巾町下水道事業会計決算認定について
24. 議案第60号 令和3年度矢巾町下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
25. 議案第61号 教育委員会の教育長の任命に関し同意を求めることについて
26. 議案第62号 教育委員会の委員の任命に関し同意を求めることについて
27. 議案第63号 令和4年度矢巾町一般会計補正予算（第6号）について
28. 議案第64号 令和4年度矢巾町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について
29. 発議案第9号 加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的支援制度創設を求める意見書の提出について
30. 発議案第10号 沖縄戦戦没者の遺骨を含む地域の土砂を基地建設の埋め立てに使用しないことを求める意見書の提出について

令和4年矢巾町議会定例会9月会議議事日程（第1号）

令和4年9月2日（金）午前10時00分開議

議事日程（第1号）

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会議期間の決定
- 第 3 請願・陳情
 - 4 請願第 8号 所得税法第56条廃止の意見書を国に提出することを求める請願
 - 4 請願第 9号 景気回復のため、消費税率を5%に引き下げを求める請願
 - 4 請願第10号 消費税インボイス制度の実施凍結または中止を求める請願
 - 4 請願第11号 沖縄戦戦没者の遺骨を含む地域の土砂を基地建設の埋め立てに使用しないことを求める請願
- 第 4 報告第 9号 地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく令和3年度財政健全化判断比率等の報告について
- 第 5 報告第10号 自動車破損事故による損害賠償請求事件に関する専決処分に係る報告について
- 第 6 報告第11号 自動車破損事故による損害賠償請求事件に関する専決処分に係る報告について
- 第 7 諮問第 2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 第 8 諮問第 3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 第 9 議案第43号 固定資産評価審査委員会の委員の選任に関し同意を求めることについて
- 第10 議案第44号 矢巾町民総合体育館条例の一部を改正する条例について
- 第11 議案第45号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
- 第12 議案第46号 権利の放棄について
- 第13 議案第47号 令和4年度矢巾町一般会計補正予算（第5号）について
- 第14 議案第48号 令和4年度矢巾町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について
- 第15 議案第49号 令和4年度矢巾町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について

- 第16 議案第50号 令和4年度矢巾町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について
- 第17 議案第51号 令和4年度矢巾町水道事業会計補正予算（第2号）について
- 第18 議案第52号 令和4年度矢巾町下水道事業会計補正予算（第1号）について
- 第19 議案第53号 令和3年度矢巾町一般会計歳入歳出決算認定について
- 第20 議案第54号 令和3年度矢巾町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第21 議案第55号 令和3年度矢巾町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第22 議案第56号 令和3年度矢巾町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 第23 議案第57号 令和3年度矢巾町水道事業会計決算認定について
- 第24 議案第58号 令和3年度矢巾町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
- 第25 議案第59号 令和3年度矢巾町下水道事業会計決算認定について
- 第26 議案第60号 令和3年度矢巾町下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（18名）

1番	藤原信悦	議員	2番	吉田喜博	議員
3番	小笠原佳子	議員	4番	谷上知子	議員
5番	村松信一	議員	6番	廣田清実	議員
7番	高橋安子	議員	8番	水本淳一	議員
9番	赤丸秀雄	議員	10番	昆秀一	議員
11番	藤原梅昭	議員	12番	長谷川和男	議員
13番	川村よし子	議員	14番	小川文子	議員
15番	山崎道夫	議員	16番	廣田光男	議員
17番	高橋七郎	議員	18番	藤原由巳	議員

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により出席した説明員は次のとおりである。

町長	高橋昌造君	副町長	岩渕和弘君
政策推進監	吉岡律司君	総務課長 兼防災安全 室長	田村英典君
企画財政課長 兼未来戦略 室長	花立孝美君	税務課長	佐々木智雄君
町民環境課長	田中館和昭君	福祉課長	野中伸悦君
健康長寿課長	浅沼圭美君	産業観光課長	佐藤健一君
道路住宅課長 兼まちづくり 推進室長	佐々木芳満君	文化スポーツ 課長	高橋保君
農業委員会 事務局長	鎌田順子君	上下水道課長	浅沼亨君
会計管理者 兼出納室長	水沼秀之君	教育長	和田修君
学校教育課長 兼学校給食 共同調理場所長	村松徹君	子ども課長	田村昭弘君
代表監査委員	佐々木良隆君	農業委員会 会長	中川和則君

職務のために出席した職員

議会事務局長	吉田徹君	議会事務局長 補佐	川村清一君
係長	佐々木睦子君		

午前10時00分 開議

○議長（藤原由巳議員） ただいまの出席議員は18名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

ただいまから令和4年矢巾町議会定例会を再開します。

これより9月会議を開きます。

議事日程の報告

○議長（藤原由巳議員） 本日の議事日程はあらかじめお手元に配付したとおりであります。

諸般の報告

○議長（藤原由巳議員） 日程に入るに先立ち、諸般の報告をします。

初めに、当職からの議会関係報告を行います。

（議長 議会関係報告）

○議長（藤原由巳議員） 次に、高橋町長から行政報告の申出がありますので、これを許します。

高橋町長。

（町長 行政報告）

○議長（藤原由巳議員） 以上をもって諸般の報告を終わります。

これより本日の議事日程に入ります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（藤原由巳議員） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本会議の会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により

8番 水本 淳 一 議員

9番 赤丸 秀雄 議員

10番 昆 秀一 議員

の3名を指名します。

日程第2 会議期間の決定

○議長（藤原由巳議員） 日程第2、会議期間の決定を議題とします。

お諮りします。本日再開の9月会議の会議期間は8月24日開催の議会運営委員会で決定されたとおり、本日から9月21日までの20日間としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） ご異議なしと認めます。

よって、9月会議の会議期間は本日から9月21日までの20日間と決定しました。

なお、会議予定につきましては、お手元に配付しました会議日程案のとおりでありますので、ご了承願います。

日程第3 請願・陳情

4 請願第 8 号 所得税法第56条廃止の意見書を国に提出することを求める請願

4 請願第 9 号 景気回復のため、消費税率を5%に引き下げること
をを求める請願

4 請願第10号 消費税インボイス制度の実施凍結または中止を
求める請願

4 請願第11号 沖縄戦戦没者の遺骨を含む地域の土砂を基地建設
の埋め立てに使用しないことを求める請願

○議長（藤原由巳議員） 日程第3、請願・陳情を議題とします。

8月24日開催の議会運営委員会までに受理した請願・陳情は、お手元に配付したとおりであります。

お諮りします。4 請願第8号 所得税法第56条廃止の意見書を国に提出することを求める請願については、会議規則第92条第1項の規定により、総務常任委員会に付託することとし、4 請願第9号 景気回復のため、消費税率を5%に引き下げること
をを求める請願については、会議規則第92条第1項の規定により、総務常任委員会に付託することとし、4 請願第10号 消費税インボイス制度の実施凍結または中止を
求める請願については、会議規則第92条第1項の規定により、産業建設常任委員会に付託することとし、4 請願第11号 沖縄戦戦没者の遺骨を含む地域の土砂を基地建設の埋め立てに使用しないことを求める請願については、会議規則第92条第1項の規定により、教育民生常任委員会に付託することとしたいと思いますが、

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(藤原由巳議員) ご異議なしと認めます。

よって、4請願第8号及び4請願第9号については総務常任委員会に、4請願第10号については産業建設常任委員会に、4請願第11号については教育民生常任委員会に付託することに決定しました。

日程第4 報告第9号 地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく令和3年度財政健全化判断比率等の報告について

○議長(藤原由巳議員) 次に、日程第4、報告第9号 地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく令和3年度財政健全化判断比率等の報告についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

(町長 高橋昌造君 登壇)

○町長(高橋昌造君) 報告第9号 地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく令和3年度財政健全化判断比率等の報告について説明を申し上げます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、財政の健全化を判断する比率である実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率並びに資金不足比率を報告するものであります。

本町の令和3年度の決算に基づき報告する実質赤字比率及び連結実質赤字比率については、対象となる会計収支が全て黒字であることから、本比率については該当しないところであります。

また、標準財政規模に対する起債元利償還金等の割合を表す指標である実質公債費比率については、令和2年度より0.8ポイント増加して15.8%に、標準財政規模に対する本町が将来負担すべき負債の割合を表す指標であります将来負担比率については、令和2年度より27.9ポイント減少し97.7%に、公営企業の経営健全化基準となる資金不足比率については、各公営企業会計に資金不足が発生しておらないことから、本比率については該当しないところであります。

なお、それぞれの比率については、健全化の基準値が設けられており、どれか一つでも基準値以上となった場合は、一般会計では財政健全化計画を、また公営企業会計においては経

営健全化計画を定めて、様々な制限の下、財政または経営の早期健全化を図らなければならないこととなりますので、そのようなことにならないように今後も引き続き財政の健全化に努めてまいります。

以上、報告とさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

9番、赤丸秀雄議員。

○9番（赤丸秀雄議員） 実質公債費比率と将来負担比率についてお伺いします。

まず、令和3年度については、当然今ご説明あったとおりなのですが、令和2年度の実質公債費比率は15.0%であり、また令和元年度については13.9%でありました。この比率、これは15%を大体警戒ライン、それから20%を危険ライン、当然皆さんご承知のように35%を超えると財政再建団体ということで、国の関与を受けるという形のものであります。そこで、こちらの将来負担比率についてもお話した後、質問しますが、ここについても今回97.7%という形で改善になって、令和2年度は125.6%、令和元年度は143.9%という形で、ここは改善になってきました。

お伺いしたいのは、この実質公債費比率が15%を超えた形になるということは、これは負債を支払いに回した金額が大きかったからこうなったのか。

それから、もう一点は、この公債費比率、私の記憶では四、五年前に、令和6年か7年頃には10%以下にしたいというような希望、もしくは見通しを述べられたと記憶していますが、その辺についての今後の状況についてお伺いします。

○議長（藤原由巳議員） 花立企画財政課長。

○企画財政課長兼未来戦略室長（花立孝美君） ただいまのご質問にお答えいたします。

まず、実質公債費比率、今後緩やかにといたしますか、減少していく方向で考えております。今回単年度で考えますと、令和2年度は15.5%、これは普通実質公債費比率というのは3年平均で算出しますので、単年度で考えますと令和元年は17%、令和2年は15.5%、令和3年は15.0%というような感じで徐々に減ってきておりました、この傾向が来年度も続くという方向で考えてございますので、3年平均で見た場合には令和4年度のほうも若干改善するのではないかとこのように思っているところでございます。

ただ、起債の償還、単年度の償還金の部分が大きくなりますと、どうしてもこの数字が大きくなります。なので、来年度はちょっと中央1号線の起債償還が始まるのです。それなの

で、若干単年度の数値自体は上がると思うのですけれども、先ほど申しました令和元年が単年度で17%と非常に高かったのですけれども、この3年平均で計算する場合に、この数字が抜けて、そして今度は4年度の単年度の数値というのが多分16%程度で落ち着くのではないかというふうに考えているところでありまして、3か年平均で考えますと、結果的には今回の15.8%を少し割るくらいにはなるのではないかというふうに考えているところでございます。計算で、3年平均ではございますけれども、一応単年度で支払う元利償還金の数値がどうしても大きくウエートを占める部分があるので、これをできるだけ新たな起債を抑制して元利償還金を減らすような方向性で考えているところでございます。

あと、将来負担比率なのですけれども、こちらのほうは新しい起債をするたびに、もちろん将来負担というのはどんどん増えるわけなのですけれども、実は計算に大きく減じて見られる部分に基金の残高というのがございます。将来負担をどれくらい基金で賄っていただけるだろうということで、計算上低く見られるものに基金の残高というものがございまして、こちらのほうをできるだけ何とか基金を積んで、これからも低く見られるような感じで運営のほうをしていきたいというふうに考えているところです。

将来負担比率につきましても、来年度以降徐々に、徐々に減るという方向で考えてございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 赤丸秀雄議員。

○9番（赤丸秀雄議員） 今の内容の説明で理解したつもりであります、ちょっと1点確認させていただきます。

私のお話しした令和2年度、令和元年度の数値というのは、去年の9月会議資料、その前の9月会議資料に報告となった数字だったのですが、今課長おっしゃったこの実質公債費比率の数値が、お話しした数値、全然違ってきますけれども、その辺の内容はどのように解釈したらよろしいでしょうか。

○議長（藤原由巳議員） 花立企画財政課長。

○企画財政課長兼未来戦略室長（花立孝美君） ただいまのご質問にお答えします。

私が先ほど申したのは、単年ごとに数字というのをつくっているものがございまして、その単年の3か年の平均がその年に発表される数字なのです。赤丸議員おっしゃった令和元年度13.9%というのは、平成29年、30年、そして元年度、単年度それぞれ出した部分の平均値でございます。なので、元年の単年度だけを見れば17%なのですが、その3か年の平均とい

うことで13.9%になるというふうなからくりでございます。よろしく申し上げます。

○議長（藤原由巳議員） よろしいですね。

他に質疑ございますか。よろしいですか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） それでは、質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

以上で報告第9号を終わります。

日程第5 報告第10号 自動車破損事故による損害賠償請求事件に関する専決処分に係る報告について

日程第6 報告第11号 自動車破損事故による損害賠償請求事件に関する専決処分に係る報告について

○議長（藤原由巳議員） ここで、次に入ります前にお諮りします。

日程第5、報告第10号、日程第6、報告第11号は関連がありますので、一括上程したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） それでは、日程第5、日程第6を一括上程いたします。

日程第5は、報告第10号 自動車破損事故による損害賠償請求事件に関する専決処分に係る報告について、日程第6、同じような内容の報告でございますので、この2件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） ただいま一括上程されました報告第10号及び報告第11号の自動車破損事故による損害賠償請求事件に関する専決処分に係る報告について説明を申し上げます。

今回報告いたします2件の自動車破損事故につきましては、矢巾町大字煙山第5地割地内の町道西部開拓線において、相手方が走行中に、道路上の穴の発見に遅れ、その上を通過したため、自動車のタイヤ等を破損したものであります。

破損に係る賠償金については、全国町村会総合賠償補償保険で行っており、報告第10号における本町の過失割合は6割との査定から、修理代金総額5万4,657円のうち3万2,794円、報告第11号における本町の過失割合も6割との査定から、修理代金総額24万8,710円のうち14万

9,226円をそれぞれ支払うものであります。

なお、報告第10号及び報告第11号ともに、8月15日に地方自治法第180条第1項及び矢巾町長専決条例第2条第2号の規定により専決処分をしたので、同法第180条第2項の規定によりご報告を申し上げます。

○議長（藤原由巳議員） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

9番、赤丸秀雄議員。

○9番（赤丸秀雄議員） まず、報告第10号と報告第11号、同じ発生場所になっていて、1日違いという部分であります。まずここは同じ場所だったのでしょうかというのを確認した上で質問させてください。

○議長（藤原由巳議員） 佐々木道路住宅課長。

○道路住宅課長兼まちづくり推進室長（佐々木芳満君） ここは、西部開拓線の総合グラウンドにちょうど隣接する場所で、同じ場所の同じ穴になります。

○議長（藤原由巳議員） 赤丸秀雄議員。

○9番（赤丸秀雄議員） 発生日時が土日、時間的にはちょうど24時間ぐらい違って発生しています。やっぱり土日だったので、対応が遅れて同じ穴で2台事故を起こしたというのをまずお話しりたいのと、それからもう一点は、金額なのですが、町長説明では25万円ほどの修理費のうち、6割負担という形の金額になっていますが、結構な修理代金なので、これは人身事故にはならなかったのでしょうか、その辺心配しています。もしくは、高級車だったから修理代金が高かったのか、その辺分かる範囲で教えてください。

○議長（藤原由巳議員） 佐々木道路住宅課長。

○道路住宅課長兼まちづくり推進室長（佐々木芳満君） 私のほうからは、1点目の答弁をさせていただきたいと思いますが、議員仰せのとおり、土曜日、日曜日という連日になります。ちょうど雨が続けていた頃で、前の週といいますか、6月2日木曜日、そのときにはなお点検して歩いたのですが、ここの場所はそれほど大きくなかったということで、手をかけなかったわけなのですが、あそこの交通量が大型の交通量多いものですから、以前にもやはり西部開拓線ではパトロールした後、二、三日で大きくなって、そこでパンクが発生したという事例もあります。我々もそういったところは気にしながらパトロールしているわけなのですが、ここについては雨続きというところもあって、以前にもお話ししましたが、雨で舗装が崩れるというような症状もありますので、そういった部分で我々のパトロールでの発

見が遅くなったというところで、早速日曜日の事故の後、穴をすぐ埋めたわけなのですが、月曜日の日にこの2件の方から申出があったということで、もう既に埋めてはいたのですが、その穴だということで、確実にその穴だということを確認して、今回の賠償という形になりましたので、我々も今後パトロールのほうを強化しながら、何とかパンク事故の発生を抑制していきたいなというふうに考えております。

○議長（藤原由巳議員） 田村総務課長。

○総務課長兼防災安全室長（田村英典君） 破損の状況についてご説明申し上げます。

まず、報告第10号につきましては、車両の右側前輪、後輪、それからもう一本、左側の前輪ということで、破損したということで届出がございましたが、実際には右側の前輪、後輪のタイヤを破損したということで調査結果が出ましたので、左側1本分は対象にならないということで、町長の説明でもございましたけれども、6割負担ということで3万2,794円ということになってございますが、全体では8万1,985円のうち、3万2,794円の支払いということで、現実では4割負担という形になっているという状況でございます。

それから、報告第11号につきましては、車両の右側前輪、後輪のタイヤ、それからホイール、サスペンションまでちょっと壊れてしまったということで、これが損害保険のほうで認められたという形の14万9,226円、6割負担という形になっているという状況でございます。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） よろしいですね。事故の損傷具合が違ったということのようでございます。

他に質疑ございますか。よろしいですか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） それでは、質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

以上で報告第10号、第11号を終わります。

日程第7 諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

○議長（藤原由巳議員） 次に、日程第7、諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて提案理由の説明を申し上げます。

本町の人権擁護委員には、現在8名の方々が法務大臣から3年を任期として委嘱されており、平成28年10月1日から2期お務めになっていただいております矢巾町大字————、吉田芳英さんの任期が本年12月31日までとなっていることから、引き続き人権擁護委員として推薦いたしたく、議会からご意見を求めるものであります。

吉田芳英さんは、これまでも委員の職務を誠実に果たされ、人格、識見とも非常に立派な方であることから、何とぞご賛同を賜りますことをお願い申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。本案は人事案件でありますので、質疑、討論を省略して採決に入りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） ご異議なしと認めます。

採決に入ります。諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては、原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（藤原由巳議員） 起立多数であります。

よって、諮問第2号は原案のとおり同意することに決定しました。

日程第8 諮問第3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

○議長（藤原由巳議員） 続きまして、日程第8、諮問第3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 諮問第3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて提案理由の説明を申し上げます。

本町の人権擁護委員には、先ほどもご説明いたしましたが、現在8名の方が法務大臣から3年を任期として委嘱されており、令和2年1月からお務めいただいております成田榮一さ

んが本年12月31日をもって任期満了となりますことから、新たに矢巾町大字—————
—————、熊谷和浩さんを人権擁護委員として推薦いたしたく、議会からご意見を求めるものであります。

熊谷和浩さんは、昭和60年から令和4年まで県内の高等学校の教員として勤められ、特に令和2年4月から2年間は地元の県立不来方高等学校の校長として勤務され、長きにわたり教育現場で活躍されております。退職後は、公益社団法人全国高等学校文化連盟の事務局次長として勤務され、人権擁護委員の任務を十分に全うするに、人格、識見とも立派な方であることから、何とぞご賛同賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） お諮りします。

本案は人事案件でありますので、質疑、討論を省略して採決に入りたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） ご異議なしと認めます。

それでは、採決に入ります。諮問第3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては、原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（藤原由巳議員） 起立多数であります。

よって、諮問第3号は原案のとおり同意することに決定しました。

日程第9 議案第43号 固定資産評価審査委員会の委員の選任に関し同意を
求めることについて

○議長（藤原由巳議員） 日程第9、議案第43号 固定資産評価審査委員会の委員の選任に関し同意を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 議案第43号 固定資産評価審査委員会の委員の選任に関し同意を求めることについて提案理由の説明を申し上げます。

地方税法第423条第1項の規定に基づき、固定資産課税台帳に登録された価格に対する不服

を審査決定するために、市町村は固定資産評価審査委員会を設置しなければならないこととされており。

固定資産評価審査委員会の委員の定数は3名で、任期は3年となっており、平成28年10月1日から2期お務めいただいております矢巾町大字————、佐々木隆さんの任期が本年9月30日までとなっていることから、引き続き固定資産評価審査委員会の委員として任命いたしたく、議会にご同意を求めるものであります。

佐々木隆さんは、これまでも委員の職務を誠実に果たされ、人格、識見とも非常に立派な方であることから、何とぞご同意を賜りますようお願いを申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。本案は人事案件でありますので、質疑、討論を省略して採決に入りたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） ご異議なしと認めます。

採決に入ります。議案第43号 固定資産評価審査委員会の委員の選任に関し同意を求めることについては、原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（藤原由巳議員） 起立多数であります。

よって、議案第43号は原案のとおり同意することに決定しました。

それではここで、時間も大分経過してまいりましたので、暫時休憩といたします。

再開を11時5分といたします。

午前10時55分 休憩

午前11時05分 再開

○議長（藤原由巳議員） 再開します。

日程第10 議案第44号 矢巾町民総合体育館条例の一部を改正する条例について

○議長（藤原由巳議員） 日程第10、議案第44号 矢巾町民総合体育館条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

(町長 高橋昌造君 登壇)

○町長（高橋昌造君） 議案第44号 矢巾町民総合体育館条例の一部を改正する条例について提案理由の説明を申し上げます。

このたびの条例の一部改正は、町民総合体育館の柔剣道室に冷暖房設備を設置したことから、暖房料に加え、冷房料を徴収するため、所要の改正を行うものであります。

その改正内容であります。令和5年4月1日から冷房料として実費分を徴収するものであります。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げまして提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

14番、小川文子議員。

○14番（小川文子議員） 全協でも説明がありましたけれども、公民館等でも冷暖房費を徴収しているので、多少の負担は必要かなとは思っていますけれども、部屋が広ければ広いほど料金が高くなってしまいますので、全額を徴収するのか、あるいは多少減らすのか、その考えについてお聞きします。

また、1時間当たり幾らぐらいになるのかについて、夏、冬、同じだと思えますけれども、お願いをいたします。

○議長（藤原由巳議員） 高橋文化スポーツ課長。

○文化スポーツ課長（高橋 保君） お答えをさせていただきます。

今回の使用料、冷暖房の料金につきましては、実費分とさせていただくものでございまして、1室当たりという形で設定をさせていただきます。金額につきましては、1時間当たり240円を想定してございまして、これは冷暖房の設備、負担率、そして電気料等を勘案した数字でございます。この数字でもって徴収をしたいというものでございます。よろしくお願いたします。

以上でございます。

○議長（藤原由巳議員） よろしいですか。

他に質疑ございますか。

11番、藤原梅昭議員。

○11番（藤原梅昭議員） 全協のときにもちよっと話したわけですがけれども、この冷暖房料、暖房料も取っているというのはそのとき分かりましたけれども、要は冷房をつけるということは、熱中症対策とか、そういう危険をはらんでいると、それが大きな理由かなど。多少暑いぐらいであれば、冷房までは必要ないわけですがけれども、いわゆる人の命を守るところに、冷房をつけていただくというのは非常にありがたいことです。

ただ、それによって料金を徴収するということに関しては、特に矢巾町の場合、スポーツのまちというような宣言もして、特に小中高の子どもたちに、あるいは青少年に非常にスポーツを盛んにすることによって、健全な成長につなげてほしいというのが根底にあるわけですので、この前聞いても、いわゆる料金でどのぐらいの収入があるかということまでお聞きしたわけですがけれども、たかだかというのはおかしいですがけれども、年間10万円ぐらいのそういう徴収料金を子どもたちに負担させていいのかということをよく吟味した上で検討したのか。体育館条例を見ると、第14条、ここのところに町長の判断で減免もできるというような内容でうたっているのです。ですから、そのところ、町長あるいは教育長、その辺のところの考えがどういう考えなのか、私には理解できないので、ちょっと考え方を伺いながら次の話を聞きたいなと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（藤原由巳議員） 高橋文化スポーツ課長。

○文化スポーツ課長（高橋 保君） お答えをさせていただきます。

今藤原梅昭議員がおっしゃったとおり、まさしく熱中症対策、そのとおりだと思います。今回設置した冷房設備につきましては、たくさんの要望がありまして、ようやく設置できたものでございます。今お話ありましたとおり、体育館の利用施設の利用料とか電灯料につきましては、児童生徒の軽減措置として一般利用者のおおむね半額とさせていただいているところでございまして、かつ町内の学校行事、そしてスポーツ少年団につきましては免除とさせていただいているところでございます。

今回の冷暖房のように、利用が必須ではなく、利用者が選択できる設備につきましては、これまでどおり大人と子ども区別なく光熱費の実費をいただきたいと考えてございます。先ほどお話ありましたとおり、年間約10万円ほどという決して大きな額ではありませんが、この金額は町体の施設の修繕、あるいは用具の改修、こういったものに体育協会と連携を取りながら進めていきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（藤原由巳議員）　ということだそうです。減免の範囲は……。

11番、藤原梅昭議員。

○11番（藤原梅昭議員）　今教育長のお考えと町長のお考えを聞いたわけですが、課長さんが代弁して言ったという理解でいいのかな。

非常に青少年というか、コロナのせいにするわけではないですけども、家庭も非常に大変な状況にあるわけです。そういう中で、暖房料は従来からもらっているからあれですけども、私は暖房料も同じ考えで話ししているつもりなんですけども、せめて外部から来て使うとか、あるいはどこか大人の団体が使うとか、そういうものに関しては、私は異論はありません。ただし、子どもたちが使うことそのものに、さらにそういう負担をかけるということが本当に果たしていいのかと。まるで言っていることとやっていることが違うではないかというふうに私は直に感じるわけなので、あえてここで言わせてもらっているんですけども、その辺の考えを基に、町長さん、ここは町長さんの一言で減免できるというような条項になっていますので、そこのところを何とか含めて、それで来年の4月1日からの施行ですので、そこまでの間にもう少し詰めた上で進めてほしいなというふうに思っていますが、ちょっとお考えお聞きしたいと思います。

○議長（藤原由巳議員）　岩淵副町長。

○副町長（岩淵和弘君）　子どもたちの減免についてお話があったわけですが、この料金の徴収に当たっては、大きく分けて施設使用料の普通使用料と、それから暖房料というふうに大きく2つに分かれております。それで、この第14条の使用料の減免については、冒頭申し上げました使用料の部分ということで、例えば体育館の使用料、それから電灯使用料については減免できるというふうな取扱いになっております。

そして、2番目の暖房料のところについては、今回新たに冷房も加えた形で、従来から実費をいただくということにしておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○議長（藤原由巳議員）　11番、藤原梅昭議員。

○11番（藤原梅昭議員）　言っていることはよく分かりませんが、要は子どもたちの負担を増やしていいのかということをおっしゃっているわけですが。それに対して、条項がこうだから、あだからと言って、そんなことどこにも条例の中には書いていませんけれども、これは減免する、これは減免しないとか、そこのところを盾にして、何でもかんでも通したいということであれば、ではこのスポーツのまちというのはどう考えているのですか。子どもたちの育成をしたい。だから、スポーツのまち宣言をして、さっきもハンドボールが全国

大会に行ったとか、あるいはバドミントンが全国大会に行ったとか、いろいろ子どもたちが活躍している、そういう実績が出てきているわけです。それはそれで評価したいなと思うのですがけれども、たかだかと言ったらおかしいですが、そのところで親たちの負担を増やして、子どもたちがスポーツをやりづらくなる、そういう環境をつくっていいのかということは何回も聞いているわけです。そのところの考え方をきちっとしないと、これに対して私は賛成しかねます。少し考え方、もしありましたらお聞きしたいなと。

○議長（藤原由巳議員） 藤原梅昭議員、今3問目ですので、もしさらにあるのであれば今続けてください。最後になります。よろしいですか。

（「何を続ける」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） 本会議の質疑は2問まで。今3問、私ちょっとうっかりしていきましたので、もしまだあるのであれば、この3問目で全て質問に入れてください。

（「いい。お二人の考えを聞けばいいのだから」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） それでいいですか。次は質疑ございませんよ。よろしいですね。

（「しません」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） では、答弁をお願いします。

高橋町長。

○町長（高橋昌造君） お答えをさせていただきますが、柔剣道室と、実は私も若いときは柔道をさせていただいたし、私の子どもたちも今いわゆるスポ少で剣道の、そこで柔剣道というのは、もう冬は寒稽古もありますので。ところが、今熱中症のお話があったのですが、暑さ対策が非常に大変だということをお聞きして、できれば暖房よりも冷房のそういう空調設備を考えてほしいということの要望等を踏まえて、今回冷房、いわゆる空調設備を設置させていただいたわけです。

それから、矢巾町ではスポーツのまち、本人たちがする、見る、応援する、支えると。矢巾町でもスポーツのまちとして、例えばこの間函館であった矢中と北中のハンドボール、派遣費の8割だな、おらほで出しているの。そんなに県内で出しているところないのです。そして、あるところにはそういう支え方もしっかりやらせていただいていると。そして、そういう要望のあるところもしっかり受け止めて対応させていただいているということで、それから金額の多寡でならず、それではなく、10万円程度ということではなく、やはり利用して、使用料と違って利用料ですから、利用したときに応分の負担をしていただくというのは、こ

れはもう当然のことなので、ただもしそういったことで減免に該当するようなことがあったときはしっかり対応していきたいと、こう考えておりますので、ご理解をいただきたいと思
います。

○議長（藤原由巳議員） 和田教育長。

○教育長（和田 修君） 今町長のほうからお話があったことに尽きると思います。ただ、藤
原議員さんおっしゃるとおり、スポーツのまち矢巾として子どもたちが一生懸命頑張っている、それを支えるために私たち大人がいろんな形で支援をしている、町としての今の支援策、
そういうふうな、この施設を一番最初にいろんな形で優先的に使わせていただいている、そ
れだけでも大変なことです。さらには、お金、金額の面もそのとおりです。それから、体育
施設等についても整備をしていただいております。様々なことでいろんな形で便宜を図って
いただいている、そういうふうな支援がいろんな形、成績に結びついていると思っています。

ただ、柔剣道室については、先ほど町長のほうからもお話があったとおり、要望等を含め
て検討していくことは必要かもしれませんが、今子どもたちは様々な支援、援助をい
ただいて頑張っているということだけは確かだと思ます。

ということで、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） よろしいですね。

他に質疑ございますか。よろしいですか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） それでは、質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論に入ります。討論ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

採決に入ります。議案第44号 矢巾町民総合体育館条例の一部を改正する条例についてを
起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（藤原由巳議員） 起立多数であります。

よって、議案第44号は原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第45号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する

条例について

○議長（藤原由巳議員） 次に、日程第11、議案第45号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 議案第45号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について提案理由の説明を申し上げます。

このたびの条例の一部改正は、本年6月に改正人事院規則が公布され、本年10月1日に施行されることを踏まえ、所要の改正を行うものであります。

その改正内容であります。職員が同一の子について育児休業を取得できる回数を現行の原則1回以内から2回以内に緩和するものであり、この原則2回以内とは別に、子の出生後8週間以内の育児休業の取得回数を現行の原則1回以内から2回以内に改正を行うものであります。

また、非常勤職員の子の出生後8週間以内の育児休業の取得要件の緩和や1歳以降の育児休業の取得の柔軟化を併せて行うものであります。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いを申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

採決に入ります。議案第45号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてを起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（藤原由巳議員） 起立多数であります。

よって、議案第45号は原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第46号 権利の放棄について

○議長（藤原由巳議員） 次に、日程第12、議案第46号 権利の放棄についてを議題とします。
提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 議案第46号 権利の放棄について提案理由の説明を申し上げます。

町民センター食堂に係る建物賃借料及び電気使用料について、相手方である法人は取締役全員が死亡し、また法人としての活動もなく、当該債権の回収に実効性がないことから、町民センター建物賃借料30万円、電気使用料21万285円の支払い請求権について、地方自治法第96条第1項第10号の規定に基づき、権利を放棄しようとするものであります。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いを申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

採決に入ります。議案第46号 権利の放棄についてを起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（藤原由巳議員） 起立多数であります。

よって、議案第46号は原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第47号 令和4年度矢巾町一般会計補正予算（第5号）について

日程第14 議案第48号 令和4年度矢巾町国民健康保険事業特別会計補正

予算（第1号）について

日程第15 議案第49号 令和4年度矢巾町介護保険事業特別会計補正予算
（第1号）について

日程第16 議案第50号 令和4年度矢巾町後期高齢者医療特別会計補正予
算（第1号）について

日程第17 議案第51号 令和4年度矢巾町水道事業会計補正予算（第2号）
について

日程第18 議案第52号 令和4年度矢巾町下水道事業会計補正予算（第1
号）について

○議長（藤原由巳議員） お諮りします。

日程第13、議案第47号 令和4年度矢巾町一般会計補正予算（第5号）について、日程第14、議案第48号 令和4年度矢巾町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について、日程第15、議案第49号 令和4年度矢巾町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について、日程第16、議案第50号 令和4年度矢巾町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、日程第17、議案第51号 令和4年度矢巾町水道事業会計補正予算（第2号）について、日程第18、議案第52号 令和4年度矢巾町下水道事業会計補正予算（第1号）について、この補正予算6議案は関連がありますので、会議規則第37条の規定により一括上程したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） ご異議なしと認めます。

よって、日程第13、議案第47号から日程第18、議案第52号までの補正予算6議案については一括上程することに決定しました。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） ただいま一括上程されました6会計の令和4年度補正予算につきましてご説明を申し上げます。

議案第47号 令和4年度矢巾町一般会計補正予算（第5号）について提案理由の説明を申し上げます。主な歳入につきましては、10款地方交付税の普通交付税、14款国庫支出金の新型コロナウイルスワクチン接種対象費負担金及び新型コロナウイルスワクチン接種体制確保

事業費補助金を増額補正、社会資本整備総合交付金を減額補正し、19款繰越金の前年度歳計繰越金を増額補正するものであります。

次に、主な歳出につきましては、2款総務費の財政調整基金積立事業、3款民生費の児童福祉総務事業及び子育て世帯生活支援特別給付金その他世帯分給付事業、4款衛生費の新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業、8款土木費の道路橋梁総務事業、道路維持事業及び除雪事業を増額補正、道路新設改良事業を減額補正し、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5億6,108万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ121億8,798万2,000円とするものであります。

続きまして、議案第48号 令和4年度矢巾町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について提案理由の説明を申し上げます。歳入につきましては、4款県支出金の特別調整交付金、7款繰越金をそれぞれ増額補正するものであります。

次に、歳出につきましては、1款総務費、5款基金積立金、7款諸支出金の一般会計繰出金をそれぞれ増額補正し、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,314万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ23億4,891万円とするものであります。

続きまして、議案第49号 令和4年度矢巾町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について提案理由の説明を申し上げます。主な歳入につきましては、7款繰入金の低所得者保険料軽減繰入金及び8款繰越金を増額補正するものであります。

次に、主な歳出につきましては、2款保険給付費の各サービス給付費等、6款諸支出金を増額補正し、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億5,822万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ25億4,859万8,000円とするものであります。

続きまして、議案第50号 令和4年度矢巾町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について提案理由の説明を申し上げます。歳入につきましては、令和3年度の決算が確定したことによる同年度の剰余金として4款繰越金を増額補正するものであります。

次に、歳出につきましては、2款広域連合納付金及び3款諸支出金の一般会計繰出金を増額補正し、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ346万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億5,802万3,000円とするものであります。

続きまして、議案第51号 令和4年度矢巾町水道事業会計補正予算（第2号）について提案理由の説明を申し上げます。補正の内容であります。収益的収入及び支出のうち支出の第1款水道事業費用の営業費用を368万9,000円増額補正して、総額を7億745万8,000円とするものであります。

次に、資本的収入及び支出のうち、収入の第1款資本的収入の負担金を154万5,000円増額補正して、総額を1億4,866万4,000円とし、支出の第1款資本的支出の建設改良費を4,348万3,000円、返還金を60万6,000円増額補正して、総額を7億7,783万2,000円とするものであります。

続きまして、議案第52号 令和4年度矢巾町下水道事業会計補正予算（第1号）について提案理由の説明を申し上げます。補正の内容であります。収益的収入及び支出のうち支出の第2款農業集落排水事業費用の営業費用を225万3,000円増額補正して、総額を6億156万5,000円とするものであります。

なお、それぞれの会計の詳細につきましては、担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いを申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） お諮りします。

議案第47号から議案第52号までの補正予算6議案については、会議規則第39条の規定により、予算決算常任委員会に付託することとしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） ご異議なしと認めます。

よって、予算決算常任委員会に付託することに決定しました。

ただいま予算決算常任委員会に付託した補正予算6議案については、本日開催されます予算決算常任委員会において審査を行い、本日の予算決算常任委員会後に行われる本会議前までに報告書を当職のもとに提出するようお願いしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） ご異議なしと認めます。

よって、補正予算6議案につきましては予算決算常任委員会において審査を終了し、当職のもとに報告書を提出するようお願いいたします。

日程第19 議案第53号 令和3年度矢巾町一般会計歳入歳出決算認定について

日程第20 議案第54号 令和3年度矢巾町国民健康保険事業特別会計歳入

歳出決算認定について

日程第21 議案第55号 令和3年度矢巾町介護保険事業特別会計歳入歳出
決算認定について

日程第22 議案第56号 令和3年度矢巾町後期高齢者医療特別会計歳入歳
出決算認定について

日程第23 議案第57号 令和3年度矢巾町水道事業会計決算認定について

日程第24 議案第58号 令和3年度矢巾町水道事業会計未処分利益剰余金
の処分について

日程第25 議案第59号 令和3年度矢巾町下水道事業会計決算認定につい
て

日程第26 議案第60号 令和3年度矢巾町下水道事業会計未処分利益剰余
金の処分について

○議長（藤原由巳議員） 次に、お諮りします。

日程第19、議案第53号 令和3年度矢巾町一般会計歳入歳出決算認定について、日程第20、議案第54号 令和3年度矢巾町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第21、議案第55号 令和3年度矢巾町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第22、議案第56号 令和3年度矢巾町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、日程第23、議案第57号 令和3年度矢巾町水道事業会計決算認定について、日程第24、議案第58号 令和3年度矢巾町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について、日程第25、議案第59号 令和3年度矢巾町下水道事業会計決算認定について、日程第26、議案第60号 令和3年度矢巾町下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について、この8議案は関連がありますので、会議規則第37条の規定により一括上程したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） ご異議なしと認めます。

よって、日程第19、議案第53号から日程第26、議案第60号までの8議案については一括上程することに決定しました。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君）　ただいま一括上程されました6会計の令和3年度決算認定議案並びに水道事業会計及び下水道事業会計の未処分利益剰余金の処分に係る議案につきまして、皆さんに配付しております令和3年度予算執行に関する報告書、令和3年度公営企業会計別決算総括表及び議案書によりご説明を申し上げます。

それでは、お手元にご準備よろしいですか。初めに、令和3年度予算執行に関する報告書の1ページをお開き願います。会計別決算額、予算現額に対する決算額の比率の順にご説明を申し上げます。

議案第53号、一般会計、歳入134億9,718万6,056円、99.3%、歳出129億4,159万9,132円、95.2%、歳入歳出差引額5億5,558万6,924円。

次に、議案第54号、国民健康保険事業特別会計、歳入25億2,302万8,017円、100.2%、歳出24億9,006万5,833円、98.9%、歳入歳出差引額3,296万2,184円。

次に、議案第55号、介護保険事業特別会計、歳入24億8,603万7,025円、102.0%、歳出22億9,944万5,898円、94.4%、歳入歳出差引額1億8,659万1,127円。

次に、議案第56号、後期高齢者医療特別会計、歳入2億3,223万7,671円、97.8%、歳出2億2,877万2,995円、96.3%、歳入歳出差引額346万4,676円。

次に、合計に参りまして、歳入、予算現額187億8,122万9,000円、決算額187億3,848万8,769円、繰越明許事業に係る未収入特定財源及び繰越額2億190万1,000円、予算現額と決算額の比較4,274万231円、予算現額に対する決算額の比率99.8%。歳出、予算現額187億8,122万9,000円、決算額179億5,988万3,858円、繰越明許事業に係る未収入特定財源及び繰越額2億4,771万2,000円、予算現額と決算額との比較8億2,134万5,142円、予算現額に対する決算額の比率95.6%。歳入歳出差引額、予算現額はゼロ円、決算額は7億7,860万4,911円となります。

続きまして、令和3年度公営企業会計別の決算総括表をお開き願います。皆さん、よろしいですか。お開き願います。議案第57号、水道事業会計、収益的収入及び支出、収入9億1,287万5,855円、102.6%、支出6億3,042万7,888円、94.5%、収入支出差引額2億8,244万7,967円。資本的収入及び支出、収入2,414万6,850円、105.2%、支出5億9,837万8,947円、95.8%、収入支出差引額、これは△5億7,423万2,097円。

次に、議案書をお開き願います。よろしいですか、ご準備。議案書のほうをお願いいたします。いいですね。議案第58号　令和3年度矢巾町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について提案理由の説明を申し上げます。地方公営企業法第32条第2項の規定により、令和3年度決算における剰余金の処分について議決を求めるものであります。内容といたしまして

は、当年度未処分利益剰余金の3億7,172万2,655円のうち2億4,225万3,444円を建設改良積立金へ積立てし、また1億2,946万9,211円を資本金への組入れとして処分するものであります。

続きまして、もう一度令和3年度公営企業会計別決算総括表をお開き願います。皆さん、よろしいですか。決算総括表です。議案第59号、下水道事業会計の公共下水道事業、収益的収入及び支出、収入8億6,737万1,098円、101.8%、支出7億611万1,697円、94.2%、収入支出差引額1億6,125万9,401円。資本的収入及び支出、収入2億7,305万7,800円、100.0%、支出5億1,537万3,149円、93.3%、収入支出差引額△2億4,231万5,349円。

次に、農業集落排水事業、収益的収入及び支出、収入3億6,860万3,585円、101.2%、支出3億2,243万3,816円、95.0%、収入支出差引額4,616万9,769円。資本的収入及び支出、収入5,507万8,002円、100.0%、支出2億1,886万739円、98.2%、収入支出差引額△1億6,378万2,737円。

そして、合計に参りまして、収入、予算現額24億5,710万円、決算額25億113万3,190円、繰越額及びそれに係る財源充当額がゼロ円、予算現額と決算額との比較△4,403万3,190円、予算現額に対する決算額の比率101.8%、支出、予算現額31億5,623万2,000円、決算額29億9,158万6,236円、繰越額及びそれに係る財源充当額はゼロ円、予算現額と決算額の比較1億6,464万5,764円、予算現額に対する決算額との比率94.8%、収入支出差引額、予算現額△6億9,913万2,000円、決算額△4億9,045万3,046円となります。

次に、再度、もう一度議案書をお開き願います。皆さん、よろしいですか。議案第60号 令和3年度矢巾町下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について提案理由の説明を申し上げます。地方公営企業法第32条第2項の規定により、令和3年度決算における剰余金の処分について議決を求めるものであります。内容といたしましては、当年度未処分利益剰余金の3億8,012万8,880円のうち1億9,103万2,005円を減債積立金へ積立てし、また1億8,909万6,875円を資本金への組入れとして処分するものであります。

なお、それぞれの詳細につきましては、会計管理者及び担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご認定、ご可決賜りますようお願いを申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 提案理由の説明が終わりました。

令和3年度一般会計、国民健康保険事業特別会計、介護保険事業特別会計、後期高齢者医療特別会計、水道事業会計、下水道事業会計の各決算審査意見書及び矢巾町基金運用状況審

査報告書が当職のもとに届いております。

なお、意見書及び報告書につきましては、お手元に配付しておりますので、御覧願います。

佐々木代表監査委員が出席しておりますので、審査意見書について補足説明がありましたら、これを許します。

佐々木代表監査委員。

(代表監査委員 佐々木良隆君 登壇)

○代表監査委員(佐々木良隆君) 令和3年度矢巾町一般会計ほか計6会計の歳入歳出決算につきましては、意見書に記載のとおりでございますが、若干の補足説明をさせていただきます。

審査に当たりましては、書類等の照合点検と各担当より聞き取り、説明を受け、審査を行いました。いずれも符合し、正確でありました。

一般会計と3特別会計の実質収支額は、計約7億3,000万円であり、水道事業会計と下水道事業会計においては純利益を計上しております。

当町財政の健全化比率であります実質公債費比率と将来負担比率は、ご存じのようにこれまでの大規模な投資的事業の集中的実施によりまして、依然として高い数値を示しております。現在をピークとして、比率は低下する見込みとのことでありまして、引き続き低減に向けた取組をお願いするものでございます。

一方で、町税等の徴収率は、コロナ禍ではありましたが、高い徴収率を維持しておりますし、ふるさと納税や企業版ふるさと納税など、寄附金も増加しております。これは、職員の創意工夫、徴収努力のたまものでありまして、高く評価するものでございます。今後も中長期的な財政計画、見通しの下、職員一人一人が町政の担い手として新たな発想、創意工夫を発揮され、行財政運営に取り組みれますよう期待しております。

以上、補足説明とさせていただきます。

○議長(藤原由巳議員) 佐々木代表監査委員の補足説明が終わりました。

お諮りします。議案第53号から議案第60号までの決算関連8議案については、会議規則第39条の規定により予算決算常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(藤原由巳議員) ご異議なしと認めます。

よって、予算決算常任委員会に付託することに決定しました。

お諮りします。ただいま予算決算常任委員会に付託した8議案については、9月21日午後2時30分までに審査を終了し、報告書を当職のもとに提出するよう期限をつけたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(藤原由巳議員) ご異議なしと認めます。

よって、決算関連8議案につきましては、9月21日午後2時30分までに審査を終了し、当職のもとに報告書を提出するようお願いいたします。

○議長(藤原由巳議員) 以上で議事日程は終了しました。

直ちに議案第47号から議案第52号までの補正予算6議案について予算決算常任委員会を開催し、当職のもとに報告書を提出するようお願いいたします。

ここで暫時休憩に入ります。

午後 0時00分 休憩

令和4年矢巾町議会定例会9月会議議事日程（第2号）

令和4年9月2日（金）午後2時50分開議

議事日程（第2号）

- 第 1 議案第47号 令和4年度矢巾町一般会計補正予算（第5号）について
第 2 議案第48号 令和4年度矢巾町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について
第 3 議案第49号 令和4年度矢巾町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について
第 4 議案第50号 令和4年度矢巾町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について
第 5 議案第51号 令和4年度矢巾町水道事業会計補正予算（第2号）について
第 6 議案第52号 令和4年度矢巾町下水道事業会計補正予算（第1号）について

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（18名）

1番	藤原信悦	議員	2番	吉田喜博	議員
3番	小笠原佳子	議員	4番	谷上知子	議員
5番	村松信一	議員	6番	廣田清実	議員
7番	高橋安子	議員	8番	水本淳一	議員
9番	赤丸秀雄	議員	10番	昆秀一	議員
11番	藤原梅昭	議員	12番	長谷川和男	議員
13番	川村よし子	議員	14番	小川文子	議員
15番	山崎道夫	議員	16番	廣田光男	議員
17番	高橋七郎	議員	18番	藤原由巳	議員

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により出席した説明員は次のとおりである。

町長	高橋昌造君	副町長	岩渕和弘君
政策推進監	吉岡律司君	総務課長 兼防災安全室長	田村英典君
企画財政課長 兼未来戦略室長	花立孝美君	税務課長	佐々木智雄君
町民環境課長	田中館和昭君	福祉課長	野中伸悦君
健康長寿課長	浅沼圭美君	産業観光課長	佐藤健一君
道路住宅課長 兼まちづくり推進室長	佐々木芳満君	文化スポーツ課長	高橋保君
農業委員会 事務局長	鎌田順子君	上下水道課長	浅沼亨君
会計管理者 兼出納室長	水沼秀之君	教育長	和田修君
学校教育課長 兼学校給食共同調理場所長	村松徹君	子ども課長	田村昭弘君

職務のために出席した職員

議会事務局長	吉田徹君	議会事務局長 補佐	川村清一君
係長	佐々木睦子君		

午後 2時50分 再開

○議長（藤原由巳議員） 再開します。

ただいまから本日の会議を再開します。

なお、この時間帯からは中川農業委員会会長、佐々木代表監査委員は退席しておりますので、申し添えます。

議事日程の報告

○議長（藤原由巳議員） 追加の議事日程第2号は、お手元に配付したとおりであります。

これより議事日程に入ります。

日程第1 議案第47号 令和4年度矢巾町一般会計補正予算（第5号）について

日程第2 議案第48号 令和4年度矢巾町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について

日程第3 議案第49号 令和4年度矢巾町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について

日程第4 議案第50号 令和4年度矢巾町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について

日程第5 議案第51号 令和4年度矢巾町水道事業会計補正予算（第2号）について

日程第6 議案第52号 令和4年度矢巾町下水道事業会計補正予算（第1号）について

○議長（藤原由巳議員） 日程第1、議案第47号 令和4年度矢巾町一般会計補正予算（第5号）について、日程第2、議案第48号 令和4年度矢巾町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について、日程第3、議案第49号 令和4年度矢巾町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について、日程第4、議案第50号 令和4年度矢巾町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、日程第5、議案第51号 令和4年度矢巾町水道事業会計補正予算（第2号）について、日程第6、議案第52号 令和4年度矢巾町下水道事業会計補正予算（第1号）について、この補正予算6議案は予算決算常任委員会への付託に係るもの

で、予算決算常任委員長より審査が終了した旨報告がありましたので、これを議題とします。

予算決算常任委員長の報告を求めます。

廣田清実予算決算常任委員長。

(予算決算常任委員長 廣田清実議員 登壇)

○予算決算常任委員長(廣田清実議員) 付託を受けました6補正予算の審査が終わりましたので、朗読をもって報告に代えさせていただきます。

令和4年9月2日、矢巾町議会議長、藤原由巳様。矢巾町議会予算決算常任委員会委員長、廣田清実。

予算決算常任委員会審査報告書。

議案第47号 令和4年度矢巾町一般会計補正予算(第5号)について、議案第48号 令和4年度矢巾町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)について、議案第49号 令和4年度矢巾町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)について、議案第50号 令和4年度矢巾町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について、議案第51号 令和4年度矢巾町水道事業会計補正予算(第2号)について、議案第52号 令和4年度矢巾町下水道事業会計補正予算(第1号)について。

本常任委員会は、令和4年9月2日付で付託されました上記の議案を審査した結果、原案を可決すべきものと決定いたしましたので、矢巾町議会会議規則(昭和62年矢巾町議会規則第1号)第77条の規定により報告いたします。

議員各位のご理解をいただきまして、報告に代えさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長(藤原由巳議員) 委員長の報告が終わりました。

各議案に対する質疑は、予算決算常任委員会で審議を尽くしておりますので、省略いたします。

ただいまより各議案について討論に入ります。

お諮りします。一般会計、各特別会計、水道事業会計及び下水道事業会計を一括して討論を行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(藤原由巳議員) ご異議がないようでありますので、一括して討論を行います。

それでは、討論に入ります。初めに、反対討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（藤原由巳議員） ないようでございますので、次に賛成討論ございませんか。
（「なし」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） それでは、他に討論はございませんね。
（「なし」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。
これより採決に入ります。

議案第47号 令和4年度矢巾町一般会計補正予算（第5号）についてを起立により採決します。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（藤原由巳議員） 起立多数であります。

よって、議案第47号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第48号 令和4年度矢巾町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）についてを起立により採決します。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（藤原由巳議員） 起立多数であります。

よって、議案第48号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第49号 令和4年度矢巾町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）についてを起立により採決します。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（藤原由巳議員） 起立多数であります。

よって、議案第49号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第50号 令和4年度矢巾町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてを起立により採決します。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（藤原由巳議員） 起立多数であります。

よって、議案第50号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第51号 令和4年度矢巾町水道事業会計補正予算（第2号）についてを起立により採決します。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（藤原由巳議員） 起立多数であります。

よって、議案第51号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第52号 令和4年度矢巾町下水道事業会計補正予算（第1号）についてを起立により採決します。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（藤原由巳議員） 起立多数であります。

よって、議案第52号は原案のとおり可決されました。

○議長（藤原由巳議員） 以上で本日の議事日程は全部終了しましたので、これにて散会します。

なお、明日3日、4日は休日休会、5日は一般質問を行いますので、午前10時に本議場にご参集願います。

なお、毎回同じようなお話を申し上げておりますが、一般質問は議論を重ねながら、当局との行財政事務全般について、事務の執行状況や将来の方針など、その所信を執行機関にただし、政治姿勢や政治責任を明らかにするとともに、行政の在り方について公開の場で論じ合うものでございますので、どうぞ議員各位の積極的な議論を望むものでございます。

ということで、大変ご苦労さまでございました。

午後 2時59分 散会

令和4年矢巾町議会定例会9月会議議事日程（第3号）

令和4年9月5日（月）午前10時00分開議

議事日程（第3号）

第1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（18名）

1番	藤原信悦	議員	2番	吉田喜博	議員
3番	小笠原佳子	議員	4番	谷上知子	議員
5番	村松信一	議員	6番	廣田清実	議員
7番	高橋安子	議員	8番	水本淳一	議員
9番	赤丸秀雄	議員	10番	昆秀一	議員
11番	藤原梅昭	議員	12番	長谷川和男	議員
13番	川村よし子	議員	14番	小川文子	議員
15番	山崎道夫	議員	16番	廣田光男	議員
17番	高橋七郎	議員	18番	藤原由巳	議員

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により出席した説明員は次のとおりである。

町長	高橋昌造	君	副町長	岩淵和弘	君
政策推進監	吉岡律司	君	総務課長 兼防災安全室	田村英典	君
企画財政課長 兼未来戦略室	花立孝美	君	税務課長	佐々木智雄	君
町民環境課長	田中館和昭	君	福祉課長	野中伸悦	君

健康長寿課長	浅 沼 圭 美 君	産業観光課長	佐 藤 健 一 君
道路住宅課長 兼まちづくり 推進室長	佐々木 芳 満 君	文化スポーツ 課 長	高 橋 保 君
農業委員会 事務局長	鎌 田 順 子 君	上下水道課長	浅 沼 亨 君
会計管理者 兼出納室長	水 沼 秀 之 君	教 育 長	和 田 修 君
学校教育課長 兼学校給食 共同調理場所長	村 松 徹 君	子ども課長	田 村 昭 弘 君

職務のために出席した職員

議会事務局長	吉 田 徹 君	議会事務局長 補 佐	川 村 清 一 君
係 長	佐々木 睦 子 君		

午前10時00分 開議

○議長（藤原由巳議員） ただいまの出席議員は18名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程の報告

○議長（藤原由巳議員） 本日の議事日程はあらかじめお手元に配付したとおりであります。これより本日の議事日程に入ります。

日程第1 一般質問

○議長（藤原由巳議員） 日程第1、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順次質問を許します。

最初に、16番、廣田光男議員。

それでは、1問目の質問を許します。

（16番 廣田光男議員 登壇）

○16番（廣田光男議員） 16番、廣田でございます。一般質問に入る前に、改めまして本議場にいらっしゃいます議員の各位皆さん、そして当局の皆さんに対して、日頃のご尽力に対し、敬意を持って厚く御礼申し上げたいと思います。

それでは、第1問目に入りますが、財政の運営についてご質問申し上げます。しばらくぶりの質問であり、どうも年長であることも重なり、あちらこちら、あるいはぼけることがあるかと思いますが、ご協力のほどをお願い申し上げます。

9月本会議は、令和3年度決算議会でもあります。まず、改めまして決算の意義について、釈迦に説法ではございますが、再確認の意味で少しお話ししたいと思います。決算とは、予算は1年間の収支の見積りであるのに対し、収支の締めくくりをしたものが決算であります。金銭で見積もられた予算が、物品、財産、労働に形を変えて、住民の福祉の向上にどのような成果を収めたのかの精算書でもあります。議会としましては、住民の税負担を財源にして、住民の福祉の向上にどれだけの行政効果、経済効果をもたらしたのかを審議する場でもあります。議員もそうですが、決算はもう済んでしまったことだから仕方がないのだと、審議をおろそかにすることをよく耳にするわけですが、これは大きな間違いでありまして、

予算どおりに執行されたかどうか、批判機能として重要なものであり、その成果を生かして次年度の予算に反映することができるので、詳細に検討する必要があります。

このことから、地方公共団体の財政の健全化に関する法律により、決算に基づいて実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率に監査委員の意見を付して議会に報告させるものであります。このような観点から、私は次の4点について町長のお考えについてお尋ねいたします。決算でありますので、多少数値が入ったりしますが、考え方の基本はおおむね議会としてのやるべき骨格に基づいた議論に終始したいと思いますが、よろしくどうぞお付き合いのほどをお願いしたいと思います。

1点目、本町の財政状況について、将来の財政運営に不安を感じますので、町長のお考えを伺います。人件費、物件費、公債費についてであります。これらの経費は、毎年増加傾向にあります。一般財源も伸びる状況にあるならば、危惧することはないのですが、現在そのような状況にないことは、議員皆さんもお分かりのとおりであります。人件費、物件費については、何らかの抑制策を講ずるべきであると考えますが、町長はいかにお考えか。

2点目、公債費の問題であります。地方債残高と債務負担行為の支出予定額を合わせますと、決算年度の財政規模と匹敵しております。これは、大変なことだと捉えております。一般財源の伸びが期待できない中、しかし財政需要の伸びは、確実に予測できるだけに、借金を返していけるのだろうか。赤字団体に転落しないだろうかという不安があります。20年後、30年後は別として、5年後、10年後の状況、財政運営において、町長はどのようにお考えか、所見を伺います。

3点目、将来負担比率についてであります。本町は、岩手県の中で一番高い状況にあります。このことについて、どう考えているのか、お伺いいたします。

4点目、特に運営費補助金についてであります。町から多くの団体に補助金が支出されておりますが、決算額における団体数と、その額はどのくらいあるか、また補助金が、類似団体と比較してどうなのか。補助金を支出するということは、公益上必要がある場合に限られており、補助をする基本的考え方は、行政実例では自家の財力に余裕がある場合に、その事業を助成し、もって自家の公益を増進するとあり、当然のことであろうかと考えております。町財政は、非常に苦しくなっている今日、自家の財力に余裕があるとは考えられません。

そこで、補助団体に対して補助金を出していることが本町の公益の増進に寄与しているか否か。各種の団体の多くは、任意に自主的につくられた団体で、運営費は構成員が負担するのが当然であります。特定目的の事業について、臨時的に補助するならばともかく、恒常

的に運営費に対して補助するということについては、総見直しをするため、有識者を構成員とする検討委員会の設置をして、委員会で申請の事業内容が地域への貢献度、時代に合っているかなど等を審議してもらうことはいかがでしょうか。補助金の既得権益化を防ぎ、交付される側の意識革命にもつながると考えますことから、そのことについての所見をお伺いします。

○議長（藤原由巳議員） 高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 16番、廣田光男議員の財政の運営についてのご質問にお答えをいたします。

1点目についてですが、人件費の決算額の推移は、5年前の平成28年度で14億1,500万円、令和3年度で15億9,400万円と、全体としては増加傾向にある中、令和2年度から令和3年度にかけて、会計年度任用職員を減じて適正配置を行い、職員定数に配慮しながら、派遣職員、育児休業職員に対応しつつ、職員数を確保するなどの取組により、令和2年度に対する令和3年度決算額については、約500万円の減額となっております。

しかしながら、今後は定年引上げによる60歳以上の職員の増が見込まれる一方で、若年層職員の安定的な確保も併せて必要であり、定年引上げ期間中の人的資源の充足は重要であると認識しております。

総務省が公表しております類似団体比較について、人口と産業構造から類似する全国の町村において比較しますと、令和2年度決算において、類似団体、平均値が人口1人当たり6万3,681円に対し、当町は5万8,942円であり、全国比92.6%となっており、高い状況にはありませんが、職員の健康やワーク・ライフ・バランスを守っていく観点からも、時間外勤務の抑制は重要と認識していることから、引き続き事務の見直し、効率化を行い、人件費の抑制に努めてまいります。

また、物件費については、5年前の平成28年度で13億900万円、令和3年度で24億6,300万円と、全体としては増加傾向にあり、うち指定管理料2億1,000万円を含む委託料は18億3,700万円余となっております。物件費の多くは、職員ではできない部分を民間に業務委託、または業務に必要なシステムのリース、給食費の賄い材料代、ふるさと納税の返礼に係る費用となっており、人件費同様抑制が難しい経費となっておりますが、業務委託及び指定管理の部分において、業務の見直しなどで削減の余地があると思われることから、抑制を検討してまいります。

なお、8月31日には、地方創生を推進する複業マッチングプラットフォーム、複業クラウドフォアパブリックを展開する株式会社アナザーワークスと連携協定を締結し、行政へ複業人材を登用する実証実験を開始しております。今回は、広聴広報戦略アドバイザーの公募となっておりますが、民間の優秀な人材と町職員の協働プロジェクトにより、行政課題、地域課題の解決に取り組んでいくという、単純な業務委託によらない新たなアプローチを通じた予算の有効活用の可能性を検討するとともに、職員の成長にもつながるものと期待しております。

2点目及び3点目についてですが、借入金に係る元利償還金であります公債費が、他市町村に比べて高い理由は、駅周辺の区画整理事業や矢巾スマートインター関連、踏切改良、これは3か所の踏切改良で、上杉、そして白沢、南矢幅踏切、医大前中央1号線整備など、将来への先行投資としての開発を積極的に展開してきたことによるものであります。

公債費は、令和4年度の13億8,000万円をピークに減少していく見通しであり、令和9年度には11億円、令和14年度には5億5,000万円の見通しであります。議員ご指摘のとおり、公債費以外の財政需要の伸びも想定されますので、今後の大型公共事業の実施につきましては、毎年度の元利償還金の状況を踏まえつつ、慎重に検討していくとともに、企業版ふるさと納税制度の活用など、積極的な歳入確保に努めることで、健全な財政運営を維持してまいります。

また、債務負担行為の支出予定額については、駅周辺の区画整理事業に伴うものや各種指定管理料が主な内容になっておりますので、業務の見直しなど、可能なものについては、機会を捉えて抑制に努めてまいります。

将来負担比率については、公債費と同様の理由により、令和2年度は125.6%、県内ワースト1位となっておりますが、令和3年度は97.7%と依然高いものの、改善傾向にあり、徐々に改善していく見通しとなっております。

4点目についてですが、補助金のうち団体等に対する各種補助交付金については、令和3年度決算において、110事業で約4億6,000万円の支出になっております。うち経常的に支出されている運営費補助金等については、72団体に対し、約5,400万円の支出を行っております。

また、補助費の類似団体比較については、令和2年度決算において、類似団体平均値が人口1人当たり15万4,313円なのに対し、当町は16万7,958円であり、全国比108%となっております。有識者検討委員会による補助金の審査については、これまで庁舎内での補助金検討

会議での検討や予算編成に合わせた各団体の繰越金等の収支状況に基づく査定など取組を行い、一定の効果が出ておりますので、この取組を継続することとし、団体への補助を通じて、本町の利益にもつなげるように努めてまいります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 再質問ありますか。

廣田光男議員。

○16番（廣田光男議員） ただいま答弁いただきました中で、若干再質問したいと思っておりますので、よろしくお願いします。

人件費についてであります。5年前の平成28年度に14億1,500万円、令和3年度で15億9,400万円と増加傾向にあるとされています。令和2年から令和3年にかけて、会計年度任用職員を減じて適正配置、配備により、約500万円の減額となっているとしておりますが、そもそも会計年度任用職員を減じてとしておりますが、いかなる性格のものが会計年度任用職員なのでしょうか。

私の認識からしますと、昔の臨時雇いさん、それが今の会計年度任用職員になっているのではないですかと思います。私は、やはり長い行政経験の中で、臨時さんの必要性も非常によく分かっておりますが、任用等に際しては、予算審議でありました。したがって、臨時さんの身分とか、そういうものよりも予算がつくつかつかないかで、あるいは力関係によって多く配置されたり、少なく配置されたものが通常でありました。こんなことから働き方改革を前提にしましたところ、会計年度任用職員になってから、その身分は大幅にアップしているのか。職員と横並びの勤務条件と待遇になっているのか疑問に感じますところから、当局では、この会計年度任用職員の運用について、いかに今後進めてまいるのか、お伺いしたいものであります。

とかく私が、その頃の感覚からいいますと、家庭の主婦である場合、被扶養者認定130万円の壁というのがありまして、非常に行政にとっては都合のよい制度であり、また使われるほうとしても、非常によかったものであります。1年間ぐらい使いたいなと思えば、いやいや、もう130万円がアッパーです、来月から休ませてください、こういう状況でありましたが、そういう事態は、今はもうなくなっているのかどうか。そういうことも中心に考えてみたいなというふうに思うのであります。

また、これに関しては、矛盾するようでありますが、正規雇用職員と会計年度任用職員との比率とバランスというものが議論されているのかどうかも併せて伺いますし、やっぱりこ

れには何か一つの考え方というもの、伏線があって年間雇用していくものではないかと思われ
れます。また、その職員の勤務年数の長さによっては、正規職員と変わらないわけですから、
それなりの対応をしなければならぬと私は思うのでありますが、その辺のところについて
も、これは細かい問題になりましたので、決算議会でもありますので、担当課長さん、どな
たでも結構です、我こそ自信があると思う方は、この考え方についてお知らせいただきたい。
以上。

○議長（藤原由巳議員） 田村総務課長。

○総務課長兼防災安全室長（田村英典君） お答えいたします。自信があるかと言われれば、
ちょっと疑問がありますが、大変申し訳ありませんが、可能な限りお答えさせていただき
たいと思います。

まず、正規職員、ご指摘のとおり、令和2年度から徐々に増やすようにしてまいりました。
まず、令和2年度は178名、令和3年度180名、令和4年度182名、それから会計年度任用職
員につきましては、令和2年度が178名、それから令和3年度156名、令和4年度当初につい
ては114名と、がくっと減らしたということでございます。この意図は、まず本来であれば、
会計年度任用職員につきましては、前年度に各課から聞き取りをいたしまして、どのような
業務でどのような人数が必要なのかという中で、正規職員が対応できない、要するに会計年
度任用職員の皆様、専門的な見識を持っている方にもお手伝いをいただいて、カバーして
いただきたいという趣旨で会計年度任用職員を採用させていただいておりますが、そういった
中で聞き取りをしながら、翌年度必要な人員については、振り分けを行っているという状況
でございます。

しかしながら、ここの、では令和2年度あるいは令和3年度から令和4年度、今年度、な
ぜこのように減らしたかといいますと、やはり必要な人員については、正規職員を雇うべき
ではないかという考え方もありましたので、今後は徐々に会計年度任用職員の皆様には助け
ていただきますけれども、正規職員の採用を多くして、必要な人材を必要な箇所、部署にし
っかり配置していきたいというような考え方で、これからは持っていきたいということで、
令和4年度は減らせていただいたという状況でございます。

なお、会計年度任用職員と正規職員との格差はあるのではないかと。確かにその給与面
では、それぞれの個人のご事情もあります。廣田議員からご指摘いただいたとおり、扶養の関
係で、どうしても旦那さんの扶養に入るので、130万円を超えないような形にしてほしいと
いうような要望もありました。そういったものについてもお応えいたしますし、それに関わ

りのない方については、それなりの働き方ということで、そこら辺もご事情を聞きながら、しっかりと対応させていただいているという状況でございます。

いずれ正規職員、それから会計年度任用職員、バランスをしっかりと取りながら、業務遂行、推進させていただいているという状況でございますので、お答えさせていただきます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 廣田光男議員。

○16番（廣田光男議員） 今のお答えについて、ちょっと疑問点がありますが、やっぱり職員にとっては、手元になる職員が欲しいのです。会計年度任用職員といっても、臨時さんですから、臨時さん、これまた罪のない話で、責任がある程度転嫁されるわけです。そのことについて、残った仕事について正規職員がかぶらなければならない、そういったことのバランスもあるわけです。

そして、よく町長さんはお話ししていますが、人が足りなかったら体、体で足りないならば汗をかけ、汗もかけないやつは死んでしまえ、そういうふうなことはないか、そういうふうな言い方になってしまう傾向があるのではないかと、私はそれを心配するわけです。

というのは、会計年度任用職員が増えることによって、職員への負担も少なくなってきたが、他方、今のように少なくしたと言われると、定数はそのまま臨職さんも下がってきた、大変結構な改革をやっているなどと思われませんが、本当にいいのですか。必要な人員の確保に努めるべきではないでしょうか、本当に間に合っていますか。矢巾町は、様々な協定を結んだり、様々なことが連日報道されますが、これについていける人材というのは、これは臨職さんでは対応できないのです。やっぱりこの辺の考え方について、もう少し具体的にお話しいただければありがたいのですが、どうぞ。

○議長（藤原由巳議員） 田村総務課長。

○総務課長兼防災安全室長（田村英典君） すみません、言葉足らずで申し訳ありません。まずは、おっしゃるとおり、専門的な職員が必要だというのは、そのとおりだというふうに考えております。そこら辺につきましては、各部署からしっかりと聞き取り調査をしながら、次年度の採用、職員の採用試験、あるいはそういった中で、どうしても間に合わないという場合については、会計年度任用職員の皆様にも助けていただきたいなというふうに準備をさせていただきたいというふうに考えてございます。

それから、5年後になるのですけれども、公務員の定年の引上げ、65歳になっていくということもございまして、そこら辺もにらみながら、貴重な人材が今後とも60歳を超えて

65歳まで引き続き、定年が延長するわけですから、人材を生かしていただけるということで、そこら辺の定数管理もしっかり見据えながら、これから努めてまいりたいと考えてございますので、以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 廣田光男議員。

○16番（廣田光男議員） 今65歳までの定年延長の話がありましたが、定年延長というのは、すなわち職員の現職を5年間だけ引き延ばすということですから、その方は、定員増になるわけですが、単純に。そのことに対して会計年度任用職員は減っていくわけですね。そして、その退職になった方は、役職定年制をしくのですか。この辺のところ、やっぱりこれから大きな問題、現実にもう発生しているわけですから、このことについて所見があれば、お伺いいたします。

○議長（藤原由巳議員） 田村総務課長。

○総務課長兼防災安全室長（田村英典君） お答えいたします。

まず、その定員管理については、そのとおりに増加してまいりますし、ただし新陳代謝も確かに必要ですので、新採用職員についても今後の矢巾町を支える職員ですから、そこら辺もしっかり採用しながらというふうに考えてございます。

その中で、役職を解くという形は、まずその規程、制度の中で、まず課長職なり、管理職の立場としては解かれます。それは、全体的にそういった決まりになってございます。それから、給与につきましても、大体7割程度の部分で給与は保証するという形になってございますので、あとはそれぞれの希望に応じた内容もお聞きしながら、しっかりした配置をしていくという流れで準備させていただきたいと、そういうふうに考えてございます。

できれば、12月議会でここら辺の詳しい改正案、条例案などもお示ししながら、ご説明させていただきたいというふうに考えてございますので、どうぞよろしくお願いたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問。

廣田光男議員。

○16番（廣田光男議員） 今のことについては、この辺で終わりたいとは思いますが、ちょっと私心配しているのは、役職定年制になった場合に、モラルハザードがあるわけです。65歳までは適当にいくというようなことになっては、元も子もないわけです。私らはよく窓際族といったものですが、私も経験しました、五、六年以上。やっぱり何も仕事も来ないのです、係長たちがいますから。やっぱり残念ながら窓際に座っているしかない。これの延長が、またさらに5年も続くというようなことがあってはならない。したがって、待遇も落ち

たけれども、仕事も稼がせる、これこそ需要と供給の問題があるから辞めていくかもしれない。辞められても困りますので、その辺の対策もしっかりしなければならない。

そして最後に、ちょっと心配しているのは、若い女の子たち、何となく役場に入った、県庁に入ったと喜んでいるのです。聞いてみると、県庁に入りました。どこだ、県庁といっても、いっぱいあるから、本当は臨時なのです。カッコいいことになったのです、会計年度任用職員ですから。だけれども、これが何年もその同じサイクルを繰り返しているのです。それを何といいますか、お局様というのです。辞めないのです、これも。

そして、例えば県庁ならば盛岡市役所と行ったり来たりして、私ここで8か月いるけれども、あなた、ここから12か月とってサイクル表を組んである、お局様が仕切って。そういうことであれば、やっぱりあまりいい結果には結びつかない。今しつこく言っているようですけれども、今来ます、そういう時代が、もっと明らかに。そうしたときに、踏み込んで仕切っていかなければならないのです。また、それでノイローゼにならないでください。その辺のところも心配しているということもお話を伝えたいと思います。

それでは次に、物件費についてお伺いたします。平成28年度1億1,500万円増加となっておりますが、物件費は、拡大する行政需要に対応する今後新たな業務委託や指定管理などに増えることがあっても、減ることはないと思慮されます。答弁では、業務委託及び指定管理の部分において、業務の見直しなどを行えば間尺がつくと。では、例えばどんな見通しが考えられますか、伺います。

そんなにできるものであれば、今までもやってきたらよかったのではないですか。今もできていないのに、急に明日からできるのですね。その辺のところもちょっと重ねてお伺いします。厳しいようではありますが、やっぱり私は次の補助金についても同じですが、やっぱりこれ、行政の新たな命題なのです。ここを解決していかなければ、役所は破綻するよ。でも、破綻しても潰れません。限界集落ではないのですから、ここは。

だから、増田さんが言いましたけれども、人口減によって市町村が潰れる、そんなことないのです、市町村は残るのです。残念ながら、残った結果が夕張では困るわけです。今からこのことに対して備えていかなければならない。それで、よく考え方としてあるのは、委託料と、すぐそっちに逃げるのです。委託料、確かに言葉はいいのです、業務委託します。委託すれば、何でもやってもらうのなら、うちの母ちゃんにも委託したい、いろんな面で。相手がいるのです、質の悪い相手もいるのです。とてもいい相手もいますけれども、だからやっぱり自分の女房に代わる委託料ないのです。したがって、やっぱりこの委託というのも、

今から考えていかなければ、質の悪い委託に遭わないように、よくよく考えてやるべきではないかなと思いますし、業務の見直しということではなく、業務の見直して、先ほど来田村課長さんがお話ししておりますけれども、業務の見直しというのは、非常に難しいのです。あちらを立てればこちらが立たず、非常に難しい問題があって、さらにそこに職員の情実が入る、職員の情実が入ってくれば、これはたまったものではないです。だけれども、それを情実を超えて、いつもにこにこ明るく楽しくなんていう職場があったら見てみたいものですが、なかなかいかないのです。そういうふうなところ、その辺の面もよくよく考えて、ご回答いただければと思います。

あともう一つ、複業クラウドフォアパブリック、私が一番嫌な用語なのですけれども、もっと日本語らしく使えないかなと思うのですが、はっきり言えば、議会では通るかもしれません。私でさえもあやふやなところがあるのに、地域に帰れば、何だってほんたなもの、こう言われるわけです。それに対してすばっと答えられる人、何人いますか、いる中で。やっぱりふるさと納税さえも平仮名でやっても、何のことだと言っている時代に、この横文字も協定をすることによって、協定するだけの利益がある人と、協定を結んでも、さっぱり利益にあずからない人があると思いますが、具体的に何をどういうふうに活用していくのか、教えていただけませんか。

○議長（藤原由巳議員） 吉岡政策推進監。

○政策推進監（吉岡律司君） 私のほうからお答えさせていただきます。

廣田議員さんからのご質問ということで、何と答えたらいいのかなというような大変緊張しながらなのですが、答えられる範囲で、まず業務委託、すぐ指定管理だとかという話の中で、効果がすぐ出るのだったら、前からやっておけばよかったのではないかなというような指摘をいただいたと思います。私も全くそのとおりだと思います。やるならば、すぐやればいいし、今やればよかった、これまでもやってくれば、こういう結果にはなっていなかったのではないかなということだろうかと思います。

しかしながら、最初、業務委託のことは、一定期間、期間はありますけれども、明らかに専門的過ぎて、外に出してしまっただけで、本来アウトソーシングは、外の力を使って、中をよくしていくというのが業務委託の大前提になるのですが、そういう状況になっていなかったというところが非常に大きなところだったのではないかなというふうに考えているところでございます。

では、それでどうやって成果を上げていくのかという話になりますが、業務の見直し、2

点目にちょっと関連してくるところでございますが、改めて自分の仕事について深く考えていくということが必要なのかなと思います。業務の見直しについて、現場でヒアリングなんかをしますと、どうしても忙しさに追われて、こうあるべきだというふうに思っていたところと違う結果が出てきているようなところがございます。そういったところを組織一丸となって、きちんとこういう目的でやっているのだよという話の中で、その業務委託を位置づけていくということが必要なかなと思っています。

また、指定管理についても同様でございます。指定管理の在り方も、もう前提、どこかの組織がありきで指定管理を出すということではなくて、時間をかけて公募をし、なおかつ町民のためのサービスがよくなれば一番いいわけですので、そういった期間をこれから十分に取しながら、改革を進めていきたいなというふうに思っています。

また、3番目のアナザーワークスの協定の件です。こちらにつきましては、確かに難しいなという話でございますけれども、このところと協定を結んだ経緯でございますけれども、複業人材といって2つの仕事を持っていて、どちらからもお給料をもらいたいですよという人がいます。今回アナザーワークスは、そうではなくて、お金は要らないので、私の知見をどこかに活かしていきたいという方々がございます。そちらの后者のほうの複業人材を活用するという形の中で、これは私どもでこういう人材を必要としていますということを上げると、それを見て、矢巾町のこういうことに手伝いたいよという人が手挙げをしてくれます。その方が一定期間、矢巾町の課題解決に専門的な知識を持ってお手伝いをしてくれるというような仕組みでございまして、あくまでここ実証実験ということで、これからスタートアップということなのですけれども、その中で一つ一つ地域課題を解決していくことができれば、単なる業務委託ではなくて、ここに思いのある人が介在することによって、どんな変化をしていくのか。それによって私たち職員もそれを参考にして、どう変わっていけるのか、そういう好循環を生んでいきたいなと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） 廣田光男議員。

○16番（廣田光男議員） 吉岡課長さんのご答弁は、毎回期待している答弁のものでありますが、ちょっと足りないのは、協定を結んだ相手が、何も見返りがなくて、はあそうですかと提案してくるのですか。やっぱり何か伏線があるような気がするのです。伏線があるとすれば、複線化工事が駄目にならないように、やっぱりストレートにもらうものはもらう、やるものはやるという具体的な、そういう話をしたほうが協定、分かりやすいのです。私はいつ

も思うのですが、協定を結んで委託するという部分の危険性というのは、よくよくお考えになって進めるべきではないかと思いますが、やっぱりこれはもう100も言わなくても分かりますよね。では、これはやめました。

いずれたくさん協定を結ばれていらっしゃるようでございますが、その協定の結果、我々住民に具体的に財政支援なり、あるいは予算的なものが詰められてきた場合には、私らにも早めに教えて、やはり予算の中でもしっかりコンセンサスを取りながら、町政運営をしていくべきだと思いますので、よろしくどうぞお願いしたいと思います。

次に、公債費であります。公債費というのは、あくまでも借りたものを返すのは、当然のことです。答弁のとおり、令和4年の13億8,000万円が大きかった。そして、なぜか令和9年度も支払い見込額まで飛ぶわけですが、なぜ、令和5年度、令和6年度、令和7年度、令和8年度を飛ばしたのですか。

これ少なくとも令和5年度、令和6年度、令和7年度、令和8年度は、10億台の大台ではないですか。ある年によっては、これが6億円になったり、3億円になったり、12億円になったり、そういうことはないのですね。やっぱりこれは令和4年から令和9年の11億円までは、この6年間は同じような大台で11億円から13億円の支払いが続くものではないですか。私、素人目に考えれば、そのように思うのですが、そうしますと、今後とも借金財政が続くもので、新たな起債というものは、臨時財政対策債に頼らざるを得ない状況であるということ、どうなのでしょう。新たな財源措置として臨時財政対策債を発行し、各事業年度の不足財源に充当している現状を借金ではなく、将来の地方交付税の先食い担保された財源で問題はないとしておりますが、前回の答弁でそうありましたが、やはり借金に変わりはなく、必ず返還しなければならない。このまま臨時財政対策債というのが財源の一つになっていくということは、いつまでも借金というか、皆さんからおっしゃれば、先取りだからいいのではないかと、いずれ返ってくるのだから。そうではないのです。臨時財政対策債を使うということは、ある程度特定された財源なのです。何に使うということであれば、もう決めているわけです。それで、これが何年か後に臨時財政対策債が普通交付税に代わるものとして出てきた場合、もうあなたのところは特定目的で使っていますから、経常の普通交付税しか使えませんよというふうなことにならないのかを心配しているわけであります。

したがって、もう一つ言えることは、国の財政動向を見てごらんください。私、いつも心配するのは、今国の借金というのは何兆円ありますか。1億、2億、3億の世界ではなく、何十兆円です、何十兆円を国は交付税を払うために特別会計というのをまたさらにつくって、

返さなければならない財源と臨時財政対策債を出すことによって崩壊しているのです。そういうふうなことをやられて、今つないでいるわけ、そういう状況なのです。やっぱり国も、これは交付税の先食いと言わないで、やっぱり財源を見つけるべきではないですか。だって、国の場合は、造幣局に頼めば印刷、お足が出てくるのでしょ、印刷すれば。矢巾町役場で印刷しても何も出てこないです。偽金しか出てこない。

やっぱりそういうことを考えると、臨時財政対策債に限る町政運営というのは、なるべく少なくして、本来もらえる地方交付税が来るときは、満額もらえるような仕組みの中で努力していくということも一つではないでしょうか。私は、そういったことを心配しているわけでございますので、このことについて、専門的なことになってしまいましたが、あちこちの新聞、ニュース等を見ますと、やっぱりそういったことを心配されている学者先生がいっぱいいらっしゃるのです。やっぱり何十兆の大台ですから、1人当たりによれば、膨大な額なのです。いずれこいつ将来負担比率、今日の議論は将来負担比率やめますけれども、自分らの孫子につながっていくのです。

よく言います、これは駅前はやらなければならなかった、私もそう思っています。議員になりたての当時は、もう決まっていたけれども、やっぱりやるべきだったと、今の現状を見ると、やつてよかった。本当にいい政策でした。だけれども、残念ながらやっぱり金がかかるのです。借金しなければ一番よかったのですが、打ち出の小づちがなかったのです。やむを得なくそういうふうな借入れを起こしたわけですが、それが十年も続いてくるわけです。私が死んでからも払っていかねばならない。さらに、臨時財政対策債も足かせをはめられるような財源であれば、一般財源ではないと私は思うのでありますが、この辺についての所見がございましたならば、ぜひ教えていただきたいと思ひます。

○議長（藤原由巳議員） 花立企画財政課長。

○企画財政課長兼未来戦略室長（花立孝美君） ご質問にお答えいたします。

臨財債に代わる財源を見つけなければならないというふうなお話、おっしゃるとおりだと思います。では、具体的にそれを何で補うのかというふうな話になれば、これは今すぐお答えできるものは、すみません、持ち合わせておりません。これからの町政の中で、まずは将来の借金を少なくしていくというふうな、公債費を減じていくというのは、もう当然のことでございますが、議員もおっしゃったとおり、駅前の事業をやったと。これは、今我々が考えているの、当時は大変難しいのではないかと、このままで矢巾町は大丈夫なのかというふうにも私も何人かの議員さんからお話しされて、当時はあまりよく分からなかったのですけれ

ども、大丈夫であろうとは思っていたのですが、実際やってみて、やってよかったというふうな事業になっているのは、そのとおりでございます。

今後町の中でも、まだまだやっていかなければならない事業というのはあるわけなのですが、それをどこまでできるのか、そしてどこまで借金を返していけるのかというふうな問題は、これからもつきまとうのですが、ただその中でも、町民の方々の幸せのために我々は働いているわけで、何とか皆さんが納得して、そして矢巾町がずっと続いていけるというふうな、何とか財政運営を目指してやっていきたいと思っております。ちょっと今のところは、大変申し訳ございません。そういったお答えしかできないようなところですので、よろしく願いいたします。

○議長（藤原由巳議員） 廣田光男議員。

○16番（廣田光男議員） この議論は、非常に時間を食っておりまして、もうほとんど私の時間、次のやつに回らないくらいになってきましたけれども、やっぱり難しい問題なのです、これ、どれもこれも。だから、結論はそんなに出るものではありません。ただ、今からこういうものを考えていかなければならないところに来ているよ、非常に財政は硬直化しているよという、財政が硬直化しているというのは、あえて何を言いたいかという、次に箱物が、今来ます、いっぱい。ラッシュのように来るわけです。そうしたならば、体育館、役場庁舎、何だかかんだか、こう考えていたならば、ちょっとぞっとするほどのものが来るわけです。そのことも組まなければならないわけです、今の財政プラス。

だから、やっぱり今のお答えでもあったように、私は言ったのではないですかと、令和4年度の13億円の台がどこまで続いて、どうなるのですかということに対しては、一つも答えていないのです。後で教えてください。言いづらいならば、どのぐらいあるのだから。それプラス、そいつを払いながら、新しい臨財債と併せて新たな箱物という、やっぱり町長さんだって苦しいとは思うのです。ない袖を任せられたわけですから。ある財源の中でやることは、これは私にもできる。それが、やっぱりないものの財源の中からやるとなると、非常に苦しいと思いますので、やっぱりこれはひとつ町長さんだけではなくて、一緒にやっていかなければならない問題であると思いますので、この辺につきましても、これで収めたいと思いますが。

1問目に臨時運営補助金についてありますが、補助金の見直しのための検討委員会を設置してはどうかという質問に対して、ちょっと検討してみますと書いていますけれども、言いたかったことは、私も予算書から一つずつ拾ってみました、補助金について。やっぱり聞い

ている意味と言っている意味がちょっと違うのです。四千何百万円の大台だというのですけれども、四千何百万円、どこから出して4,000万円、私に後で教えてください。結構ですから、私が計算すると、少なくとも数億円です。それで、私の捉え方が悪いというのであれば、私の捉え方の何が間違っているのか教えてください。何で4,000万円になるか分かりますか。書いた以上、4,000万円ぐらいの経常的な補助金だということですので、その仕組みだけ教えてください。

それで、やっぱり時代が少し変わってはきています。補助金というのは、先ほど質問したとおり、補助金というのは、やっぱり本当の補助に、補完してあるものなのです。主体があったものに対して補完してあるものという考え方が私は補助金の考え方ですので、やっぱり1つ補助金を起こせば続くというようなことを第三者の目から見て、予算担当者と査定者と、その代表者が相對して、そこで物事を決めるということは間違いないと思いますので、その辺については、第三者の目を入れて、しっかりと検証しながら、必要のないものは思い切って切ると。また、不都合なことが起きたならば、そのときにまたしてみようやというようなこともやっていかなければならないと思いますので、ない袖は振れないということであれば、ない袖も何ぼかつぎっこすれば使える、そういう発想をぜひやっていきましょう。

それでは、これを本当に不完成、未完成というか、まだまだいっぱいご質問はありますが、次、私の時間が7分ちょっとありますので、これについては、1問目を終わります。

○議長（藤原由巳議員） それでは、また次回等にひとつ、一般質問でまた議論をお願いいたします。

それでは次に、2問目の質問を許します。

廣田光男議員。

○16番（廣田光男議員） それでは、2問目の質問に入らせていただきます。

町民の行政参加についてご質問いたします。町民の行政参加について、どのように考えているか所信を伺いたいと思います。

我が国は、民主主義の政治形態を取っております。したがって、地方自治も直接請求などの直接参加と首長、議員を選挙する間接参加が基礎になっておりますが、町民には、我が町をいかに治めるかという住民自治の観点がいささか薄いようにも思われます。従来住民パワー、住民運動が全国的に広がりましたが、住民の政治に目覚めたと、行政を住民の手に戻すということで、評価できる部分もありましたが、一部にはごり押しとも取られかねない面もあったことが事実であります。

そこで、住民の自治意識を向上させ、自分たちの町は自分たちがつくるという意識を持たせるために、行政の一部に町民の参加を求める町民が自発的に参加できるような啓蒙が考えられないのかどうか、所見を伺うものであります。

例えば各行政区には、コミュニティ広場や河川公園などがあちこちにありますが、これらの清掃や管理が必ずしも十分に行き届いていないところでもあります。自分たちの利用する施設だから、自分たちできれいするようにすれば、利用する場合も汚さないようにするでしょうし、汚す人があれば、注意もするでしょう。こうしたことが行き渡りますと、嘱託の管理人も要らなくなる。そうすると、嘱託に支払っていた手当の額も相当少なくなる。一例として、このこともお話ししましたが、これを強制すると、戦前の勤労奉仕に結びつけられると思いますが、自発的に参加するように意識を向けていくことについて考える余地はあるのか。また、新たな施策を実施しようとするとき、町民はどう考えていくのか意向を調査すべきだと思いますが、私は提案の中で次の点を提案したいと思います。

個人町民税2%を町民税の納税者による使途決定をする、いわば直接民主主義を導入することについて、町長の考えを伺います。納税するその全額全てを行政が使途を決定するのではなくて、個人住民税の2%程度の使途を納税者が決められる住民活動支援体制を導入する考えはないかについてであります。そのことによりまして、税の使途決定に参加したということになると思われまます。大変画期的な施策ではないかと思われまますが、このことについて導入すべきではないでしょうか。

また、本町には多くの補助金が交付されておりますが、これについても特に自助については、その定義も曖昧なものであり、自助の限界についても基準がない。そういった中で、やはり自助の取組を住民も行うと、そういう時代にも入ってきていることも確かではないでしょうか。全てみんな町政任せ、お金も行政任せと、そのようなことでは大変困るわけでありまますので、最も大事なことは、私がここでお話しして大事だと思われるのは、地域活動に支援するために、財政面から支援をする必要があると考えまます。なぜ、お金は出すが、口は出さない。家業でいえば、家庭に例えれば、首長は全て、家長が全て用途を決めて、家族は決められた予算の範囲内でしか行動ができない、不満が募る、これでは家庭崩壊につながる部分もあるのではないかと、大げさに言えば。そういったことの中で、補助金の対象事業には、交付基準等をるる述べましたが、これらについて、地域課題の多様性に配慮して、都市と農村の均衡ある発展、このことについて、自由裁量で使えるお金の捻出についてお伺いするものであります。

○議長（藤原由巳議員） 高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 町民の行政参加についてのご質問にお答えをいたします。

1点目についてですが、矢巾町コミュニティ条例では、矢巾町民憲章に掲げる理想のまちの実現を図ることを目的として定め、町は、コミュニティが住民自治の原点であるとの認識の下に、コミュニティの自主性と創造性を尊重しながら、コミュニティを醸成し、活動を推進するための施策を講ずるとあります。

町民の行政参加といたしましては、年に2回町内一斉に行っております町をみんなできれいにする運動や河川愛護や道路愛護として、行政区単位で各愛護会を組織し、道路や河川の草刈り、ごみ拾いなどが行われております。

町内の環境美化を図るとともに、共同作業を通じて和といたわりと助け合いの精神、いわゆる心を培いながら、地域活動へ参加することにより、町民の皆様の自治意識の向上も担っていると認識しております。

さらに、コミュニティ公園等身近な施設は、町と施設管理委託契約に基づき、自治会へ管理をお願いしており、ごみ拾い、草取り作業など、公園周辺にお住まいの皆様のご協力の下、管理が行われております。そのような中で、作業の中心住民の高齢化や新住民の不参加などにより、作業に参加する住民の方々が減少している地域もあると伺っております。町民の地域活動への参加につきましては、自らの町は自らの意志で環境整備を行い、住みよいまちづくりを目指すよう、住民意識の向上に努めてまいります。

また、新たな施策を実施する際には、町民の皆さんの目線の観点から、町民の声や地域懇談会、コミュニティ組織の団体である矢巾町コミュニティ連合会と連携を図り、住民の意向を伺いながら、進めてまいります。

2点目についてですが、ご提言いただきました町民活動を支援する制度につきましては、ほかの先進事例を見ながら、地域コミュニティの醸成を図りつつ、今後検討を進めてまいります。

また、議員ご指摘のとおり、町民の自由な創意工夫による提案が、より直接的に反映されることによって、行政、いわゆる町政への参加意欲や地域課題に対する関心を高める効果が期待できるものと考えております。

現在においても、コミュニティ整備事業補助金をはじめ、農林業部門における多面的機能支払交付金、商工観光部門における創業支援補助金や特産品開発補助金、社会教育部門では

文化活動補助金など、各分野において、目的を持って活動する団体や個人が柔軟に活用できる様々な補助金メニューを用意しているところではありますが、より利用しやすい制度となるよう見直しを図りながら、周知や利用促進に努めてまいります。

町内の地域性などに考慮した地域への自由裁量による補助金については、議員ご指摘のように、地域ニーズの多様化が進み、また地域運営に関しても、自助、共助、公助に加え、最近では近助、いわゆる隣組、そういった近助といった新たな考え方も注目されている中、柔軟な発想による施策立案が必要と認識しておりますことから、これからの持続可能な地域づくり、いわゆるまちづくりに向けた課題解決の手段の一つとして、地域の声をお伺いしながら、検討してまいります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 再質問ありますか。

廣田光男議員。

○16番（廣田光男議員） 最後にお伺いしたいのは、私は一生懸命力説しているのは、都市と農村が均衡ある開発をすべきであると。特に混住社会、今矢巾町は、非常に都市と農村が混住しておりますが、この中で、地域課題やニーズが違うということをぜひ認識の上、やはり例えば不動に行ったら、東徳田に行ったら、こういう問題があるよといったことに対して、ではおめはんたちはおめはんたちで決めて、自分たちで好きなようにうまく使ったらどうなのだという小遣いを差し上げてくるという発想は大事ではないかな、そんなに大した額ではないでしょう。そういうことを考えながら、改めましてお父さん、お小遣いちょうだい、お考えをいただきます。

○議長（藤原由巳議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） お答えをいたします。

廣田光男議員の今日、財政運営、それから町民の行政参加、さすが廣田光男議員は、行政経験豊かな発想の中から、いわゆる先ほどは、やっぱり財政構造なんかも、いびつな構造にならないように、また人事、この組織もいびつな構造にならないように、そしてまた何より町民の行政参加、これはこの間全員協議会でも、いわゆる今後の総合計画で、とにかくこれからはやっぱり少子高齢化、そしていろんな町政課題が山積しております。だから、町民の声を、これから来年にかけてしっかりお聞きしながら、そして住みよいまちづくり、よく私どもは、課長たちは、住みたい町というのですが、私ども町民にとっては住みよい町になるように、今日ご指摘いただいた大所高所からいろいろご指導いただいたこと、ご助言いただ

いたことを真摯に受け止めながら、これからの町政運営に当たってまいりたいと思います。

今日は、本当に廣田光男議員のご高説をお伺いしまして、また私も新たな気持ちにさせていただきました。本当にありがとうございます。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問、よろしいですね。

それでは、これで16番、廣田光男議員の質問を終わります。ご苦労さまでした。

それでは、時間も大分経過してまいりましたので、ここで暫時休憩といたします。

再開を11時20分といたします。よろしくをお願いします。

午前11時10分 休憩

午前11時20分 再開

○議長（藤原由巳議員） それでは、再開します。

休憩前に引き続き、一般質問を行います。

次に、9番、赤丸秀雄議員。

それでは、1問目の質問を許します。

（9番 赤丸秀雄議員 登壇）

○9番（赤丸秀雄議員） 議席番号9番、一心会、赤丸秀雄です。

1問目の質問は、町内移動交通手段の利便性向上についてです。町内公共交通、特に予約型乗合バス等について当局と議会双方で検討してから5年以上がたちました。当初導入したときは、運行しながら、改善して利便性を高めていければよいと話し合い、早く導入したいと、運行を進めました。しかし、導入して4年となりますが、住民から使い勝手がよくない、高齢者、特に足腰に支障のある方等は、利用できないと不満を言われています。どうして住民の要望を取り入れた利便性を考えないのか疑問であり、私自身も不満であります。検討し始めてから5年も経過して、社会環境も変わり、利用ニーズも変化してきています。そこで、運行の抜本的改善を行い、住民に喜ばれる町内移動の交通システムにするために、現状の問題、課題認識を共有して改善に取り組む必要性から以下を伺います。

①、当初試験運行の際には、パーソントリップ調査において、利用者の交通動向や移動情報などを蓄積して、デマンド型交通に要求される地域の交通量を数値的に捉え、適切な事業形態を考慮すると説明していました。そのときの背景を踏まえての対応を望むことから、町民の利便性を向上させるために、どのような項目の改善が必要と当局では考えているか、伺います。

②、町の地域性や利用環境もあると思いますが、近隣自治体や住民の評価が高い交通システムを構築している自治体は、住民ニーズに応えるために、ある程度の経費をかけています。本町は、経費を抑えて施策を導入したとするスタンスであり、車の所有がなく、タクシーなどを必要とする住民本位の交通移動体制にはほど遠いものとするが、町の見解を伺います。

③、高齢者のフレイル予防、認知症防止等のために参加する方に、町のイベント開催や自治公民館での行事に積極的参加を促すために、移動、足の確保のため予約型乗合バスを運行する考えがあるか、伺います。

④、南昌の湯の利用促進のために、送迎バス導入を提案したところ、町のマイクロバスを譲渡し、8月から活用となりました。しかし、サービス内容が変わらない状況で利用料金が高くなり、積極的に利用していた老人クラブからどうしてなのかと問合せが出ています。諸物価高騰と関係がないようで、理由が明らかにされていません。町内唯一の癒しとなる温泉施設であり、町の施設でもあります。比較的安価な利用料設定で町民に親しまれている状況を鑑み、町として手だてを考える必要があると思いますが、その見解を伺います。

1 問目の質問は以上です。

○議長（藤原由巳議員） 高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 9番、赤丸秀雄議員の町内移動交通手段の利便性向上についてのご質問にお答えをいたします。

1点目についてですが、予約型乗合バスは、運行開始以降、地域公共交通会議において、パーソントリップ情報などの分析を行いながら、すみません、皆さんにあれですが、パーソントリップというのは、分かりやすく言うと、行動履歴、運行の履歴ということで、大変すみませんが、お願いをいたします。そういったパーソントリップ、運行履歴の情報などの分析を行いながら、運行形態の見直しやコミュニティからの要望に応じて、乗降、乗り降りする場所の追加など、運行内容の改善を重ねてきております。

住民の意向を踏まえながら、施策を展開するため地域公共交通に関するアンケートを実施し、乗降場所の拡充や運賃の低廉化などの要望を把握しているところであります。今後は、データ活用などによる移動情報の分析を行いながら、引き続き住民の要望に沿った施策の実施に取り組んでまいります。

2点目についてですが、現在次期地域公共交通計画の策定を進めており、住民本位の施策展開を念頭に置きながら、検討を進めております。

交通施策の経費につきましては、住民アンケートにおいても、様々な意見があるところですが、皆様の意見を反映させるべく現在作業を進めており、町民のための公共交通ネットワークの維持、改善につきまして鋭意努力しているところであります。

3点目についてですが、予約型乗合バスは、特定の町事業のために運行しているものではないですが、参加者の交通手段等も考慮し、フレイル予防事業、いわゆるフレイルというのは、虚弱、弱いというか、いわゆる虚弱の予防事業、認知症の予防事業を含めた介護予防につきましては、お近くの地区公民館などにおいて実施しているところであります。

4点目についてですが、老人クラブ連合会の事業として、老人クラブ会員の健康づくりや介護予防を目的に、矢巾町国民保養センターを利用いただいております、その送迎、送り迎えについては、町のマイクロバスで行ってございましたが、運転手を常時確保することは難しい状況から、令和4年、いわゆる今年5月を持って終了し、8月からは矢巾観光開発株式会社が担っております。利用料金の設定につきましては、6月に関係者で協議を行い、入浴料のほかに昼食代等を含む1人当たり1,300円の利用としたところであります。

しかしながら、一部の利用者の方からは、料金に対する不満の声があることは承知しております。つきましては、今後のサービスの提供の在り方について、利用者の声をお伺いしながら、矢巾観光株式会社と協議を行ってまいります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 再質問ありますか。

赤丸秀雄議員。

○9番（赤丸秀雄議員） 6月会議の質問では、住民への周知方法強化と住民が何の改善を求めているか再把握に努めたいと答弁していただきました。そのとき私は、住民意見聴取と他自治体が住民に評価されている交通運行内容を把握して、改善に向け取り組みましょう、話し方は違うが、そういう意味のことを話したつもりであります。

そこで質問ですが、答弁書で住民意向を踏まえた施策を展開するためアンケートを実施し、要望を把握しているところとありますが、いつ行い、集計はいつ頃予定しているのか、まず伺っておきます。

○議長（藤原由巳議員） 花立企画財政課長。

○企画財政課長兼未来戦略室長（花立孝美君） お答えいたします。

住民アンケートですけれども、昨年10月から11月にかけて行いました。郵送によるアンケート調査で、対象者16歳以上の町民の3,000名を無作為抽出で行ったところでございます。

そのうち回答率は48%ほどでございました。昨年度中にアンケート調査のほうのまとめをしまして、今は大体こんな感じなのかなというふうな傾向をつかめているところでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問。

赤丸秀雄議員。

○9番（赤丸秀雄議員） それでは、3,000人を対象にということで、48%であれば1,500弱は集まって、それを集計中と、そこからまた改善策が出るということによろしいですね。

それから、もう一点確認しますが、予約型乗合バスの利用対象者をどのように考えているか、再度伺います。私と認識を合わせた上で、改善点について話し合いたいものですから、導入したときの経緯も私は分かっておりますが、その辺を再度確認します。

○議長（藤原由巳議員） 花立企画財政課長。

○企画財政課長兼未来戦略室長（花立孝美君） 予約型乗合バスに関しまして、結節点が矢幅駅というふうに最初考えてやってきたわけです。そして、町の中心部に向かう内向き、外向きというふうなので最初スタートして、あと自宅から乗降場所がちょっと遠いので使いにくいというふうな声もありましたので、それをできる限り近くということで、地域乗降場所というのを設定するとか、こういった改善をしているのですけれども、ある程度足腰が元気な方というか、どうしてもそういった方が対象になってしまうのかなと。

そして、あとは時間帯が8時から17時でございますけれども、主に買物に使っていただく方を対象に、できればその時間帯で、できる方であれば、もちろん通勤、こういったのに使ってもいいわけですが、主に買物に使っていただくというふうなことで、設定させていただいております。

お答えさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

赤丸秀雄議員。

○9番（赤丸秀雄議員） 全町民対象ということでは間違い、今でもないということでありませう。今回質問して、前回もその部分を触れておりましたが、今回の答弁書の回答とか、今お話を聞いた具体的な内容とは、私の認識とちょっと、あまりにも違っているのです、町民の方々と要望と併せて、私の改善提案を一つ一つ再質問させていただきます。

私が考えるには、予約型乗合バスを必要としている利用者が伸びない要因として、乗降場所設置の在り方があります。現在町内297か所に設置していますが、年間利用者が1,200人強、

1,200人ちょっと、単純計算では、往復利用する方が多いわけでありますから、1か所当たり年2回しか利用していないような状況です。そのことについて、どう思われているか、伺います。

それで、今まで私何度もこの案件に質問していますが、全国のよいところの事例を説明しても、皆さん何かぴんとこなかったのもので、今回は隣の紫波町と雫石町を調べてきました。その辺を対比させながら、皆さんに提案させていただきます。

まず、隣の紫波町さんは、令和2年4月から、人口分かっているでしょうが3万3,000人ほど、住民意向でドア・ツー・ドアの運行をやっているのです、「すこやか号」という名前で。ジャンボ型タクシー4台、普通型が2台でやっております。それから、経費は2,100万円ほどかけて365日運行しています。これが利用者1万6,100人ほどで、これ1年間、2年度でやった部分を、今年の6月には、もうホームページに分析して、何を改善すればいいか載せているのです。やっぱりそういう取組が大事だと思うのです。

時間帯については、8時から17時半、それから料金も後で質問するので言っておきますが、500円、ただ乗り合いのときは300円になります。それから、町内ばかりでなく、隣の大迫、石鳥谷、矢巾地区にも800円の料金で来られますし、盛岡にも1,300円ほどで、ここは全部の地域は中心部を想定していますが、そういう料金で運用していると。平日の利用は、日にちで60人ほど、土休日で20人ほど、土休日の20人は、これは多分家の方がいれば、ここも全町民対象ですので、送迎してもらったりしているから、こういう数だと思います。紫波町は、75歳免許の所有者が37.3%、こういう状況になっています。

雫石町は、我々7年近く前に会派で行ってきましたが、それからやっぱりここ人口が減っているのです。それで、令和2年に見直しをかけて、令和3年から令和6年までの4年計画を策定しています。今は、人口1万6,100人、「あねっこバス」8路線と、ここは温泉観光地がありますので、路線バスも一部走っています。それで、このいいところは、お年寄りを考えているバス停は、ここは乗合バスですので、バス停は300メートル以内で、全住民のカバー率が79%、約8割を確保しています。経費は4,500万円。土休日も運行しております、減便はしていますが。利用者は、年間で1万9,500人。時間帯は、通勤に合わせて7時20分から18時40分。平日6便、土休日3便という定時運行しています。料金は200円になっています。それで、必ず雫石駅と町中心部を経由するルートで、買物等、それから盛岡に行かれる方等の足という部分を持っています。

雫石町は、免許返納者が毎年40人ほど出て、女性の方の75歳は、すごく返納率が高い。そ

れから、男性は85歳で返納率が急変するというような状況です。

ここは複数の駅もありまして、駅800メートル以内の人口は3,050人ほどいまして、これは19%。ですから、ほとんど人口カバーをやっているような状況の運行をしているのです。

そういうところを踏まえて、先ほどの部分で私の提案は、やっぱりうちも利用者宅前に乗降場所を設定する必要があると思いますし、利用ニーズの把握をやっぱり再度、今回どのような結果が出てくるか見つつ、考えていきたいなと思っていますし、それから乗降場所のほとんどが今の状況では座るところがないのです。そうすると、買物に行くにしても、待つ時間、お年寄りも、3分、5分といわず立っているのが大変なのです。そういうことから、私は利用者登録を導入して、自宅の近くに、もしくは自宅前に乗降場所を設けるべきと思いますが、見解を伺います。

○議長（藤原由巳議員） 花立企画財政課長。

○企画財政課長兼未来戦略室長（花立孝美君） 様々分析をいただきまして、大変ありがとうございます。紫波町なり、雫石町、それぞれバス路線の撤退に伴って、乗降場所の設定を自宅前にできたりとか、こういった事情がございますし、まず地域特性として、いずれ矢巾町とはどうしても相当違うというふうな状況がございます。そして、土日、祭日等の運行にしまして、実は私どもも、もしできるのであればやりたいというのは、すみません、おっしゃるとおりなのですが、地元のタクシー会社の運転手の確保の問題という部分もございます。

そして、費用の関係なのですけれども、今紹介いただきました紫波町では、多分うちの倍くらいになりますか、そして雫石町は4,500万円というふうにお聞きしていると思うのですけれども、アンケート、先ほど出たのですが、お話しいただきましたけれども、実はそのアンケートの中で、実際の金額、矢巾町ではアンケートをする時点では1,300万円ほど支出をしております。これに対してどう思いますかというふうなアンケートなのですけれども、このままでまずいいのではないかと、まず運行規模に関して。これがまず約半分、44%。そして、負担はどうすべきかと、つまり1,300万円以上、もっと支払うべきなのかどうかというところに関しては、こちらこのままでいいというのが51%、削減するべきが逆に30%あるというふうな状況。そして、あとは免許の関係がございます。免許返納の話がございましたけれども、免許返納の考え、まだ運転するために返納予定はないのだよというふうな方が、実際91%ございました。こういった様々要因があるわけなのですけれども、ただできない、やれない、こういったのをどうしても私もついつい考えてしまうのですけれども、議員のおっしゃるのは、多分そういうことではなくて、何らかの方法でやってもらえれば、それでい

いのであるというふうなお話なのだと思うので、これを、仮に公共交通が全部背負う必要はないのかもしれない。そういうことで、例えば福祉サイド、もちろんやれるかどうかは分かりませんが、福祉サイドなり、あとは福祉サイドなら福祉サイドでも、町だけではなく、社会福祉協議会というふうな団体がございますし、話が長くなってすみませんが、私ちょっとあまりよく分かっていなかったのですけれども、矢巾生活支援ネットワーク事業推進協議会というようなところでは、自宅からショッピングセンターまで、利用者が何人かいた場合に限りませけれども、月1遍か2遍ではございますが、無料で送迎していただけるというようなサービスもあるようでございます。こういったいろいろなサービスをまだご存じない方もたくさんいらっしゃると思うので、こういったところも含めて周知、そしてあとは事業のほうをまず組み合わせてやれないかというところも併せて、またこれから改めて検討していつて、何とか議員のおっしゃるドア・ツー・ドアないしは、例えば買物要望とか、こういったのに対応できないかなというふうに考えてございますので、どうぞよろしく願いいたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問。

赤丸秀雄議員。

○9番（赤丸秀雄議員） 今課長の答弁、分かりました。というのは、内容が分かりましたではなくて、紫波町も雫石町も、当然こんなことはやっているのです。社会福祉協議会とか、それなりの団体さんは。そのほかにこういう形。それから、今課長が答弁した1,300万円ほど経費をかけている。これは、乗合タクシーではなく、予約型乗合バスには200万円弱しかかかっていないではないですか。市外循環バスには1,036万円出ています。だけれども、私調査しました。3月と5月と8月に、まず乗っている方は、駅から降りた人がほとんどで、町内の方は、この循環バスに乗っていないというのが現状。それから、こちらの西回りのバス、これも見えています。まず、多い時で2人乗っていました。ほとんど空です。私、一日立って見ているわけにいなかったのので、1か月に2日間だけの調査で、時間も限定した1時間ないし1時間半だから、1便か2便しか見ていなかったのだけれども、そんな状況です。矢幅駅のところを見ていただきたいのですが、この1,030万円ほどかけている部分の利用者は、ほとんど電車利用のお客さんでした。

ですから、私は、予約型バスに2,000万円かけてほしいということ、もしくは、それから調査も、今回流通センターと南昌と、あともう一つ行きました。名前出さないでくれと言われたから言わないのだけれども、そこはひどいです。町に言っても何もやってくれないから、

あなたが来てくれたからお話しするのだけれどもという話です。そして、説明会、そんな場所あるのですかとか、呼んだら来てくれるのですかとか、そういう話でした。そこを言っても、今後の改善につなげていきたいので、次のお話にしますが、まず予約型乗合バス利用の説明会の再開催をお願いしたい。導入時に町内4か所で説明を行い、広報やはばや町のホームページに周知したと記憶しています。ただ、これは夜の説明会であったため、1か所当たりの出席者は数名であったと聞きました。今後住民への運行説明をどのように考えているか、まず伺いますが、私の提案は、説明会は、41自治体ごとに小まめにやってほしいということです。それから、時間帯は、日中帯をぜひやってほしい。それから、説明会場まで来られない方がいるのです。だから、300メートルぐらい、元気のいい人で1キロ歩けるのならば、私は車を運転していると思うのです。そういう方を考慮して、やっぱり説明会場まで来られない方の足を確保した上での説明会を開催してほしいのですが、この件について見解を伺います。

○議長（藤原由巳議員） 花立企画財政課長。

○企画財政課長兼未来戦略室長（花立孝美君） ご提案ありがとうございます。

議員おっしゃるとおり、まず歩いて来られる方に関しましては、公民館で。さらに、もし歩いて来られない方、自宅のほうにお邪魔したいと思います。仕組みは、実は簡単なのです。大抵の方は、もしお電話をいただけるのであれば、実はお電話でこうこうすればいいのですよというふうに言って納得されて、そして使われているという方が、結構我々の感触としております。ですので、実はちゃんとお話を聞いてもらえれば、きっと皆さんにご理解いただけ、そしてお使いいただけるというふうに考えます。ぜひご自宅にもお邪魔してご説明させていただきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問。

赤丸秀雄議員。

○9番（赤丸秀雄議員） ぜひそういう小まめな説明をお願いしたい。その前に、各自治会長さん、やっぱり自治会長さんには、結構相談とか、何とかならないかとか、会うたびに何かの形で情報が入るらしいです。役場さんで電話かけて、こういうことで伺いたいですとやると、構えるのではないかと思うのです。だから、私、民生委員さんとか自治会長さんに手当てとは別にワークショップ形式でもいいから、お金を払ってまで、だって個人、個人今歩くような話をしたではないですか。私、41自治会の説明だけでも大変だと思っているのに、個人、個人に本当に行けますか。何人でしたか、75歳以上の人口は、矢巾町は3,553人、75歳以上

の単身世帯数は838世帯、そのうち85歳以上の世帯は416世帯あるのです。こここのところに車ある、なしを確認しながら、必要ですか。私のイメージは、大ざっぱですが、この方の1割程度は必要としていると踏まえているのです。その方が、月に1回もしくは2か月に1回でもいいです、やっぱり往復使えば、年に12回ぐらいタクシーを使うと思うのです。往復だと2回だから6回ぐらい。そういう人のところを踏まえた対応をすれば、私は本当にいい交通システムができるのではないかと思うのだけれども、その件について、後であれば、お伺いします。

それで次に質問は、料金改定と運行エリアの拡大について改善提案をしたいと思います。先ほど両自治体の運行状況をお話ししましたので、まず今矢巾町の場合は、乗合バスの場合、500円取っています。こここのところ、やっぱり同伴とか、乗り合い時の料金は、紫波町さん並みに300円にするとか、それからやっぱり流通センターはバスがあるのだけれども、不便ですって。やっぱり都南とか、それから土橋とか、北郡山とか、あの辺の人の何人かしか聞いていないのだけれども、やっぱり古舘地区の病院とか、買物バスを、それから盛岡に出るために岩手飯岡駅、古舘駅へ行くためには、矢幅駅よりも近いからそっちのほうへ運行バスを拡大してほしいということでありましたが、この辺についての考えを伺います。

○議長（藤原由巳議員） 花立企画財政課長。

○企画財政課長兼未来戦略室長（花立孝美君） お答えいたします。

すみません、ちょっと前半のほうお答えできないかもしれませんが、後半の今の町がやる部分、お答えしたいと思います。こちら、ちょっと議員のおっしゃっていた紫波町のほうで大迫ないしは矢巾、盛岡方面へと、それが例えば1,300円と、たしか先ほどお話しいただいたわけなのですが、ちょっと実は紫波町の担当のほうに私もそういうふうなのってできるのかなというのをお聞きしたのですが、ちょっとよく分からないというふうなお答えだったので、すみません、よろしければ後で詳細を教えてくださいたいと思います。

私もうちの担当のほうに聞いている範囲の中では、例えば町外の1か所だけであればできる、制度上できるのであるが、ただそれが例えば盛岡のどこだったらいいのだとか、そういうふうな問題もあって、皆さんの要望にお応えすることは、大変難しいであろうというふうなお話でございました。ただ、例えば赤林地区の方が盛岡市に行きたい、土橋地区の方が紫波町に行きたい、こういう要望は、我々も認識してございます。

それで実は、今盛岡広域の市町村の中で、少しずつ広域で公共交通計画をつくってはどうかと。それによって、いわゆる広域の中での移動を可能にできないであろうかというふ

うな、やっぱりそれぞれの地域で要望があるようで、最近やっとそういうのが会議の中で声に出てくるようになってまいりました。我々としたしましては、将来そういうのができれば可能となるような、何とか前向きに検討していきたいとか、何とか実現したいなという方向で進めていきたいというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問。

赤丸秀雄議員。

○9番（赤丸秀雄議員） ホームページのほうに掲載になっていきますので、私はおとし導入されたとき、紫波町の議員さんを頼ってじかに行き、分厚い資料をいただいてきて、それから改善はしているようですから、そちらの資料をお願いします。

まず、エリアの拡大については、公益交通エリアの交通網構築、これはぜひやっていただきたいなど。やるといっても、盛岡市とはしなくても私はいいと思うのですけれども、少なくとも紫波町とかやれば、雫石町まで行く人はあまりいないと思うから、そういうところをぜひ検討していただきたい。

多分前の担当の方の話にもありましたが、旅客運送業に対するどうのこうのという話で、ドア・ツー・ドアができないと何遍も答弁いただきました。だったならば、それに触れないように、雫石町さんみたいに運営委託会社と運行会社を別々に委託して、そしてここ23社のタクシー会社の営業エリアであれば、23社で使っている、いわゆるマル協チケットですよ、それを運営会社で運行させるような形を取れば、何もドア・ツー・ドアに抵触しない。矢巾タクシーさん1社を限定した使い方をすれば、料金が割引になっているとか、そんなメリットがあるのですか、その辺のまずお話を確認させてください。

○議長（藤原由巳議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） お答えをさせていただきますが、まず今の赤丸秀雄議員のご質問は、公共交通の再構築の在り方についてのご質問だと思うのです。まず1つは、複数市町村による地域交通の交通計画は、やはりメリット、デメリット、また検討しなければならない検討点もあるわけでございます。そういったことで、矢巾町単独でやる公共交通と、またいろいろやはり中身が、いわゆる隣接の市町村によって違うわけですので、これを統一化していくというのは、なかなか難しいと思うのです。そこで、今いろいろお話出ているのは、特にも今コロナ禍の後に、公共交通をどうするかということなのだと思うのです、今ご質問いただければ。

それで、まず先ほどから企画財政課長が答弁しているとおおり、今いろんな仕組みがあるの

です。これ私らにも責任があるのですが、その仕組みをもっと町民の皆さんに分かりやすいように一覧表にして、そして周知徹底していきたい。これをやらなければ、いつも擦れ違った、双方向のコミュニケーションができないので、だからそこでまずできるのであれば、これから関係する方々一堂に会して、そしてその方々からいろいろご意見をお聞きしながら、答えを出していただくと、これが一番最適な解、答えだというのが必ずあると思うのです。だから、そういうことをこれからしっかり取り組んでいきたい。

私、企画財政課長にもこういう制度があるのだぞと、矢巾生活支援ネットワーク事業、これもいわゆる昔、平成28年、平成29年、このときにも買物支援サービスとか、雪かき支援サービスとか、それから生活困窮者の方々の支援事業、こういうふうなものを町内のある社会福祉法人が集まって、みんなでやりましょうと。ところが、社協の、いわゆる県社協のトップ記事にもなったことがあるのですが、利用者がいない。だから、もう一度こういうことを掘り起こして、町民の皆さんに分かっていただくように。

それから、私前にも答弁させていただいているのですが、例えばある地域では、自分たち高齢者のお年寄りさんたちが集まって、そして誰それさんよと、おまえさん、もうお互い近所の付き合いだから運転頼むじゃと、そうすれば、その人が、いわゆる重たい荷物とか何か全部、3人から4人乗れるわけです。そして、自宅まで送迎してくれるというのです。それを出し出しでやっていると。それが公共交通のペナルティーに引っかかるかどうかは別にして、私はボランティアでやっていることだから問題ないと思うのです。そういった仕組みを利活用しながら。

だから、矢巾町で、今ここ、いわゆる町民センター食堂をえんじょいセンターにしたのは、将来はここを中核にして、各自治公民館に自治会組織のえんじょいを、ところがつくった途端にコロナが始まって、もう既に地域で自治公民館でえんじょいセンターを拠点としてやっているところがあるのです。だから、そういう仕組みをもう一度一つ一つ丁寧に拾い上げてやっていきたいなということで、ひとつご理解をいただきたいと思います。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

赤丸秀雄議員。

○9番（赤丸秀雄議員） ぜひ町長が言われたように、私はPRが徹底されていないと踏まえています。ただ、どういう形のPRにするのか町で考えていただけたらと思いますが、まず紙ベースの配布は効果はあるのだけれども、月1回の配布物と一緒にでは、今最低でも9部ぐらい来ます。13、14部と一緒に配ったのでは、まず全部目を通す人はいないというのが現状で

ありますということだけ付け加えさせていただきます。ですから、その辺、金をけちってPRが行き届かないような、何かの工夫を考えていただきたいというのが、私の提案の一つにも入っていますので、よろしくお願ひしたい。

町長さんから後でまとめていただこうかなと思ったのですが、それでは次の質問に移ります。それでは、アンケートも集計を終わったようで、これから改善に向けて取り組む話と、それから高齢者等全町民に対してPRを強化するということであるから、そこに期待して、予約型乗合バスの件については質問を終わりますが、次に国民保養センターの利用についてお伺ひします。

ここの利用料金について確認しますが、事前の資料要求に対して、バス運行に関わる経費を含むとあるのです。このことは、送迎料金とみなされ旅客運送業となり、道路運送法に抵触すると思われませんが、当局はその認識はあったのかどうか、まずそのところを最初に伺ひます。

○議長（藤原由巳議員） 佐藤産業観光課長。

○産業観光課長（佐藤健一君） 今お話があった部分につきましては、道路運送法ということで、いわゆる白タクではないかと、それに該当するのではないかとというようなご質問と思いますが、これにつきましては、事前に保養センターを運営してございます矢巾観光開発に聞きまして、バス運行に係る経費を含むと書いてありますけれども、実際はそこに油代とか、本当に運転手代の人件費とか、そういったものが入っているものではなくて、この部分については、入浴料、食事代のほかの諸経費ということで、バス運行に当たっての受付、要は受付と、あとはその辺の手配とか、あとは車両の消毒、清掃費、これはコロナの部分の大きいわけでございますけれども、あとそれに伴って、消耗品、備品とか、例えば今特に注目されていますのは、公用車とかでもそうなのですけれども、飲酒運転のチェッカーとか、そういった備品とかも購入してございますので、そういった諸経費にかかる部分を想定してのこの料金というふうにご覧いただけます。うちのほうから特にこういうふうにしなさいというような指示があったものではなくて、あくまでもこの料金については、採算はこの金額で取れるというわけではないのですけれども、最低限このくらいはいただかないと、なかなか運行を、送迎を継続してできないというようなことは聞き及んでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

赤丸秀雄議員。

○9番（赤丸秀雄議員） 今課長が述べたことが白タク行為なのです。私、この質問を出したときに、陸運局に行こうと思ったのです。そうしたら、今便利なもので明確にインターネットに載っているのです。要は、マイカーで行く方とバスで送迎されていく方が同じ場所を利用した場合、料金に格差が出るのが、その白タク行為になるのです。ですから、運転手の経費とか、消毒液の経費とか、そういうものは全部サービス料の中で賄わなければならないというのが実態なのです。だから、その辺を認識されているのかという部分です。だから、当初7月に私利用しようとしたとき、料金が決まっていないからバスは出せませんとか、こんな話をするのです。まず、それがあります。

それから、そこでそういう考えで観光開発株式会社が思ったというのであれば、ちょっと残念なところでした。ただ、私が文書で資料要求したら、そういう回答。各自治会の関係者が電話しても、町労連に電話しても、国民保養センターに電話しても教えてくれない。だから、私も資料請求したとき、どういう回答が来るか、実際どういう回答になるのか、ちょっとあれだったのだけれども、正直に書いてよこしたから、ああ、そこは町当局は認識されていたのかなということを知りたいです。

それで、今現状では、指定管理費は4,500万円ほど国民保養センターにかかっていますが、努力もあって、入浴者、宿泊者合わせて、微増であります、増えている状況なのです。だから、矢巾観光開発株式会社の決算報告書では、指定管理事業を除けば黒字でありますというのであれば、私はまず、私の単純計算です、利用者1人当たりの経費は625円なのです。経営が厳しいのであれば、やっぱり住民福祉向上の観点から、指定管理料が増えても仕方ないと私は考えます。その前に、今現在送迎バスの運転手が確保できない形で、支配人自らが運転することは、やっぱり好ましくないのです。送迎に対し軌道に乗るまで、やっぱり町の人的支援が必要と考えるが、当局はこの辺について、どのように考えるのか。社長を兼務している町長でもよろしいのですが、見解をお伺いしたいと思います。

○議長（藤原由巳議員） 佐藤産業観光課長。

○産業観光課長（佐藤健一君） 8月から矢巾観光開発で、そういった送迎をやっていると。それ以前は、社会福祉協議会でそういった送迎をやっておりまして、社会福祉協議会のほうができなくなったということで、町が何年かやりました。町のほうでも、結局運転手の確保ができないということで、今の矢巾観光のほうをやっているというような経緯でございますけれども、やはりなかなかそういった人員確保もそうなのですけれども、利用者が実際、このコロナ禍もありまして減少していると。赤丸議員のほうから資料提供をいただいた部分で

回答をさせていただいておりますけれども、8月の利用実績、8月から始まった中で、10名以上というのが1件もございません。今まで利用者数が8月末で24名、平均で2名から最大6名ということで、なかなかバスに見合った送迎ができていないというような状況でございます。やはりそこはニーズに合った形に直していかなければならないと思いますので、8月の実績を見ながら、そこは矢巾観光開発あるいはこういった高齢福祉の部分も入ってきますので、健康長寿課あるいは福祉課とともに、その辺は、そういった部門でサポートとかも可能かどうか、その辺も併せながら、検討してまいりたいと思いますので、ご理解いただきたいと思ひます。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問。

赤丸秀雄議員。

○9番（赤丸秀雄議員） まず、料金を上げたから私は、1,000円だと切りがよくて使い勝手よかったのです、はっきり言って。それが1,300円でしょう。それは、やっぱり幾らお金のある老人が利用しているかもしれませんが、そこは私の周りの人間は、やっぱり言っています、300円は大きいと。金がないわけではないです、そういうことを言っています。

それから、今入浴と食事セットで1,000円というのがあって、それもA、B、Cの3種類の定食等を提供しているのです。これってすごく魅力あるのです。それをバスを利用した方が何で1,300円で、車で行った方が1,000円になるのですか。そこを今の課長の答弁によれば、ではあくまでもやっぱり何らかの形でバス利用の方は、料金が高いまま、車の方は安いまま、それであれば本当に中身をきちっとやらないと抵触しますよということを付け加えさせていただきます。

それで、まず今バスの運転手、確かに限定、朝と夜、夕方もしくは夜だけの限定であれば、やっぱり中が休憩時間になってしまっていて、お金が払えない。大体今のバスの時給というのは1,200円程度らしいです、町の方もそうでしょうか。やっぱりそれではあれだと。だから、私は町の業務と併せてあちらに支援する形であれば、1,200円掛ける10時間なら1万2,000円、そういう形で支援できるのではないのという話とか、それから今タクシーも75歳前後の方が行くと10時間勤務なのです、それも日中限定の。その方たち、やっぱり歩合制なので、5割しかもらえないと、やっぱり時給に換算すると1,000円程度なそうです。そういう状況なので、やっぱりそれなりに経費はかかるということを踏まえて、この質問は終わりますが、何か見解があれば、伺います。

○議長（藤原由巳議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） お答えをさせていただきますが、先ほどの赤丸秀雄議員のバスを利用したときは1,300円で、車で自分の自家用で行った場合は1,000円と、これは私は当然のことだと思うのです。何でバスで行った人が1,300円で高い、自家用で行った人は1,000円で、やっぱり自分の車で行った人は。

それから、先ほど産業観光課長が答弁で、今どの場所に座ったとか何か分からないから、その都度全部消毒しなければならないと。それから、お年寄りさんで、ステップから上がれない人がいれば、いわゆる矢巾観光開発では介助役もつけなければならないと。そういう経費も考えていかなければならないということで、何か事故があれば、車の乗り降りするときに、そういう事故があったときは、当然私らの責任になるわけです。だから、そういうことを、やはり。

あともう一つは、矢巾観光開発の支配人からは、とても今2人や3人、マイクロバスを運行して、採算に合わないと、何たにすればいいと。私も町長と社長の立場があるものですから、町長の立場だったならば、いや支配人の言うとおりでないと、しかしその逆の立場になれば、だからいわゆる、あそこが始まったのは、老人福祉だったのです、福祉行政の一環だったのです。だから、そういうことを踏まえながら、今も継続しておるわけでございますので、だから先ほど答弁の中にもお答えしたとおり、私ども関係者の方々とよく話し合って、そしてお互い納得のいくような、だって今バスで社協でやっていたときは、私も社協の常務理事をやったこともあるので、一気に来られたとき、いわゆる洗い場が狭くなって大変だと、こういうお話もあったわけです。

だから、そういうことをもう一つ掘り下げて、何よりも私は、ご利用される皆さん方の目線で考えていかなければならない。そして、その人たちが、いや保養センターを利用してよかったなと言っていたようなサービスの提供をやっていきたいと。その中に、赤丸秀雄議員のおっしゃっている、いわゆる利用者負担の在り方、それが駄目だというのであれば、そういうこともしっかりお聞きしながら。

ただ、よく言うように、これは会社の経営であろうが、行政であろうが、これは入るを量りていずるを制さなければならない。そういうことの宿命に、またそういうことを私どもが課せられている課題があるわけですので、そこのところはひとつご理解をしていただきたいなということで、よろしく願いをいたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

赤丸秀雄議員。

○9番（赤丸秀雄議員） 質問を終わらせようと思ったのだけれども、一言。まず、バス利用の方と車で行った方、料金が違う。それをバスを使ったからという内訳ではなく、今根本的に違うのは、部屋を利用しているか、部屋を利用していないかの違いだと思うのです。そういうところにお金を取るのであれば、旅客運送業には抵触しないのだけれどもということを言いたいです。ですから、そこのところをバスで行ったから取るのは当たり前だみたいな考えをしていると、それは法律違反ですよと言いたい。それについての見解を一言お願いします。

○議長（藤原由巳議員） 吉岡政策推進監。

○政策推進監（吉岡律司君） 私のほうからお答えをさせていただきたいと思います。

赤丸議員ご指摘のとおり、資料請求によりまして提供した資料の中で、利用料金の比較表という形でお出しをさせていただいたのですが、その内容につきましては、議員ご指摘のとおり、非常に、これを一見見ると問題あるなというふうに思います。ただ、これあくまでも役場がやったときと、あと株式会社である矢巾観光開発がやっているということで、あえて役場がやっていたときの料金構造に当てはめて出していたもので、現場のほうを聞きますと、これはバス運行に係る経費という形ではなくて、一体のものとしてサービスを提供しているというようなお話を伺っております。

そういった部分につきまして、その部分で旅客運送法の20条には該当しないのではないかなというふうに解釈しているところがございますが、こういった不透明な部分、これはあってはならないこととございますので、町長が申し上げましたのは、そういうことではなくて、あくまで私どもといたしましては、サービス一体としてやっている中での行政がやったときの料金の内訳と対比して出してしまったために誤解を招く表示があったということとございますので、その点だけご理解していただきたいと思っておりますし、なお運行につきましては、適宜適正を図ってまいりたいと思っておりますので、引き続きよろしくお願ひしたいと思っております。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問。よろしいですか。

では、1問目は以上で終了させていただきます。

ということで、時間も正午を回りました。ここで昼食のための休憩に入ります。

再開を午後1時20分、13時20分とします。よろしくお願ひします。

午後 0時19分 休憩

午後 1時20分 再開

○議長（藤原由巳議員） それでは、再開をいたします。

休憩前に引き続き、一般質問を続けます。

それでは次に、2問目の質問を許します。

赤丸秀雄議員。

○9番（赤丸秀雄議員） 2問目の質問は、ふるさと納税のさらなる取組強化についてです。

コロナ禍において、ふるさと納税する方々が増えている状況であります。特に岩手県内では、昨年度は148億円を超え、前年度比32億円増の寄附額があったとメディアで報道していました。本町も当初予算の目標額を超える額の基金化を進めるなど、町民の福祉向上施策や町を活性化する事業支援に活用するなど、ふるさと納税のさらなる取組強化を図り、計画的利用を行うべきと考えることから、以下について伺います。

①、町財政が厳しいため、ふるさと納税の基金化は難しいと再三答弁されていますが、当初計画した予算を上回った額の経費を差し引いた分をなぜ基金化できないか、伺います。

もし臨時的支出が必要となった場合、議会説明の上、活用すればよいことであり、なぜできないのか、明確な説明を願うものであります。

②、全国では、基金化して活用を、住民意見の提案を受けて事業支援や住民支援に活用する事例が紹介されています。本町でも町民にそのような場を設けて、町民参加の町政運営を行う考えがないか、伺います。

③、ふるさと納税返礼品に町の農産物の収穫体験や観光資源を活用したものなどを入れて、町を訪れていただく機会を増やす取組がよいと思うが、その考えについて伺います。

また、観光資源の活用に当たっては、特に学生等の発想など、施策提案に若い方の知恵が必要と思うが、そのことについての見解はどうか。

以上、2問目の質問です。

○議長（藤原由巳議員） 高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） ふるさと納税のさらなる取組強化についてのご質問にお答えをいたします。

1点目についてですが、ふるさと納税の活用実績については、使途、いわゆる使い道についての希望があった部分は、寄附者の意向に基づき各種事業に活用させていただいており、予算執行に関する報告書において、その内容について報告させていただいたところでありま

す。

地方財政法では、決算剰余金について、決算の翌々年度末までに2分の1以上の額を財政調整基金に積み立てるか、地方債の繰上償還に充てることとされております。安定した財政運営のため、財政調整基金を優先して積立てを行っている中で、ふるさと納税の基金化はままならない状況にあることから、今後も基金化の予定はないものであります。

2点目についてですが、ふるさと納税の基金化については、1点目でお答えしたとおりであり、基金は活用できないところですが、本町では全国に先駆けて制定したコミュニティ条例があり、コミュニティを通じた町民意見の反映を本町はこれまで行ってきております。また、各種補助金の周知を行い、今後新たな提案型補助金を検討するなどして、町民参加の町政運営に生かしてまいります。

3点目についてですが、本町における体験型返礼品については、パーソナルトレーニングの回数券、岩手県対がん協会の検診等、事業者にご協力をいただき、提供を行っているほか、今年度から新たに町内宿泊施設でのみ使用できる楽天トラベルクーポンの付与によって、町内へ訪れていただく機会の提供を増やしているところであります。

現時点で農産物の収穫体験や観光資源を活用した返礼品の提供はございませんが、ふるさと納税の返礼品提供には、事業者の協力が不可欠でございますので、若い方に限らず、事業者を含めた様々なご意見を頂戴しながら、返礼品の充実に努めてまいります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 再質問ありますか。

赤丸秀雄議員。

○9番（赤丸秀雄議員） 最初再質問の前に、ふるさと納税企業版とふるさと納税の目標額を上回る取組に対して、トップセールスや職員の積極的推進に敬意を表します。

それでは、質問に移りますが、令和3年度決算書の報告では、ふるさと納税額7億462万円であり、後で事業施策の、その事業の先へ充当した過程になっています。これでは、支援した方のお金が何に使われているかぼやけてしまうと思うが、当局のこのことに対する見解をまず伺います。

○議長（藤原由巳議員） 花立企画財政課長。

○企画財政課長兼未来戦略室長（花立孝美君） ご質問にお答えいたします。

ふるさと納税の用途につきましては、私ども予算執行に関する報告書の中で財源充当額調べということで、載せさせていただいているところがございますが、こちらのほう、それぞ

れの使途にこれだけ使っているのですよというふうなのを町民の方にもお知らせする意味でもやっているわけなのですけれども、多分議員のおっしゃるのは、最初から基金化して、その中で使途を決めて、どこにどれだけ充当してというふうな仕組みを取れないかというふうなお話だと思うのですが、やりたくないわけではないのです。やりたいのですけれども、現状から申しますと、私どもには基金の金額が大変少ない。正直申しまして、令和2年度の決算での比較になりますけれども、財政調整基金におきましては、県で下から2番目というふうな状況でございます。

こういった中で、財政調整基金に優先して積立てをしていると。積立てを優先しなければ、翌年の当初予算を立てるのにもなかなか難しい状況にあるというふうな財政状況もございまして、実際にあらかじめ使途を定めて、そちらに積み立てて、その使途に対して充当するというふうな仕組みが取れないというふうな状況の中で、こういった後からの報告というふうな感じにはなっておりますけれども、こういった事業に充当させていただいているというふうな報告を取らせていただいているところでございます。

お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

赤丸秀雄議員。

○9番（赤丸秀雄議員） 今課長のお話であります、分からないでもないとは思いますが。ただ、私の言っているのは、今回の予算は、たしか4億円が目標で、7億四百何かがしというのは、やっぱり目標額を努力してあります。だから、私は、その3億何がしの半分の経費分は引いた上で基金化したらどうだという話をしているのであって、当初から予算に組んでいる4億円をどうのこうのと言っている部分ではございません。そのことを去年もお話したのですが、何か理解されないというか、私が理解できないのかというところでもあります。

それで、答弁書では地方財政法では云々、翌年度末までに財調に積み上げなければ何とかと解説していますが、全国では、基金化して翌年度に市民、町民要望に沿った使い方をしてる自治体があります。後で紹介しますが、福井県がそうなのです。私7年前に質問したときの当町の納税額が200万円台でありました。そこで、苦しい町財政のため、積極的に工夫しませんかと問いました。それが今では、町職員の努力もあり、コンスタントに5億円以上となりました。

そこで、まずふるさと納税の今の福井県ばかりではないのですが、ちょっと内容をご紹介しますと、この新聞記事は、先月16日に日経に上がった部分ですけれども、「寄附集めが先

行して使い道に苦心」というタイトルなのです。どこでもふるさと納税、財政に活用したいから、確かに集めることは集める。ただ、集めた後、どのような使い道したら、協力いただいた方、支援していただいた方に応えられるのかというところで苦心しているという状況であります。

皆さんもご存じのように、ふるさと納税というのは、2008年から始まって、これを始めたきっかけというのは、元福井県知事の西川さんという方が提唱し、そのこともあって、福井県では、この使い道をきっちりやられている町村が多く、インターネット等でも紹介されています。そういった基金をしながら、もしくは町民、事業者意見を聞きながら、活用しているところが多いことをまず認識していただきたいと考えます。

それで、時間も少なくなりましたので、今回使い方や基金化の議論はこれ以上はしませんが、このことに対して町長は、去年も同じ質問をしましたが、答弁書によれば、報告書で報告しているから、仮に7億何がしだったからそうになりました。もしこれが10億円、令和3年度にもらっていれば、10億円をただ振り分けた形になるのではないかと、私は端的にそう感じますが、私に指導していただくことも含めて町長の見解を伺いたいと思います。

○議長（藤原由巳議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） 赤丸議員にお答えいたしますが、まずこの制度が始まってから、矢巾町では、平成27年度、平成28年度、入ってくるお金と出ていくお金、必ずふるさと納税、私らに入ってくるのも出ていく。平成27年度は赤字だったのです、出ていくほうが300万円ちょっと多くて。平成28年度は、その倍、600万円を超える金額、分かりやすくお話しすれば。そして、平成29年度からまず真水があれしたと。

そこで、赤丸秀雄議員、私は町長に就任したときに、せっかくこういう制度があるのだから、この制度を利活用しない手はないのだということで、平成27年度からスタートさせていただいて、それで当時、今の産業観光課の担当職員、ふるさと納税というのの意味も分からなかったのです。それで、それを今度企画財政課であれして、企画財政でしっかりふるさと納税を構築してと。今また、産業観光課に返したのですが、そこで私はふるさと納税で、この真水、今もう12億円を超えたのです。よそに出して出ていくふるさと納税なんかを差し引いて。

本来は私、前から皆さんに矢巾町にできれば屋内型のドームを造りたい、夢があったのです。ところが、今の矢巾町の財政状況調査、先ほど午前中、廣田光男議員からもお話あった、将来負担比率、実質公債費比率、非常に厳しい状況。その中で、ふるさと納税をそういう基

金化はできない状況にあるということは、赤丸秀雄議員が一番ご理解していただけていると思うのです。だから、予算が4億円で実際は令和3年度、7億円を超えたのではないかと。全く考えていることは、赤丸秀雄議員と私はぴたっと一致するのです。

ただ、財政運営は、非常に大変な状況。だから、私どもとすれば、まず今年も4億円、これ実現できるかどうかあれです。いずれ今市町村間の競争、また都道府県間の競争ですから。だから、これからふるさと納税担当課は、いろんなアイデアを出して、そしてこれからは企業版ふるさと納税もお願いしていかなければならないということで、一つ一つ積み重ねをやって今日があるのですから、だから赤丸秀雄議員、このところは理解していただきたい。そして、ふるさと納税をやるときには、こういうことをやっていいのかという心配される議員さん方がおったのも事実なのです。私、その中で、そういう苦境というか、環境下の中で、ぜひ実現していきたいと。

今後これを継続しながら、ふるさと納税、企業版ふるさと納税、今年も額の多寡に関わらずご協力いただいております。これは、これから広めていきたい。そして、いつぞや赤丸秀雄議員の夢が実現するように当局は、しっかり取り組んでまいりたいと、こう思いますので、ひとつご理解をいただきたいと思います。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

赤丸秀雄議員。

○9番（赤丸秀雄議員） 最後の質問になるかと思いますが。私もここ、なかなかふるさと納税の内容を検索する機会がなかったのですが、今回確認しました。今矢巾町の返礼品の品目は330品目と、結構ありましたし、答弁にもありましたパーソナルトレーニングセットとか、人間ドック日帰りとかありました。ただ、これ高額なのです。一番安いので人間ドックが12万円、トレーニング4回券が15万円、それからあとその上が100万円、140万円、230万円、260万円、350万円、これ実際どうなのですか。1件でも返礼品あったのでしょうか、これを最後に確認して質問とさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 佐藤産業観光課長。

○産業観光課長（佐藤健一君） まだ始まったばかりのものもありますけれども、何件かこれを利用された方はおりますけれども、なかなか体験型というのは、事業者さんの協力なくしてできない部分が多々、大きいところがありますので、その辺については、こういったニーズにも応えられるような形で、寄附者のニーズにも応えられるような形で何とか増やしていきたいなと思いますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（藤原由巳議員） よろしいですね。

（「はい」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） それでは、以上で9番、赤丸秀雄議員の質問を終わります。ご苦労さまでした。

それでは次に、5番、村松信一議員。

それでは、1問目の質問を許します。

（5番 村松信一議員 登壇）

○5番（村松信一議員） 議席番号5番、矢巾明進会、村松信一でございます。

それでは、質問の1問目、令和4年度計画の事務事業の取組状況について、町長にお伺いをいたします。令和4年度の施政方針では、全世界の共通目標であるSDGsの理念の下、誰一人取り残すことなく、「希望と誇りと活力にあふれ 躍動するまち やはば」の実現に向け、未来への持続可能なまちづくりを進めるとあり、その実現のため、現在重点的に取り組んでおります事業の状況及び今後の展開についてお伺いをいたします。

1点目、マイナンバーカードの普及促進を図り、マイナポータルを核とした電子申請プラットフォームの充実による行政手続のオンライン化の取組は、どうなっていますでしょうか。大学や企業と連携を図りながら行う「人に優しいデジタル化」の支援の取組、また産学官連携によるスマートタウン構想の取組の進捗状況についてはどうか。また、「人に優しいデジタル化」とは、何をどのようにデジタル化し、町はどう支援していくのか。さらには、スマートタウン構想が具現化すると、どのように暮らしやすくなるのか。

2点目、ゼロごみ6Rの推進について、ごみを資源とするため、リサイクル拠点に回収し、環福連携の手法を取り入れて展開しているリサイクル拠点回収事業の運営状況、資源リサイクルによる清掃センターへの持ち込まれるごみの量の変化、また環福連携による福祉へ資する効果はどうか。

3点目、町民との対話を通じたまちづくりのために、各地域を訪問し、意見を交わす懇談会の状況はどうか。また、広報広聴の在り方としてICTを活用したリモート懇談会等が検討されておりますが、進捗状況はどうか。

4点目、子どもたちを「明るく 賢く たくましく育てていく」という考えの下、子ども・家庭・学校・地域・行政の5者が互いに連携し、役割を果たすために、愛情を込めたあいさつ運動、思いやりのあるふれあい運動、町内全体での家庭学習の充実や地域社会での体験学習等の取組について、全ての町民に参加を呼びかけていくとしておりますが、例年実施し

ている内容とどのような違いがあるのか。また、寺子屋事業について、その意図する効果について伺いたいと思います。

5点目、産業の活力を高めるまちづくりについて、需要に応じた米生産のための転作を推進し、経営基盤強化のため、引き続き高収益作物への転換を推進するとともに、地域の中心経営体に対し、農業用機械、施設の導入についても支援するとありますが、その状況。また、本町での高収益作物への転換状況はどうであるか。

それから6点目、町の戦略を確実に進めるため、施策や事務事業の推進状況等の評価を進めるとともに、EBPMに取り組むとありますが、令和4年度において、特に重視しているEBPMによる施策は何か。

7点目、健やかな生活を守るまちづくりとして、健康で自立した日常生活への支援を掲げておりますが、介護においては、一般的な課題として、人材不足、老老介護、認知症介護、介護離職、介護と育児のダブルケア、8050問題、ヤングケアラー等が挙げられますが、本町の場合も同様の課題があると思います。この複雑な課題を重層的な支援体制を構築してきた中でどう捉え、対応しようとしているのか。

以上、7点についてお願いいたします。

○議長（藤原由巳議員） 高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 5番、村松信一議員の令和4年度計画の事務事業の取組状況についてのご質問にお答えをいたします。

1点目についてですが、マイナンバーカードの普及については、国施策と連動して普及促進を図っており、役場1階での特設支援窓口及び町内公共施設や商業施設等での出張支援窓口の設置等により、制度周知と支援環境を整えております。本町の令和4年8月21日時点のマイナンバーカード申請率は50.1%、交付率が42.4%であり、それぞれ県平均を上回っており、国の取組との相乗効果が現れ始めたと考えております。

マイナポータルを核とした電子申請プラットフォームの充実による行政手続のオンライン化については、国の方針でありますマイナンバーカードを活用した転出、転入手続のワンストップ化及び子育て関係、介護関係等の26の手続の行政手続オンライン化のためのシステム構築を今年度中に完了し、環境を整備してまいります。

また、人に優しいデジタル化の取組の一つとして、住民異動に伴う各種申請手続での多くの書類記入をデジタル化によって省略し、来客者、役場においでいただいている方々にでき

るだけ書かせない窓口を実現するための異動受付支援システムを令和4年12月稼働に向けて、現在のところ準備を進めております。

スマートタウン構想については、今年度矢巾町人口減少社会における持続可能なまちづくりの在り方に関する有識者会議の中で検討いただき、来年度個別課題を個別委員会において、さらに検討を重ねてまいります。スマートタウン構想の具現化に向けた具体的な取組については、今後有識者会議や個別委員会での検討を踏まえてまいります。さきに述べました行政手続のオンライン化、書かせない窓口などの構築をはじめ、ICT化などの技術の活用により、町民の生活のあらゆる場面において、それぞれのニーズに合わせた形でサービスが提供できる環境が構築できるものと考えております。

2点目についてですが、今年度環福連携として、2つの社会福祉法人と連携した事業を展開しております。まず1つは、社会福祉法人新生会との連携については、ごみの減量化、資源化のモデル実証回収として、令和4年、今年の1月から町内2つの行政区をモデル地区とし、各集積所に出された資源ごみを法人施設に搬入し、施設利用者の方々に分別作業を担っていただき、仕分けをした後に資源回収業者へ引き渡しております。当該法人からは、作業の達成感やリサイクルの大切さを実感しているとの声をいただいております。

なお、引き渡しの総量は、令和4年、今年の7月末時点で2.2トンで、清掃センターへの搬入量の減量につながっております。

また、社会福祉法人盛岡市民福祉バンクとの連携については、矢巾町リユース品回収ひろばとして、令和4年、今年の6月から町内3か所で、各家庭の不要品の回収を行い、開催された4回で107組の来場があり、その回収した不用品は9月に町内で開催されるバザーに出品され、町内でのリユース品の循環が期待されております。

3点目についてですが、令和4年、今年の1月に各自治会単位で地域懇談会の開催を計画しておりましたが、コロナ感染の状況により延期とし、令和4年、いわゆる今年4月に改めて全コミュニティ会長を対象に4地域に分けて、町との懇談会を開催しております。対面での直接地域の声をお伺いし、また時間の都合で伺うことができなかった内容については、後日提出いただいております。このお伺いしたご意見、ご要望につきましては、担当部署と共有し、対応状況を取りまとめた後、各コミュニティ会長へお渡ししております。

また、リモート懇談会等についてですが、コロナ禍により参集が困難な状況を想定し、各自治会公民館のWi-Fi設備の環境を活用したコミュニティとの意見交換会等のため、自治会端末の配備を行っております。

4点目についてですが、子どもたちに関する取組につきましては、矢巾町教育振興運動推進委員会で取り組んでおり、昨年度は重点実践運動として、あいさつ運動とふれあい運動の2つを挙げておりましたが、このコロナ禍により、地域とのふれあいが薄れていることから、今年度はふれあい運動の1つに絞り、コミュニケーションを深めようとするものであります。このふれあい運動では、例年各振興区で取組を行っている事業に加え、ユーチューブを通じて小中学校の保護者向けに、子どもの情報メディアの使い方講座の実施等を進めております。

また、寺子屋事業については、矢巾町青少年健全育成町民会議が主催で「寺子やはば」と題して8月3日に實相寺で行い、世代間交流を深め、学習や体験活動を通じて、お互いの思いやりの心を育て育み、そしてたくましく生き抜く力を養うことを目的として実施したところであります。当日は、座禅や住職、和尚さんからのご講話をいただき、座禅により、我慢することの大切さや息を整え、座ることで自分を振り返り、自分に関わる人々に感謝する気持ちを持つことの大切さなどを教えていただいております。また、20代のシニアリーダーにも事業に参画をいただき、切れ目のない青少年活動へのつながりが事業効果の向上になっていると思います。寺子屋事業は、今後も改善を図りながら、引き続き実施する予定としております。

5点目についてですが、地域の中心経営体に対する農業用機械、施設の導入についての今年度の支援状況は、県単事業のいわて地域農業マスタープラン実践支援事業において2件、665万5,000円、町単事業のやはば農業担い手応援事業では17件、298万8,000円、同じく稲作などの農家応援事業では3件、134万5,000円、計22件、合わせて1,098万8,000円を交付決定しております。その内容についてですが、経営規模拡大に資する汎用コンバインや乾燥調整設備、作業効率向上に寄与するねぎ管理機の導入等であり、高収益作物への転換推進に寄与しているものと考えております。

また、高収益作物への転換状況についてですが、町農業再生支援協議会では、今年度の町内の生食用米の生産目安を昨年度の生産目安より約27ヘクタール減となる約1,259ヘクタールとしており、今年度の主な高収益作物の営農計画を見ますと、ズッキーニは約5.6ヘクタールで、昨年度より0.6ヘクタールの増、キャベツは約6.4ヘクタールで約0.8ヘクタールの増、トマトやネギについては、昨年度より若干面積は減っているものの、高収益作物に取り組む経営体は、少しずつ増えているものと捉えております。

今後も国の経営所得安定対策などの状況を見ながら、農業者の収入向上のため、需要に応じた米生産を行えるよう支援してまいります。

6点目についてですが、EBPM、いわゆるエビデンス・ベースト・ポリシー・メイキング、いわゆる合理的根拠に基づく政策立案の推進に当たっては、職員の側に各種データの収集、解析、検証や仮説の立案、政策形成など、一連のプロセスに対応できる多様な能力が求められることから、段階的に職員の能力向上を図りながら、導入を進める必要があると考えており、現在は主として、企画部門の職員を中心にワーキンググループによる自主学習を進めているところであります。

今年度のEBPMを活用した主な施策としましては、町民の健康づくりの分野において、民間企業と連携して進めております健康チャレンジ事業のさらなる普及促進や新たに開始する大腸がん検診の受診促進事業など、企業の研究成果を活用した事業に取り組んでおり、これらの事業を通じて、EBPMのノウハウを蓄積し、今後様々な事業に広げてまいりたいと考えております。

7点目についてですが、本町においても議員仰せのとおり、地域や家族を取り巻く環境が変化しており、各関係機関の相談対応件数は増加し、その内容についても複雑化、多様化が見られていると捉えております。

昨年度から取り組んでおります重層的支援体制整備事業においては、介護、障がい、子育て、生活困窮の分野別の既存の相談支援や地域づくり支援の取組を生かしつつ、多岐にわたる課題を抱えている方々や担当が明確になっていないはざまのニーズにも対応するよう包括的に体制を構築するために、セーフティネットの強化を目指すものであり、相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に事業展開し、関係機関と緊密に連携し、協働で取組を推進してまいります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 再質問ありますか。

村松信一議員。

○5番（村松信一議員） それでは、再質問をさせていただきます。施政方針により計画されました令和4年度の事務事業について、限られた予算の中で、個々の事業の現状を把握し、計画どおりに進められているか、効率的な町政運営ができているとは思いますが、これらにつきましてお伺いしたいと思います。

まず1点目は、自治体DXについてですが、DXというのは、仕組みは、その取組は2つに分けられると思います。まず1つは、デジタルイゼーションと、これはアナログの情報をデジタルに置き換えることであります。それから、2つ目は、デジタルイゼーション、これは

デジタル化した情報を業務効率や価値の向上に活用することということになりますけれども、行政運営のデジタル化にはもちろん両方とも必要でありますけれども、特に今後は、デジタルライゼーションが重要となると思います。そこで、本町では、このDXの考えをどのように捉え、今後対応しようとしているのか、お伺いします。

○議長（藤原由巳議員） 花立企画財政課長。

○企画財政課長兼未来戦略室長（花立孝美君） ご質問にお答えいたします。

議員おっしゃるとおり、国の自治体DX推進計画にのっとりまして、デジタルライゼーション、デジタルライゼーション、進めているところであります。来年度当初から子育て支援及び介護保険につきまして、マイナポータルによる電子申請とか、アナログからデジタル化の流れを受けての押印省略、そして対面対応の省略、公共施設のウェブの予約など、町民がデジタルの流れを受けての恩恵を実感できるように作業を進めております。

今後ですけれども、全国的に行政システムの標準化とか、共通化が進められておりますが、行政情報のデジタルレイアウトの標準化というのが同時に進められてまいります。これらの事務手続に係るデータの標準化、共通化が進展することによりまして、様々手続の効率化とか、省力化が図られるというふうに考えておりましたので、これからDX関係の推進につきまして、情報の分析、検討を進めながら、様々な施策に生かしてまいりたいというふうに考えているところでございます。

お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

村松信一議員。

○5番（村松信一議員） それでは次に、また2点ちょっとまとめて質問したいと思いますが、マイナンバーカードについて、申請状況は理解しました。それで、その年齢構成、恐らく若い人が多いのではないかなと思うのですが、それは分かっていますので、その年齢構成と、最終的には、この交付率をどの程度まで高める目標を定めているのか、それ1点です。

それから、このDXにつきまして、今後システム機器を設置するということで答弁いただいておりますが、当分の間、紙ベースとデジタル申請が混在するわけです。そうしますと、混在時の期間は、担当部署の対応として手順を綿密に整えておく必要があると思います。これは、経験上からそう思います。どのような取組を考えているのか。その後に、徐々にデジタル化による一定の効果で、各課に人員の過不足が生じるはずであります。この計画の検討が必要だと思っておりますが、どのように考えていますでしょうか。

○議長（藤原由巳議員） 田中館町民環境課長。

○町民環境課長（田中館和昭君） ただいまのご質問にお答えいたします。

まず、マイナンバーカードの申請状況の年齢構成の部分でございます。ちょっと何十代というのでお答えさせていただければと思います。一番多いのが60代、次に40代、50代、70代という順になっております。この4つの年代で全体の6割ほどを占めている状況でございます。

それから、最終的な交付率ということで、まず今年度の当課でちょっと考えている目標、これは課としての目標を今定めているのですけれども、申請率で60%を目指して今、先ほど町長答弁にもございましたが、様々な取組をやっているところでございます。

それから、DXの関係でいろいろなシステム導入になっていくことになるのですけれども、それこそ、これも当課で今取り組んでおります住民異動受付支援システムのことで、ちょっとお答えさせていただければと思います。これが今一つの目玉として私どもやっているのですけれども、今システムを導入する中で、ベンダーさんともいろいろ協議しているのですけれども、まず住民の方は、申請書を書くことがかなり減りますので、待ち時間ですとか、あるいは記入する時間が大幅に減るのは、これは確実にございます。ただ、ご指摘にもあったのですが、それを受ける我々が、例えばタブレット等でそのデータを確認して、間違いがないかというところをどういうふうに確認していけばいいかというのを今詰めている最中で、今までのペーパーでのやり方と当然変わってきますので、そこを手落ちがないように詰めているところでございますし、窓口でのお客様の流れをどういうふうにするかというのをも併せて今検討しているところです。

ですので、これらを12月からまず導入して、一番繁忙期、3月、4月になってくるのですけれども、そういった時期を過ぎて、結果このシステムを入れてどうだったかという検証ができようかと思っております。なので、こういうシステムを入れたことによってどういう効果が出たというのは、まず当課はある意味実験台としてそういった成果を基に、職員の配置というのは検討されていくのではないかなと思っております。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） 田村総務課長。

○総務課長兼防災安全室長（田村英典君） お答えいたします。私のほうからは、各課の人員の過不足の部分ということで、お答えさせていただきます。

矢巾庁舎におきましては、SDGsの実践ということで、2030年まで誰一人取り残さない

で取り組んでいきたいということで、各種事業に取り組むことになってございます。その中で、カーボンフリーは、一番大切なことでもございますし、その中で、もう一つ、今ご指摘のDXの部分ということで、役場内でどういったデジタル変換ができるのかということで、例えば総務課でいいますと、今年は文書管理システムで文書の関係を全てデジタル化に進めるというようなことも取り組んでおります。

そういった中で、人がやるべきことがデジタルでできて、人が、人員の配置が変わるといようなこともかなり検討してございます。そういった中で、デジタルを利用して、有効性、有用性が発揮できるという部分をしっかり把握して、人員の配置も当然変わってくるというふうに考えてございますので、そこら辺をしっかりと考慮して、配置もやってまいりたいというふうに考えてございます。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問。

村松信一議員。

○5番（村松信一議員） それでは次に、また別なデジタル化について質問させていただきます。これからの情報は、過去に新聞でも紹介されましたので、皆さんも記憶にあると思います。2011年3月、東日本大震災、福島放射能汚染、広い範囲にわたり調査するために、放射能測定装置を設置しております。それで、放牧状態の牛に情報発信装置、いわゆるセンサーを取り付けて、行動範囲や、その動き、健康状態などを実は収集しておりました。これは、新聞にも載っておりましたので、ご存じだと思いますけれども、これは岩手のほうからコントロールしておまして、この収集データに関わった、解析に関わった方が矢巾町におります。その方は、この矢巾町のWi-Fi環境の充実を大変評価しております。現在ITを利用した事業として、高齢者や家族の見守り装置を、その方は開発中であります。自宅に置いた小さな装置、例えば今はもう少し大きいのですが、実際使っていますが、これくらいのもう少し厚いやつを作って、それでタブレット、遠方にいる家族とか何かに、その動きを知らせるといような形のものでありまして、このような装置は、全国的にもう既に開発されております。使用者に合わせて作っているやつは、設定できること、それは全国の場合は統一していますので、まずそれができないと思いますけれども、今開発していますのは、その本人に合わせた設定ができることということ、それから本町のWi-Fiの設備を使うことで、費用も少なく済むということになります。そして、この装置を対象者に直接、何の許可もなく別に、これは直接本人との契約で導入できます。

しかし、こういったいいものを開発した場合に、全くこういったものを欲しいと思っている人がたまたまいるのではないかと思います。ですから、このような装置を開発する場合、大きな企業だったならば、お話を聞いてくれる部署はあると思うのですけれども、かなりこういう開発に詳しい方で、私ども15年くらい前に一関のほうのある農協に行って、ずっと田舎のほうに行きまして、スーパーも、それからショッピングもできないということで、タブレットに農協にある全ての材料をインプットして、それを見せて、好きなものを押してくださいという、現地の農協に全部それが届いて、誰々の分というのが分かって、箱に入れてすぐ届けるというようなシステムを開発をした、それは15年くらい前の話ですけれども、それからここら辺ですと、JAシンセラさんに葬儀のシステムを売りにいったとか、そういうこともありましたけれども、その方いわく、私の開発したものをどこかで聞いてくれる場所はないでしょうかということをおっしゃっておりますけれども、DX相談窓口は、本町の場合の窓口はどちらでしょうか。

○議長（藤原由巳議員） 花立企画財政課長。

○企画財政課長兼未来戦略室長（花立孝美君） お答えいたします。

DX推進なのですけれども、今のお話だと、いわゆる見守りとかという感じで、地域の課題解決に取り組むためのDX推進というふうなことで、基本的には関係する所管課で対応させていただくものかというふうに考えておりますけれども、ただその関係する所管課がどこかも分からないということであれば、当然ながら我々企画財政課のほうにお願いできればと思っておりますし、いずれ担当課が分からなくても、総務課、企画財政課、その辺のあたりでお話を承りまして、随時担当課のほうにつなげさせていただきたいと思っております。

ただ、デジタル関係の装置の開発に関しての相談というのは、非常に技術的に私たちも専門的な知識を持っている職員というのは、ちょっと残念ながらいないわけですし、関係する機関とか企業、もしくは大学など、こういったところと連携した上でご相談に乗らせていただきたいというふうに考えてございます。

つきましては、個別の内容をお伺いさせていただきながら、ケース・バイ・ケースで、いずれ相談を承りたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問。

村松信一議員。

○5番（村松信一議員） 先ほどの技術的なものというのは、今大体できておまして、特許庁とか、そういったところに今相談していて、もう少し小さくとか、いろんなアイデアを持

って再度今作っているところでもありますので、あまり技術的なことは必要ないと思います。

それでは次に、やっぱりデジタル化についての質問をさせていただきます。令和4年度施政方針で町民が暮らしやすい生活環境の構築に向け、産学官連携のスマートタウン構想の具現化を図るということでありました。皆さんもご案内のとおり、2021年の自治体住みこちランキングで愛知県の長久手市が1位になりましたところの一番の選ばれた理由に、まず1番目に安心、安全、それから2番目に快適な暮らし、それから3番目に生活の利便性、それから4番目に生活インフラとかありまして、6番目あたりに子育てというのが入っております。それで、また別な調査では、自分が暮らす場合、どのような自治体を選ぶかということで、自治体を選ぶときの重視することとして、これでは子育て支援が充実しているということで75%の方が選んでおりますし、保育園に入りたいが2番目、保育園に入りやすい、3番目に実家から近い、4番目に税金が安い、5番目に職場が近いというふうなことで、子育て支援が充実していることが一番、あるいは要望が非常に強いようであります。

そこで、本町には、実は私は分からなかったのですけれども、そういう子育ては終わっておりますので、あまり意識しておりませんでしたけれども、子育てに優しい取組として、母子モという名前の母子手帳アプリがありまして、これを岩手県では10か所で導入していると。これも最近分かったのですけれども、このアプリにより、自治体から提供される各種制度サービスのほか、子育てに関する様々な情報受信、胎児の状況や子どもの成長の記録も、それからグラフ化、それから予防接種等のスケジュール管理ができるということになっておりまして、調べてみましたならば、他の行政では、このアプリを使用した事例といたしまして、新型コロナウイルス感染症の防止のため、手洗いやうがいの仕方、それから保健師からのアドバイス、それからパパ、ママ教室の様子、それから自宅で行える親子の触れ合いの方法など、それから子育てに役立つコンテンツの動画配信とか、こういったことを配信し、そして環境の変化に合わせたサポートができたということで、高く評価をしているわけです。

それで、本町の場合、これに取り組んでおるわけですが、導入しているわけですが、健診やイベントなどの中止の状況、保育園等の休園に関する情報など、素早く届けることができるとは思いますが、本町では、この母子モをどのように活用されましたでしょうか。

○議長（藤原由巳議員） 浅沼健康長寿課長。

○健康長寿課長（浅沼圭美君） ただいまのご質問にお答えします。

この母子モですが、母子健康手帳アプリということで、令和3年4月から矢巾町のほうで

は導入しております。母子健康手帳と併用して、スマートフォンアプリから妊娠から子育てまでのサポートをして、手軽に必要な情報が取得できること。そして、子育ての不安、それから孤立の解消、負担軽減を図るようなことを目的としております。

矢巾町のほうでは、8月30日時点で、ご登録いただいている方々は282名の方が登録いただいております。昨年度からこの取組を行ってございまして、母子保健事業のご案内だとか、季節に応じた病気のこととか、子どもさんに起こりやすい事故のことについて、情報発信を昨年度は48回行ってございます。昨年度から取り組んだところで、ちょっと母子保健サイドの部分の情報が多かったかなというふうにも思っておりますので、議員からお話あった保育園のこととか、子育て全般に関わる部分の情報発信を今後も考えてまいりたいなというふうに思っております。

なお、この母子モについては、母子健康手帳の交付時、それから出産後に私どもが訪問したときとか、出生のときに必要なものをお渡しさせていただいているのですが、そういう場面で母子モのアプリを紹介をしておりますし、今年度は町民環境課の待合スペースにモニターというかありますので、そのモニターのところでも情報が発信できるような形で、様々な場面でのご活用いただくようお願いしているところでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） まだまだありますね。

それでは、一般質問のさなかではございますけれども、時間もおおむね1時間経過いたしましたので、ここで暫時休憩といたします。

再開を午後2時30分、14時30分といたします。

午後 2時19分 休憩

—————
午後 2時30分 再開

○議長（藤原由巳議員） 再開します。

休憩前に引き続きまして一般質問を続けます。

他に再質問。

村松信一議員。

○5番（村松信一議員） それでは、2点目でありましたゼロごみ6Rについて2点について再質問したいと思います。

環福連携の取組は、大変いい取組だと思います。今2か所でやっているということですが、

1点目は、まず今後さらにこの取組を拡大していく計画があるか、1点お伺いしたいと思います。

それから、2点目につきましては、現在プラスチック製容器包装廃棄物は、容器包装リサイクル法に基づいて資源として収集されておりますけれども、それ以外のプラスチック使用製品は、可燃物として集めて焼却されているわけでありまして。令和4年4月に施行されましたプラスチック資源環境法によって、市町村では、プラスチックの使用製品廃棄物の分別基準を策定して、そして分別して排出されるよう住民に周知するよう努めなければならないということになっておりました。

そこで、本町では、分別収集されたプラスチック製品を再商品化することが今度可能となりますけれども、本町の今後のプラスチックの分別あるいは再商品化についての考えをお伺いしたいと思います。

○議長（藤原由巳議員） 田中館町民環境課長。

○町民環境課長（田中館和昭君） ただいまのご質問にお答えいたします。

まず、1点目の環福連携の部分でございます。現在新生会さんと盛岡市民福祉バンクさんとの間で行っておりますが、この2法人さんと拡大の部分とかも今後協議しなければならないと思うのですが、やはりその法人さんのキャパがございますので、どこまでやっていただけるかというのは、今年度事業をやりながら、協議させていただければと思います。

それで、今考えているのが、それ以外の部分でもちょっと今年度考えているのがございまして、町の社会福祉協議会、それから教育委員会ともちょっと連携して、中学校の制服をリユースできないかというのを今年度事業として今考えております。そういった意味では、それも環福教と言えいいでしょうか、そういったのも取り組んでいきたいなと思っております。

それから、2点目の新プラ法の関係だったのですが、先日ご説明させていただきました新しいごみ処理、広域化の部分の計画にもあるのですが、10年後の新しい組合の設立までには、この新プラ法にのっとった製品プラの資源化のことを取り組まなければならないというふうに今後この10年間でやっていく予定でございます。その中で、我々は盛岡・紫波地区環境施設組合でごみ処理を行っているのですが、その間に、まず先行して何かできるのかどうかというのも、関係市、町と協議していかなければならないと思いますので、10年後は確実に計画にのっとれば、製品プラの資源化をやらなければなりません、それより前倒しという、どこまでできるかというのは、協議させていただければと思います。

以上、お答えいたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

村松信一議員。

○5番（村松信一議員） それでは、3点目に質問しました内容の町民との対話について、この中で、現実的には庁舎全体として統一して対応しなければならないような提言はありましたでしょうか、まずそれが1点。

それから、もう一点は、自治会用の端末は、公民館を基準として使用を考えているようでありませけれども、これは自治会長であるとか、その地域の代表の方、これを使うことになったときの代表の方は、自宅とか何かで資料とか何かいっぱいあるので、それを全部持ち込んで、またそこで時間も自由にできないということ等もありますが、これは公民館だけに限定しますでしょうか。

以上、伺いたいと思います。

○議長（藤原由巳議員） 花立企画財政課長。

○企画財政課長兼未来戦略室長（花立孝美君） お答えいたします。

まず、地域からの要望といいますか、コミュニティ会長さんとの懇談は、4月18日、19日、27日の3日間、4会場に分けて行っております。その中で、統一要望というふうな感じのものは特段ないかと思えます。どうしても内容としては、町道に関することであるとか、道路に関すること。交通安全に関すること、こういった要望がどうしても多いような状況になっております。

その後、要望をいただいた内容につきましては、その日に要望いただけなかったものは、後日記入方式で紙での要望も改めて頂戴しております。直接コミュニティ会長さんと現地を確認とかするなどして、それぞれ担当部署のほうで対応をさせていただいているというところでございます。

また、庁舎内に関しましては、担当部署以外の項目も含めて、全課に情報を共有して対応させていただいていると、こういうふうな状況でございます。

そして、2点目の自治会用の端末として、まず一応お配りしているものですが、前提としては、確かにそうではございますが、一応自治会の役員の方々の共通認識として、事務処理上、会長のお家であるとか、あとは事務局長さんというのがいらっしゃれば、そちらのお家であるとか、そういった使用は全然問題ないというふうに考えてございます。

お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

村松信一議員。

○5番（村松信一議員） それでは、4点目に質問しました子どもたちの挨拶について伺いたいと思いますけれども、コロナ禍でできなかったということで、令和3年度もできなかったのですけれども、もともとあいさつ運動とふれあい運動の計画内容は、やっていないと分からないので、どういう内容であったのかということをもっとお伺いしたいと思います。

それから、寺子屋事業について、年齢的には、ちょっとお聞きしますと、非常に児童生徒から、それから成人まで出てこれに参加しているようでありましてけれども、世代間交流の体験学習というの、年齢的にかなり離れているわけですが、こういった内容のことを実施したのか。

この2点につきましてお伺いをいたします。

○議長（藤原由巳議員） 高橋文化スポーツ課長。

○文化スポーツ課長（高橋 保君） お答えをさせていただきます。

まず、計画のところでございますけれども、学力の向上としまして、読書の習慣化と家庭学習の充実ということで、読み聞かせボランティアの活用とか、読書コンクールの開催、さらにはメディアとの上手な付き合い方の指導とか、こういったものを予定をしておったところです。あとは健全育成としましては、体験活動ということになりますけれども、自治会、子ども会、さらには伝承芸能、そういったものへの参加を考えてございました。あと生涯スポーツとしましては、大人も子どもも気軽に楽しめるスポーツ、レクリエーションを計画しておったところであります。

あと2点目でございますけれども、寺子屋事業の教室は、町内の小学生が18名、シニアリーダー、二十歳のリーダーですけれども、3名、あと当日文化スポーツ課のほうに学生のインターシップが2名来ておりますので、その2名と、あとは町民会議、町職員数名で対応してございます。

当日は、あいにくの雨になりまして、實相寺の裏の観音像に行って散策も予定しておりましたが、雨によりまして、急遽、このコロナ禍でできるゲーム、ジェスチャーゲームとか、そういった言葉が出ないままで活動できるような、そういった楽しい催しをやってございます。中には、シニアリーダー、20代のリーダーに憧れを持って、次の事業もぜひ参加したいという子どもたちの声も聞いたところでございまして、世代間交流の次世代育成につながっているかなというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

村松信一議員。

○5番（村松信一議員） それでは、高収益作物、5点目に質問したことにつきまして再質問をしたいと思います。

需要に応じた米生産のための転作の推進につきまして、経済基盤強化のために高収益作物への転換を推進しているわけでありますけれども、今の圃場では、稲作専門というか、稲作用につくられておりますので、野菜になりますと、どうしてもフォアシステムが最適と言われておるわけであります。そういうことで以前に、これは30年3月に、やっぱりフォアシステムの支援策を考えていただきたいという質問をしておりました。今現在は、あれ以降、あれ以降というよりも、現在フォアシステムに対する支援の考えはどうなっているのか、お伺いをしたいと思います。

○議長（藤原由巳議員） 佐藤産業観光課長。

○産業観光課長（佐藤健一君） フォアシステムにつきましては、田んぼの地下水を制御して、高度利用化を図ることで、田んぼと畑のローテーション、これが容易となるものでございます。今水田活用交付金の見直しで、いろいろと全国で物議を醸してございますけれども、5年に1回水入れすることで、せっかく複数年かけて乾田化して畑地化に取り組んできたところで、そういったことが、このフォアシステムを入れることで、容易になるのかなというふうな考え方があります。

ただ、課題も依然としてございまして、システム設備にインシャルコストが高過ぎるということもあります。あと維持管理のノウハウが必要と。あと、地下水位が高いところのような地形条件によって導入できる場所とできないところがあるといったような課題があるようでございます。

今、このフォアシステムの導入については、農地耕作条件改善事業というのが県事業であるわけでございますけれども、この水位管理機を赤林地区で導入した実績がございます。同じような形にはなるかと思っておりますけれども、こういった農地耕作条件改善事業もしくは今圃場事業2か所、これから整備するところでございますけれども、そういった圃場整備に合わせた導入であると、インシャルコストも抑えられるのかなというふうには思いますので、いずれ地域の実情に合わせながら、要望の把握に努めて町として支援すべきところは支援していきたいというふうに考えてございます。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

村松信一議員。

○5番（村松信一議員） 農業について2点まとめて再質問したいと思いますが、今農業機械に対する設備の支援策があるわけですが、全て要望に応えられているわけではないと思います。今次年度、来年度以降等に支援を検討している、あるいは相談を受けているようなものもたくさんあるのだと思います。大体どれくらいのものが今次年度以降に支援として、要望として出てきているのか、その具体的な内容、ざっくりとでいいのですが、お伺いしたいと思います。

それから、以前質問しました田んぼダムに取り組むという姿勢を打ち出して約1年でありますが、現在の状況。

この2点につきましてお伺いしたいと思います。

○議長（藤原由巳議員） 佐藤産業観光課長。

○産業観光課長（佐藤健一君） まず、現在の状況でございますけれども、令和4年度につきましては、4月に要望を取りまとめまして、要望があった事業主体に対しましては、満額で配当済みとなってございます。ただ、やはり欲しい方は、要望したい方は、すぐ要望、手挙げをするというような形でございます。現時点で予算残というものはない状況でございますので、来年度またこういった要望が出てくるのかなというふうに考えてございます。

いずれにしても、集落営農組織からの要望につきましては、全て案件として県のほうに事業要望を出してございます。いずれ事業者にとりまして、有利となるような事業の情報を随時提供をさせていただいておりますので、よろしくお伺いしたいと思います。

今あと田んぼダムについてでございますけれども、既設の排水ます、これに小さな穴が空いた器具を上からかぶせるような形で水田に降った雨水を時間をかけてゆっくり排水して、水路や河川の水位の上昇を抑えることで、何とか水路や河川からあふれる水の量や範囲を抑制するよう、今手だてをやっているところでございます。

当町につきましては、昨年度から始めまして、その実証を踏まえまして、まず圃場規模が大体同一であるようなところ、正確な場所につきましては、煙山西部地区の圃場整備をやったところなのですが、これを重点的に面積拡大に取り組んでいるところでございます。この煙山西部地区は、岩崎川の圃場の範囲にも含まれることでございますので、取り組んでおりまして、令和3年度が2.68ヘクタール、今年度は13.38ヘクタール、プラス約10ヘクタール拡大してございます。令和5年度も引き続き拡大して、効果があるところから進めてま

いりたいというふうに考えてございます。

○議長（藤原由巳議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） ちょっと補足をさせていただきますが、まず最初のフォアスシステムの支援策についてですが、これは私ども県議時代に、今日は廣田光男議員もいらっしゃるのですが、桜屋営農組合で、いわゆる汎用化、今ご質問あった、いわゆる6ローテーションをやって、そこで今水田活用交付金のことがいろいろ問題になっておるわけですが、この中で、フォアスシステムの支援策の在り方もこれから国に要望していきたいと。

それから、田んぼダム、これは今産業観光課のほうから答弁させていただいたのですが、これは道路住宅課にも関係する、または総務課の防災安全室、いわゆる総合治水プロジェクトとして、もう田んぼダムというよりも総合治水プロジェクトとして考えていかなければならないということで、これは関係課集まって、矢巾町の場合は、田んぼダムに、それから平成25年8月9日には、いわゆるまさか市街地が、特にも矢幅駅なんかにもあんなに水が乗るなんていうことは考えられなかったわけです。だから、田んぼダムに遊水池事業も考えて、もし最悪の場合には、遊水池にお願いするところなんかに入浴保険も併せて考えていくかということで、そういうことをこれからもう100年に1度というのが毎年のように、今回の台風11号も大変な状況下にあるわけでございますので、だからいわゆる田んぼダム、総合治水プロジェクトとして矢巾町も取り組んでいきたいと思っておりますので、ひとつご理解をいただきたいと思えます。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

村松信一議員。

○5番（村松信一議員） 6点目に質問しました大腸がんの件につきましては、今日の岩手日報に大きく載ってございましたけれども、コンシェルジュ、いわゆる説明とか案内人から検査キットを受け取ると、こうなっているのですけれども、その受け取った方は、その検査結果が出るまでの日程というのですか、それはどのような手続でどうなるのでしょうか。あるいは無償だとか、有償だとか、その辺のところを説明いただきたいと思えます。

それから、一般の方が案内人あるいは説明員が、いろんな知識を得るために勉強し、指導も受けて、その方が、例えばコンシェルジュと同じような形で活躍、活動することができるのかどうか。そして、企業の企業成果を現在の対象者に対して活用した場合と、そうでない場合との効果というのは、何が違うのでしょうか。

以上です。

○議長（藤原由巳議員） 浅沼健康長寿課長。

○健康長寿課長（浅沼圭美君） ただいまのご質問にお答えします。

昨日から、昨日はやはば一くでスタートだったのですが、検診コンシェルジュということで、ちょうど記事のほう本日掲載になったところですが、まず大腸がん検診は、検体を2日間、ご自宅で取る検査となります。便潜血検査となります。ですので、一応ご自宅で検体を取っていただくということになりますが、検診コンシェルジュのほうでお渡しした検査キットは、ご本人がご都合のいい日、2日間取って、それをすこや館のほうに届けていただきます。それは、平日の10時から15時の間ということで、今対がん協会のほうとは調整しております。すこや館のほうにご提出いただきます。

検診結果は、大体1か月ぐらいで分かりますので、検診コンシェルジュから直接検体キットを受け取ることもできますし、中には大腸がん検診以外の検診も併せて申し込みたいという方もあろうかと思えます。その場合は、またその検診の状況等を加味して、対がん協会のほうとの連絡を私どもも介しながら、予約を入れるというような流れとなっております。

料金は、大腸がん検診はお一人500円の自己負担となりますが、70歳以上の方は無料となります。今回この事業に関しては、重点的に69歳までということでお話をしておりましたが、まず検診自体の料金は、今申し上げたとおりになります。

この事業を通しての効果になりますが、まずもって目標値です。昨年度の大腸がん検診の受診率ですが10.9%です。そうすると、今年度の対象者で見ると、大体1,213人ぐらいというふうになりますので、これをこの事業を3年間で500人増やそうというのが目標値としております。そうしたときに、事業の効果としては、一つは医療費の適正化効果です。いわゆるこの大腸がん検診、500人受けると、発見率0.22ということで、様々な研究結果から大腸がんの根治する群と医療費の削減効果を比較すると614万9,000円低いという研究結果が出ております。そういう中で、検診で発見できる方々、大体0.8%ぐらいと考えると、医療費の適正化効果は541万1,000円と試算しております。

もう一つの効果が、病気によって就労できなくなります。そういう関係での遺失、失うことによる所得の削減効果になります。様々な研究の中でのお1人当たりの所得額とか、様々な試算した費用を乗じると、大体この額として492万5,000円ほどが、所得を失うことの効果だというふうに捉えておりますので、この事業をやることによって1,033万6,000円が試算されます。総事業費から見ても、上回るということで、今回我々もこの事業を行うこととしたところでございます。

大腸がん検診は、ご自宅でできるという、ある意味気軽にできるというところ、そしてできるだけ早期に見つけることで発見が可能ですし、治療にも持っていけるがん検診になっておりますので、私どもとしても、この機会を通して、様々別のがんのほうの取組のほうも効果を検証して進めてまいりたいと思っています。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

村松信一議員。

○5番（村松信一議員） 最後の7点目なのですけれども、重層的支援で、いろんな手がかかる部分があると思いますけれども、一般的に相談があるのは、こういった方々に対して、何かボランティアでできることはないのかという相談があるのも事実でありますので、何か多少でも役立つ活動、その中であれば、そのようなことがあるのかどうか、お伺いしたいと思います。

○議長（藤原由巳議員） 野中福祉課長。

○福祉課長（野中伸悦君） お答えいたします。

ボランティアということなのですけれども、まずボランティアというと、思いつくのが災害時のボランティアだと思います。こういったところに活動していただくのも一つなのですが、日頃からたすけあい隊とか、子ども食堂など、一般的に行っているボランティア活動もごございますので、社会福祉協議会が窓口になっておりますけれども、こういったところでまずボランティア活動に参加していただくのも一つだと思いますし、地域内でも様々なボランティア活動、お互いの地域の中でボランティア活動を行っておりますので、そういったところで活動いただくのも一つだと思っています。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問。

村松信一議員。

○5番（村松信一議員） それでは、1問目の最後、町長に伺いたいと思います。子実トウモロコシについては、この前の3月の議会で取り上げましたけれども、世界的に今飼料不足になっているわけでありまして。子実トウモロコシの生産の検討されている地域もあり、そして世界的な機運が高まりつつあるわけでありましてけれども、どうも本町では、そういう話が一切、ほとんどないというような状態で、生産については、関心が全く薄いのだらうと思います。これには、収穫機械の保管場所、それから畜産農家との契約など、そういった課題があ

るのも事実でありますけれども、今後は農業従事者の高齢化、それから農業に携わる人も少なくなるのではないかと思います。そこで危惧されるのは、耕作放棄地的な、そういう用地が多くなるのではないかと思います。そういったものの未然防止にとっても子実トウモロコシは適しているのだそうでありますけれども、そういったことで農地の有効的活用の面からも、子実トウモロコシを奨励する考えについて町長にお伺いしたいと思っております。

○議長（藤原由巳議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） お答えいたします。

今日は岩手日報に、もう限界、畜産農家が悲鳴、その中にトウモロコシとか大豆かすのことが出ておったのですが、子実用トウモロコシ、昔はほとんどの農家では牛か馬を飼っておったのです。それで、サイロがあったのです。今も私思い出すのは、あまりいい思い出はないのですが、頭から降ってくるカッターであれされるの下で、とにかく踏まなければ、うまく食べられない。今日は、今質問されてどきっとしましたのですが、いずれ子実用トウモロコシ、今考えているのは、やっぱり県の町村会で、私今理事をやらせていただいているので、このこと、子実用トウモロコシは、ぜひ国、県、私ら市町村も支援策をしっかりと講じてやっていかなければならない。本町の場合は、特にも繁殖牛、肉用牛をやっている方もいらっしゃるのですが、そういった配合飼料、本当に今高くなってきているのです。そういうことにしっかりと対応できるような対策を講じていきたいと。

このことについては、私ども地元の和味であれば、畑も結構ありますし、牧草地にしておるところもありますので、そういった畜産農家としっかりと話合いをして、今後面積の拡大、そして使用できるような体制整備を図ってまいりたいと、このように。だからこそしっかり国、県に支援策を講じていただくように要望してまいりますので、ひとつご理解をいただきたいと思っております。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。よろしいですか。

（「はい」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） それでは次に、2問目の質問を許します。

村松信一議員。

○5番（村松信一議員） それでは、2問目の質問、令和5年度当初予算編成の基本的考えについて、町長にお伺いをいたします。

国は、令和5年度の概算要求に当たっての基本的な方針で、経済・財政一体改革を着実に推進し、歳出全般にわたり施策の優先順位を洗い直し、無駄を徹底して排除しつつ、予算の

中身を大胆に重点化するとし、義務的経費についても、定員管理の徹底も含め、聖域を設けることなく、制度の根幹にまで踏み込んだ抜本的な見直しを行い、可能な限り歳出の抑制を図ると述べております。

そのような中ではありますが、新しい資本主義の実現に向け、人への投資、科学技術・イノベーションへの投資、DXへの投資の予算を重点的に進めるとしております。

本町の令和4年度施政方針でも財政の健全化を掲げており、徹底的に事務事業の見直しを行うとありますが、令和5年度当初予算編成の基本的方針についてお伺いをいたします。

1点目、施政方針では、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う経済活動の停滞等により、今後町税や各種交付金の減収が避けられない状態であるとしておりますが、現時点での見通しはどうか。

2点目、徹底的な事務事業の見直しを行っていると思っておりますが、現段階で国の方針と併せ、令和5年度当初予算編成にどう反映させるべきと考えているか。

3点目、財政の健全化を図る中でも取組を強化する事業は何か。

以上、3点につきましてお伺いをいたします。

○議長（藤原由巳議員） 高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 令和5年度当初予算編成の基本的考えを伺うについてのご質問にお答えいたします。

1点目についてですが、町税については、新型コロナウイルス感染症の影響による減収を危惧しておりましたが、現時点では大きな影響は見られず、税収は例年と同程度の水準を維持できるものと見込んでおります。また、交付金についても、経済活動の影響を特に受けると思われる地方消費税交付金についても増額となっており、国の経済対策の効果があったものと認識しております。

2点目についてですが、令和5年度当初予算編成の基本方針については、引き続き限られた財源を有効に活用し、厳しい財政下にあっても、次世代に向けた投資を効果的に行うべきと考えております。

具体的には、義務的経費については、事務事業の抜本的な見直しを含めた検討により、可能な限り歳出の抑制に努め、必要な歳入を確保した上で、真に必要な事業についても優先順位を定め、予算を重点化していくべきと考えております。

3点目についてですが、町民の健康づくりなど、長期的な歳出抑制につながる事業や現在

国が重点的に推し進めているDX、デジタルトランスフォーメーションなどを適切な時期に取り組むことで、有利な財政支援が得られ、かつ将来の歳出抑制効果も期待できる事業につきましては、財政健全化の観点からも検討する価値があるものと考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 再質問ありますか。

村松信一議員。

○5番（村松信一議員） 再質問です。国の来年度の予算概算要求に対して、鈴木財務大臣が、財政健全化が最大の使命と語っておりますように、財政の健全化は本町でも重要な課題であります。また、国の基本方針では、防衛、少子化、脱炭素等が重要政策に追加された形となっております。そこで、本町においての少子化、脱炭素に対する来年度の予算編成の基本的な考えについて、1点お伺いしたいと思います。

それから、先ほど答弁がありました財政の健全化のために企業版ふるさと納税の取組を強化すべきと考えるべきではないかということも質問に用意しましたけれども、それは先ほど前の質問者で答弁いただきましたので、まず1点だけお伺いしたいと思います。

○議長（藤原由巳議員） 花立企画財政課長。

○企画財政課長兼未来戦略室長（花立孝美君） お答えいたします。

まず、取組に関しましては、国や社会の動きに遅れることなく、令和5年度も引き続き対応させていただきたいというふうに考えております。できるだけ財政負担も少なくなるような方法で取り組みたいと考えております。

具体的ところで少子化対策ですけれども、小さな部分かもしれませんが、出生率向上に資する事業といたしまして、結婚新生活支援補助金というふうなものと、あとは婚活イベント矢あコンというふうな、こういったものを行っております。継続的に取り組むことで認知されまして、成果も向上しております。先日やったイベントでは、参加者のうち3分の2がカップルが成立するとか、こういったことで地道にはありますけれども、成果も向上しているように感じておりますので、粘り強く続けたいというふうに考えます。

脱炭素のほうですけれども、我々企画財政課といたしましては、SDGs推進の観点から、総務課と町民環境課とともに脱炭素に取り組んでいるところなのですが、本年4月にゼロボード社、そして岩手銀行と連携協定を締結しております。これから公共施設におけるCO₂排出量の測定を行いますけれども、併せて今日の朝刊にもありました岩手銀行さんのほうでは、脱炭素応援ローンというのを始めるというふうな感じでもございまして、一緒

になって民間の呼びかけ等を行いながら、取組を拡大していきたいというふうに考えております。また、木質バイオマス発電企業の誘致など、エネルギーの地産地消への取組の検討、こういったものも進めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

村松信一議員。

○5番（村松信一議員） それでは最後に、町長にお伺いしたいと思います。

繰り返しになりますが、町長は施政方針の中で、財政の健全化を掲げております。そして、令和3年度に策定されました施設の長寿命化計画の中で、令和5年度に修繕を計画している施設があります。例えば学校施設では1億8,000万円ほどです。それから、橋梁では2億4,000万円ほどの修繕計画が立てられております。長寿命化の対応は先延ばしすればするほど修繕費用が大きくなるということになりますが、この長寿命化計画について、来年度の方針を町長に伺いたいと思います。

○議長（藤原由巳議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） お答えさせていただきますが、財政健全化も含めて、まず今私は、来年度の予算編成で大きく3つのことを考えられるのではないかなど、これから民間活力、民間でできることは、どんどんやっぱり活用していったほうがいいのではないかと、そういったことで、これからも連携、協力、民間との推進をまず図っていきたい。

それから、もう一つは、財政マネジメントの強化、今私にお伺いするということで質問があった公共施設とか、橋梁とか何かも含めて、そういった中で、やはり財政マネジメントの強化と。そして、もう一つは、やっぱりこれからDXとか、グリーンというDXも含めていろんな意味でのデジタルトランスフォーメーション、今国ではデジタル田園都市国家構想なんかも示されておりますので、そういうふうなところにもしっかりと注視をしながら、考えていきたいなど。

それで、今矢巾町では、いわゆるゼロ・エネルギー・ビルディングの関係で小学校の整備の検討をしておるわけですが、有識者の方々を含めて。それから、今国では、ちょっと私も文部科学省では、いわゆる長寿命化の改修で、学校の環境向上を図る。それも建て替えの6割程度でできるというような話が文科省からも出されてきております。それで、これまでは、補助が3分の1だったのですが、2分の1に補助率を上げると。これは、恐らく今後40年、45年、50年、矢巾町では、和田教育長からお聞きしたならば、たまたま各小学校が5年刻みで40年、45年、50年経過していると。だから、そういうこともひとつ、新しく造ることも、

建て替えることも大事だし、今あるものを最大限に有効活用する方向もあるのではないかと、ここで、このところはもう少し私どももこれからの2023年度の国の予算の動向をしっかりと見極めながら、検討してまいりたいなど、こう考えております。

いずれ公共施設の長寿命化、建て替えを含めて今検討しなければならない時期に来ているかと。特に小学校については、統合再編から今の現有小学校の、いわゆる建て替えるのではなく、長寿命化を図って使えるようにするか。やっぱり学校がなくなるというのは、地域にとっては大きな問題でもあるわけです。だから、これから議員の皆さん方または町民の皆さん方、そして児童生徒の保護者の方々からもよくお聞きしながら、丁寧にこのことを考えていきたいなどと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。よろしいですか。

（「ありません」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） それでは、以上で5番、村松信一議員の質問を終わります。ご苦勞さまでした。

それでは次に、10番、昆秀一議員。

それでは、1問目の質問を許します。

（10番 昆 秀一議員 登壇）

○10番（昆 秀一議員） 議席番号10番、一心会の昆秀一でございます。私事になりますけれども、約4年ぶりに久しぶりに髪を切りまして、頭が軽くなりましてさっぱりといたしました。そして、今議会に臨んでおりますので、本日4番目の質問者ですが、皆様お疲れのところ、もう少しお付き合いください。

まず初めに、行財政経営の効率化と計画の推進についてお伺いいたします。今年度は、第7次矢巾町総合計画後期基本計画の3年目となり、いよいよ第8次総合計画の策定期も近づいております。そのため、PDCAサイクルによるCheck（確認）をし、Act（改善）を行うことで、初めてPlan（計画）に取りかかることができるのだと思います。その計画を実現するためには、財政の裏づけももちろん必要となってきます。ですが、財政の硬直化により、計画はするものの、実現することのできなかつた事業もあったのではないのでしょうか。また、国からの地方分権により地方自治体における業務が増えてきている現状もあるのではないのでしょうか。そのような中、今後新型コロナウイルス感染症の影響、少子高齢化の進行、公共施設の老朽化などにより、財政がますます圧迫されてくることも容易に想像ができます。そこで、現在町として、どのように行財政経営の効率化を図り、どのような

目標を掲げ、各種課題に取り組んでいこうと考えているのか、所見を以下お伺いいたします。

1点目、財政の硬直化の主原因は、増え続ける扶助費などによる固定費の割合が大きくなることが一因としてあります。ですが、国からの財源移譲は少しずつ進んでいるものの、依然として歳入の伸びが続いております。国においても、莫大な借金を抱えながらも、何とか持ちこたえているようには思います。町としては、今後の国、県からの交付金、税収の見通しをどのように持っているのでしょうか。

2点目、行財政の仕組みは、まず難しい、分かりづらいという印象があり、使われる用語に聞き慣れない言葉があるなど、ほとんどの町民は理解できない方が多いのではないのでしょうか。ですが、少しずつ町民の関心も増してはきているものと感じます。町と町民との協働の観点からも、この大切な町の財政について、町民にも広く理解してもらう必要があります。そのためにもっと町財政を町民に分かりやすく理解してもらえようように努めるべきに思いますが、町としての考えをお伺いいたします。

3点目、効率的な行財政経営について、政策目標の実現を図るため、臨機応変に事業のスクラップ・アンド・ビルドを行い、より効率的な施策の推進に努めると、第7次総合計画後期基本計画にあります。町としてどのような効率的な行財政経営の運営に取り組み、成果を上げているのでしょうか、具体例を挙げてください。

4点目、町財政のチェックのためには、情報公開が必須であります。しかも、ただ財政を単年度で見ただけでなく、中長期的な視点で見ていくことも大切であります。町としては、今後の財政計画をどのように持っているのでしょうか。また、それを広く公表していくべきではないのでしょうか。

以上です。

○議長（藤原由巳議員） 高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 10番、昆秀一議員の行財政経営の効率化と計画の推進についてのご質問にお答えをいたします。

1点目についてですが、国、県からの交付金については、毎年内容に変動がありますが、これに合わせて町としても事業を実施してまいりますので、コロナ交付金など、臨時的な交付金を除き、同程度の収入と考えております。税収については、令和10年頃までは、民間開発等の進捗に伴い、町民税や固定資産税は微増で推移するものと考えておりますが、たばこ税など、将来的に減収が見込まれる税目もあることから、全体としては横ばいと考えており

ます。

2点目についてですが、議員ご指摘のとおり、財政用語など、難解な内容が多いことから、用語の解説やグラフ等による視覚的工夫について、広報掲載に当たっては工夫しているところではありますが、引き続き町民に分かりやすくご理解いただけるように努めてまいります。

3点目についてですが、効率的な行財政経営のため、事務事業の質的な向上を図るべく評価活動などを実施しているところであり、経費面について、昨年度においては、財政健全化プロジェクト会議を開催し、実施している全ての業務見直しに取り組んでおります。令和4年度においては、高齢者の触れ合いを目的とした対応型デイサービス事業について、各地区において実施するこびりっこサロン、こびり、昔こびりであったのですが、そのこびりっこサロン事業の見直しを行うことにより、業務の質的向上を図ったところでもあります。

本町の行政活動は、広範囲かつ多岐にわたる領域にて展開していることから、これらの基本的な行政活動に着目して、継続的に見直しを実施することによって、効率的な行財政運営を実現できるものと考えております。引き続き、取組を進めてまいります。

4点目についてですが、今後の財政計画については、財政見通しとして、財政担当において策定し、毎年見直しを行い、新年度予算編成等に活用しているところでもあります。公表については、町民の皆さんに分かりやすいものを提供できるよう今後も検討してまいります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 再質問ありますか。

昆秀一議員。

○10番（昆 秀一議員） まず、総合計画をはじめとした各計画と財政の関係は、密接であります。計画の実施については、予算を立てなければなりません。そのために財政計画も重要ということになります。そのことを皆が自覚しなければ、計画はただの絵に描いた餅にしか過ぎないのではないのでしょうか。その計画と、財政の計画的に進めるために、中長期にわたる財政計画が重要になってくると思います。策定するとしていた中長期財政計画ですが、いつ頃までに策定するのか。また、なぜこれだけ予定より遅れているのか、お伺いいたします。

○議長（藤原由巳議員） 花立企画財政課長。

○企画財政課長兼未来戦略室長（花立孝美君） ご質問にお答えいたします。

財政計画なのですが、過去との比較というのは、簡単にできるのですが、過去の分析のみならず今後の方針ないしは見通しというのが、当然ながら財政計画、重要かと思っております。今後の見通しの部分なのですが、将来の開発事業の時期とか規模、

金額などが、どうしても不明な部分が多くて、随時変わってまいります。それらを除いた部分として策定のほうは、まずできないことはないのですけれども、実態とどうしても乖離してしまいまして、実際に知りたい部分である、いつ、どんな事業がどれぐらいの規模で、事業費は幾らという、先ほど申しましたけれども、それを盛り込むというのは、非常に難しいということで、各担当から要望される全ての事業要求、以前は総合計画も事業費をどんどん、どんどんのせてやっていたのですけれども、それが非常に実際に実現するのは難しいということで、近年では、K P I というのはですか、いわゆる達成指標といいますか、こちらを採用する方向になっておりまして、非常に財政見通しというのをつくるのが難しいというふうな状況です。

ただ、そういった将来の不確定な部分は、そのままのせられる範囲のところということであれば、実際つくれないということはございませんので、毎年、毎年見直しをするという前提で、例えば今年度、今までの部分の比較と、あとはこれからどうしていくかというふうなのは、策定のほうを進めていきたいというふうに考えているところでございます。

お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問。

昆秀一議員。

○10番（昆 秀一議員） いずれ難しくてつくれないということですよ。それではそれでもいいのですけれども、やっぱり1年ごとでもいいからつくって計画的に進めないと、計画というのがあったとしても、実現できるかどうか分からないし、今の第7次総合計画では、もう各施策を並べるのはいいのですけれども、俎上にさえのせられないものがあったのではないかな。

例えばさっき出ましたけれども、全天候型多目的施設の設置について、目標に掲げられていたのですけれども、これなどは、まさに絵に描いた餅と化しているのではないかと思うのですが、いかがでしょう。

○議長（藤原由巳議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） お答えいたします。

まさに絵に描いた餅と、そこで先ほど私答弁でも赤丸秀雄議員の、いわゆるふるさと納税の基金化をできるのであればということであったのですが、財政状況が非常に厳しいということで、そこはひとつご理解をしていただきたい。

それから、昆秀一議員、いわゆる財政計画、実は毎年、矢巾町の行政評価情報というので、

令和2年度のあれは今年の2月、今度の令和3年度も恐らく年を越すと思うので、その中には、いろいろ事務事業評価のこともありますし、それからお金のこともありますので、こういうふうなものを担当課だけで押さえておくのではなく、皆さんに、いわゆる基本的な重点的などころでも、実は今日私持ってきておるのです、いわゆる矢巾町行政評価情報と。その中には、総合計画の施策方向、そして指標、それからお金のことも書いてあるのです。だから、こういうことを一つ一つ私どもも丁寧に周知をして、皆さんに分かっていただくように取り組んでまいりたいということで、ただ限られた人材、そして限られた財源の中での対応でございますのであれですが、ただ取り組んでおるとのことだけは、ご理解していただきたいと思えます。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問。

昆秀一議員。

○10番（昆 秀一議員） その点は、大体分かるのですけれども、絵に描いた餅にならないようにしていただきたいと思えますし、国から地方分権によって自治体における業務量が増えているというふうに思うのですけれども、ほかに各自治体の特色ある施策を自ら考え、実行することも国から要請されていると思えます。

本町では、このことをどう考えて、矢巾町としての特色ある施策を推進しているのか。そもそも矢巾町というのは、どのような特色を持った自治体だと認識なさっているのか、まずお聞きします。

○議長（藤原由巳議員） 吉岡政策推進監。

○政策推進監（吉岡律司君） 私のほうからお答えをさせていただきます。

まず、地方分権によって国から仕事が多くなってきたというような形でございますが、これは国が押しつけてきているのではなくて、地方からの要請ということで、地方分権が始まっております。この地方分権というものは、現在第5次地方分権改革とか、第6次だとかと言われていますが、これがまさに財源をどのように移譲していくのかということでございますが、これは議員に釈迦に説法みたいになってしまうと思えますけれども、国の財政と地方財政計画は一体のものとして動いております。その中で、どのように財源が配分されてくるのかというのは、これからまだまだ時間がかかるのではないかなと思っております。

そういった意味において、地方分権で先行してやっていかなければならなかったということも、平成20年の地方分権改革に遡るわけですけれども、まず特色というところでございますが、矢巾町がその当時期待されているのと、現在期待されているというのは、特色が大き

く変わっているのではないかと思います。それは、岩手医科大学の進出や物流拠点としての役割として、新たに与えられたというか、そのように形成されてきたという課題がありますので、まず1点、そのような部分が矢巾町の特徴として、医療と防災という形、あるいは流通の拠点として役割が期待されているのではないかなと思います。

一方で、普遍的なものといいますと、町民の幸せを考えていく政策というものにつきましても、変わらないものではないかなと思っています。最近特に言われているのが、健康であるとか、人生100年を健康に暮らすまちづくりと言われておりますけれども、おっしゃるとおり、扶助費の増大というものが、財政のことについて答弁させていただきますと、増大があります。その中で、矢巾町のKDBシステムなんかを見ますと、不健康な人、私がこういう体をして言うのもなんなのですけれども、高尿酸値とか、あと脂質異常とか、そういったところがございますので、これからの特徴として、まちづくりとしては、そういった部分に取り組んでいかなければいけないのかなというふうには認識しているところでございます。矢巾町らしさというものは、日々変わっていくものだと思うのですけれども、町民の幸せといったところに関しては、変わらず進めていきたいと思っております。

以上、お答えいたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問。

昆秀一議員。

○10番（昆 秀一議員） 町民の幸せ、それ大切ですし、脂質異常は、私も同じで薬を飲んでおりますけれども、その脂質、コレステロールがたまったりというのがあるわけですけれども、お金の部分、矢巾町の財政調整基金、いわゆる貯金は、現在どのくらいあるのかというところでは、先日7億2,763万1,000円であると言っておられたのですけれども、これはどのくらいが町としては適正なのか、考え方によっても違うと思っておりますけれども、自治体としての平均的な考え方としては、その自治体の標準財政規模の10%から20%ぐらいかなというところの考えを持っているところがあるのですけれども、そこでその年によって額の違いはあるのですけれども、矢巾町の標準財政規模に対する財政調整基金の残高規模、どのくらいあれば、あればあったにこしたことはないと思うのですけれども、想定額と、その考え方、現在の状況との比較についての考えをお伺いいたします。

○議長（藤原由巳議員） 花立企画財政課長。

○企画財政課長兼未来戦略室長（花立孝美君） お答えいたします。

標準財政規模から見た財政調整基金の金額、まずもちろん議員もおっしゃるとおり、確か

に多ければ多いほどいいわけですがけれども、まずさっき私、別な方の答弁でもお話しさせていただいた県内では、矢巾町は財政調整基金が下から2番目であったというふうなお話、令和2年度の決算でさせていただきました。あのとき8億何がしというふうな金額だったのですけれども、それで県内で下から2番目。多いところは、一関市とか奥州市、あちらのほうで、例えば60億円とかあるような感じの状況なのではすけれども、本町の歴史を見た中では、20億円以上財政調整基金があった時代というのは、たしかないような気がするのですが、できれば何とか最低でも15億円くらいまで、年度末の状況で持っていくような感じにはしたいと思っておりますし、財政規模からという話ではないですけれども、何とか目標を最高20億円くらいまではいけないかというふうに、ただ自分の課長をやらせていただいている間にそれを実現というのは、非常に難しいかとは思いますが、これから先の例えば盛岡南道路なり、ごみ処理場の問題とか、こういったのを考えた際に、そしていつか学校を造るとか、こういったのを考えますと、やはり財政調整基金が多ければ多いにこしたことはない、できれば20億円くらいまで何とか、将来の時代に備えたいというふうに考えておるところでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問。

昆秀一議員。

○10番（昆 秀一議員） 私、資料をつけていたやつで矢巾町の財政状況については、基金の残高というのは、平成28年、26億円くらいはあったのです。これ全部の基金を合わせた額かどうか、財調だけではないかもしれないですけれども。それで財政調整基金のほかにも各基金があるわけですが、ほとんど使われないで塩漬けの状態の基金もあるように思うのですけれども、ただ置いておくだけでは基金としての意味がないわけですし、ワインのように長く保存して価値が上がるわけでもないの、しっかりと有効的に使ってこそその基金だと思いますので、各基金について、基金ごとに運用の仕方があります。これをしっかりと計画的な活用の仕方がされているのかは疑問でありますけれども、今は昔と違って、ただ置いておくだけでも利息もほとんど入ってこないの、ちゃんとした使い道なりをしてほしいと思うのですけれども、各基金の持ち場、いかがでしょうか。

○議長（藤原由巳議員） 花立企画財政課長。

○企画財政課長兼未来戦略室長（花立孝美君） お答えいたします。

矢巾町の今回の補正後の基金残高、全部合わせて、定額運用基金まで含めてですけれども、

15億6,800万円ほどというふうな状況でございます。その中で、今3億円ほど債券を買って運用しているというふうな状況でございます。これもただ預金していても、議員おっしゃるとおり、全く利子もつかないというふうな中で、この基金を生かした事業、取組といたしまして、債券をまた組み替えると、こういった取組を今改めて行って、少しでも運用、お金を稼ぎたいというふうに考えているところでございます。

実際の使い道といたしましては、今回も例えば補正の中では、芸術文化振興基金を田園ホールの修繕に使っていただくとか、そういうふうなのがございました。状況に応じて取り崩せるものは取り崩して使わせていただいているので、今後も有効に活用させていただきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問。

昆秀一議員。

○10番（昆 秀一議員） 使われていない基金というのはあるのですけれども、これは予算決算常任委員会でも追求していきたいと思っております。

次に、町債について、いわゆる借金についてなのですけれども、令和3年度町債が122億427万1,000円となっておって、この額というのは、町民の借金ということになるわけで、もちろん返していかなければならない。そして、国にも令和2年3月時点では1,241兆円、実に国民1人当たり1,011万円もの借金があるわけで、これは国葬を何億円もかけてやっているのかなという疑問があるのですけれども、それはそれとして、一方町では常に財政が厳しいと言っておりますけれども、ほとんどの町民、どれだけ苦しいのか実感できていないと思うのです。そこをしっかりと町民に、これだけ苦しいのです。この苦しさを理解してもらうことも大切なことなのではないでしょうか。

そこから、みんなでこれは何とかしようよと一緒にやっていきましょうという協働してこそ、この財政難を乗り越えられるのではないか、それを町民たちは道路を造れ、これやれ、あれやれと要望ばかり言って、町民の方たちも言うだけで、財政を考えるのは町だろうと、ただげたを預けるだけでは、いつまでたっても、この財政難はみんなで乗り越えられないと思うのです。ですから、町民に対しての財政の理解をもっともっとするべきではないのかというのですけれども、いかがでしょうか。

○議長（藤原由巳議員） 花立企画財政課長。

○企画財政課長兼未来戦略室長（花立孝美君） お答えいたします。

町民へのやはり広報がまだまだ、周知も足りない、最初のご質問にもございましたけれども、財政用語がなかなか難しかったりとか、あとは私たちのほうでも、以前は家計に例えるところくらい、例えば借金がこれくらいありますとかというふうな広報、載っていたはずなのですがけれども、何か近頃載せていなかったみたいで、例えば1人当たりの借金はみたいな感じの状況は載っていたと思うのですがけれども、それがうまく伝わっていなかったのかもしれないし、いずれ伝え方に、我々にもまだまだ問題があるというふうに思われます。ですので、改めてご提言いただいたとおり、この周知啓発につきましては、ちょっとやり方を少し考えて取り組ませていただきたいというふうに考えます。

よろしく願いいたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

昆秀一議員。

○10番（昆 秀一議員） そのこのところ、さらに周知、理解をするようお願いをしたいと思います。

歳入について、また少しお伺いしたいのですがけれども、先ほど赤丸議員、ふるさと納税、私すばらしいと思います。令和3年度、経費を差し引いて3億6,577万8,000円、ここからどのくらいマイナスになるかは分からないのですがけれども、これだけの収入があったのですから、たとえ楽天さんなど、その経費を払ったとしても、これだけ多額の収入を得たことは、非常に評価するに値することだと思います。先日もある研修会で一緒だった方に、県内市町で断トツの額で、みんなに羨ましがられました。しかも、税収が増えた、その分がどうか、交付金が減らされてしまうという事態もあるのですが、ふるさと納税というのは、寄附金扱いですから、そこがないと思うので、実質の収入が、経費はかかるにしても交付金で減らされることはないのだと思いますし、そう考えると、ある程度自由に使えるお金が増えたということになります。しかし、これも町民意識としてあまり実感がないのですが、それはなぜか。

町としては、このふるさと納税についての自己評価をどのように考えていて、また令和4年度の予算では4億円としておりますけれども、企業版ふるさと納税を含め、今後どういふふうにしていこうと考えているのか、お伺いいたします。

○議長（藤原由巳議員） 花立企画財政課長。

○企画財政課長兼未来戦略室長（花立孝美君） お答えいたします。

ふるさと納税、言葉を選んで言わないと、今ちょっと正直町の財政にとってなくてはなら

ないものというふうに考えてございます。これは、町長の先ほどのお話の中で、令和3年度では7億円のうち実際経費を差し引いて3億2,000万円ほどあるよというふうなお話があったかと思うのですが、この部分が一般財源といたしまして、私たち、一般財源って、先ほど充当もしているとは申しましたけれども、まず一般財源のような扱いとしてさせていただいて、様々事業のほうに使わせていただいているというところでございます。

実際矢巾町のほうでは、経常的な収入で経常的な経費を賄っている経常収支比率、こちらが非常に県内比べても矢巾町は高いような状況でして、実際のところ、ここに一生懸命何とかふるさと納税に取り組んで、そして少しでも多くの収入を上げてというふうな形で、今後何か取り組んでまいりたいと思っているところでございます。

なお、企業版ふるさと納税につきましても、例えば最近では連携協定なんかの際に、ふるさと納税をしていただけるというような企業もございます。矢巾町を選んでいただいて、矢巾町に納めていただくというふうな仕組みもそのとおりでございますので、ぜひその辺をPRさせていただきまして、連携協定等を含めながら、一緒に取り組んでいきたいと思っております。

よろしく願いいたします。

○議長（藤原由巳議員） 吉岡政策推進監。

○政策推進監（吉岡律司君） 補足をちょっとさせていただきます。企画財政課長のほうは、財政面からということで答弁させていただきましたけれども、ふるさと納税につきましては、寄附金の寄附をするという気持ちの醸成とかといったところがひとつ趣旨として、それが国として進められているところでございます。

もう一つ、私どもは関係人口の創出という意味で、矢巾町に少しでも興味を持っていただくというようなことも、このふるさと納税には役割として期待しているところでございますので、財政面、もう一方に加えて、いかに矢巾町を選んでもらえるかといったところをアピールしていく、関係人口創出といったところで取組を進めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

企業版ふるさと納税につきましても同じです。名前は似ているのですが、制度は異なるものなのですけれども、企業版ふるさと納税につきましても、矢巾町の政策を応援したい、矢巾町の地域再生計画に同意してお金を出しても、この事業を成功させたい、完遂させたいという企業の方が寄附していただけるものなので、そういったPR、先ほど財調のほうでもございましたけれども、いかに分かりやすく伝えて、そして訴求力のあるものにしていくのか

というのは、矢巾町の方向性として取り組んでまいりたいと思います。

以上、お答えいたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問。

昆秀一議員。

○10番（昆 秀一議員） それで、歳出の削減も必要なわけですが、将来への投資というのは、長い目で見てみると、削減につながる場合もあるわけです。例えば省エネルギーへの投資は、エネルギー効率の向上により、節約効果などで中長期的には歳出の削減につながってきます。そして、事務事業の見直しについては、言うまでもないことですが、物件費の削減であったり、補助金、負担金の見直し、そして合理化や効率化を加速度を持って進めてもらいたいものですが、そこで産学官などの連携、民間委託であったりしながら、歳出の削減を、有効性を共に頭を絞りながら、行っていただきたい。

いずれにしろ、この財政が逼迫している中において、先ほどから言っているように、町民への理解を得られるように、広報、啓発しながら、その上で財政改革を最重要課題と位置づけて徹底して進めることが必要であります。そのところにより、財政の硬直化や危機を回避し、財政運営の健全化につなげられると思いますので、今後とも財政改革を進めていただきたいと思いますが、何か所感があれば、お伺いします。

○議長（藤原由巳議員） 花立企画財政課長。

○企画財政課長兼未来戦略室長（花立孝美君） では、すみません、私ちょっと先に話させていただきます。

将来の投資、矢巾町はこれまでも、例えばいろんな駅周辺の区画整理をしてきたり、あとは踏切を3か所造ったり、スマートインターチェンジを造ったり、いろいろな投資をしてまいりました。これは、結果的に矢巾町のためになっているというふうに私は思っておりますし、支払っていく、借金を返していく、これは結構大変なことなのですが、しかしそのおかげで交流人口が増えたり、矢巾町の税が潤ったり、こういうふうな結果になっております。

そのほか、これからの部分といたしましては、例えば一時的に支出ないしは人を雇ったりしなければいけないというふうな取組としては、DXの推進というのがあるかと思えます。例えば税の課税計算をAIでできないかとか、あとは窓口を、AIを介して窓口の支援をできないかとか、あと保育園と園児のマッチングができないかとか、いろいろ細かいところを併せれば様々あるかと思えます。こういったのがまだ、今々すぐ取り組むというには、な

かなか成熟していないものもあって、できないこともたくさんありますが、これはやがてできるようになるというふうにご考えてございますので、時期を見て、そういったのに一旦財政的な出動は大きくなる可能性はございますけれども、取り組んでいきたいというふうにご考えるところでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問。

昆秀一議員。

○10番（昆 秀一議員） それから、財政健全化プロジェクトについて、全て業務見直しをされているということで、こびりっこサロンの見直しをしたということですが、どれだけの効率化ができて、財政が厳しい折の削減につながったのか分からないのですけれども、この財政難の時代だからこそ、さらに厳しく行って、非効率、効果が定かでない事業はやめるといふ勇気も持っていただきたい。

それから、民間の活用、アウトソーシングの領域を大幅に拡大するなどしてこそその削減や、ほかにも様々な方策が考えられると思うのですけれども、やはり大胆な歳出カットというのにも必要になってくるのではないかと思うのですけれども、考えがあれば、お伺いいたします。

○議長（藤原由巳議員） 吉岡政策推進監。

○政策推進監（吉岡律司君） 財政健全化プロジェクトの成果といたしましては、ここに答弁されているのは一つの例にすぎないと思っています。私の感想といたしまして、財政健全化プロジェクトを通して、一番大きく変わったのというのは、2年間これをやってきたのですけれども、まず職員の予算の要求に対するそもそもの考え方が大きく変わってきたというのが非常に大きな成果ではないかなと考えているところでございます。

どうせ切られるのだったら付加して要求してやれよとか、そういうことではなくて、一つ一つ職員が考えて予算要求をしてくれた。その中で、財政の中では非常に厳しい判断をしながら、ある財源の中で活用していくという方向に、まずかじを切れているということは大きな成果があったのではないかなと思います。

ここにご答弁させていただいた部分につきましては、小さなものかもしれないのですけれども、ここにつきましては、まず始まり、キックオフみたいなところという、言い過ぎかもしれないのですけれども、これにとどまらずご指摘のとおり、様々な改革というのは必要になっていこうかと思えます。

先般の答弁でもございましたけれども、やはり業務委託とかもこれから進めて、大胆な民

間活用なんかも進めていく必要があると思うのですが、まさしくその中で必要なのは、職員の意識なのだと思います。擬人化して分かりやすく言うと、例えば私が彼女を喜ばせたいという政策を考えたとします。補佐が、ではブランド物のバッグをプレゼントしましょう。係長が、では東京で買うのか、新宿で買うのか、池袋で買うのかというような考えをします。主査は、電車で行くか、車で行くという検討をして、主事は木曜日買いに行きますという判断をします。多くの成果が上がらない業務委託というのは、まさに木曜日買いに行くとか、車で行くのか、電車で行くのかという議論の中で業務委託をしているものが効果を上げていないと思っていますので、まずそこに何があって業務委託をするべきなのかといったところを踏まえた形で、要はビジョンが何なのか、ありたい姿は何なのか、達成したいものは何なのかという視点に基づいて、そういった改革は進めていきたいと思っています。

そんな中では、先ほど企画財政課長が答弁しましたように、必要な支出はしていくということですし、その中で町民の幸せのための最大の効果は何を選べるのかというのがこれからのポイントだと思いますので、議員のご提言をしっかりと踏まえながら、努めてまいりたいと思います。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） まだまだありますね。

それでは、まだ途中ではございますけれども、時間も大分経過しておりますので、ここで暫時休憩といたします。

再開を午後4時、16時といたします。よろしく申し上げます。

午後 3時48分 休憩

午後 4時00分 再開

○議長（藤原由巳議員） それでは、再開します。

休憩前に引き続き、昆秀一議員の一般質問を行います。

それでは、他に再質問。

昆秀一議員。

○10番（昆 秀一議員） さっきの答弁では、職員の財政健全化プロジェクトで意識がよくなったというふうにお聞きしまして、私もそうだろうなというふうに思って質問を用意していたわけですが、職員の財政に向かう姿勢というのは、常に働きながら、どこかで財政意識というのを持っているのだろうなと思うのですが、そういうものを考えているか

とは思いますが。

議員も一緒だと思うのですけれども、なかなかそこから財政危機を解消するまでには至っていない。これは、なぜかといったら、事情を何かどこかで他人事と捉えて、自分事として捉えていないというところがあって、なかなか実感できていないというところがあるのではないかなと。ですから、職員も議員も町民も全員一体となって知恵を出し合って考えていくことが必要であろうなと思っているわけです。そのために、やっぱり町民、みんなに分かりやすく財政、事業などを示して、オープンな場で、よりたくさんの方に評価してもらう機会をつくる。そこで絶対残してほしい、それから補助金、それからサービスの水準を下げても我慢しようかなというところが出てくるのではないかなと、そういう合意を取り付けることが、まず歳出の削減を進めるということにつながっていくのではないかなと思うのですけれども、そのように町民との話合いができるアイテムであったり、場であったり、そういうことをつくっていくということは、どのように町としては考えているのか、お伺いいたします。

○議長（藤原由巳議員） 吉岡政策推進監。

○政策推進監（吉岡律司君） お答えをします。

まず、平成28年に総務省のほうから行政改革に関する方向性ということで、主要な取組というものが示されておりまして、その中で公会計改革というものが位置づけられています。これ何で位置づけられているのかというと、まさに日本の仕組みというものが、歳出で予算執行しました、物を造りました、それ以降は備品台帳に載っています程度の認識だったのですが、それが活用されていく、財産として活用していくという、俗に言う複式簿記の世界であるとか企業会計の世界にいく考え方というのが非常に認識されていなかったというのがこの間ずっと言われていることだと思います。

そこで何を言わんとしているかということ、お金に関わって、予算、歳出を執行して、全てにおいて関わってくるのが、やっぱり財政といったところの中で、職員の意識というものは、大きく変わっていかねばいけませんので、一人一人当事者意識を持って予算を執行していくといったところは、一つ一つ財政健全化プロジェクトの中で丁寧にやってきた成果だと思っています。

そうした成果を町民の皆さんに分かってもらう機会といったものは、非常に重要なことだと思っております。今度も9月23日に財政教育プログラムということで、盛岡財務事務所と、あと大学生、主に若い人たちと一緒に、財政を考えるといったところの中で、勉強会及びワークショップを開催します。昨年もやって、すごくいい機会だったなと思いました。若い人

たちの意見を聞きますと、財政について考えることなかなかったと。まさに当事者意識がなく、どこか別のところで起きているというものが、考えることで自分事として、どんな未来につながっていくのかということをよく考える機会になったという答えをいただいております。そういった部分は、一気に全員という話ではないのですが、地道な努力として広げていったり、あるいは高校の総合の授業の中で取り入れていくように検討してみるなども進めていったら、これは非常に面白いのかなと思っておりますので、議員おっしゃるとおり、その関係性を構築していく機会というのは、時を様々考えながら、設けていきたいなと思っております。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

昆秀一議員。

○10番（昆 秀一議員） そこでもう一つ、町として町民団体、各種法人まで含んだ民間へ出す補助金というのは、相当額あると思うのですけれども、これ全部見直しを図っているのか。ですけれども、役場の中で見直すことって非常に難しいことだと思いますし、前の廣田光男議員も有識者でという提案をなさっておりましたけれども、私も町民の直接参加ということで、町民がつくる町民補助金検討委員会のようなところで話し合ってもらおうというのはどのようなものなのか、お伺いします。

○議長（藤原由巳議員） 花立企画財政課長。

○企画財政課長兼未来戦略室長（花立孝美君） お答えいたします。

補助金に関して、例えば先ほどの町民会議といいますか、町民の方々に審査していただくというふうな感じ、できないことではないと思いますので、実際できるか分かりませんが、やってみないと分かりませんが、ただ審査に伴う資料をたくさん団体から、いずれお預かりして、そうした中でやっていくということで、ちょっと検討させてください。やれる方向で前向きにいきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

昆秀一議員。

○10番（昆 秀一議員） まず、やれる方向で、私たちも力を出したいと思いますので、いろいろ工夫してやっていただきたいと思います。

それで、この項の最後にしたいのですけれども、歳入を増やすアイデアというか、ふるさと納税は、まずその一つなのですけれども、これはふるさと納税以外、何か町で考えている

ものというのは、歳入を増やす努力というのは、どのようになさっているのか、お伺いします。

○議長（藤原由巳議員） 吉岡政策推進監。

○政策推進監（吉岡律司君） 私のほうからお答えをします。

まず、歳入を増やす努力といったところなのですが、大きな動きと、何か小さなことでもできること、2つ分けてあると思います。大きな話からいえば、企業を誘致して、その中で歳入を増やしていくという大きな流れをつくっていく必要があるのかなと思っております。ここは、すぐにというわけにはいかないと思うのですけれども、時間をかけながら、政策的に誘導していきながら、達成していく必要があるのかなと思っております。

有識者会議、人口減少社会における有識者会議第1回を開催しましたけれども、やはりそういう大きな視点でのお話もいただいているところでありまして、何が弱いのかというところは、歳入を増やす策として今後につなげていくご意見といたしましてあることは認識しておりますので、そういったところを再確認していきたいと思います。

また、小さなところで何があるかということ、例えば広告です。広告を入れているのですけれども、あれ実は業者に委託すると、委託して本当にうちらに入ってくるのって僅かだったりするのです。やっているパフォーマンスでなくて、職員が努力することによって、その丸々入ってくる、本当に一事が万事なのですけれども、職員の姿勢一つ一つがそういうところに、歳入確保につながっていくと思っておりますので、その大きな流れ、そして小さな一つ一つできること、そこを確実に進めていくことが、歳入確保のまず第一歩ではないかなと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） 昆秀一議員。

○10番（昆 秀一議員） まさしく企業誘致、広告も私今言おうと思ったのですけれども、少したことなのですけれども、ちょっとずつ始めていかなければ、何事も始まらないと思うのですけれども、それで先ほどの廣田光男議員への答弁で、広聴広報戦略アドバイザーを公募するというので、私以前から言っているように、封筒への広告とか、ほかにも貯水タンクに広告とか、田園ホールのネーミングライツ、そういうものの広告収入を開拓していてもいいのではないかなというところで、町広報やホームページのバナーというのもちょっと寂しいところもありますので、このような努力をすることで、歳入を少しでも増やしていくという努力をしてほしいし、そのことによって広報ということで、相乗効果としての町のシテ

イプロモーションの一環ともなると思うので、ぜひそのアドバイザーの活躍に期待しているのですけれども、いかがでしょうか。

○議長（藤原由巳議員） 花立企画財政課長。

○企画財政課長兼未来戦略室長（花立孝美君） ただいまのご質問にお答えいたします。

アドバイザーの活用で広報収入と、とてもいい提案をいただいていると思っておりますので、それも併せて今度のアナザーワークスさん、検討させていただいて、新しい収入確保に努めたいと思います。

よろしく申し上げます。

○議長（藤原由巳議員） よろしいですか。

それでは次に、2問目の質問を許します。

昆秀一議員。

○10番（昆 秀一議員） 次に、福祉施策の充実についてお伺いいたします。

本町の福祉施策は、総合計画を要とし、各種計画に枝分かれして、町民の福祉の増進に寄与すべく施策を推進しているところであります。ただ、国や県の計画や各種計画とリンクする部分はあるにせよ、互いの関係性が判然としづらい部分もあるように感じます。

そこで、何事も計画ありきではなく、もっと町民の声を広く集め、本町の福祉施策の在り方をいま一度改めて見詰め直す時期に来ているのではないのでしょうか。そして、制度の谷間にあるものなど、今まで気づかなかった箇所はないのかも、しっかりと再確認していくことも必要に思います。

昨今重層的支援体制整備がスタートしており、横断的な体制を構築しつつあるようですが、重層的支援体制整備事業での各種事業への予算配分が分かりづらくなっているように感じます。

福祉と一言で言っても、その範囲は広く、町民の暮らしに密接に関係してくる大事なものであることは、周知のことでありましょう。それを一つ一つ分解して議論することは、大変難しく、私が福祉の現場で見聞きしてきたことを中心にしてお話をしていきたいと思います。その上で、少しでも町民の役に立てる矢巾町の福祉を考えていただき、改善するところは改善していただき、ここで答えの出ないところでは、今後も共にみんなで考えていければという思いで、これから以下お伺いいたします。

1点目、町財政が逼迫する中、今後の福祉的予算の見通しをどう町として持ち、町民の理解を得られるように周知していくのでしょうか。

2点目、令和6年度に第8次総合計画が実施されるのと同時期に、矢巾町高齢者福祉計画、第9期介護保険事業計画や第7期矢巾町障がい者プラン・障がい福祉計画、第3期矢巾町障がい児福祉計画、これだけの各種計画も実施される予定であります。このように各種計画の策定時期が重なることはあまりないことでもありますので、この時期に各計画をより整合性を持たせる策定方法を取ってはどうか。

3点目、各種福祉関係の計画策定について、策定を担う委員に充て職は避け、例えば無作為に割り当てた委員に策定を担ってもらう方法など、町民の生の声をつかめるようにしてほしいと思いますが、いかがでしょうか。

4点目、計画策定する委員について、特にも若い世代の声を聞く仕組みをより重視すべきではないでしょうか。そここのところの声をどう拾い上げて生かしていくつもりなのか。

5点目、福祉を担う人材の確保は、喫緊の課題であります。この課題をどう町としては考え、取り組んでいこうとしているのでしょうか。

6点目、将来的に少子高齢化がますます進むことが予想されています。認知症なども増えていき、若い方は少なくなり、1960年代の胴上げ型社会から2020年代は騎馬戦型社会となり、やがて2060年には1人の高齢者を現役世代1人が支える肩車型社会へと進んでいくことが予想されています。このような課題をどう町としては考え、その課題の解決に向けて取り組んでいこうとしているのでしょうか。

7点目、将来に備えて、今のうちから地域包括ケアシステムをしっかりと構築していくことが必須であります。町としてはどう町民に対して、この少子高齢化を乗り越えようと伝えていき、地域包括ケアシステムの必要性を説き、推進を図ろうとしているのでしょうか。

以上です。

○議長（藤原由巳議員） 高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 福祉施策の充実についてのご質問にお答えをいたします。

1点目についてですが、今後の福祉的予算については、少子高齢化社会がさらに進むことは、全国的な課題であり、本町に限らず扶助費は増加することが予想されます。限りある予算の中で町政を運営するためには、健康寿命の延伸につながる事業や、地域に根ざした予防事業を一体的にきめ細かく事業展開しながら、制度を周知することで、扶助費の削減につなげてまいります。

また、子ども、高齢者、障がいをお持ちの方など、全ての方々が地域づくり、生きがいつくりを共につくり、高め合うことができる地域共生社会の実現に向け、一体的にきめ細かな事業を展開するため、令和3年度から重層的支援体制整備事業に取り組んでおり、町民の皆様へご理解いただけるよう事業を展開してまいります。

2点目についてですが、福祉に関する計画に限らず、各種計画策定につきましては、総合計画が掲げております町が目指す姿を実現する計画であることを前提に策定しているものであります。

このように総合計画を上位計画とし、各種計画を策定しておりますが、議員仰せのとおり、令和6年度は同時期に策定期間が重なることから、近年の社会の変化を踏まえた中長期的な視点から社会保障や生活支援における今後強化すべきことなどを念頭に置き、総合計画と福祉分野の各種個別計画策定においては、調和と整合性を図ることが重要であると認識しております。

このことから、各種計画策定の際には、総合計画に掲げております基本理念を常に意識し、町内関係課における内容確認や意見聴取などを行い、各分野と連携しながら、着実な事業の推進が図られるよう取り組んでまいります。

3点目及び4点目についてですが、各種計画策定の際は、通常計画ごとに策定委員会を設け、取り組んでおります。委員につきましては、計画策定には広く専門的な知見が必要であることから委員を選定して委嘱しておりますが、一般町民の声を反映させるために公募も行い、一般公募委員としての委嘱も行ってまいります。さらには、町民の生の声や若い世代の声をより取り入れるため、アンケート調査や町ホームページを活用したパブリックコメントの実施など、広く町民の意見を取り入れるよう努めてまいります。

5点目についてですが、現役世代の減少や大都市圏への流出などにより、福祉を担う人材の確保は、町としても喫緊の課題であると捉えておりますが、本町のみでの課題ではないことから、国や県に対し、効果のある具体的な施策の実施について要望しているところであります。

本町では、福祉の施策の需要の高まりと充実のために、平成31年度から福祉行政の専門職として社会福祉士を採用しており、現在4名配置しております。市町村に求められる福祉の専門職として、住民の声に答えられるよう人材育成に取り組んでおります。また、町内外の民間福祉事業者のご意見もお伺いしながら、民間事業者の皆さんと協働で人材確保の施策検討に取り組んでまいります。

6点目及び7点目についてですが、少子高齢化がより進むことに対応するため、本町としては、1点目でお答えしたとおり、健康寿命を延伸する事業などを展開し、町民の皆様がいつまでも健康で自分らしい生活を送ることができる町を目指す所存であり、そのためには、議員仰せのとおり、地域包括ケアシステムをしっかりと構築することが必要であると考えております。

地域包括ケアシステムにつきましては、医療と介護の連携を図るため、紫波町と共同設置しております紫波郡地域包括ケア推進支援センターにおいて進めているところであります。また、町内においては、町民の皆様にご理解をいただいた上で、高齢者のみならず、各世代が顔見知りとなり、お互いに見守り、支え合う地域の実現が必要であると捉えております。

このことから本町では、認知症サポーター養成講座の実施やおれんじボランティアの育成支援、エン（縁）ジョイやはばネットワーク事業を推進しており、今年度からは敬老会を地域敬老事業として、町民の皆さんにご趣旨をご理解いただきながら、お互いに見守り、支え合う地域づくりの実現を目指しております。

また、生活支援コーディネーターの活動内容を見直し、地域に入ることや広報紙の発行などにより、地域ごとの課題を把握し、高齢者等の多様な日常生活上の支援体制の充実強化と社会参加の推進に取り組むこととしております。

なお、高齢社会に対応する地域包括ケアシステムの構築には、地域の役割は大きく、今後ともあらゆる機会を通じ、町民の皆さんのご理解をいただき、関係する各事業を推進してまいります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 再質問ありますか。

昆秀一議員。

○10番（昆 秀一議員） 福祉施策といっても、大変範囲が広いのですけれども、全般的に広範囲に聞いていきますので、よろしくをお願いします。

まず、初心に返って基本的なことから質問していきたいと思います。地方自治法の規定には、地方公共団体は、住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うものとするがあります。ですから、ここ大事だと思っておりますが、住民の福祉の増進を図ることを基本とあるように、福祉がまず基本であるということをお忘れではありません。

では、福祉とは何か。福祉とは、広辞苑で引きますと、幸福と出てくるのです。では、今

度幸福って何かと調べたら、心が満ちていることとあるのです。そうすると、町の本当の役割って、町民の心が満ち足りるようにすることになるわけです。私、これもう決して忘れてはいけないことだと思っております。そして、町民の心が満ち足りるって非常にばふっとして、個々に違うと思うのですけれども、その個々人に平等に幸福になってもらうにはどうするかを考え、この福祉施策を推進していかなければならないと思うのですが、まずこの基本的な考えについて所感があれば、お伺いいたします。

○議長（藤原由巳議員） 吉岡政策推進監。

○政策推進監（吉岡律司君） 福祉についての解釈という形で答弁させていただきたいと思いますが、議員おっしゃるとおりなのだと思います。どちらかという、我が国においては、体についての健康だとか幸せ面というような言い方がされていますが、世界的にはWHOの定義なんかでいうと、議員がまさに先ほどおっしゃっていたとおり、体と心の健康を指すものが福祉なるものだと思います。

そういった部分が満たされる、俗に言う最近ウェルビーイングなんていう言い方をされていますけれども、ざっくりとした言い方をすると、ほどよくみんないい感じになる。心と体の健康がほどよくみんなに行き渡るようなものというものが、今世界的にも問われているし、今矢巾町でも問われているものなのではないかなというふうに福祉の分野として政策を推進する上で考えていきます。

個別の領域の中で福祉はさらに深い定義に入っていくと思うのですが、まず町として全体的としては、政策を進める上で、そのような形。それが先ほど答弁で言うように、町民の幸せといったところを第一義にというのが、その原点であります。それが私どもの福祉としての捉え方でございまして、それは大きな福祉としての概念。

もう一つ、小さな考え方というのが、これが俗に総合計画で位置づけられるような福祉のところだと思います。そして、個別の事業というのが、各それぞれあります計画の中に入って具体的に、その成果を出していくために取組を進めていくという形で進んでいくのかなというふうに考えておまして、それが基本的な認識ということで、お答えとさせていただきたいと思います。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問。

昆秀一議員。

○10番（昆 秀一議員） それで、心もそうですし、体でいうと健康長寿についてなのですか

れども、元気な高齢者の方々の活用は、健康長寿の延伸に結びついていきます。ほかにも健康寿命の延伸による医療費の削減であったり、そこで特にも予防医療というものが重要になってくると思うのですけれども、例えば検診などの受診率を上げるのも、さっきもおっしゃっていましたが、それには医療の充実として、自らできることというのも大切。そこで、医食同源と言われるように、日常する食事も医療と源は同じなのだよというところ、このところを町としてはどのように考えて、町民に、この医食同源ということを伝えよう、その考えをお伺いいたします。

○議長（藤原由巳議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） お答えをさせていただきますが、先ほどから福祉というのは、今吉岡政策推進監がお答えしたとおり、町民の皆さんの幸せを守ること。そして、これは障がい者でも健常者でも、未来をかなえてやるネットが大事なのです。私は、そういうこと。そして、その中で、福祉とか医療が連結して推進していくことが、私は非常に大事なことではないのかな。

そこで、私いつも思うのですが、よく言われる宮沢賢治の世界全体が幸せでなければ、個人の幸せはあり得ないと。それを町に置き換えたならば、まず町全体が幸せでなければ、個人の幸せがあり得ないと思うのですが、逆に個人の幸せがあり得ないということは、町の発展にもつながらない。だから、私いつも思うのですが、これからいろいろ福祉のことを考えて推進していくときに、先ほど議員さんにお答えさせていただいた自助、共助、そして公助と、それはどこからでもいいです、そうした助け合うこと。その中には、近助と、近くのお隣組の方々が助け合う、そういう助け合う心、そういったものが福祉の原点ではないのかな。だから、私は、今昆秀一議員のおっしゃっていることは、まさにそのとおりでございます。そういったことを一つ一つ拾い上げて、町のこれからの社会、福祉、どうあるべきか、町民福祉がどうあるべきか、老人福祉がどうあるべきか、児童福祉がどうあるべきか、一つ一つ丁寧に対応してまいりたいと、こう考えております。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

昆秀一議員。

○10番（昆 秀一議員） 私、医食同源、心のこともそうですけれども、体のことを聞き始めてきたところだったので、まず健康長寿というもの、昔は沖縄県がたしか長寿の国と言われていたのですけれども、今は大分ランクが下がってきておまして、これは米軍基地とかが影響して、食生活がアメリカ流になったということや、車社会だということが

影響あったのではないかとされており。その沖縄県よりも岩手県はもっとランクが下位でして、では上位はどこかという、長野県、男性が全国2位、女性が1位、高齢者1人当たりの医療費も全国の最低水準ということです。実際問題として、医療費は小さな病気をするくらいでは大して増えないようで、生きるか死ぬか、ぎりぎりの状態で入退院を繰り返すと跳ね上がるということです。長野県では、家庭に出向いて、食生活などの生活習慣の改善を指導し、大きな生活習慣病を防ぐ予防医療、先ほども申し上げましたけれども、それに積極的に取り組んでいるそうです。これは、本町でもできる取組ですし、地元で作る野菜を生かした食物繊維の多い食事を取るなどして、自然と触れ合っ て取り組んでいくことがされているとは思いますが、特にも若い人たちに、給食とかもそうです。そのような習慣をつくっていきけるように、将来的な健康長寿の延伸、医療費の削減につながっていくように思うのですがその点、どうお考えなのか、お伺いします。

○議長（藤原由巳議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） 先ほど医食同源ということであれだったのですが、医療と福祉の推進の一つなのです。それで、今岩手医科大学の病院食、お米は、地元矢巾町産の銀河のしずくを使っている。まさに医食同源なのです。だから、私は、これから今後、やっぱりいろんな意味で地元産の食材、これを使ってもらうことが非常に。今給食も、例えば毎月情報が入ってくるのですけれども、地元産の食材49.何ぼとか、50とか、いろんなあれなのですが、やはり学校給食の食材、そういった病院食とか、できる限り地元の食材を使っただくように、これからPRしていきたい。

もう実際、たしか今月の23日に天候がよければ、岩手医科大学の小川理事長がコンバインに乗って、医大の病院が見えるところで実際PRをしていただけると。それを一つの大きな旗印にして、まさに昆秀一議員のおっしゃる医食同源、そして地元食材、これを使っただく。

私は、先ほど触れなかったのですが、医療と福祉、また矢巾町では健康長寿のまちを宣言して、健康で幸せであること、この結びつきの食生活、非常に大事なこと。そして、後から健康長寿課長から答弁あるかもしれませんが、今特定健診とか、特定保健指導を受けていない方と受けている方では、まず大ざっぱに言うと、3倍ぐらいの医療費の格差があるのです。だから、こういうことをこれからいろんな機会、保健推進員さんとか、いろんな方々を通じて実態をお示しをしてやっていきたいなど、このように考えております。

いずれこれから私らは非常にある意味では業務多忙な、事務事業の多忙な中で、やはり町

民の皆さんに分かりやすく、そして知ってもらえるような、これから広報広聴を力を入れて、やはラヂ！も通してやっていきたいなど、こう考えております。

ひとつご理解をいただきたいと思います。

○議長（藤原由巳議員） 浅沼健康長寿課長。

○健康長寿課長（浅沼圭美君） 補足させていただきます。

今町長答弁にもありましたが、先日国民健康保険の運営協議会がありまして、その中で令和3年度の医療費の動向とか、いろいろご報告させていただいた中で、今お話があったとおり、検診を受けている人と受けていない人の差ですけれども、やはり受けていない方々の1人当たりの医療費が3倍以上違うというような結果が、今回矢巾町の被保険者の方々の状況からも分かりました。ですので、やはりこういう状況下のことを見えるような形でお知らせをしていく。

それから、今昆議員のほうから、若い方々の受診行動への、健康づくりの意識的なもの、国保の被保険者の中でも、若い方がちょっと若干落ち込んでいるというところ、これは全体的にコロナ禍のこともあって、いろいろ受診が、ちょっと実際のところ受診率が落ちたところもございまして、やはりそういうところとか、いろんな点を私どもも健康づくりのところを、そして健康長寿課は、そういう国保の医療給付、それから介護の給付もですが、予防するという視点での機構改革だったというふうに思っておりますので、その課のよさを最大限生かした中での様々取組をしていきたいなど思っております。

介護保険に関して申し上げますと、認定率は昨年度17.1%、令和2年度も17.1%でした。横ばいです。これをどう見ていくかということをもう少し検証していかなければいけないなど思っておりますが、先ほど来からお話があったように、やっぱり心と体の健康、それには居場所づくりだとか、仲間づくり、役割の大切さ、そこをどう我々のほうで場をつくって、そして仲間づくりも含めてやっていくかということが課題だと思っております。

様々な組織の活用についても、コロナ禍で正直私たちも非常に苦戦しています。地区組織としては食生活改善推進員さんだとか、保健推進員さんがいらっしゃいますが、検診の仕組みもほぼ全面委託の形に変わりました。そういう中で、どうやって地域の健康づくりを組織の方々と共に、そして住民の皆さんとどう築き上げていくか、一つの、本当にいろんな事業の見直しをしつつ考えていかなければならないことだなど思っております。それがちょうど計画の策定見直しが来年度、そして令和6年度に向かっていきますので、実は福祉の計画もですが、健康づくりの計画も同時期の見直しに当たっています。県のほうでも幸せの計画と

いうことで、いわて幸福白書等を今年度も公表になっておりますが、様々な情報を捉えながら、新たな形の健康づくり、健康長寿に向けての動きを私ども考えていかなければならないなと思っております。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問。

昆秀一議員。

○10番（昆 秀一議員） 今介護認定の17.1%というのが出たのですけれども、これ最近私聞いた話なのですけれども、介護認定を受けた要介護2と認定された方がいるのですけれども、そのお孫さんが主介護者になるわけなのですけれども、今まで要支援であって、今後は地域包括センターでは、ケアマネの担当はできないというふうに言われて、どこか自分で探してくださいと言われたそうです。急に言われて困ってしまって、たまたま知り合いを通じて、私ケアマネとして対応することにはなったのですけれども、この地域包括支援センターという介護のプロだと思うのですけれども、その対応としては、実に雑な扱いではなかったのか。このようなケアマネを自分で探してくださいなどというのは、ちょっと無責任ではないかなというふうに私は感じました。しっかりと次に切れ目なくつなげることが大事だと思うので、こういう事例、もしかしたら氷山の一角なのかな、珍しくないのかなとも感じますので、できればそのところを調査して、どういうふうにつなげているのかということを明らかにしてほしいと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（藤原由巳議員） 浅沼健康長寿課長。

○健康長寿課長（浅沼圭美君） ただいまのご質問にお答えします。

今のような事案があったことは、私も本当にちょっと残念だなと思って受け止めました。仮に担うべき機関は変わったとしても、やはりしっかりそこを引き継ぐなり、どういうところと相談をしたらいいかということ、本当に寄り添いながら対応すべきことだと思っておりますので、少し私どものほうでも事情がどうだったのか。そして、要支援から要介護になった方、逆の方もあろうかなと思いますので、そこら辺の流れがどうなっているか、再度私どものほうで確認をしていきたいと思っております。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問。

昆秀一議員。

○10番（昆 秀一議員） まず、そこら辺、切れ目なくできるようにお願いしたいと思います

ので。

福祉の問題を考える上で、少子高齢化の問題というのを避けることはできないと思って、これ最大の課題なのかなというふうに思います。その課題の一つとして、少子化をどう解決していくのか。これ生産年齢の減少を食い止めるということですが、多分生産年齢の減少は、ある程度やむを得ない問題であると思います。ですが、これは本町ばかりではなく、近隣市町だけでなく、答弁にあるように、全国的な問題だと思います。だからといって、これは国の考えることだと国に要望していただくだけでは、もちろんいけないわけですし、問題も解決しないわけですし、例えば矢巾町、これはコンパクトなまちづくりに最適で、今後将来的にはコンパクトに収めるまちづくりも進めていかなければならない。そして、町中には、医大をはじめとした利便性が高い町になっているので、そこを活用しながら、まちづくりも進めていくべきだと思いますけれども、だからといって周辺地域を置いてきぼりにしていくのはならないのですけれども、その兼ね合いというのが、すごく難しいと思うのですけれども、その辺の問題については、町としてはどのように考えているのか、お伺いいたします。

○議長（藤原由巳議員） 吉岡政策推進監。

○政策推進監（吉岡律司君） お答えをしたいと思います。

まさにこれから人口減少社会が福祉をどう維持していくのかという中でも大きな課題となってくるというのは、議員ご指摘のとおりだと思います。一つ人口減少という現象は1965年以降もう減少に入っていて、人口慣性によって維持されてきた。もう高齢化が極まって人口が減ってきたということが今の現状であります。この大きな流れを矢巾町だけで止めるということは、非常に困難なわけですが、一方でこれだけ子どもを産みたい、希望出生率というのは1.8ぐらいあるというふうに認識しています。今合計特殊出生率が1.3くらいであれば、希望して、産める環境さえあれば産みたいという方々はいっぱいいるということなのだと思います。

そういったところをしっかりと実現できるようなところというのは、まさに横断的に取り組んでいく要素かなと思っておりまして、そこについては、中心市街地である、そこでの産み育て方、あるいは周辺において、この中で産み育て方というのは違うのだと思います。例えば周辺の地域の中では、移住して農地付の空き家の中に転居してきて、子どもを育てながら、いい環境の中で農業をやりたい人がいるかとか、そういう形での人口の増え方だったり、維持の仕方があろうかと思ったり、ここの中心市街地の中の利便性の中でという

のは、在り方、全く変わってくると思いますので、そこはその違い、違いというものを、今までより以上に横断的にしていきたいというのが、恐らく政策推進監としての役割だと思っておりますので、私が今後仕事をしていく上で、そのような形で横断的に、より一つの問題を一つの部署にとどめることなく、様々な視点で政策を推進してまいりたいと思っております。

以上、お答えいたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問。

昆秀一議員。

○10番（昆 秀一議員） それで、その周辺部分だけではないと思うのですが、少子高齢化、高齢化の部分について、認知症の問題なのではと思うのですが、本町で今から10年ほど前の2012年に認知症施策総合事業というのをいち早く開始しております。そしてその後、認知症支援ネットワーク連絡会を発足させて、認知症施策事業に力を入れてきております。

矢巾町の高齢化率は、2022年で4月現在27.6%、これも上昇していくことが予想されております。そして、日本における認知症高齢者の人口の割合は6人に1人、例えばここの中にいる方の約6人は認知症になるという確率があるということになります。それから、誰になるか分かりません。ですが、認知症になったからと悲観ばかりはしてはいただけません。認知症になったとしても、安心して生活できるように町をつくっていくことが大事なのではと思うのですが、その家族への支援なども充実していくこと。つまりは、地域包括ケアの構築をしっかりと今のうちにしていくことが大切であります。

そこで、助け合い活動、いわゆるボランティア活動、先ほども少し話題に出ましたけれども、ボランティア活動というのが元気と幸せをもたらすことが言われております。まず、ボランティアをする人が多い町は、幸福感がある人が多いということも言われておりますし、人と会う頻度が高いと幸福感がある人が多い、ボランティア参加者が多いと連帯感が高い、助け合いが多いと認知症リスクが少なくなると言われております。このボランティアについては、えんじょいセンターを中心におれんじボランティアの方々が活躍しておられますけれども、さらにもっと人数を増やしたり、若い方や男性ボランティア、それこそ大学だったり、そういうところにも声をかけて、そういう仕組みをつくってほしいと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（藤原由巳議員） 浅沼健康長寿課長。

○健康長寿課長（浅沼圭美君） お答えいたします。

認知症施策に関しては、今昆議員がおっしゃったとおり、約10年前から様々な展開をして、矢巾町も地域包括支援センターの職員を中心に、いろんなことを展開してきておるところです。ボランティアの養成に関わっては、まず一つ、認知症があっても暮らせるというような、その理解のところからもまず大事だなというふうに思っております。昨年度認知症サポーター養成講座は、14回、769人の方々に受講いただきました。その中には、岩手医科大学薬学部、看護学部、それから企業さんとか、それから小学生、煙山小学校、東小学校等、様々な分野、また企業のほうでも受講いただきまして、それがJOY JOYの中にありますように、高齢者にやさしいお店というような形でサポーターを受けていただいて、企業紹介もするというような形に動いております。

まずは、その理解のところも大事にしていきたいなと思っておりますし、またボランティアさんに関しても、今お話があったとおり、ボランティア、おれんじボランティアの方々、今37名登録いただいております。様々な活動を行っておりまして、そのうち一つが住民主体型の訪問サービスということで、展開しておるところです。

今後には当たっては、今お話がありましたとおり、ボランティアという視点での男性なり、様々な方々のご参加をいただくような動きは、私どもとしても進めていかなければならないと思っておりますので、今後も地域包括ケア、本当にこれを言い始めてから、これももう10年ぐらいになると思います。今は高齢者だけではなく、あらゆる世代の障がいがあっても、それから母子保健というか、子どもの児童福祉の分野でも包括ケアという部分が大事になってきていましたので、それを一体的にひとつ考え方を方向性を持たせるというのが重層的支援体制整備事業の中で、横のつながりをしっかり持つ、これも大事なことだなと思っておりますので、庁内連携も含めて今後施策を展開していきたいと思っております。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問。

ちょっとお待ちください。

会議時間の延長

○議長（藤原由巳議員） それでは、ここで皆様方にあらかじめ申し上げます。

矢巾町議会会議規則第9条第1項の規定により、会議時間は午後5時までとなっておりますが、場合によっては午後5時を若干経過することも予想されます。同条第2項の規定により、場合によっては延長することをあらかじめ宣告しておきますので、よろしく願いいた

します。

○議長（藤原由巳議員） それでは、再質問。

昆秀一議員。

○10番（昆 秀一議員） その横のつながりということで、その場、拠点としてえんじょいセンターが開設されているわけですが、チームオレンジ矢巾も、そこを拠点にして結成されております。えんじょいセンターというのは、懸案だった旧町民センター食堂を改装して行っているものですが、まずまだもうちょっと、十分に活用できているとは言えないのではないかなというふうに感じます。住民同士の横の連携を図る場や専門職と住民の連携の場として、その機能を果たしてきてはおりますけれども、今後さらにその活用を進めるに当たって、気楽に町民の方が活用できるような仕組みづくりが必要であって、例えば日曜などの休日になっておりますけれども、平日はもとより、休日でもそこに来られるような移動手段であったり、そこに行けば誰かがいて、すぐに何の相談でも乗ってくれる居場所づくりであったり、介護予防や認知症だけではなくて誰でも、認知症関係なく、そういう方々の情報を得られるくらいのところにしていっていただきたい。

例えばネットでの会議を常にできるようなスペースであったり、これは受け売りなのですが、いろんな活用の仕方があるのではないかと思うので、固定観念にとらわれなくて、柔軟な頭を持って活用方法を常に模索していただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（藤原由巳議員） 吉岡政策推進監。

○政策推進監（吉岡律司君） お答えをしたいと思います。

まず、頭を柔らかくしてというのは、全くそのとおりだと思います。今ここで私が、今ご提案があったように、例えば休みの日に開場をしますとかということを軽々には言えないですが、その居場所があるということは、非常に重要なことなのではないかなと思っております。先日未病学会というところに参加しまして、そういうお話を聞いたときに、やはり地域でのつながりといったものが非常に重要であると、この認知症という中にでも、例えば65歳以上の男性の孤立がひどいとか、そこで何をしたかという、男性だけを集めた講座を開設して、料理教室をすとか、そういうことを試みているというような事例なども発表されておりました。

それというのは、では何かやりましょうかという、ほぼほぼ女性が参加して、男性参加

率が非常に低い。実は、籠もっている人ってどちらかというとな男性が多かったりというような研究成果なんかも発表されていて、そういうのは非常に面白いなど、参考になるなどと思って私も聞いてきたところです。

そういうように、ちょっと視点を変えるだけで随分変わるなどか、対象にもっとおもんばかるだとか、そういったことを工夫しながら、進めてまいりたいと思います。おっしゃるとおりだと思います。ちょっと町長、最初のほうの答弁でもありましたように、えんじょいセンターの活用、コロナのせいで開所後、すぐコロナということで、なかなか思ったような活動はできていないのですけれども、えんじょいセンターを中心にエン（縁）ジョイネットワークというのも、どんどん、どんどんやることによって、そこを広げていき、そこが核となり、そこが開いてなくても公民館がそういう機能を果たせばいいのではないかと、様々あると思います。そこは、本当に固定的観念にとらわれず進めてまいりたいと思いますので、そのように進めてまいりたいと思います。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問。

昆秀一議員。

○10番（昆 秀一議員） まず、公民館の活用も含め、えんじょいセンター、さらなる活用の仕方を常々考えていただきたい。

介護人材の件についてお伺いしたいのですけれども、介護も福祉も同じような状況なのですけれども、介護のほうでは、人材の確保及び業務の効率化の推進となっていて、介護人材の確保及び資質の向上を重点に置いて、計画ではなっております、外国人の介護人材だったり、それから介護現場のイメージアップ、いわゆる介護の仕事の魅力発信。それから、今さらと私は感じているのですけれども、意見交換だったり、介護ロボットの導入や書類の簡素化を挙げているわけですけれども、それより大事なことがあるのではないかなと思って、それは報酬についてなのです。

国の制度で処遇改善加算があるわけですけれども、これではちょっと全く足りないというふうに思います。もっと町独自でもできる支援する仕組みをつくってほしいと思うのですけれども、例えば事業所に社労士の派遣事業を行うなどして、各事業所の給与体系を一から見直して助言を行っていただくとか、そして職員の賃金を上げるような具体的な策を打ってほしいと考えるのですけれども、いかがでしょうか。

○議長（藤原由巳議員） 浅沼健康長寿課長。

○健康長寿課長（浅沼圭美君） ただいまのご質問にお答えします。

福祉の分野の人材の確保、本当に喫緊の課題で、今お話あったように、要望だけではというのは、そのとおりだと思います。国の中でも人材確保のまず第1点目としては、介護職の処遇改善ということが、1点目に挙げられています。ですので、私どもも町としてできることは何かという点は、本当に様々なご意見を聞きながら、できることが何かをやっぴりいろいろ助言いただきながら、探していかなければいけないなと思っております。町長答弁にもありましたとおり、その人材確保は、本当に私ども行政もですし、介護職員の専門職、そしてやっぴり町民の皆さんも含めて総力戦で、これは考えていかなければ、今後少子高齢化の中で、働く人も少なくなっていくという現状を踏まえたときに、非常にその点は総力戦で考えなければならないなというのは思っております。

矢巾町の介護保険の高齢者福祉計画の中にも、やはり計画の中に介護人材に関しては、基本指針の中に入れておるところでございまして、やはり様々な分野の方々ともここを、今本計画は今年度2年目となりますので、本当にその点をどう進めていくかという点を、計画書を基に一つ一つ確認しながら、進めていかなければならないなというふうに捉えております。

町として独自の部分については、こうだということは、ちょっとこの場では申し上げられない部分もありますが、できることって何があるかという点については、私どもも情報収集しながら、関係機関と情報共有を密にして考えていきたいと思っております。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） お答えしますが、介護保険事業所に社会保険労務士を派遣するということは、これはもう社会福祉法人なり、NPO法人、いろんな経営形態があるわけですが、そこに私どものほうで社労士を派遣して実態調査するということは、これは難しいことでありまして、これはできないことだと思うので、ただそれは経営、いわゆる社会法人とか、NPO法人とか、それぞれの経営なされる方々からの要請があればあれですけれども、そのところはひとつ誤解のないようにご理解をいただきたいと思っております。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問。

昆秀一議員。

○10番（昆 秀一議員） もちろん社労士というのは、要請があればの話で、要請があるように聞いていただきたいと思っております。

賃金については、非常に大事なことだと思うのですけれども、それはそれで進めなければ

ならないと思うのですけれども、介護職員のメンタル部分、働く意欲だったり、そういったところを職員の定着については、町の職場、庁舎内では、メンター制度というのを導入しているというお話を聞きましたけれども、こういうふうな方法で職員の定着化というのを介護事業所なりにも定着化が図られればいいのではないかなと思うのですけれども、その点をお伺いいたします。

○議長（藤原由巳議員） 浅沼健康長寿課長。

○健康長寿課長（浅沼圭美君） ただいまのご質問にお答えします。

メンター制度になるか、様々介護保険の分野であれば、事業所の皆様との月一の定例の打合せの場があります。そういう中で、介護職員のいろいろ情報交換しながら、そういう仕組みができるか否かも含めて考えていく方法ができないかなというふうには思っております。

町でやっているメンター制度が、そのまま生かせるか否かというところは、ちょっと事業所の皆様とも現状を踏まえなければ分からない点もございますが、町ではこういうふうなことをやっているのだという情報はお伝えすることができるとお思いますので、そういう場を使いながら、どういうふうに行っていけば定着に結びつけていけるかというところは、大事な点だと思っております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問。

昆秀一議員。

○10番（昆 秀一議員） このメンター制度は、介護職でもやっているところもありますので、そういうところも含めて考えていただきたいと思えます。

次に、地域福祉、生活福祉についての人材育成についてなのですが、地域見守りネットワークであったり、相談支援体制もあるわけなのですが、その中でも移動困難者への支援について、予約型乗合タクシー問題も赤丸議員が質問なされたわけなのですが、社会福祉法人等の生活支援ネットワークの買物サービスも出ました。福祉的輸送というのは、非常に問題があって、そもそも障がい福祉サービスの移動支援の業者もほとんどないわけです。それで、両隣の紫波町だったり、盛岡市はちゃんと社会福祉協議会で、不十分ではありますが、そここのところを担っております。矢巾町の社会福祉協議会もお出かけ送迎サービスを始めているわけなのですが、どのくらい利用者がいるのか。ボランティアがいないということで、ほとんど利用できていない状況でありますので、町としては、この状況をどう把握されて、福祉的輸送についての考えをお伺いいたします。

○議長（藤原由巳議員） 野中福祉課長。

○福祉課長（野中伸悦君） お答えいたします。

今お話あった移送の関係ですけれども、利用者というのは、確かに人数が少ないというのは聞いてございました。確かに移動する業者自体の確保も非常に難しいということで、今矢巾町では移動に関しては、サービスが十分になっていないのかなと感じてございますので、社会福祉協議会と協働で、これをどのように解決していくか。また、業者と相談しながら、協力いただける業者を探していきたいと思っております。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

昆秀一議員。

○10番（昆 秀一議員） まず、移動支援の部分、前からそうだったので、今からでも始めていただきたいと思っております。

次に、障がい福祉分野について、現在障がい者計画、障がい福祉計画、障がい児福祉計画、3年の中間年にあるわけですけれども、令和2年度からは次期計画となってくるということで、これ3年に1度ずつ計画をつくる作業というのは、すごく大変ではないかなと推察されるわけですけれども、来年にはアンケートをつくったりして、準備が始まってくると思うのですけれども、やはり今回も前回と同じように計画を策定していくのか、何か従来と違う方法を取られる予定はないのかについてお伺いします。

○議長（藤原由巳議員） 野中福祉課長。

○福祉課長（野中伸悦君） お答えいたします。

今お話あったとおり、来年度からアンケート調査等を実施しながら、計画を策定する予定でございまして、今のところはですが、大きくこういうふうという変更点は考えてございませんので、国、県等の情勢等も見ながら、計画のほうは、これから練っていきたくと考えてございます。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問。

昆秀一議員。

○10番（昆 秀一議員） すみません、非常に多岐にわたるので、地域包括ケアシステム、さっきから出ているのですけれども、地域の要望、町民ニーズとか、医療介護連携の実態などをしっかり調査して、計画もそうですけれども、その課題を町として浮き彫りにした上で、

その課題に向き合ってほしいと思うのですけれども、その調査を通して、矢巾町の町民が求めている潜在ニーズ、これが大切だと思うのですが、私は必要だと思うので、小まめに現場に話を聞きに行っていたきたいと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○議長（藤原由巳議員） 野中福祉課長。

○福祉課長（野中伸悦君） お答えいたします。

確かにニーズのところが非常に重要だと思います。私もこの4月から福祉のほうにお世話になっているのですけれども、いろいろな相談を見聞きしてございまして、やはり町民の方の声を実際に聞くというのが、一番大切なことではないかなと非常に感じてございます。この計画にかかわらず、町民が今どのようなことで困っているのかというのをお聞きしながら、計画のほうにつなげていければなと思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問。

昆秀一議員。

○10番（昆 秀一議員） それで、そろそろ最後にしたいと思うのですけれども、福祉は福祉でも児童福祉というのがあるのですけれども、これは非常に大切だと思います。先日ネットニュースにあった記事、これからの地方にとって非常に興味深かったので、最後にご紹介して終わりたいと思います。

これは移住定住にも関わってくるのですが、子連れワーケーションというものがあって、保育園留学というサービスとワーケーションという非日常の土地で行事を行うことで、生産性や心の健康を高め、よりよいワーク・ライフ・スタイルを実施することができる一つの手段を組み合わせたものなのですが、人口3,500人の過疎の町があって、決して利便が高い町ではないのですが、この子連れワーケーションが大人気になっているそうです。これを矢巾町でもそのままでもなく、ぜひ検討していただきたいと思いますので、ご紹介まで。もし何か感想があれば、お伺いして、私の質問を終わります。

○議長（藤原由巳議員） 田村子ども課長。

○子ども課長（田村昭弘君） ただいまのご質問にお答えさせていただきます。

すみません、正直言って、今初めてお聞きしましたので、これから勉強させていただきたいと思います。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） よろしいですね。

(「はい」の声あり)

○議長（藤原由巳議員） 以上で10番、昆秀一議員の質問を終わります。ご苦労さまでした。

○議長（藤原由巳議員） 以上で本日の議事日程は全部終了しましたので、これにて散会いたします。

なお、明日は引き続き一般質問を行いますので、午前10時に本議場にご参集願います。

本日は大変ご苦労さまでした。

午後 5時05分 散会

令和4年矢巾町議会定例会9月会議議事日程（第4号）

令和4年9月6日（火）午前10時00分開議

議事日程（第4号）

第1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（16名）

1番	藤原信悦	議員	2番	吉田喜博	議員
3番	小笠原佳子	議員	4番	谷上知子	議員
5番	村松信一	議員	6番	廣田清実	議員
7番	高橋安子	議員	8番	水本淳一	議員
9番	赤丸秀雄	議員	11番	藤原梅昭	議員
13番	川村よし子	議員	14番	小川文子	議員
15番	山崎道夫	議員	16番	廣田光男	議員
17番	高橋七郎	議員	18番	藤原由巳	議員

欠席議員（2名）

10番	昆秀一	議員	12番	長谷川和男	議員
-----	-----	----	-----	-------	----

地方自治法第121条の規定により出席した説明員は次のとおりである。

町長	高橋昌造	君	副町長	岩淵和弘	君
政策推進監	吉岡律司	君	総務課長 兼防災安全室	田村英典	君
企画財政課長 兼未来戦略室	花立孝美	君	税務課長	佐々木智雄	君
町民環境課長	田中館和昭	君	福祉課長	野中伸悦	君

健康長寿課長	浅 沼 圭 美 君	産業観光課長	佐 藤 健 一 君
道路住宅課長 兼まちづくり 推進室長	佐々木 芳 満 君	文化スポーツ 課 長	高 橋 保 君
農業委員会 事務局長	鎌 田 順 子 君	上下水道課長	浅 沼 亨 君
会計管理者 兼出納室長	水 沼 秀 之 君	教 育 長	和 田 修 君
学校教育課長 兼学校給食 共同調理場所長	村 松 徹 君	子ども課長	田 村 昭 弘 君
農業委員会 会 長	中 川 和 則 君		

職務のために出席した職員

議会事務局長	吉 田 徹 君	議会事務局長 補 佐	川 村 清 一 君
係 長	佐々木 睦 子 君		

午前10時00分 開議

○議長（藤原由巳議員） ただいまの出席議員は16名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

なお、10番、昆秀一議員、12番、長谷川和男議員は都合により欠席する旨の通告がありました。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程の報告

○議長（藤原由巳議員） 本日の議事日程はあらかじめお手元に配付したとおりであります。

これより本日の議事日程に入ります。

日程第1 一般質問

○議長（藤原由巳議員） 日程第1、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順次質問を許します。

1番、藤原信悦議員。

1問目の質問を許します。

（1番 藤原信悦議員 登壇）

○1番（藤原信悦議員） 議席番号1番、町民の会、藤原信悦でございます。初めに、国指定史跡徳丹城跡の整備について質問いたします。

徳丹城跡の第2次整備事業は、現在外郭西辺北半区において2024年までの5か年計画で進められております。令和3年度は、管理道路の設置、遺構の平面表示、ベンチの設置が行われました。しかし、他の区域の多くは草地となっており、史跡全体をいつまで、どのように整備されるのか示されておられません。補足でございますけれども、この徳丹城跡の草刈り、私の所属する団体でも受けておまして、受託地が5万3,169ほどありますけれども、その47.2%が草地です。そのほかにも他の団体も受けておりますので、合わせると史跡全体の4分の3ほどは草地ということで、未整備地になっているのが現状でございます。

また、残念なことは、現在の整備内容では他の史跡、具体的には志波城、胆沢城、県内にある城跡ですけれども、比べてちょっと見劣りをし、来訪者の期待に応えられるレベルではありませんと思います。具体的に言うと、この3つの城跡、他史跡との違いもよく分かりま

せん。それから、徳丹城は初めての来訪者には史跡のメインとなる入り口はどこなのか、どこにどんな遺跡があるのかも分かりにくい状況です。胆沢城、志波城跡では外郭南門から入るように設計されており、付近にはガイダンス施設や文化財調査センター等があり、史跡の概要について聞くことも、VTR等で事前に知識を得ることもできるようになっております。

志波城跡は、徳丹城に遅れて1984年に国指定史跡となりましたが、史跡の整備状況は手前どもの徳丹城よりもよく、観光資源としての魅力も増しているというふうに感じております。手元に志波城跡のパンフレットをちょっと持ってきておりますけれども、通常の志波城跡というのはお城のことについて書かれた内容です。特徴的なのは、こちらの「平安少年しわまるくん～おしえて！むかしのくらし」、これ子供向けの編集なのですけれども、何を食べていたとか、どんな家に暮らしていたか、古代人のおしゃれ、それから使っていたいろんな道具とか、そういうこともきっちり書かれた、こういうパンフレットもございました。なお、両史跡ともスマートフォンやタブレットによる史跡の案内サービスもありますし、胆沢城跡ではVR胆沢城、専用ゴーグルの貸出しもしております。かけて回ると、きっちり昔のイメージが映るといふ形です。いま一度、国指定史跡としての歴史的価値を再考され、それに見合う整備を早期に進めていただきたいという思いから伺います。

1つ目、第2次整備事業は文化庁の歴史生き生き！史跡等総合活用整備事業費国庫補助金を活用していますが、文化庁の狙いは保存、活用の一体整備を進め、来訪者目線での修復、復元等の一体的整備を行うことで、文化財で稼ぐための魅力ある環境をつくり出すということになっております。第2次整備事業等のコンセプトは、この狙いに沿ったものとお考えでしょうか。

2つ目、保存、活用の一体的整備の一つに歴史的建造物の復元工事があるが、徳丹城跡は石柱、案内板、平面表示が主であり、これらだけで史跡の価値を理解できる人は限られるのではないのでしょうか。なぜ国も取組の一つとしている目で分かる復元整備をなさらないのか、またはしないのか、その理由についてお伺いいたします。

3つ目でございます。整備事業では、来訪者の安全についてどのように配慮されているのか。具体的には、史跡内外での歩行者の安全確保の問題、案内板、掲示物や石柱との接触、転倒事故防止の問題、用水路や窪地での転倒、滑落防止等、想定される事故を防ぐことも考慮した整備内容となっているのでしょうか。

4つ目、整備事業はいつまで進め、最終的にどのような史跡公園となるのか、しようとしているのか。また、史跡名称等についても検討されているのかお尋ねいたします。ちなみに、

胆沢城については外郭南門地区を胆沢城跡歴史公園という名前であらうたっております。志波城跡は、志波城古代公園という名前で全体を呼んでおります。そういう意味で、何か徳丹城跡というのと普通の呼び方ですので、何かそういう呼び名も考えられてはどうかということでの質問でございます。

以上、お答えをお願いいたします。

○議長（藤原由巳議員） 高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 1番、藤原信悦議員の国指定史跡徳丹城跡の整備についてのご質問にお答えをいたします。

1点目についてですが、現在史跡の整備はこれまでの発掘調査に基づいた建物跡などの平面表示や、史跡公園としての緑化等の整備を進めております。これにより、地域の誇りや心のよりどころとなり得る史跡としてまちづくりに生かすことをコンセプトに掲げ、地域住民の協力をいただきながらイベントなどを開催し、周辺地域の経済の活性化につなげることにより、文化財で稼ぐための魅力ある環境を創出してまいります。

2点目についてですが、徳丹城の発掘調査により複数の建造物の存在が明らかになっておりますが、その構造等についてはいまだ解明されておらないところであります。このことから、来訪者に対して不確実な情報による誤解を与えず、なおかつ視覚的に想像力を喚起させる平面表示という整備方法を採用しております。建造物の復元整備により理解度が向上することは認識しておりますので、奥州市の胆沢城の外郭南門の城柵の復元等を参考に、引き続き有識者の指導を仰ぎながら、復元整備の可能性について多角的に検証してまいります。

3点目についてですが、説明板や平面表示の柱などの設置に当たっては、設置場所や高さなどについて安全性に配慮するとともに、整備地区内にあった一部用水路は切り替えるなど安全確保に努めているところであります。今後も来訪者が安全に史跡公園内を散策できるよう維持管理の点検を実施しながら、必要な散策路等の整備を進めてまいります。

4点目についてですが、現在実施しております第2次整備は令和6年度には完了予定となっておりますが、それと併せて第3次整備に向けて検討を進める予定としております。最終的には国指定史跡としての魅力を発信し、史跡公園として歴史と自然を感じることができる憩いの場として、町内の観光拠点となるよう整備をしてまいります。

また、名称については、国指定史跡として徳丹城という名前が広く知られていることから、改めて史跡名称の検討は予定しておらないところでありますが、愛称については広く意見を

募ってまいります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 再質問ありますか。

藤原信悦議員。

○1番（藤原信悦議員） 再質問ですけれども、1つ目の質問のところで稼げるというのは金銭的なことを私も言っているわけではありませんが、どんな史跡か、来訪者の期待に応えることを優先し、満足いただくことだと私自身は思っております。現在の整備内容は、この期待に沿うものか、初めての史跡見学で何が期待されるかという視点で整備を考えるべきだと思います。遺構自体が散在しているということで、なかなかそれぞれ見てもぴんときない部分がございます。あくまでも来訪者目線で考えてほしいということです。この点についてお考えはいかがでしょうか。

○議長（藤原由巳議員） 高橋文化スポーツ課長。

○文化スポーツ課長（高橋 保君） お答えをさせていただきます。

今お話のありました来訪者目線、まさしくそのとおりでございまして、質問にあります文化財で稼ぐ、これは平成28年に文化庁のほうで文化GDPの拡大ということで示されてございます。徳丹城につきましては、国民共有の貴重な財産としての史跡徳丹城、そして矢巾町民の誇り、心のよりどころとなり得る史跡、そして一般の人々にも開かれ、自由に参加できる史跡というところの視点がございますので、改めてこの視点に立ち返り、整備等を行ってまいりたいというふうに考えてございます。

今お話がありましたパンフレット、しわまるくん、これとても参考になりますので、ぜひ作るように調整していければというふうに思っております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

藤原信悦議員。

○1番（藤原信悦議員） 質問の2つ目でございます。複数の建造物の存在が明らかになっ
ていながら、その構造についてはいまだ解明されておらない、あるいは不確実な情報による誤解を与えるということで、復元についてなされない方針のようですけれども、よく考えていただきたいのは、縄文遺跡って、あれ、文字も図面もない時代のものです。これをどうやって復元したのでしょうかということが1つと、それから文化庁も史跡等における歴史的建造物の復元等に関する基準を定めておりまして、不明確な部分については不明確である旨をち

ゃんと表記して復元することを可としております。ですから、決して文化庁自身は分からなければ造るなど言っているわけではなくて、周りにある同時代の遺跡、遺構等も参考にしながら復元することを考えてオーケーを出しているわけです。ですから、そういう追跡する中で難しいようであれば、外部の専門の方々等の協力も得ながら進められてはいかがかと思います。何分、国指定史跡でありますので、今の問題ではなくて、後世に残すという我々の役割があるわけですから、我々以上に現状が分かっていない後世の人たちが1,200年前にどうであったかを分かるようにするのが我々世代の役割ではないでしょうか。その辺の見解を伺います。

○議長（藤原由巳議員） 高橋文化スポーツ課長。

○文化スポーツ課長（高橋 保君） お答えをさせていただきます。

今ご質問にありましたとおり、建物復元は本当に難しいところと感じておるところでございますが、先ほどもお話がありましたとおり、様々なコンテンツ、デジタルコンテンツを残していくことによりまして、VRとか、そういったものを残すことによって、これも後世に残せる一つだなというふうに思っております。

今現在第2次整備計画に基づきまして整備を行っております、今年度は東西道路、幅員6メートルのもの、そして芝張りを整備してございますけれども、まさしくそれだけでは来訪者が来るか、来て喜んでいただけるか、そういったものはちょっとまだ疑問があるところでもございますので、今お話がありました専門家の意見を聞きながら、いろんな形で後世に残していきたいというふうに考えてございます。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問。

藤原信悦議員。

○1番（藤原信悦議員） 史跡整備について、文科省は先ほども申しましたとおり、史跡等における歴史的建造物の復元等に関する基準というのを設けておりまして、コロナ禍で初めに保存・活用計画または整備基本計画を策定するという文言がございます。ですので、私どももそれらをきっちり、先々どうあるべきかというものをまとめて、それに基づいて第3次なり第4次の計画を実行されれば、先々というか、本来あるべき姿に近い、ぶれのない形で再現できるのではないかと思います。

名称については、いろいろと手だてはあると思いますので、ぜひ味気ない徳丹城跡というのだけはちょっとやめていただければなというのが個人的意見でございます。この件について所見を伺います。

○議長（藤原由巳議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） お答えをさせていただきますが、徳丹城のいわゆる周辺活性化推進協議会、地元の皆さんからも6項目にわたって、今お話しされたことを含めて具体的に。今お話しの中には、いわゆる徳丹城跡の文化財調査と復元、それからもう一つ、観光振興及び農工商連携を目的とした交流拠点の整備、これは地元の方々にとっては産直とか、農家レストランとか、そういった6項目にわたって出されて、これは請願でも、また地域でのお話合いでもそういうことをさせていただいているわけです。

まず、私、担当のほうにも言っているのですが、徳丹城って矢巾にあると言っているけれども、どこにあるじゃと。何回も担当のほうには言っているのです。町道西前線、そして町道中央1号線から徳丹城が、もう志波城であれば、いわゆる藤根線というか、県道13号をはじめあるわけです。だから、まずこの辺のどこの場所に徳丹城があるかということ、この案内板、これにはこれからしっかり対応してまいりますので、まずこのことが大事であるわけです。たまたまそのような徳丹城の真ん中の入り口は、いわゆる国道4号の横断道が、歩道橋があるものですから分かりにくいと。入るところが狭いと、マイクロバスがようやくぎりぎりに入るような状況と。だから、こういうことも含めて。

それで、まず今私どもとすれば、徳丹城の復元整備をどうしていくか。保存、そして保存した後、どのように利活用していくかと、このことも問われておりますので。そして、前にも答弁したことがあるのですが、昭和44年に国指定の史跡を受けていただいて、地域の皆さん方から本当にあそこのところ、今日も私、ちょっとコピー持ってきたのですが、写真アルバムで「盛岡・滝沢・岩手・紫波の昭和」と。そこで国道4号、西徳田地区付近の風景と、昭和40年代のを今日持ってきたのです。あそこのところは、まさに東西に商店街とかあったわけです、徳田小学校の。それで、そういう貴重な土地を提供していただいたわけでございます。そういうことで、提供されている方々は、私らが元気なうちに復元とか利活用できるようなことが見られればいいなということをお話しされているということは私も仄聞しておりましたので、いずれこのことについては、一步一步ですが、駐車場の用地を取得したり、いずれ私どもとして、矢巾町としては西部地域の活性化は、まず南昌山、そして東部地域は徳丹城と、このことにやっぱりしっかり取り組んでいかなければならないと。だから、そのことを含めて、いずれ今後。

これから私どもとして考えていかなければならないのは、先ほど協議会の皆さん方からも出されておりますこの6項目、だからあそこのところを観光振興に使わない手というのはな

いのです。そして、実際私もお世話になってからドローンを飛ばして、どのくらいの高さだったらば周りの風景がどうなのか。正門の高さなんか、実際ドローンを上げて、そういうような調査もいたしました。それで、いずれ一つ一つ、今丁寧に拾い上げて、復元は昔の高さでいいのか、それとももう少し、いわゆる先ほどお話あったとおり、当時のあれをしっかりと検証して、そしてそれが備わったような復元、それと併せて周りが見られるような展望台とかそういうことも検討をするべという事で、今内部ではこれまでも話し合ってきたのです。だから、1つ、シンボルになるものが今徳丹城にないのです。そこで、南部曲がり家、佐々木住宅、そこを今はやりの言葉で言うとマルシェと言うのだそうですが、そういうようなものとかレストランとか、気軽に寄れるようなものを考えていきたいと。

今1つ問題なのは、発掘したいろいろなものをプレハブの中に入れてあるわけです、2棟。これを今徳田小学校に空き教室があるので、文部科学省なり文化庁とも協議しながら、そういうような保存、活用の、あそこのプレハブだったら中に入って見せることができないわけです。だから、そういうことも、今これから文化庁、文部科学省と協議をしていきたいなど、こう思っております。

いずれあそこは、まず第一歩を踏み出させていただいたので、そして時間はちょっとかかりますが、いずれそういったことで、あとは愛称の話があるのですが、私は徳丹城と、文室綿麻呂、綿麻呂のあれもいいのですよね。だから、綿麻呂城とすればどうなのかと、これは私見ですので、これから公募して、そして南昌山、これは宮沢賢治と藤原健次郎の、今皆さんに注目されて、徳丹城もそのように注目されるように一つ一つ丁寧に対応してまいりたいということで、ただなかなか急がねと、私も参っているのです。もうやれと、案内板だけでも早くやれと言っているのです。そうすると、ここに徳丹城があるということを認知してもらうだけでもいいわけです。まず、こここのところにしっかり予算をお願いして、議会の皆さん方からもご承認いただいて進めてまいりたいと、こう思っておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

（「ありません」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） よろしいですか。では、今の答弁で納得したと。

それでは次に、2問目の質問を許します。

藤原信悦議員。

○1番（藤原信悦議員） 2問目でございます。全国学力テスト結果から見える本町の課題と

今後についてご質問させていただきます。

全国学力テストの結果を見ると、本県は小中学校とも国語は全国平均を上回りますが、算数・数学、今回は理科が入っておりますけれども、算数・数学、理科は下回っています。特に算数と数学は、本学力テスト開始以来全国平均を下回っており、学力向上は長年の懸案課題でありながら、まだ結果が出ておりません。具体的に質問です。本町の学力テストの結果は、全国、県と比較してどのような位置と傾向にあるのか。

2つ目、学力テスト開始以来全国平均を下回る算数・数学について、本町ではどのような取組をされてきたのか。

3つ目、これは新聞で報道になった部分ですけれども、岩手大学教職大学院の立花先生は、全国学力テストの結果について、算数・数学の結果からや論理的思考力ができていないこと、現場の教員が思考力重視の授業に慣れていないことが課題であると指摘されています。論理的思考の向上のために、学校ではどのような取組をされているのか。また、それは限られた授業時間内でできることなのか伺います。

○議長（藤原由巳議員） 和田教育長。

（教育長 和田 修君 登壇）

○教育長（和田 修君） 全国学力テスト結果から見える本町の課題と今後についてのご質問にお答えいたします。

1点目についてですが、国語と理科においては小学校、中学校ともに全国及び岩手県を上回っておりますが、算数・数学においては小学校が全国及び岩手県とほぼ同じであり、中学校は岩手県とほぼ同じで全国より下回っております。なお、特徴的なものとして、小学校の国語が全国比で4.4ポイント上回るほか、中学校の数学は全国比で3.4ポイント下回っております。

2点目についてですが、平成30年度までは町教育研究所の事業として実施した観点別到達度学力調査の結果から、著しく正答率の低い問題を取り上げ、児童生徒に指導を行うとともに、教員相互の授業実践の交流により教員一人一人の指導力向上を図ってまいりました。また、令和元年度は小中一貫学力向上委員会を設け、各校で課題となっている点について共通理解を図り、小学校、中学校それぞれで身につけなければならない資質、能力について協議を重ね、学力向上に取り組んでまいりました。

3点目についてですが、児童生徒が常に自ら考えることが必要であることから、いわゆる一斉指導による講義型授業からの脱却を図るとともに、学習課題を子どもたちと一緒につく

り上げる授業の導入をするなど、子どもたちに思考させる時間や、考えを整理し表現する場の工夫を授業の中で意図的に設けております。また、限られた授業時間内において、これらの学習を継続していくことにより論理的思考力はさらに育っていくものと考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 再質問ありますか。

藤原信悦議員。

○1番（藤原信悦議員） 1番目の質問の再質問です。当町の小中学校とも数学は全国平均を下回っておりますけれども、特に中学生は3.4ポイントほどの乖離があるのはなぜでしょうか、それはどのような分野がはっきり言って弱いのでしょうか、その辺について伺いたいと思います。

○議長（藤原由巳議員） 村松学校教育課長。

○学校教育課長兼学校給食共同調理場所長（村松 徹君） お答えいたします。

本町の今回の全国学テにおきまして、特にも算数・数学の部分が弱点というところがございますけれども、状況を見ますと算数・数学につきまして、問題場面全体を把握して式や表などの意味を理解する力、分類でそのような形がございますけれども、そちらの部分は強みというか、得意な傾向がございますけれども、数学的な表現を用いて自分の考えを表現する力が弱点という傾向がございます。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

藤原信悦議員。

○1番（藤原信悦議員） 今のお答えを聞きますと、論理的にやっぱり思考能力が低いと理解してよろしいでしょうか。表現力もやはり論理思考的にならないとちょっと難しいので、そのように理解してよろしいでしょうか。

○議長（藤原由巳議員） 村松学校教育課長。

○学校教育課長兼学校給食共同調理場所長（村松 徹君） お答えいたします。

ご指摘どおり論理的思考の部分が弱いというところがうかがえるところがございます。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問。

藤原信悦議員。

○1番（藤原信悦議員） 2つ目の質問のところで再質問させていただきます。

いろいろな取組をされてきたことは理解いたします。回答にございます観点別到達度学力調査とはどのようなものか、ちょっと私初めてお聞きしましたので、教えていただきたいのが1つと、これが平成30年でやめられた理由は何なのか、効果がなかったのかあったのかの問題かなと思っていますけれども、お答え願います。

○議長（藤原由巳議員） 和田教育長。

○教育長（和田 修君） 観点別というのは、例えば数学・算数において解き方とか、あるいは読解力とか、あるいは式の組立てとか、そういったものそれぞれの観点、それぞれについての評価をしているものでございます。これは、なぜそれがなくなったかという、それを踏まえて次の段階ということで文科省のほうの方針が若干変わったためにそれが変わりましたということでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

藤原信悦議員。

○1番（藤原信悦議員） 今の2つ目の問題のところの再質問です。矢巾町の小学生に身につけてもらいたい資質能力、やっぱりこれだけはこのものがもしあるのであればお答え願いたいと思います。

○議長（藤原由巳議員） 和田教育長。

○教育長（和田 修君） 私のほうからお答えさせていただきますけれども、まず算数・数学、これが課題だというのは私が現場にいたときからずっと言われてきました。算数・数学部会というのを29年度まで続けておりました。しかし、そこではなかなか解決できないということで、今度は小中一貫ということでの取組をしよう。やはり小学校だけ、中学校だけの問題ではなく、小学校から中学校にどういうふうにつなげていくか、それを高校にどうつなげていくのかというふうな課題に変わってまいりました。

以前、私この場で答弁したことがございますが、全国学調の中では確かに算数・数学は低いのです。これは、小学校6年生、中学校3年生のもので、小学校5年生までの学力、中学校2年生までの学力。ところが、高校に入ってから矢巾町の子どもたちの数学の力は、ほかの子どもたちに比べて劣ってはいない、上回っていたのです。そういうふうな結果もありますので、そのときだけのことでなくて、そのために先生方が現場で頑張っているということも考えていただきたいと、そういう評価もできると思います。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

藤原信悦議員。

○1番（藤原信悦議員） 3つ目の質問に関連する質問でございます。論理的思考力というのは、要は問題解決や改善、説得力等に欠かせない能力の一つだと思っています。しかし、能力の育成には時間がかかります。筋道を立てて論理的に考えるようになることは、訓練がある意味必要でございます。何の訓練かといえば、論理的思考というのはどういう手順でやるのか、それからそれを組み立てるためにどういう、例えばマトリックスとか、フロー図であるとか、関連図であるとか、そういうフレームワーク、いろいろあるわけです、分析の。それらをどのようにして使っていくのかというのを知った上で、ちょっと時間をかけながらケーススタディーをして普通は鍛えられるものなので、大変手間暇がかかる指導内容だと思います。この辺についてどのようにお考えでしょうか。

○議長（藤原由巳議員） 和田教育長。

○教育長（和田 修君） お答えいたします。

まず、時間がかかるというのはそのとおりでございます。ただ、これまでも時間をかけてまいりました。方向性も変えました。これが一つ一つ結実するように、いわゆる立花教授のほうから指摘されているとおり、論理的な思考力をどう子どもたちに身につけさせるかの現場の教員の指導力の問題もありますので、その辺のところは様々な研修会、あるいは立花教授は矢巾の人ですので、住んでいますので、矢巾町民ですので、何かのときには、私も知らない仲ではございませんので、じかに行って教えてもらいたいと、そう思っております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。よろしいですか。

（「ありません」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） それでは次に、3問目の質問を許します。

藤原信悦議員。

○1番（藤原信悦議員） それでは、3問目は農業における担い手不足、解決と書きましたけれども、解消に向けた取組についてお伺いします。

農業における担い手不足は長年の課題でありながら、いまだこれといった打開策がない状況というか、見えない状況です。耕作放棄地も散見されるようになり、また農業法人の運営も高齢化に伴い、支障が出ている話も聞きます。基幹産業である農業の衰退は、町全体の経済そのものの衰退にもつながります。なぜ農業を担おうとする担う人が不足するのか。その

理由として、年間を通じた仕事がないこと、安定した収入が確保しにくい、要するに気候によって収入が変わるわけです。それから、企業のような福利厚生制度等は整っていないことが若い人にとってもちょっと魅力に欠ける職業だというふうに認識されているのではないのでしょうか。

新潟県上越市の星の清里事業協同組合では、農業以外の複数の事業者の仕事を組み合わせ、年間を通じて安定した雇用を創出することで、通年で仕事ができるように取り組んでいるとの新聞報道がありました。これは、総務省が進める特定地域づくり事業協同組合制度によるもので、この事業協同組合は7つの農業法人で結成され、職員の雇用は事業協同組合が行う、組合が給料を払うということです。そして、人手が必要な農業法人や事業者に派遣するやり方です。この事例は、担い手不足解消、解決の一つの方法ではないかと思います。参考になると思います。この件について以下伺います。

担い手不足の解消に向け、町や関係機関はどのような取組をされ、そこから見えた課題は何でしょうか。

2つ目、県内で総務省の特定地域づくり事業協同組合制度に取り組まれている事例はあるのか。また、そのような事例があれば農業法人等に紹介、指導することはあるのか。

3つ目、上越市の事例では、特定地域づくり事業協同組合制度で、国から組合事務費の半額、市から人件費の半額が助成されたようですが、当町においてあるとすれば特定地域づくり事業協同組合の取組に助成する考えはあるのか、その辺について伺います。

○議長（藤原由巳議員） 高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 農業における担い手不足解決に向けた取組についてのご質問にお答えをいたします。

1点目についてですが、本町においては新規就農者に対し、盛岡農業改良普及センター、岩手中央農協、矢巾町農業委員会と経営、営農資金、農地の3分野でサポート体制を構築し、随時相談に応じているほか、年2回の現地訪問により地域生活なども含めたサポートを定期的に行っております。しかしながら、新規就農者を例に取りますと、認定農業者への移行を行わなかった方が数名おり、聞き取りを行ったところ、計画どおりの営農面積の拡大が難しかったこと、天候などに大きく左右されるため経営リスクが大きかったことなどが課題として挙げられております。

2点目についてですが、特定地域づくり事業協同組合制度は人口急減地域において農林水

産業や商工業等の地域産業の担い手を確保するための事業であると認識しております。県内においては、令和4年2月に葛巻町特定地域づくり事業協同組合が岩手県知事の認定を受けており、農業法人等への紹介について県に確認したところ、岩手県農業労働力確保対策推進会議において岩手県農業法人協会等の関係機関と情報共有を行っていると同っております。

3点目についてですが、本町においても農業の担い手不足が課題となっておりますが、岩手中央農業協同組合では無料職業紹介事業を行っており、農繁期などで人手が必要となる組合員と、農業のお手伝いをして収入を得たい方とのマッチングを行っております。現時点では集落営農組織等の機能は維持されているところであり、ご質問がありました特定地域づくり事業協同組合制度につきましては今後の検討課題としてまいりますし、国の集落営農活性化プロジェクト促進事業を活用し、集落営農組織が様々な経営課題を乗り越え、将来にわたって持続的に発展することができるよう総合的に支援し、集落営農の活性化を図ってまいります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 再質問ありますか。

藤原信悦議員。

○1番（藤原信悦議員） 質問の2つ目のところでございます。町の農業就労人口は、国勢調査のときの比較ですけれども、データがある平成27年時点で昭和40年対比で3,728人減の1,227人となっております。昭和40年対比で75.2%も農業就労者が減っております。そして、この数は全就労者の8.8%、昭和40年は67.3%あったものが8.8%まで確実に減っております。若手の就労者が減り、高齢者は離農する状況の中で、これから先の農業をいかに維持してできるのか、大変不安でございます。これからいろいろな制度提案もあると思うのですが、単に総人口の増減で、先ほど申しました特定地域づくり事業協同組合制度を進めるのではなくて、やっぱり就労者の増減で考えるべきではないかと。この点については、やはり強く国に働きかけるべき時期に来ているのではないかと思いますけれども、この辺についてご見解を伺います。

○議長（藤原由巳議員） 佐藤産業観光課長。

○産業観光課長（佐藤健一君） 町長の答弁にもありましてとおり、喫緊では矢巾町内における担い手不足というのは深刻な問題、課題までには至ってはございませんが、今藤原議員からお話があったとおり、これは将来矢巾町にも起こり得る非常に大きな問題であるというふうに捉えてございます。

一つの例として特定地域づくり事業協同組合制度のお話がありましたけれども、これは県内、葛巻町で始まったばかりということで、その状況についても見守りながら、矢巾町として取り入れるところがあれば取り入れて、何とか担い手の確保、あと新規就農者が増えていくことを町としても進めてまいりたいなというふうに今のところ考えているところでございます。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問。

藤原信悦議員。

○1番（藤原信悦議員） 課題としてずっと続いてきているわけですから、やはりここで思い切った手を打たないと、今高齢者と言いましたけれども、私どもの営農組合も平均年齢70を超えています。私たちクラス、私は68ですけれども、このクラスが最下位ですから。80過ぎてもまだ働いている。だけれども、先ほど質問したとおり共同で草刈り、「腰痛えじゃ、勘弁してけろ」、結局リーダーが動かざるを得ない。リーダーたちも頑張っています。これが70代中。そうしたら、5年、10年、このスパンの中で営農組合、集落営農は崩壊してしまいます。ですから、これは是が非でも何とかここ数年以内に方向性を見いだして対策を打っていただきたいと思います。単に助成金だけの問題ではなくて、制度としてやらないと長続きはしないし、発展性もないと思いますので、どうしても農業を嫌う若者が多いようだけれども、魅力ある農業の経営の在り方についても模索しながら考えていただきたいのですが、その辺の決意をお尋ね申し上げます。

○議長（藤原由巳議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） お答えをさせていただきますが、まず私もいろいろ今回の藤原信悦議員のご質問で調べてみたのです。まず、特定地域づくりの事業制度、この仕組み、大きく4つに分けられると。まず、この事業制度の仕組みとはと、それから対象となる地域はどういうところか、それから組合員に対しての支援の内容がどうなっているかということです。あともう一つは、やっぱり私一番最後のところがあれなのですが、事業主体となる事業協同組合、そこの中で国で例示しているのです。第1次産業、2次産業、3次産業、その他と。その中で、組合には法人、個人を問わず、まずいろんな取組ができると。そこで、今言った今回の特定地域づくり事業協同組合では矢巾町は対象にならないのですが、葛巻町からもちょっと情報収集したのですが、対応していかなければならない課題というのは3つあるということです。それは、まず派遣職員の確保、そして次は制度上、仕組み上の課題があると。それはどういうことかということ、組合によって派遣職員を派遣して事業者から得られる利用料と、

行政からの補助金の収入で運営しなければならない。ところが、それだけの収入では賅うことがなかなか難しいと言っているのです。そしてもう一つは、このことについては人材の確保です。

そこで、私は今、これからいろんな、先ほどの1次、2次、3次産業に関係する例えば農協とか商工会とか、または生産者と消費者とか、そういう方々を巻き込んで矢巾町のできるのであれば、形を変えた産業振興センターみたいな仕組みを考えていくことができないのかと、そこで今私はいろいろ情報収集をさせていただいております、そしてそのことよってまちおこしの協力隊、この間盛岡タイムスでも挙げられた副業人材の活用。副業人材というのはノウハウなわけです。実際まちおこし協力隊みたいに現地に来て、現場に来て仕事、いわゆる制度がスタートするときは副業とか兼業、お金のことだけだったのですが、そうではない。もうそこには経験とかいろんなもの、それから情報共有とかそういったものを共有できる副業人材の制度、そういうようなものを一つ一つ組み合わせながら、矢巾町独自の産業振興センターを立ち上げることができないかと今農業公社とか何かは、お隣の紫波町さんでもやっているわけです。そういうのよりも、もう少しいろんな方々を巻き込んで産業振興センター、仮称ですね、矢巾町産業。中には観光も入れろというものもあるのですが、そうすると最初からあんまり枠を広げると、なかなか目的がはっきりしなくなってくるので、だから農業とか商工業、農商工の連携のところに、まずそこに1つ軸を設けて、基本軸を設けて考えていきたいなど、こう思っております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。よろしいですか。

（「ありません」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） それでは、以上で1番、藤原信悦議員の質問を終わります。ご苦勞さまでした。

それでは、ここで時間も大分経過してまいりましたので、暫時休憩といたします。

再開を11時5分といたします。よろしく申し上げます。

午前10時55分 休憩

午前11時05分 再開

○議長（藤原由巳議員） それでは、再開をいたします。

休憩前に引き続き一般質問を続けます。

次に、3番、小笠原佳子議員。

1問目の質問を許します。

(3番 小笠原佳子議員 登壇)

○3番(小笠原佳子議員) 3番、公明党、小笠原佳子です。通告に従いまして1問目の質問をいたします。

まず、地域猫活動について質問いたします。本町でも飼い主のいない猫に餌をあげている人がいる一方で、庭先でふん尿をされる、また車を傷つけられるという被害を受けられる方もあり、両者のトラブルがあると伺っております。飼い猫が10年以上生きるのと比べて、外で暮らす猫の寿命は3年から4年と言われております。何度も出産を繰り返し、体を消耗する母猫もいれば、生まれたばかりでごみ集積所に捨てられる子猫もいるそうです。苛酷な環境にさらされる小さな命を排除するのではなく、町内にはこれ以上増やさず、その猫が穏やかに過ごせるようにと善意で不妊去勢手術を行ってきた町民がいるのも事実でございます。

環境省では、ペットとしての猫ではなく、地域で見守る地域猫の考え方を推進しております。これは、地域の理解と協力を得て、地域住民の認知と合意が得られている特定の飼い主のいない猫をその地域に合った方法で飼育管理者を明確にし、飼育する対象の猫を把握するとともに、餌やふん尿の管理、不妊去勢手術の徹底、周辺美化など地域のルールに基づいて適切に飼育管理し、これ以上数を増やさず、1代限りの生を全うする猫を指しております。殺処分ゼロを目指し、殺処分を減らすためにも飼い主のいない子猫を繁殖させない取組が重要であります。地域猫の活動を支援すべきと考えることから、以下お伺いいたします。

1点目、当町での野良猫の苦情はどのような内容で、件数でしょうか。

2点目、野良猫に餌を与える町民にはどのような助言を町では行うのでしょうか。

3点目、野良猫に対して不妊去勢手術に対する現状はどのように対応されているのでしょうか、お伺いいたします。

4点目、野良猫に対して不妊去勢手術に対する当町での助成制度の新設についてお伺いいたします。

○議長(藤原由巳議員) 高橋町長。

(町長 高橋昌造君 登壇)

○町長(高橋昌造君) 3番、小笠原佳子議員の地域猫活動についてのご質問にお答えをいたします。

1点目についてですが、猫に関する相談、苦情の件数は令和2年度に11件、令和3年度に

7件、令和4年度7月末現在で5件となっております。その内容は、飼い猫、野良猫に限らず敷地や自家用車へのふん尿被害が最も多く、多頭飼育の状況となり、面倒を見切れなくなった飼い猫の飼養マナーの問題など多岐にわたるものとなっております。

2点目についてですが、野良猫に餌を与えることを起因とした、いわゆるそれが元で相談が寄せられた場合には、餌を与えている当事者から経緯の聞き取りを行いつつ、環境省で定めております家庭動物等の飼養及び保管に関する基準に基づき、無責任に餌を与えるのではなく、周辺地域の住民の十分な理解が得られるような給餌及び給水、排せつ物の適正な処理等の世話を行っていただくよう促しております。

3点目及び4点目についてですが、野良猫に餌づけをしたことに起因する、そういったことが元で多頭飼育問題の案件を県央保健所が中心となって動物愛護ボランティア及び本町で連携し対応中ですが、解決手段の一つとして不妊去勢手術を勧めつつ、公益財団法人日本動物愛護協会が行っております飼い主のいない猫の不妊去勢手術助成事業の活用を案内しております。ほかにも一般社団法人岩手県獣医師会が行っております飼育犬・ねこ及び地域ねこ不妊手術助成事業も案内することとしており、町独自の新たな助成制度創設は予定していないところであります。

なお、飼い主の都合により終生飼養に至らない猫が増加しないよう、町として飼養マナー、いわゆる飼うことのマナーの啓発に努めてまいります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 再質問ありますか。

小笠原佳子議員。

○3番（小笠原佳子議員） 今年春先に野良猫について、猫を排除しないということの方と、それから嫌だという方の両方の立場から相談をいただいたことがきっかけなのですが、この方の場合、近所で野良猫に子猫が生まれて、それに餌づけしていると。それが子どもの学校に行く通り道のお宅なので、ふん尿がとてもしごい量で、すごく迷惑していると、でもご近所だしみたいなことで、見に来てとか言うので伺ったのですが、やっぱりそのとおりの状況でした。どうされますかと、ちょっと役場とかに相談しますかというようなことを聞いたら、ご近所のことだし、あんまり、うやむやにして終わらせるという感じで、特に何か話もなく、それでその方は終わりました。

また、もう一人の方は野良猫に自費で不妊手術を受けさせたりとかされている方で、岩合さんなんかの世界の街角の猫とかの番組を見ると、やっぱり猫というのは表情とか仕草とか、

すごく自分は心を和ませられると。特に子猫が殺処分されるということについて、割と地域猫というのは盛岡とか都会の感覚なのかもしれないけれども、そういった取組もあるのに矢巾町はないのかなみたいなことを言われたことが今回のきっかけなのですけれども、答弁書を見させていただいたときに、2点目の答弁なのですが、無責任に餌を与えるのではなく、周辺地域の住民の十分な理解が得られるような餌づけ及び給水、排せつ物の適切な処理等の世話を行っていただくよう促していると、これに不妊治療ができれば、そして不妊治療した野良猫として、さくら耳といって耳先をカットして桜の形の耳にするのですが、それが伴えば、これで立派な地域猫という形だなということを答弁を聞きまして思いました。ということを感じたことと、それからまた答弁に公益財団法人の日本動物愛護協会が行っている飼い主のいない猫の不妊去勢手術助成事業ということについてのことをちょっとご紹介したいと思うのですが、不妊手術として雌に1万円、去勢手術、雄に5,000円ということで、今年の秋、9月1日、今これの募集が始まっているのですけれども、全国で、だから岩手県の猫にもできるのですが、1,000頭とか、去勢手術400頭ということで、予定金額に達したら、予算がなくなったら終わりというような取組なのですが、こういうふうにして愛護協会が助成しているというものもありますし、またここに岩手県の医師会が行っているということで、これも本当に今ちょうど7月1日から9月30日までの今の時期のキャンペーンとかをやっております。このことについて、町ではこういう手段があるのだということについて、どのように皆さんにお知らせしているのか、周知についてお伺いしたいと思います。

○議長（藤原由巳議員） 田中館町民環境課長。

○町民環境課長（田中館和昭君） ただいまのご質問にお答えいたします。

まず、先ほど町長答弁にもございましたとおり、現在対応中の案件もございますが、そういうのに関しては今議員がおっしゃったとおり助成制度のほうをご紹介しながら、この制度を使って不妊手術あるいは去勢手術のほうをやりませんかというふうにお伝えして、ご納得いただければそちらのほうをやっていただく、さくらカットをやっていただくことになっております。

あと、今年度私もこの担当になりまして、そういった案件が実際あるのだなと思ひまして、この制度自体も私もこの担当に来て初めて知りました。そこで、この制度の周知に関して、これまでどういうふうに来てきたかまではちょっと把握してございませんが、いずれこういう制度もありつつ、野良猫に餌をあげないとか、そういったものを含めたPRというか啓発というのを町としてやっていかなければならないなと思っておりますので、そこは今後充

実らせていきたいなと思っております。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

小笠原佳子議員。

○3番（小笠原佳子議員） 本当にそうだと思います。広報やはばに、大体2月ですよ、猫の飼い方、犬の飼い方とか、餌をあげないようにとか、犬のふんはちゃんと取るようにとか、そういうマナーということで、よく広報やはばにも出ておりますが、こういった本当に獣医師さんたちのご協力とかそういうこともありますので、そのことをやっぱりもっと町民の皆さんにお知らせしていくことだと思います。

今回この質問をするに当たって、昨日帰りがけに同僚議員が「何で犬ではなくて猫なの」と聞いたのです。やっぱりみんな本当にそういう感覚なのだなと思ったのですけれども、野良猫に関しては野良犬のように法令に基づいて保健所が捕獲とか収容とかすることがないということなのです。そして、うちの中で飼わずに外に放してしまうということもあると思うのですが、そのために野良猫の不妊とか去勢手術を取り組んでいかなければ、本当に殺処分していかないと野良猫の問題は解決できないということなのです。今まさに広報やはばに、そういう獣医師会であったり、動物愛護協会ですらそういうことをやってくれているという本当に立派なチラシも出ておりますし、値段もすごく破格なのです。そして、それがびっくりしたのですけれども、特に獣医師会のほうに関しては自分が飼っている犬でも、自分の飼っている猫でも、抽せんに当たればなのですから、獣医師会では不妊とか去勢手術をしてくれるということで、やっぱりこのことは知らない方が多いのではないかなということを感じました。

そして、何で猫なのかということにもまた結びつくのですけれども、猫は特に繁殖力がとてつもなくすごいそうなのです。猫は100%妊娠するし、年に二、三回も出産可能だそうです。そして、一度に生まれる猫は2匹から6匹になると、そして生まれて半年でまた繁殖することができるそうです。それで野放しにすれば、本当にあっという間に、先ほど課長が言われたように多頭飼育でどうにもならなくなって、そういうことが現実に今矢巾町内でもありとおっしゃいましたけれども、そうなりがちなものなのです。

それで、本当に避妊とか去勢手術の助成があれば野良猫の数が減って、苦情も減るというふうに考えます。地域猫活動は、ある意味住民自治だと思うのです。地域の問題を地域で解決すると、地域の底を下支えするのが行政だと思います。行政には苦情が来ます。苦情が来るといえることは、そこは地域猫活動のできる可能性のある場所だといえると思

ます。このことについての町のお考えを再度お伺いしたいと思います。

○議長（藤原由巳議員） 田中館町民環境課長。

○町民環境課長（田中館和昭君） ただいまのご質問にお答えいたします。

地域猫活動、最近テレビでも見かけたりするのですけれども、この辺ですと、県内だと盛岡市だけが取り組んでいる事業かなと思っております。盛岡市に直接聞いたわけではございませんが、資料を見ますと町内会、ボランティア、それから盛岡市保健所が一体となって取り組んでいるというふうな感じで記載がございます。今議員がおっしゃったとおり、一番は町内会に住んでいる方々がどういうふうにこれを、みんなが許容してくれたのかなというところがまずちょっと私自身も知りたいなと思っております。やはり猫はかわいいのだけれども、でも逆に猫が苦手という人もいらっしゃると思います。それらを全て含めて地域猫ということでやっていくというのは、町民の方のコンセンサスを得るというのは非常に難しいのではないかなと思っております。

それから、今年度対応している案件で思ったのですが、例えば猫が寄ってくるから、かわいそうだからと外で餌づけをしているのですが、猫を不妊去勢手術に回そうという話になったとき、では本当にこの猫が野良猫なのかどうなのかという問題がありました。もしかして近くの家で外飼いしている猫が来ているかもしれないと。それを勝手に捕まえて手術をやってさくらカットしたら、いや、これはうちの猫だといった場合にどうしていきののだといった、やはり動物は個人の所有物でもございますので、そういった難しい面もあるなというのは実感しておりますので、それらいろんな面を考えて我々は対応しなければならないなと思っております。

以上でございます。

○議長（藤原由巳議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） お答えいたします。

実は、小笠原佳子議員のこの質問の通告があったとき、私もちょっと「はっ」としたのです。実は、我が家も猫がたくさんおりまして、それで飼い猫はもちろんおるのですが、野良猫もおりまして、今言うように、田中館課長が答弁したようにかわいそうだということで、それでやっぱり野良猫は痩せて、そして餌もない。最近、実は私の娘夫婦が帰ってきて、こんなことでは大変だからということで、今避妊の手術をして、結構高いものなのです。だから、例えば和味の地域であれば、住んでいた方が亡くなって、飼い猫、そして野良猫になって、そして餌を食べに来るわけです。そうすると、それ、かわいそうだからと餌を与える、

それからやはり毎日朝と夜はふんの処理、これも大変なのです。だから、そういった意味でこれからは猫を飼うときは、必ず飼って増えているわけです。それが野良猫になるわけですので、そういった飼い主のルールとマナー、こういうようなものをやっぱりしっかり守っていただくように、それからそういった避妊とか何かの、いわゆる去勢の手術もできるわけですので、やはりそういう仕組みも周知しながら、みんなで支えていくような。やはり犬でも猫でもペットだと、かわいいときだけかわいがって、あとは無責任に放置するというのは、これは許されないことで、我が家でも猫がすむところへ小屋を造ってあげて、ところが猫にも縄張りがあるのです。追い出される、またそれはそっちがかわいそうだといって、その小屋も造ってやると。それがいいことか悪いことか考えたときに、本当に気になる場所ですが、いずれ今後町民の皆さんにはそういったルール、マナー、しっかり守っていただくように周知徹底していきたいと思いますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

小笠原佳子議員。

○3番（小笠原佳子議員） 今町内会でとかいう話が出たのですけれども、新宿とかそういう例を見ると、やっぱり1人、2人ぐらいから始められるということがあります。そして、猫を好きとか嫌いとかという観点ともまた違って、猫、子猫を殺さないで、何とか生かしてあげる方法ということで去勢ということになるのですが、例えば1万円で、これはちょっとよその方から聞いたのですけれども、小川動物病院さんだったりすると、野良猫価格ということで、本当に安く受けてくださっていると。そうした場合、例えば先着10匹だけでもとかということで、矢巾町としてそういう取組があれば、猫は去勢したり不妊手術受けさせずに飼うこととかはできないのだ、餌づけもできないのだという、そういう皆さんに対する周知にもつながると思いますので、ぜひともこのことはお考えいただけたらなというふうに思っ

て次の質問にさせていただきます。

次は、骨髄移植のドナー……

○議長（藤原由巳議員） まだまだ。まだ1問目ですから、今。

○3番（小笠原佳子議員） ということで……

○議長（藤原由巳議員） もう1問目はいいですか。

○3番（小笠原佳子議員） では、そのことについてお考えをお聞きしたいです。すみません。

○議長（藤原由巳議員） 今の件について、では所感を。

田中館町民環境課長。

○町民環境課長（田中館和昭君） ただいまのご質問にお答えいたします。

議員のご質問に直接お答えになるかどうかあれなのですけれども、今環境省のほうでも猫とかに、動物に対する扱い方というのは方向が変わってきております。たしか2年ほど前……そうですね、2年ほど前です。人、動物、地域に向き合う多頭飼育対策ガイドラインというのを定めて、それぞれの地域で取り組んでいくというふうになっていて、今年度盛岡広域の市町村でも保健所が中心になって取り組む、初めての会議を開きました。確かに手術も一つの手段でございますけれども、そもそもそこに至るまでの、どうしてそういうふうになったのか、その方のいろんな背景があるかと思えます。環境部門あるいは福祉部門と連携して、こういうのに取り組んでいきたいと思いますので、いろんなことを、手段を用いて根本解決につなげていくべきだなと私自身今思っているところでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） よろしいですね。

（「はい」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） それでは次に、2問目の質問を許します。

小笠原佳子議員。

○3番（小笠原佳子議員） それでは2問目の質問をいたします。骨髄移植ドナーへの支援についてでございます。白血病や悪性リンパ腫等の病気には抗がん剤を用いた化学療法がまず行われますが、根治できる場合は限られています。さらに造血幹細胞移植が必要で、全国で年間約2,000人以上の方が移植を必要とされています。うち毎月100人前後の方が日本骨髄バンクを介して非血縁ドナーからの移植が行われていると報告がされております。患者さんに適合したドナーになって造血幹細胞を提供するには、医療機関の外来受診、入院に10日程度を要し、会社の理解が得られないなどの理由で辞退される方も少なくないと伺っております。こうした背景から、骨髄等移植ドナー助成金を設けている自治体が8月15日現在、890自治体に広がっております。このことから、以下お伺いいたします。

1点目、ドナー登録についての普及啓発をどのように推進するのかお伺いいたします。

2点目、当町のドナー登録者数についてお伺いいたします。

3点目、岩手県骨髄ドナー支援事業費補助金制度が令和2年度より創設されました。当町での助成制度の新設についてお伺いいたします。

○議長（藤原由巳議員） 高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 骨髄移植ドナーへの支援についてのご質問にお答えをいたします。

1点目についてですが、日本骨髄バンクのドナー登録のしおりを窓口を設置し、普及啓発を行っておりますが、ドナー登録の重要性に鑑み、さらに町ホームページへの掲載を進めてまいります。

2点目についてですが、日本骨髄バンクによります今年7月末現在の速報値として、岩手県のドナー登録者数は3,128人と公表されておりますが、市町村別に公表されているものはないことから、本町のドナー登録者数を把握することはできない状況となっております。

3点目についてですが、骨髄ドナー登録に係る骨髄バンク事業においては、検査や入院についてドナー側の負担はなく、健康障害が生じた場合でも骨髄バンク団体傷害保険による対応などの取組が行われておりますが、ドナーが検査や入院等のために休業した場合の補償や、ドナー休暇制度が一部を除いて整備されていないことがありますことから、骨髄バンク事業の促進のためにはさらなる理解普及とドナーに対する支援施策の充実が必要であると捉えております。

現在本町においては、骨髄ドナー支援事業費補助金制度を設けておりませんが、まずはドナー休暇制度の普及促進を図りながら町内事業者の状況を確認し、制度の必要性について検討をしてまいります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 再質問ありますか。

小笠原佳子議員。

○3番（小笠原佳子議員） 骨髄ドナーには、患者さんのために骨髄を提供したいという貴い志のある方の善意のボランティアとしてのご協力であると思います。骨髄移植の実施に当たっては、提供者となる骨髄ドナーも1週間程度の通院、入院を要することとなります。入院、通院費用等は、答弁書にありますように骨髄バンクが負担するところではありますが、お勤めしている会社を休む必要があります。骨髄ドナー本人、そして骨髄ドナーの勤務する事業者双方に負担が生じております。

これに対して、補助事業を金ケ崎町が令和元年より、野田村では令和3年より開始しており、花巻市も今年度から実施されているとお聞きしております。現在までの実績としましては、金ケ崎町において令和元年に1件の実績があったと伺っております。金ケ崎町では、この助成金、ドナーの方に1日2万円、事業者には1日1万円、どちらも支給されておまして、最大7日間という、そういう内容でございます。岩手県としまして今回取り組まれたこ

とはとてもありがたいと思うのですが、残念なことに事業所あるいはドナー本人、どちらかに対する助成ということで、両方ということではないようです。

答弁書では、今回矢巾町においてはドナー休暇制度の普及促進を図るとありますが、岩手県、また矢巾町の事業者の中でそういう方がいるかということもまた把握していくということですが、実際のところ私が少し調べた時点で、岩手県ですと事業者さん、ちょっと出てこなくて、私が知っている範囲では遠野市の職員の方にドナー休暇があるということを知っています。その点についてお考えがあればお伺いしたいと思います。

○議長（藤原由巳議員） 田村総務課長。

○総務課長兼防災安全室長（田村英典君） お答えいたします。

矢巾町の職員というくくりの中でお答えいたしますけれども、ドナーとなる場合には骨髄移植のための登録の申出を行い、提供する場合で検査や入院等をするときは、その必要となる期間について特別休暇ということで認められておりますので、もしそういった場合については利用可能ということです。

以上、お答えいたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問。

小笠原佳子議員。

○3番（小笠原佳子議員） 次に、矢巾町職員はどうなのですかと聞こうかなと思ったのですが、特別休暇が矢巾町としてはいただけるということで。

それからもう一つ、いつも10月というのが骨髄バンクの推進月間ということになって、これは全国的な取組なのでありますが、こういったことについてのPRも矢巾町としてどういうふうに考えているのか。

また、昨日の新聞に出ていたのですが、コロナの長期化で骨髄ドナー数がすごく伸び悩んでいるということが出ておりました。特に2年8か月も感染拡大していて、増加が1.2万人の増加にとどまっていると。そして、これが2019年に、皆さんにも記憶があると思うのですが、競泳の池江璃花子選手が白血病ということで公表したとき、この19年には前年より3万4,000人近く増えたということです。けれども、実際のところ献血ルームとか、大学とか企業に派遣する献血バスとかの登録でふだん呼びかけているのですが、本当に激減、伸び悩んでいるということの記事が出ておりました。ドナーの登録、適合する方を見つけるためにより多くの方に登録していただくということがやっぱり大事なことで、この普及啓発活動についてどのようにお考えかお伺いしたいと思います。

○議長（藤原由巳議員） 浅沼健康長寿課長。

○健康長寿課長（浅沼圭美君） ただいまのご質問にお答えいたします。

骨髄バンクの事業は、白血病とか、それから血液の疾患で有効な治療法の一つとして、骨髄移植の成功のためにはドナーの登録、非血縁者の適合率は数百から数万分の1という非常に低い確率であると。ですので、今議員仰せのとおり、一人でも多くの方々の患者の命を救うためにはドナーの登録が必要だということで、私どもとしても非常に大事なことだというふうには捉えております。

正直私どもも、こういうパンフレット、福祉課のところの窓口、それから健康長寿課のところとかには配架はしておったのですけれども、配架のみで、例えばホームページに載せての周知だとかというところはちょっと実際のところ薄かったというふうに捉えております。町長答弁にもありましたとおり、多くの方にこれを知っていただきたいというところは私どもとしても進めていかなければならないと思います。

また、金ケ崎町のことについてお話しいただきましたが、金ケ崎町では平成元年から、県の事業より先に行って、県への要望を通して、県のほうでは令和2年度から県の助成事業が始まったという経緯があったということで、今市町村のほうでも実際この助成制度をやっているのは3か所なのですけれども、私どもとしても状況が分からないというのが正直なところです。県の登録も今回のところを調べていろいろ分かってきたのですけれども、ただやっぱり適合率というのが非常に低いですし、ドナー登録できる方は誰でもできるわけではなくて、年齢が18歳から54歳以下ということで、正直若い方々に限られます。そういう点も難しさがあるので、より早い、若い方々からご登録いただくような呼びかけが必要だと思っております。岩手県の登録率は、全国から比較しても低い状況ですので、コロナ禍も含めてさらに落ちているのであれば、私たちができることは、やっぱり普及啓発は大事なことだと思っております。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

小笠原佳子議員。

○3番（小笠原佳子議員） ぜひとも研究していただきたいと思っております。

それで、骨髄バンクのことについてちょっとまたお話ししたいと思うのですが、全国のドナー登録数は約53万人、岩手県は答弁にもありましたとおり3,128人で、実際に岩手県内で骨髄を治療するために提供した方は累計で198人いらっしゃるそうです。ここ数年の数字を

申し上げますと、令和元年は4人、2年が2人、3年が3人、今年、4年は4月末の数字ですけれども、既に4人ということで、年に3人から4人は、別にここの地域の人に限らず、全国の骨髄バンクに登録している方からそういうふうに行っていると、受けているということでございます。

さっき課長からも説明ありましたように年齢制限がありまして、18歳以上54歳未満。ですから、55歳になったら登録を外れるので、やっぱり数も増えていかないという、そういうことでもございました。現実には54歳までという働き盛りの方が対象になるということで、ぜひとも、またそして普及啓発の意味も込めまして、昨日も財政厳しいという話をいっぱい聞いた後で、猫にしろ、何かみんなお金のことで恐縮だなと思うのですが、県が今回後押ししているということもありますし、ぜひ来年度は予算化をしていただきたいと思います。最後の質問でございます。いかがでしょうか。

○議長（藤原由巳議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） お答えさせていただきますが、今お話あったとおり年齢にも制限、あともう一つは家族のご同意も必要だと、そして矢巾町では今成人式なんかでもPRなんかもさせていただいております。

それで、今小笠原佳子議員から休暇制度、この矢巾町では特別休暇をあれしても対応するというので、そこで私ども、実は正直なところ、県内で登録者数というか、先ほどお答えした、もう少しあるのかなと思っておったのですが、そういったことでこれからそういった登録、それからあと骨髄バンクのほうで今お願いしているのは、日本骨髄バンクでは何としても募金のお願いもいたしたいと。なかなかこの事業を進めていく上で大変だという状況下にもあるということですので、内容をしっかり精査しながら、そしてやはり何と言ってもそういうことでお困りの方で、私らで対応できるのであれば、これから検討課題として、来年度の4月からの当初予算でお願いできるかどうか、これは関係者ともよく協議しながら前向きに検討してまいりたいと、こう思っておりますので、ひとつご理解をいただきたいと思えます。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。よろしいですか。

（「ありません」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） それでは次に、3問目の質問を許します。

小笠原佳子議員。

○3番（小笠原佳子議員） それでは、3問目のひきこもりの実態調査と相談支援についてと

いうことでご質問させていただきます。

ひきこもりとは、様々な要因によって社会への参加の場面が狭まり、就労や就学などの自宅以外での生活の場が長期間にわたって失われている状態のことを指します。不登校や職場不適應、人間関係の不振など要因は様々です。そのため、必要な支援も一人一人異なります。ひきこもりの実態は様々で、部屋から全く出ることもできない状態の人もいれば、コンビニエンスストアへ買物等に行くことができる状態の人もいます。かつて若者の問題とされていたひきこもりの問題が中高年でも深刻化しており、ひきこもりの人の高齢化に伴い、親も年を取る、親亡き後の生活をどうするのかも切実な問題です。推計では61万人もの中高年ひきこもりの人がいるとされています。引き籠もる当事者たちの多くは、本当は仕事をしたいと思っている、社会とつながりたい、自立したいと思っておられます。しかし、長い沈黙の期間、空白の履歴を経て、どうすれば仕事に就けるのか、どうすれば社会に出られるのか、どのように自立すればいいのか分からず、誰にも相談できないまま一人思い悩むと指摘されており。

本町のひきこもり相談窓口として、重層的支援体制事業により、ひきこもりのご本人、ご家族を様々な支援窓口につなげていく体制を取っておられます。しかしながら、相談窓口があっても活用せず孤立されているご家族があるのではないかと思います、そこで以下お伺いいたします。

1点目、令和2年6月の一般質問の際、ひきこもりの方の人数について、30名の方を把握していると答弁いただきました。現在の人数は何人と捉えているのでしょうか。

2点目、居場所づくりの事業の参加人数と参加者の様子をお聞かせください。

3点目、ひきこもりの重層的支援体制整備事業について、分野横断の施策とありますが、具体例をお示しくください。

4点目、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業の本人同意のない支援は、どのような内容の支援になるのでしょうか。そしてまた、現在何件の支援を行っているのかお伺いいたします。

5点目、ひきこもりの人たちの実数の把握について、納税台帳を基に、成人されていて納税のない実数から、求職中（失業者）と病気療養中の方を引くと、おおよその実数が把握できると思います。町として算定される考えについてお伺いいたします。

○議長（藤原由巳議員） 高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） ひきこもりの実態調査と相談支援についてのご質問にお答えをいたします。

1点目についてですが、現在ひきこもり状態の方については36名を把握しておるところであります。

2点目についてですが、居場所づくり事業につきましてはフリースペースをえんじょいセンターにおいて月2回開催しております。参加人数は、令和3年度は6名、令和4年度は7月末現在13名が参加しております。参加者は、スタッフや参加者同士で会話を通しての交流や、内職体験などを行っております。また、スタッフに家族のことや就職について相談する方もおります。この機会を通して参加者が社会参加できるように支援を行っております。

3点目についてですが、ひきこもりを引き起こす要因は精神障がい、発達障がいなど様々な要因が関与しており、個別の状況に応じて課題が複雑化、複合化しております。個々の課題がいろんな分野にまたがることから、福祉課だけではなく、様々な関係機関が集まって解決に向けての支援を行っております。

4点目についてですが、アウトリーチ、いわゆる訪問事業を通じた継続的支援事業の本人の同意がない支援については、家族との面談を通じて支援や助言、情報提供などを行っております。家族との面談を通して、まずは関係性を構築することから支援を行っております。令和4年度は、本人のご同意がない方の支援は7月末現在4名となっております。

5点目についてですが、ひきこもりの定義はひきこもりの評価・支援に関するガイドラインによると、様々な要因の結果として社会的参加を回避し、原則的には6か月以上にわたっておおむね家庭にとどまり続けている状態を指す、いわゆるそういう現象概念となっております。社会参加をしていない方が全てひきこもりではなく、社会参加の回避が長期化し、社会生活の再開が著しく困難になったため、当事者や家族が不安を抱えている状態の方になります。相談窓口を幅広く周知し、生活困窮や高齢者、障がい者などの相談を通じ、ひきこもりの状態にある方について、早期に相談や支援につなげることでひきこもり状態にある方の把握に努めておるところであります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 再質問ありますか。

小笠原佳子議員。

○3番（小笠原佳子議員） ただいまの答弁書の中に、現在36名の方をひきこもりとして把握されているということ、答弁いただきました。この方々は、どのような形で36名という数を

把握されたのか、また36名の方に対しては、全員ではないと思うのですけれども、どのような支援を何人ぐらいには受けていただいているのかお聞きしたいと思います。

○議長（藤原由巳議員） 野中福祉課長。

○福祉課長（野中伸悦君） ただいまの質問にお答えいたします。

まず、1点目の把握の件ですが、28年度、あと30年度に民生委員を通じて、町または県のほうで実態調査ということで調査したのもございますし、あとは一般的な相談の中で生活困窮とか、障がいの関係の相談とか、そういった中で話しているうちに、うちには引き籠もっている方がいますよという相談も含まれておりました。そういった内容の中で把握してございます。

あと、実際どのような形で支援しているのかということですが、やはりなかなか会えないことがほとんどでございます。また、何とか家族の方とつながっている場合もございます。家族の方にいろいろ相談、または定期的に今どういう状況ですかという形でこちらのほうからお話しする場合がありますし、家族のほうから相談に、連絡が来ることもありますので、そういった形で支援しているところでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

小笠原佳子議員。

○3番（小笠原佳子議員） 限られた人員と、あと限られた予算でひきこもりの問題を解決するという事は並大抵のことではないということを実感しております。

2点目なのですが、ここに、答弁の中に内職体験ということがありまして、それはどのような内職で、また農福連携も図っていくというようなことを前お聞きしたこともありまして、最近そういう農福連携とか図られているのか、その点についてお伺いしたいと思います。

○議長（藤原由巳議員） 野中福祉課長。

○福祉課長（野中伸悦君） お答えいたします。

まず内職の件ですが、一般的にフルーツキャップとか、あと様々な、うちのほうではユーザーにひきこもりの関係、NPOの専門にやっているところなのですが、そういったところを通して業者のほうを紹介していただいております、古本の検品とかそういったものもあるようでございます。ただ、このえんじょいセンターでやっているのは、主にフルーツキャップ等の内職の関係でございます。

あと、農福連携のほうですけれども、ひきこもりの方に限らずなのですけれども、障がい者の関係とかもありますので、フリースペースに来ている方もひきこもりの方だけでなく、いろいろな方が来ておりますので、そういった関係で農福連携という中になるかあれなのですが、農業の体験とかというのもやってございます。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

小笠原佳子議員。

○3番（小笠原佳子議員） 本当に農業、なかなか日の当たるところに出ていって作業するかというのは、結構ハードルが高いのかなということはやっぱり感じます。

それで、今もりおかユースポートさんの古本のこととかお話しいただいたのですが、今回このフリースペースにおいて一緒にされているということで、どんな役割とか働きかけとかしていただいているのかということをお聞きしたいと思ったのですけれども、もりおかユースポートさんが入ることで今までとまた違う点がありましたらお聞きしたいです。

○議長（藤原由巳議員） 野中福祉課長。

○福祉課長（野中伸悦君） お答えいたします。

やはり専門にやっている、活動されている方々の助言ということで、すごくシビアな内容でございますので、いろいろそういったフリースペースの持っていき方とか、そういったことをご助言いただきながら、フリースペースの中でも結局ユースポートさん、あと社会福祉協議会、あとうちの職員ということで対応させていただいているいろいろご助言いただいておりますし、先ほどお話ししました内職の企業とか、あと見学する企業などもいろいろご紹介いただきながら、いろいろなつながりをとるか、そういった企業も紹介させていただいているところがございますので、やはりうちらだけではなかなかできないことも幅広く支援のほうにつながっていると感じております。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問。

小笠原佳子議員。

○3番（小笠原佳子議員） 今お話を伺って、本当にそうだなと思って、そのことに特化した人に入っていただくということは、やっぱり取組が違ってくるのかなということを今お聞きして思いました。

それで、今回この質問をするためにひきこもりの方についての本とかを少し読んだ中で、

特に一番思ったのは齋藤環さんという精神科医の、すごく特化した方だと思うのですが、家族による十分な保護というのですか、働かざる者食うべからずみたいなのか、叱咤激励とか、そういうもので乗り越えられるものならもうとっくにどうにかなっていると。専門家のやる治療なしでは、もう何年と長くなってしまった方に関しては、やっぱり専門的な医療機関につなげるということがすごく大事だということが今回一番感じたのですけれども、この点についてはいかがでしょうか。

○議長（藤原由巳議員） 野中福祉課長。

○福祉課長（野中伸悦君） ただいまの質問にお答えいたします。

私もひきこもりの関係でちょっと資料を読ませていただきまして、ひきこもりの評価・支援に関するガイドラインというのを読ませていただきまして、この中でもひきこもりの原因はいろいろあるのだけれども、やっぱり障がいを持った方というのがいろいろ多いという点もございまして、何らかの形で、心の問題とか、あと知的障がいの関係の問題とか、探っていくといろいろな障がいを持った方がひきこもりにつながっているというのが書いてございました。

私どもの相談の内容、ひきこもりの方々についても、いろいろ話していくうちに何か障がいを持っているのではないかとということで調べていただいて、やはり障がいの関係でこういった現象になっているというのも分かったものもございまして、結局障がいの専門のほうにつなげている対応もございまして、ですので、こういった内容につきましては、その人その人の原因もやっぱり探っていきながら、調べて、その方に合った支援が必要ではないかとこちらでも考えてございます。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問。

小笠原佳子議員。

○3番（小笠原佳子議員） 本当にフリースペースの取組が月2回でも継続してやっていけるということがやっぱりすごくいいのかなというふうに思っておりまして、私の周りでも、直接ご本人ではないけれども、ご家族の方で、よかったら行きませんかという形で、月2回のお知らせとかをちょっと預けたりするのですけれども、決めつけはいけないのですけれども、長くなり過ぎてしまって、とても解決できると思えないとはっきりおっしゃるのです。1年、2年でない、5年、10年という、そういう長い間一緒にいる人のつらさというのですか、ご本人が一番つらいのでしょうかけれども、この2年ぐらい、私もいろんなことを見させていた

だいたときに、本当に簡単には解決しないということをつくづく感じる中で、こういうことを言ったら申し訳ないのですけれども、社会福祉士ということで専門職の方が携わってくださっているわけなのですが、やはり長期にわたってのことになると思うのです。最初8050と言っていましたけれども、9060も本当にそう遠くない話だと思いますし、やっぱり傷の浅いうちとか、早い段階でそのことをキャッチして、適切に医療機関とか、なかなか本当に難しいのですけれども、そういうことが本当に必要なのだと、この2年ちょっとぐらい見させていただいて、本当になかなか進展がなくて、だから行政として関わるということもすごく難しいのだとということをまた改めて感じておりました、社会福祉士さんの専門職の方がいらっしゃるとは思うのですが、より専門的な立場ということになったときにユースポートさんの方ということになるのでしょうか、その点についてお聞きしたいと思います。

○議長（藤原由巳議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） お答えさせていただきますが、まず今ひきこもり対策は、本町でも社会福祉士4名おるわけですが、その職員だけではなく福祉関係者、それから今ひきこもりの要因の一つになるヤングケアラー、こういうようなことについてもやっぱり早くそういうことを発見すること、そして支援の手を早く差し伸べることができるような手だてを探っていかなければならないと。今小笠原佳子議員のご質問の内容をお聞きして、まさにそのことに尽きると思うのです。そして、私ども、周囲の者がそういうひきこもりの方を理解してさしあげる、そしてまた理解してくれない人には理解を促していくような集いなんかも設けて支援の輪を広げていきたいと。

そして、今このひきこもり、年いってからは、私でさえもひきこもりしたいと思った時期はあるわけです、そういう年代が。でも、何とかまず77歳まで生きてきたのですが、そういうことで気軽に相談できる体制を築くこと、そして何よりも私一番大事なのは、いわゆるいろんな相談方法、この方法1つだけではなく、幾つもあることが大事だと思うのです。それから、上から目線ではなく、やはり敷居を低くして、そして心の窓を開いていただけるような体制整備をつくっていかねばならないということで、今ひきこもりのことで、実はそういうご家族も私の近所にもおるのです。お父さん、お母さん、本当に困っているのです。でも、それがいろんな事件につながったりすることのないように、いろんなアドバイスはさせていただいておりますし、やはり双方向のコミュニケーション、まず家族でしっかり話合いするようにしてくださいとっておりますが、ただ家族だけでは解決できないような状況になってきているので、私ども、まず行政としてもいろんな方々としっかり体制を整備して

取り組んでまいりたいと思いますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（藤原由巳議員） 浅沼健康長寿課長。

○健康長寿課長（浅沼圭美君） ただいまのご質問に専門的な立場という点でちょっとだけ補足させていただきます。

専門的な立場では、ユースポートさんも広場、フリースペースの運営等で個別の部分と、その広場を運営していくという点で専門的な動きをしていただいているというふうに理解しております。

また、本当にひきこもりの問題は、正直長引けば長引くほど、どこからどう手を差し伸べていいのかが分からないという事案も多々あると思います。その一つの方法として、精神保健の事業でこころの健康相談がございます。これは、大体2か月に1回ぐらい、精神科の専門の先生がどうしたらいいかのまず相談から、その場を利用することができます。広報等でも周知しておりますので、それは一つ専門の機関かなと思っておりますし、重層的支援体制整備事業、様々障がい、高齢、生活困窮、子どもの分野、いろんな縦割りの相談機関からいろんな情報が入ったときに、それを1つに連携しながら、相談窓口をそこだけにしないというのも一つだと思いますので、その中でいろいろ関わってきた中でひきこもりの問題も実はあったというところで、課題の解きほぐしをする部分が重層的支援体制整備事業の会議の一つとして設けてありますので、その場面でも専門の県立大学の先生からご助言いただけるような、矢巾町としてアドバイザーをお願いしております。それも一つ専門的な立場からのご助言だというふうに私どもは捉えておりますので、今回のこの事業を通じて、なかなか正直寄り添うと言ってもどうやったらいいのか、その部分も課題の解きほぐしからプランを練って、みんなでいろんな立ち位置、役割を確認しながらやっていくということを進めていくべきだというふうに捉えております。いろんな専門機関とも連携が非常に、そこはこれから矢巾なりの形を整えていくべきというふうに捉えております。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。よろしいですか。

（「いいです」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） それでは、以上で3番、小笠原佳子議員の質問を終わります。ご苦労さまでした。

それでは、時間は正午を回りました。ここで昼食のための休憩といたします。

再開を、ちょっと時間短いのですが、午後1時、13時再開といたしますので、よろしくお

願いたします。

午後 0時05分 休憩

午後 1時00分 再開

○議長（藤原由巳議員） 再開をいたします。

休憩前に引き続きまして一般質問を続けてまいります。

それでは次に、15番、山崎道夫議員。

それでは、1問目の質問を許します。

（15番 山崎道夫議員 登壇）

○15番（山崎道夫議員） 一心会、議席番号15番、山崎道夫でございます。私は、町長に2問、そして農業委員会の会長に1問、それから教育長に1問質問させていただきます。

まず、町長への質問ですが、集落営農組織等への支援体制強化についてお伺いをいたします。2007年の品目横断的経営安定対策の導入を契機に、数多く生まれた集落営農組織、そして目標の一つとされた法人化の取組は一定程度進んだと農水省は評価しております。しかし、後継者の確保や世代交代といった課題は当初のまま残っており、創設期のリーダーは高齢化が進み、次世代対策が喫緊の課題となっております。

集落営農の組織数は、全国農業新聞によりますと全国で2017年の1万5,136をピークに年1から2%の減少が続いております。2020年から2021年にかけて解散、廃止した組織数は499で、過去10年間で最多となった。統合による解散も55ありましたが、農水省は高齢化で運営できなくなった組織が出てきていると見ているようであります。こうした経過をたどり、2021年2月時点において1万4,490組織となっておりますが、そのうち法人化した組織が38%の約5,000組織となっているとのことであります。

本町の集落営農は21組織、農事組合法人は9組織が効率的で持続的な経営を目指し、日夜奮闘しております。また、法人化に向けて準備を進めている組織もあると聞いておりますが、集落営農が経営の柱とする米の需要、価格が長期的に低迷し、併せて資材や肥料の高騰などにより経営基盤が安定しないことが法人化に向け踏み出せない大きな要因になっていることも見過ごすことはできません。

こうした状況の中、それぞれの地域で集落営農が主体となり、共同で農地を維持し、生産基盤を守っているのが実態であります。したがって、多くの地域において集落営農組織が果たしている役割は大変大きなものがあると言わなければなりません。このように各地域にお

いて日々奮闘している集落営農組織に対し、行政として支援の手を差し伸べることが強く求められていると考えます。こうした観点から、以下についてお伺いをいたします。

1点目でございます。本町における集落営農組織（法人を含む）が耕作している農地の総面積について示されたい。また、その面積は矢巾町の耕作面積の何%になるのでしょうか。それぞれの組織の耕作面積と組合員数の最大値と最小値についても示されたい。

2点目であります。農地バンクの利用状況を示されたい。また、今後の取組についてもお伺いいたします。

3点目、農事組合法人の中で、農作業や利益配分等を農家ごとの枝番方式で対応している組織はどの程度あるのでしょうか。

4点目、行政の役割の一つとして、まとまった農地を基盤として活動している各集落営農組織の現状把握に努め、様々な思いや悩み、さらには今後の構想などに耳を傾けながら、人・農地プランの中心経営体として、将来法人化を念頭に置いた細やかな指導を行うなど支援体制を強化するべきと考えますが、所見をお伺いいたします。

5点目であります。2年続いての米価下落で、農業者の多くがやりきれない思いを抱えている中、農業資材や肥料の高騰により農業者の苦悩は深まる一方であります。今年7月、町は国の地方創生臨時交付金を活用して、認定農業者に3万円、集落営農組織と法人には10万円ずつの肥料代を助成することといたしました。が、厳しい状況にさらされ続ける農業者や集落営農組織、法人等に対してさらなる支援を強く求めますが、所見をお伺いいたします。

以上でございます。

○議長（藤原由巳議員） 高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 15番、山崎道夫議員の集落営農組織等への支援体制強化についてのご質問にお答えをいたします。

1点目についてですが、本町における集落営農組織の耕作面積は1,370ヘクタールであり、矢巾町の耕作面積の約51%となっております。また、各組織ごとの耕作面積の最大値は139ヘクタール、最小値は13ヘクタールとなっているほか、構成員数の最大値は111名、最小値は14名となっております。

3点目についてですが、農事組合法人の会計処理については、町内9法人のうち7法人が一元的な管理方式を基本としながら、一部枝番管理方式を組み合わせた会計処理を行っております。

4点目についてですが、議員ご指摘のとおり、町内の各集落営農組織がそれぞれの地域の農地を共同で維持し、町の生産基盤を守っていると認識しております。特にも令和4年度においては、水田活用の直接支払交付金の見直しがあったことに伴い、各組織では今後の作付計画の見直しに苦慮していると思われることから、様々な機会を捉えながら個々に相談に応じてまいります。

また、集落営農組織の支援体制を強化するため、国の集落営農活性化プロジェクト促進事業を活用し、集落営農組織が様々な経営課題を乗り越え、将来にわたって持続的に発展することができるよう総合的に支援し、集落営農の活性化を図ってまいります。

5点目についてですが、社会情勢を見ますと、今後も農業資材や肥料等の価格高騰は続く見込まれ、ますます農業経営を圧迫することが危惧されることから、農業者に対し、さらなる支援が必要であると考えております。国や県の動向を注視、そして見極めながら、農業者が将来に希望を持って農業経営を行えるよう、引き続き町としての支援を検討し、実施してまいります。

以上、私のほうからのお答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 中川農業委員会会長。

（農業委員会会長 中川和則君 登壇）

○農業委員会会長（中川和則君） 引き続き集落営農組織等への支援体制強化についてのご質問にお答えします。

2点目についてですが、農地中間管理機構が町内農地を借り上げている筆数が2,914筆、面積は463.9ヘクタールとなっております。貸し付けている筆数が2,905筆、面積が463.6ヘクタールとなっております。

また、今後の取組につきましては、人・農地プラン31地区の実践化推進のため、引き続き農地中間管理機構と連携し、支援してまいります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 再質問ありますか。

山崎道夫議員。

○15番（山崎道夫議員） 何点か質問がありますので、一つ一つまずお聞きしていきたいと思っております。

1999年、もう20年以上前ですが、食料・農業・農村基本法が制定されました。この基本法の制定によって食料自給率を向上させ、後継者を育成し、生産基盤を強化するといった目標

を立てておりましたけれども、しかし現実なことごとく打ち砕かれてきたのが今の状況につながっております。しかも、農家や農地の減少は歯止めがかからない状況であります。食料自給率1つとってみても、2030年に45%とする目標もはるか遠くにかすんでしまっているのが現状だというふうに思います。

農業が主な仕事であります基幹的農業従事者は、2022年、122万5,000人、1999年の法律が制定された20年ちょっと前からまさに半減してしまったと言われております。農地面積もその当時に比較して1割減っておりますし、耕作放棄地は全国的に増加の一途をたどっており、その面積は滋賀県に匹敵されるという大変壮大な面積になっております。一方で、法人経営体や認定農業者は基本法制定時の1.5倍に増加し、担い手への農地集積率も、近年はいささか鈍化はしているとはいったものの、全体的には向上してきているのが実態です。こうした状況の中、集落営農組織が全国で組織化され、現在それぞれの地域で課題を抱えながらも奮闘しているのが実態であります。

矢巾町の現状は、先ほど答弁にありましたとおり21組織の営農組合、農業法人は9組織、そしてその耕作面積は1,370ヘクタール、約51%に相当するというところでございます。

ここで1つ確認をしたいのですが、残り49%の耕作はどのような方々が耕作されているのか。当然個人の法人経営体とか認定農業者、いろいろあると思いますが、その部分についてお尋ねをしたいと思います。

○議長（藤原由巳議員） 佐藤産業観光課長。

○産業観光課長（佐藤健一君） 残りの部分でございますけれども、先ほどお話しした認定農業者、集落営農組織以外の部分につきましては、そのほかの部分についてはほかの市町村からの認定農業者の部分もございまして、あとは公共機関がやっている部分、あとは今後育成すべき農業者ということで、まだ認定農業者にもなっていない方々も含めた形で残りのパーセンテージ、49%のうちに入っているというふうな形となっております。あとは、共同でやっている部分もございまして、あと大きい数字の中では先ほどお話ししました認定農業者あるいは集落営農組織に属さない任意組織でやっている方もございます。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

山崎道夫議員。

○15番（山崎道夫議員） そういう方たちの後継者の問題はどうかっているのでしょうか、これがまず1点。

そして、関連しますのでお聞きしますが、町内の集落営農組織、法人も含むわけですが、御多分に漏れず高齢化、午前中、藤原信悦議員の質問にもありましたが、現実はかなり厳しい状況に今立たされているのが実態であります。どこの組織もそれぞれ組合員は大小様々だと思えますけれども、また耕作面積も様々だと思えますが、ほとんど似たような、似通った組織状況になっているだろうというふうに思いますが、今後の後継者をどうするかというのが今一番大きな問題だろうというふうに思えます。これは、JAもそのとおり、それから行政もそのとおりですが、全国的な問題として大変これは頭の痛い問題だというふうに捉えざるを得ない、そういった実態にあります。

したがって、1つは先ほど言ったとおり、本町における集落営農や法人以外の方たちの後継者問題についてはどのような状況になっているのか、捉えている部分がありましたらお知らせ願いたいと思います。

○議長（藤原由巳議員） 佐藤産業観光課長。

○産業観光課長（佐藤健一君） 今聞き及んでいる部分につきましては、例えばもう自分は農業できないということで、手放したいという話もございます。そういった方々につきましては、今ある営農組織もしくは営農法人が請け負うことができる部分については引き受けてやっているというふうに聞いてございますし、また認定農業者についても、ある程度認定農業者もできる面積が限られておりますので、その範囲内で隣のうちの方から頼まれたと、何とか田んぼ潰さないでやっていきたいというふうな要望を受けて請け負っている認定農業者もいるようでございます。そういったこれから規模拡大につながる認定農業者あるいは営農法人につきましては、やはり効率化した中で作業をやっていかなければならないというふうに思っておりますので、当然機械化につきましても汎用性が利く大きな機械、そういったものの導入も必要になってくるでしょうし、ただいまあと人・農地プランのほうで進めている集積化というものがやはり一番重要なのかなというふうに思っております。集積化をしないで飛び地で作業しても、さっぱり非効率な作業になってございますので、その点は町としても県、国の補助等、併せて支援を進めてまいりたいというふうに考えてございます。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

山崎道夫議員。

○15番（山崎道夫議員） いずれにしても、集落営農組織以外の方たちも似たような実態の中で、かなり将来に不安を抱えている。これは、同じような状況にあるだろうというふうに思いますが、そこで答弁にありますが、国の集落営農活性化プロジェクト、これは国が示して

いる補助事業等もあると思いますが、これの具体的な取組。これが今どの程度やられているのか、そして今後どのような形で具体化されていくのか、これについてお聞かせ願いたいと思います。

○議長（藤原由巳議員） 佐藤産業観光課長。

○産業観光課長（佐藤健一君） 主にただいま集落営農組織であったものが法人化を目指すといったときに、このプロジェクトを使っていろいろ支援をいただきながら、法人化に向けてやっていくというような国の補助事業ではございますけれども、今現在町で進めている、そういった法人化に向けた、2組織ほどありますけれども、その組織内のやはり事情にはよるかと思っておりますけれども、なかなか前に進まないというのが実態でございます、その辺につきましては課題を1つずつ潰しながら、法人化に向けた支援を行っていくとともに、法人化後も何かいろいろと課題を抱えて、今現在でも法人化している組織で課題を抱えているところはありますので、その辺はしっかりサポートをしていきたいなというふうに考えてございます。もちろん普及センター、JA、その辺と一緒に支援をしてみたいというふうに考えてございます。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問。

山崎道夫議員。

○15番（山崎道夫議員） 言葉にすればそういうことだろうというふうに思いますが、これは全国農業新聞に今年の6月10日に載った中身なのですが、経営所得安定対策の対象となっている集落営農組織、これが法人化を要求されて発足したということなのですが、その後、当時は法人化を目指すということで進めていくということだったと思いますが、現場では集落営農の構成員の高齢化などが進む中、構成員全員の合意を得て法人化するのは難しい、法人化して経営していける段階ではない、それから他の担い手に農地を託していくことも考えたなどの声があって、農業委員会とも関係するのですが、人・農地プランの話合いを進める中で、法人化を基本としつつ、5年先、10年先を見据えてどのようにしていくのかを検討することとしていると。やっぱり当初の考えとちょっと変わってきているわけです。当初は、やっぱり集落営農を組織化して、できるだけスムーズにといいですか、問題あったとしても、それを支援するサポート体制を組んで法人化を進めていくというのが一つの大きな目的だったというふうに思いますが、先ほど言ったような高齢化の問題とか、あるいは法人化して経営していける段階ではないとか、他の担い手に農地を託していったほうがいいのかといった様々な意見があって、今は法人を設立する方向で検討はしてはいくでしょうけれど

も、パターン1として集落営農の構成員全員の合意が得られなければ1つの法人を設立する方向で検討すると。結果的には大きな組織ということなのでしょうけれども、それからパターン2は構成員の数が多くてあまりにも広域な集落営農の場合は、経営が非効率になる懸念があるため、そのため分割して複数の組織とした上で、それぞれ法人を設立する方向で検討、ちょっと矛盾しているのですが、やっぱりいろんな状況が、全国様々な状況があると、地域によって、あるいは県単位によって。それから、パターン3は集落営農を運営する中で、例えば構成員である認定農業者に、作業の集積が相当程度進んでいる場合、当該認定農業者を中心経営体に位置づけて農地集積を検討し、そして残りの構成員で法人を設立する方向で検討。だから、これもありなのかなというのは分かるような気がしますけれども。それから、パターン4は高齢化が著しく、どうしても法人化が難しい集落営農は、農地を他の中心経営体にまとまった形で託していく方向で検討、こういうふうな4つのパターンがあるということなのです。

それで、課長が言ったように課題がいっぱいあって、組織によっては検討はしているけれども、例えば役員構成をどうするか、あるいは会計の一元化をどうするか、様々な具体的な壁があるのです。それで、私の言いたいのは、パターンが4つぐらいあるのですが、矢巾町における集落営農の組織体、この状況を一つ一つやっぱりしっかりと検証するというか、しっかりと見ていていただいて、そして集落営農についてはここ一、二年で法人化できる場所、今度矢次の土地買い、いわゆる整備事業が完了すれば法人化するという一つの方向性が出ているのですが、そういうところはまず一生懸命取り組むだろうというふうに思いますが、私どものようなところで32人ぐらいの集落営農なのですが、働けない人が10人ぐらい今出ているのです、全く草も刈れない、水管理もできない、しかし集落営農で何とかカバーしてやっていると。いろんなそういった悩みを抱えながらやっているところがあると思うのです、21組織の中でも。したがって、そういうのをより分けて、パターン何ぼかに分けて、そしてここには具体的にこういうふうな支援体制を組んでいくと、あるいはこっちはこういうふうな支援体制を組んでいくと、そういうことをしながら、やっぱり個々具体的に支援、そして指導をしていただきたいと、そういう体制を組んでいく必要があるだろうというふうに思います。

農業委員会としても、それは課題にはなるだろうというふうに思いますけれども、農業委員会、かなり努力して、今集積率は81.1ですか、全国でもかなり高い集積率なのですが、集約化を図ろうとして今一生懸命やっているだろうというふうに思いますが、いずれ今の農業

経営体は個人ではかなり無理がきていますので、集落営農組織は非常に大きなよりどころなわけですが、地域としても。これは行政としても、あるいはJAとしてもそうだと思います。そういった状況の中で、具体的に支援をしていかないとますます厳しい状況に陥って、どこにも相談できないまま、何となくもうやりたくなくなると、解散するべきだという話が出ないとも限らないわけです。やっぱりそういったことを阻止していくとといいますか、持続可能な農業を目指す上では、こんなことをやっているのではもう何も、目の前が暗くなってしまふということになりますので、そういうふうな取組をぜひ検討してもらいたいというのが私の思いなのですが、それに対する所見を伺いたいと思います。

○議長（藤原由巳議員） 佐藤産業観光課長。

○産業観光課長（佐藤健一君） 今お話ありました持続可能な農業をしていく上で、組織とか法人とかでやるのは理想でございますけれども、そういった農業経営はやはりなかなか難しいのかなというふうに思っております。やはり農業経営も多様化してきてございますので、それこそ半農半Xで、俺は土日だけ稼げばいいやと、別に組織に頼まなくても自分たちでやると、自分でやるというような農業経営の在り方もありますし、その辺は認知しつつ、将来的な部分、やはりそこは組織でないとできないところもあるものですから、そういったものをそれぞれ矢巾町内の状況、地域の状況に合わせたやり方というものを矢巾町なりに持っていければいいのかなというふうに思っております。

先ほどお話ありましたパターン4、この件につきましてはやはり検証すべきだと私も思っておりますので、今後の方向性としてどういうふうにあるべきかということを考えつつ、進めていきたいというふうに思っております。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問。

山崎道夫議員。

○15番（山崎道夫議員） ぜひそうした取組を積極的にやっていただきたい。農業に対する支援体制というのは、もちろん、いわゆる高騰化している資材とか、それから肥料に対するそういった支援も非常に助かりますけれども、こうした将来10年後、20年後、あるいはそれ以上を見越した体制づくりというのは一番大きな、私たちの地域を守っていく、あるいは農業を守っていくための非常に大きな柱になると思います。これは、2022年、今年ですけれども、6月10日の農業新聞に載っていますので、ぜひ参考にしていただいて、そのパターンを矢巾町なりにどういう形で検証なり集約をしていくかと、あるいは方針を立てていくかというも

のの参考にしていただきたいというふうに思います。

午前中、町長から産業振興センターの話がございました。こういった一つ一つ、いろんな方法があるだろうというふうに思いますが、私は今、農林関係の課がないというのがいろんな、今は産業観光課で担っているわけですがけれども、様々な、農業一つだけの話でいってもかなり課題が大き過ぎると思うのです、産業観光課で担うには。まず、担当者はいるのですけれども。以前のような農業に特化して、様々な形態を考えて、それでやっぱり矢巾に適したものをしっかりと確立してもらおうと、そのための調査とか、あるいは支援体制とか、組織の在り方とか様々考えていくには、やっぱり農業者から言えば農業に特化した課の創設が必要ではないかというふうに、私は常にそう思っていますが、なかなか言う機会がありませんでしたので、今話をさせてもらいますが、その辺の検討というのは今どういうふうになっているのか。町長に聞けば、引き出しが多いから何ぼでも出てくるのですが、せっかくの機会ですからその辺をお聞きしたいなというふうに思います。

○議長（藤原由巳議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） 先ほど午前中、藤原信悦議員のあれで（仮称）矢巾産業振興センターをぶち上げたのですが、それで今本当に、これまでは希望の持てる農政と、よく言われるのは今農政が非常に危機的な状況にあるということで、そこでまず先ほど課長も答弁したのですが、今山崎道夫議員からも持続可能な農業と。今食料安全保障、食料安保のことが出ているわけ。2030年までには、国はまず食料自給率45%と。今回37から38%になったのですが、そこで私はこれからの農政というのは、本当はこの農政というのは、やはり私は国家的な、いわゆる市町村とか都道府県ではない、国としての政策としてやっていかなければならないと思うのです。

それで、今回も私に言わせていただければ、水田活用交付金一つを見ても、地域の実態を見られた見直しなのかなということ、今日は手元にもちょっと持ってきておるのですが、農業の多様な担い手、それからそういった確保、それから地域の実態に合った農政、だから矢巾町は矢巾町の一つのくくりがあるわけです。その中で、特にも私お話しさせていただきたいのは、今度人・農地プラン、これは農業委員会で法定化に向けていろいろ今検討をしておるところなのですが、いわゆる地域計画の策定が義務化されるということで、だから農業というのはまさに水土里ネットなのです。水と土と美し里、いわゆる農村、そういうことを考えたときに、こういったことを一つ一つ検証してやっていく、だから私は今度の人・農地プランというのは非常に大事な取組になってくると思うのです。そして、この地域計画を策

定するときに、先ほど地域の実態に合った農政と、やはり市町村、都道府県から発信していかなければならないと思うのです。そして、いかにして、今45%目標だけれども、まだ38%で、何かあったときに食料安保、安全保障、しっかりできるのかということです。だから、私これはもう国家的な、よく言われた「土に立つ者は倒れず 土に生きる者は飢えず 土を護る者は滅びず」なのです。土を守るのも、そういうようなものは国なのです。だから、山崎道夫議員のおっしゃっていることは全くそのとおりのことです。そして、私は大規模化とか集約化も大事なのですが、担い手にも先ほど申し上げたように多様な担い手があるわけです。また、先祖伝来からあれしてこつこつと守っている方もいらっしゃる、または認定農業者として拡大してやっていく人も、そういう多様な担い手をしっかり支えていくのが国なのです。

だから、そういうところ、私、今回何を一番お話ししたいかということ、人・農地プランの法定化、地域計画の策定、このことにしっかり地域が議論して、計画を練り上げて策定していくことが大事ではないのかな、それが私の希望の農政につながることはないのかな、そういうふうに理解しております。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問はありますか。

山崎道夫議員。

○15番（山崎道夫議員） 担当課の話はありませんでしたけれども、いずれまた何かの機会でも質問をしたいとは思っていますが、やっぱり今町長が言ったとおりの、国の政策によって今の状況がつくり出された、これは誰が言ってもそのとおり、これに反論できる人は恐らくいないだろうというふうに思いますが、そういった状況の変化とか、今置かれている状況をどういうふうにして将来にわたって解決していくかということになってくれば、やっぱり町としても担当課をしっかりとつくって当たってもらいたいものだというのは私の希望です。

その辺にして、最後に1つ、政策提言といいますか、お願いといいますか、あります。というのは、今適正な施肥というのが言われています。みどりの戦略の中でも2割、3割の肥料の削減、化学肥料の削減が載っていますが、今稲作もそうなのですが、園芸、果樹もそうなのですが、しっかりとした土壌診断がやられているところもあります、これは取組として。

昨日の新聞で、東京中央農協、1,000以上の検体の申込みがあると、春肥料の土壌診断。これ全部無料でやるということで、昨日私、ここを終わって農協に寄りました、土壌診断の話は何かあるかという。ここ3年はやっていないのだそうです。果樹とか野菜で特別お願いしたいというのは20件、30件はあるそうですが、JAとして全体に取り組んだのはタイニーという肥料を小麦に施肥する段階で、それはそのときは各地区の営農組織中心に3つずつの検

体をやったことがあると。今それはどのぐらいかかるのか来ました。3,000円かかるのだそうです、1検体。消費税を入れると3,300円。適正な施肥をすることによって肥料の軽減、いわゆるコストの低減につながるということがかなり前から新聞でも言われていますが、やっぱり私はそういった検体を何年かに1回やっぱりやって、いわゆる窒素過多とかそういう、あるいは偏った施肥状態、土壌状態にしないと、そしてコスト削減に結びつけると、そういうことを考えてもいいのではないかというふうに思うのです。

全中の支援センターというのがあるそうです、流通センターに。そこでやるそうですが、希望されればそれやるということですが、それ1人、2人の規模ではどうしようもないわけです。やっぱり町全体としてどのような状況になっているのか。今人工知能でも当然分かるということがありますよね、AIでやれば分かるということがありますが、なかなかそれをポイント的に矢巾だけやるという話にはなりませんので、やっぱりそういった取組を検討していただきたいなど。それは、JAと当然連携しなければならない部分もありますので、そういったことも具体的に検討してもらって、支援体制の中の一つとして、今後検討する課題として捉えていただきたいと、そのことをまずお願いしたいなというふうに思います。

○議長（藤原由巳議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） 山崎道夫議員、今のご質問についてですが、これは本当に大事なことです。今農業に求められているのは環境調和型、いわゆる環境に優しい農業なのです。そこで、今国ではいろいろ……国はしょっちゅう変わるから、ころころ、農政が。その中でも私、今回ちょっと注目しているのは、農林水産省がみどりの食料システム戦略というのを打ち出したのです。その中には、例えば今まで農薬とか化学肥料の使用量を、例えばですよ、農薬50%、化学肥料30%減らす、こういった有機農業を考えていくと。私は、これは非常に時宜を得た対応、政策ではないのかなと、こう思っておるのです。

それで、今土壌診断、本当はこれは私どもに言わせれば、昔でいうと農業改良普及所、あいうところがもっと現場に入って、そして土壌診断すべきなのです。私は、これからそれは県とか国、特にも農業の関係の改良普及センターは、これは県なので、そういうところに3年でもいいし、5年に1回でもいいから土壌診断、適地適作なのです、そして。特にも今大豆とか麦とか、そういうようなものが今いろいろ求められておるわけです。そういった中で、私は今回の、今ご質問あったことについては、そしてもう一つは今、いわゆる昔でいう堆肥、家畜の排せつ物、こういうようなものを昔はどこでも、牛だの馬を飼って堆肥があったわけです。今そういうことがなくなったから農薬とか、いわゆるそういった化学肥料に頼

る。だから、これからの農政の水土里ネットの関係を考えたときには、そういった堆肥化、こういうようなものも考えていかなければならない。今はまだいいかもしれませんが、田んぼも今はもう堆肥を入れていない田んぼが多くなってきているわけです。だから、そういうことで、今回私は環境に優しい、もうご質問いただいたので、このことについては県とも、それから農協、私ら町も一緒になって土壌診断して、その土壌診断の結果を踏まえて適地適作、そして収量がどうなのか、そういうことをしっかり見極めながら進めていきたいなど考えております。

ちょっと私忘れてきたのですが、日本経済新聞に今日いいことが出ておったのです。島根で小麦、アレルギーにならない。これ卵とか、いろんなあれはアレルギー、小麦もそうなのです。それを遺伝子というか、何か組換えをしてアレルギーにならない、それを島根ではウクライナに種を出して、そしてそれを逆輸入すると。だったら、矢巾でもそれに手を挙げて、資金的に挑戦してみたらどうなのかなと、今日ひそかに思っておったのです。そして、そういう先端の取組とか技術も、やはりこれから私ども担当課、担当者はアンテナを高くして、いろんな情報収集しながら、これからの本町の農政がどうあるべきか、農業はどうあるべきかをしっかり構築していきたいなど、こう考えておるところでございます。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

山崎道夫議員。

○15番（山崎道夫議員） 時間の関係もありますので、今町長の話したことについては、ぜひ展望として、夢ではなく実現をしてもらいたいものだなというふうに思います。

農業委員会に3つ用意しましたが、1つだけお聞きします。8月28日、農地に関する相談会が、農業委員会の中川会長から出たのがありますが、この相談の内容というのはどういうものだったのか。農地の貸し借りは当然あったらというふうに思いますが、それから売買とか、転用とか、新規就農とか、後継者育成、農業者年金、何でもいいですよということでしたが、どの程度の話があったのか、参考までにお聞かせ願いたいと思います。

○議長（藤原由巳議員） 鎌田農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（鎌田順子君） ただいまの農地に関する相談会の内容についてお答えいたします。

相談、全部で5件ありまして、農政について農業委員との意見交換をしていかれた方がお二人、それから南道路に関連して、自分の農地が減った後、営農をどうしていったらいいかという不安があるという方が1件、それから家庭菜園のような感じで、ちょっと大きめに農

業というか作物を作ってみたいので、農地を借りられないかという相談が2件ということになっております。農地を借りられないかという方については、農業を本気でやるということではなく、まず家庭菜園のちょっと大きいところから始めたいというご希望でしたので、体験的にできるような、畑の隅を借りられるような、そういうところがないかという相談でしたので、それについてはただいまご案内をできるように、農業の指導をしながら農地を使わせてくれる方を探している状況でございます。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

山崎道夫議員。

○15番（山崎道夫議員） 2件ありましたが、時間の関係もありますので、これは私の要望といたしますか、希望の部分ですが、相談会というのはそんなになかったような気がしますが、やっていたかもしれませんが、やっぱり農業に関心を持っている方たちが一人でも増えてもらいたい。そして、それは全く農業をしていない人で、むしろやる気のある人がいれば大歓迎だと思いますけれども、そういった状況があったときに、こういうことがありましたよということを農家の皆さんにお知らせして、お知らせしなくてもいいこともあるだろうと思いますが、お知らせして、できるだけ力になってくれるものは大いに宣伝してほしいなというふうに思います。これだけお願いして終わりたいと思います。お願いですみませんが、よろしく申し上げます。

○議長（藤原由巳議員） 答弁、一言。所感。

鎌田農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（鎌田順子君） ご提言ありがとうございます。農業委員会といたしましても、委員が日頃の活動の中でいろいろとそうやってやってみたいけれども、うまくいかないとか、どうやったらいいか分からないというような相談が最近増えておりますので、そういう方々に声かけをしております。特に最近は相続によって農地を手に入れたけれども、農業をやったことがないという相談もかなり増えておりまして、おばあちゃんから聞いたとおりやってみたけれども、何にもできなかつたとかというような話がありますので、そういう辺りも農業委員だったら教えてくれるので、農業委員に相談しますね、つなぎますねということうちの窓口でもお話ししておりますし、農業委員もそういう方に対して声かけをしながら進めております。いろいろな機会を捉えて相談できる場所だよというところをつないでいきながら、農業委員の活動として取り組んでまいります。

以上、お答えいたします。

○議長（藤原由巳議員） よろしいですか。

（「はい」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） それでは次に、2問目の質問を許します。

山崎道夫議員。

○15番（山崎道夫議員） それでは、2問目の質問をいたします。盛岡南道路建設に関わる生活道路や農道、通学路等の確保対策についてお伺いをいたします。

盛岡南道路は、矢巾町藤沢を起点とし、盛岡市永井を終点とする延長7.4キロメートル、幅員25.25メートル、設計速度、時速80キロの規格で建設し、国道4号の交通混雑の緩和や安全性の向上、円滑な物流ルートの確保、三次救急医療機関への円滑な搬送を目的としたバイパス事業であると事業概要等で示しております。

今年度は、事業区間やルート、延長などが決定したことにより測量調査等に取りかかるとのことで、8月に入り町内数か所で住民説明会が開催されました。私が出席した説明会では、おおよそ次のような意見や質問が出されました。1つは、「生活道路や農道、通学路等を現状のまま使えるようにされたい」、さらに「ルート変更や通行止めなどで不便を来すようなことが起きないようにされたい」、「農業機械が道路を横断することはほぼ不可能であり、高速道路と同じようにアンダーパスを設置し、農作業に支障を来さないようにされたい」、「設計途中の段階で説明会を開催するなど情報の共有に努め、周辺の住民や町道の利用者が将来に禍根を残さない形で工事を進めるようにされたい」などが主なものでありました。南道路の建設により現在の道路が寸断されたり、ルートが大きく変更になったりすることで様々な支障が出ることを懸念しての発言であったと捉えております。

岩手河川国道事務所の担当者は、今後測量を行い、道路の高さを決めるという説明でありましたが、平面交差する位置は既に予定されており、生活道路や農道のルートをどこにどの程度確保するかが今後の課題となることは明らかであります。したがって、以下について見解をお伺いいたします。

1点目でございます。南道路の建設により道路の混雑緩和や利便性の向上など果たす役割は大変大きいと思われませんが、一方で矢巾町民や地元住民が常に利用している生活道路や農道、通学路等の利便性が損なわれるようでは大きな問題となります。7.4キロメートルのルートにはかなり多くの町道が交差しており、南道路建設に関わって関係する町道の在り方に対する町としての基本的な考えを明らかにするべきと考えますが、どうでしょうか。

2点目でございます。町として、ルートに関係する地元や学校関係者などとの意見交換を行い、町としての考え方を示しながら、それぞれの意見や要望を取りまとめるべきと考えますが、その対応について明らかにされたい。

3点目です。まとまった意見や要望等について関係する機関へ伝え、設計等に生かすよう取り組むべきと考えますが、地元や矢巾町の考えを反映するため、どのような方法を考えているのか。また、次の説明会では関係する方に道路の設計について説明し、了解をいただくとしておりますが、設計が完了する前の段階で説明会を開催し、地元をはじめ町民の皆様に情報提供し、意見を聞くべきと考えますが、どうでしょうか。

以上でございます。

○議長（藤原由巳議員） 高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 盛岡南道路建設に関わる生活道路や農道、通学路等の確保対策についてのご質問にお答えをいたします。

1点目についてですが、本町としての基本的な考え方については、国土交通省において計画する盛岡南道路のバイパス事業としての目的を尊重しつつ、町民の皆様をはじめ多方面からの来町者の皆さんの利便性が図られるよう、現道の道路網の見直しを行いながら、切替え箇所や接続道路の整備をバイパス事業と併せて進めてまいります。

バイパス事業に関連する現道は、生活道路や農道は通勤や通学など、町民の皆様の生活にとって欠かせない役割を持ち合わせております。その役割ができるだけ損なわれないようにするため、現道の交通をバイパスへ誘導転換し、生活道路等の安全性、快適性の向上につながる道路網が形成されるよう、今後も国と協議を重ねてまいります。

2点目及び3点目についてですが、今回開催いたしました測量のための土地立入り説明会において、議員ご指摘のとおり現道の役割や利便性をできるだけ確保してほしいという意見がございましたので、本町といたしましても地域コミュニティ、農業及び学校関係者などと意見交換する場について検討してまいります。

なお、この意見交換の開催方法などについてですが、国が道路設計を進めていく上で地域等からの意見や要望を検討していただけるよう、開催時期を含め、今後国と協議をしてまいります。

また、今後の手続において、地権者の皆様など盛岡南道路の事業関係者をはじめ、広く町民の皆様に情報提供できる場面があらうかと思っております。こういったことを含めて、今後とも

国の動向を注視しながら、皆様からご理解を、そしてご協力いただけるよう、本町としてもこの壮大な本事業に対しまして力を注いでまいります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 再質問ありますか。

山崎道夫議員。

○15番（山崎道夫議員） 基本的な考え方というのはそれでいいだろうというふうには思いますが、一番心配しているのは、例えば矢次、下北の話、あるいは上赤林もそうなのですが、高さがかかなり高くなるだろうというふうに思いますが、そうすると今私たち矢次も、上矢次もそうなのですが、スマートインターで降りてくるところができた関係で、北と南の状況がさっぱり見えない、誰がどこで稼いでいるかも分からない、そういう状況になっているのです。ましてこの南道路は延長も長いわけですので、そういう状況は必ず出てくると。そして、最も心配されるのは日常生活、通勤、通学、通園、あるいは通院、それから買物、行政区あるいは農家組合等の回覧物とか、あるいはいろいろ調べ物とか、こういうのはかなり遠回りをせざるを得なくなってきたのが上矢次の状況でもあります。それから、最も大変なのは農作業のトラクター、あるいはコンバインの道路横断、これは南道路は横断するということとはまず不可能。平面交差がありますから、不可能とはならないかもしれませんが、かなりそういうところは限られてくるだろうというふうに思います。こういったことが地域としてやっぱり一番心配されている部分です。赤林の方たちからも言われていますが、煙山に行ったり、広宮沢に行ったりするのだけれども、今の通っている道路を何としても確保してほしいということがあるということが、まずこれは大きな問題として、地域からの要望としてはあります。

聞きたいのは、平面交差するのは7.4キロの中でもう既に決まっていますよね、平面交差する道路というのは。これはどの程度なのか、まずお聞きしたいのです。これをまず聞いてから、次、質問したいと思います。

○議長（藤原由巳議員） 佐々木道路住宅課長。

○道路住宅課長兼まちづくり推進室長（佐々木芳満君） 現段階でということにはなりますが、平面交差につきましては、矢巾町内でお話ししますと流通センターから上赤林地区の崖の交差点のほうに向かってきたところの県道不動盛岡線との交差部が平面交差の予定になっておりますし、あとそこから南のほうに行きまして、矢次のファミリーマートの部分があります。ここは立体交差にはなりますが、県道と町道、それぞれから流入できるような形の交差

点構造になる予定になっております。そして、JRの東側のほうに行きますと、中央1号線、医大の附属病院から北側の部分で交差する部分になりますが、ここが平面交差ということになります。そして、国道4号のタッチというところになります。平面だったり立体だったりというところではありますが、そういった計画で今現在進んでいるところであります。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

山崎道夫議員。

○15番（山崎道夫議員） 今聞きますと3か所、大きく言って。3か所、4か所ですか、4か所なようですが、そのほかの交差しているところがこれからの問題だろうというふうに思いますけれども、高さが決まってから説明会をやると言っていますが、高さが決まるという段階ではもう既にこの道路は迂回をすとか、あるいは通れなくなるとかと当然出てきますよね。そこに至ってからの説明会では遅いと言っているわけです。その前にどういう状況になるのか、やっぱり意見交換の前に示してほしいというのがそれぞれの地域からの要請です。これがなければ、もうこういうふうになりますよと言ったときに、いやいや、それおかしいのではないですかという話にはなかなか切らない。それを防ぐためにも国との説明会、接点を何回か持ってもらうように進めていただきたいと。この辺についてどうなのでしょう。

○議長（藤原由巳議員） 佐々木道路住宅課長。

○道路住宅課長兼まちづくり推進室長（佐々木芳満君） 8月に行われました計5回の説明会におきましても、同様の要望がそれぞれ地域の方々から出されております。そういったことを踏まえて、現在岩手河川国道事務所、あるいは国土交通省のほうといろいろ意見交換をしているところであります。我々も、説明会するときにも私のほうからもお話しさせていただきましたが、いずれ大きな事業になりますので、そういったところで全く決め打ちのような形で皆さんに提示するのではなくて、ぜひ皆さんにも受け入れていただけるような計画を持って、それぞれ矢巾町内をはじめ皆さんがいい道路造ったなというように思っただけのように、そういう説明会を開催できるタイミングを町としても率先して国のほうに働きかけていきたいと思っておりますし、町のほうもそのような形で進めていきたいというふうに考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） 岩渕副町長。

○副町長（岩渕和弘君） 私のほうからも今の説明に対して補足させていただきます。

いずれ事業を円滑に推進するためには地元との合意形成が重要だというふうに考えており

ますので、今回スタートが大事ということで認識しております。今後皆様からご理解とご協力を賜れるよう、国ともしっかり連携し、丁寧な対応に努めてまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

以上でございます。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

山崎道夫議員。

○15番（山崎道夫議員） 今お二方から答弁ありました。地元に戻って、これは赤林も含めて伝えなければならないのが私の任務ですが、ぜひ後で大事にならないように、必ず騒いでまいりますので、やっぱり何回か意思疎通をやっていないと、お互い不信感を持ってしまうから、そういうことを避けていただきたいと、最後にこの部分だけお願いします。その所見を伺って終わります。

○議長（藤原由巳議員） 佐々木道路住宅課長。

○道路住宅課長兼まちづくり推進室長（佐々木芳満君） ただいま議員仰せのとおり、地域あるいはコミュニティ、そういったものの、先ほど農業とかいろんな分野での、学校の関係もありますので、そういった部分で何とか事業がうまく展開できるように進めていくように、町としても率先して動いてまいりたいと思っております。それをするにも何するにも今回説明会を行いました測量ということがまず第一歩になりますので、これを用いて、ある一定の案をつくった上で地元との意見交換をするということに持っていければいいなと思っておりますし、それ以外でも皆さんから意見を頂戴できる場を持てればいいのかと思っておりますので、ぜひ地元あるいは地域の関係の方々にもそういうお話をしていただいて結構ですので、引き続きご指導いただければと思いますので、よろしくをお願いいたします。

○議長（藤原由巳議員） よろしいですか。

（「はい」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） それでは次に、3問目の質問を許します。

山崎道夫議員。

○15番（山崎道夫議員） それでは、教育長に公立小中学校教職員の働き方改革について質問いたします。

今年の8月中旬に新聞紙上で次のような報道がされました。「小中学校教員の勤務過酷さ浮き彫り」、「精神疾患休職者5,000人」、「デジタル対応で休憩ゼロ」等の見出しでデジタル対応など業務が拡大しているため、教職員の半数は勤務時間中の休憩時間がゼロだった

など、公立小中学校教職員の勤務状況が過酷になっていることが研究者の調査で判明したといった内容の報道がされました。さらには立場が不安定な非正規の教職員が増え、正規職員へのしわ寄せも起きている。精神疾患による休職者は、これは全国だと思いますが、約5,000人の高止まりが続き、教員の負担軽減は喫緊の課題だといった内容の記事でありました。

教職員の働き方は、以前から問題視され、学校現場の実態について点検し、問題点を明らかにしながら、一つ一つ改善を図ってきていると理解しておりましたが、教職員の長時間労働はデジタル化対応の拡大や部活動顧問などサービス残業の温床とされ、負担は減らないことが明らかになりました。こうした状況を踏まえ、本町における教職員の働き方について以下お伺いいたします。

1点目でございます。以前、時間外勤務について過労死ライン80時間を超えている教職員がおりましたが、現在の状況はどうでしょうか。また、持ち帰り仕事の把握はどのように行っておられるのか。

2点目でございます。時代とともに仕事が複雑化し、繁忙度も増してきておりますが、昼の休憩時間が全く取れていないといった状況が50%を超えているといった調査結果であります。本町における学校現場の状況はどうでしょうか。

3点目でございます。精神疾患で休職する教職員が増えているとのことですが、本町の状況はどうでしょうか。

4点目でございます。教職員に占める非正規職員の割合が年々増えているということですが、長野県は6人に1人となっております。本町の状況はどうでしょうか。

5点目でございます。学校現場の労働実態や働く環境等を点検し、問題点の改善に取り組む上で労働安全衛生委員会の果たす役割は大変大きいと思っておりますが、開催状況と取組についてお伺いをいたします。

6点目でございます。教職員の疲弊は、子どもの成長に悪影響を及ぼしかねないことから、働き方の改革にしっかりと取り組むことが求められておりますが、長野県のある自治体では独自の改革に取り組み、着実に成果を上げている事例もあることから、こうした取組からヒントを得て、ぜひ矢巾町型の改革に取り組み、他の手本になるような成果を上げることを考えてはどうでしょうか。

以上でございます。

○議長（藤原由巳議員） 和田教育長。

(教育長 和田 修君 登壇)

○教育長 (和田 修君) 公立小中学校教職員の働き方改革についてのご質問にお答えいたします。

1点目についてですが、本町ではタイムカードの導入や留守番電話など様々な教職員の働き方改革に取り組んでいるところではありますが、時間外勤務について80時間を超える教職員は依然としている状況であります。また、仕事の持ち帰り時間については、小中学校ごとに調査を行い、四半期ごとに教育委員会へ報告をいただいているところでもあります。なお、今年度第1・四半期の集計結果ですが、小学校では職員1人当たり月5.6時間、中学校では7時間となっております。

2点目についてですが、本町では特に調査を行ってはおりませんが、昼の休憩時間を全く取れていない教職員がいるという声はございますので、このような現状を踏まえ、働き方改革の一環として改善に努めてまいりたいと思います。

3点目についてですが、現在本町において精神疾患により休職している教職員はございません。

4点目についてですが、再任用短時間勤務や非常勤講師なども含めた非正規職員について、今年度は小中学校の教職員に占める割合は7人に1人という状況になっており、令和3年度で8人に1人、令和2年度では7人に1人という状況となっております。

5点目についてですが、教職員の健康の保持、増進に向け、労務環境の改善を図るため、毎年矢巾町立学校教職員衛生委員会を開催しており、昨年度は2回、今年度は6月に第1回を開催しております。委員会の中では、小中学校における教職員の時間外勤務の状況を確認しつつ、働き方改革の取組事例等を共有するなど、学校でできること、教育委員会と一緒にできることをお互い確認しながら、両者一体となって働き方改革に向け取組を進めております。

6点目についてですが、今後教職員の働き方改革の一環として、部活動の地域移行も全国的な流れとして行われることとなっております。また、議員がご紹介の他自治体の取組などの情報収集により一層努め、文部科学省から示されている全国の学校における働き方改革事例種に掲載されている様々な事例も参考にしながら、教職員の働き方改革をできることから着実に進めてまいりたいと考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長 (藤原由巳議員) 再質問ありますか。

山崎道夫議員。

○15番（山崎道夫議員） 時間がありませんので、1点だけお聞きします。

本町の学校現場における超過勤務ですが、岩教組が公表した、新聞報道になったのですが、かなり差異があります。今日は時間がありませんので、そこについては詳しくは言いませんが、第1・四半期の集計結果、小学校は職員1人当たり月5.6時間、中学校では7時間、これとの差は、岩教組のまとめですが、小学校の月平均が76時間26分、中学校は78時間39分、14年度に実施した同様の調査と比較すると、小学校で約26時間、中学校で約7時間増加していると。これは岩教組が行った調査なのですが、824人のうち約9割で超過勤務の時間外在校時間が文科省が示す上限の月45時間を超えていることが分かったということで、ちょっと今日時間ありませんので、これで終わると思いますが、12月にもう一回、私、岩教組に行って調査して、実態をしっかりと明らかにしたいと思います。あまりにも差がありますので、これについてはもう一度議論したい。そして、やっぱりしっかりとした体制で働き過ぎのないように、それを次の機会にお互い情報交換しながら議論したいと思いますので、今日はこれで終わらせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） いや、質問で終わってください。

○15番（山崎道夫議員） その差は何から来ているのか。私は物すごく疑問に思っているのですが、分かっている点があったら。

○議長（藤原由巳議員） 和田教育長。

○教育長（和田 修君） まず、その数字の差についてはすごく大きいので、基準というか、期間とか様々な、その部分がちょっと違うのではないかと思います。いずれ同じような条件の下、それでどうなのかということを改めてこちらのほうも確認をいたしますので、その上でお話をさせていただきたいと、そう思います。

いずれ問題は、まだまだ時間外労働がされている、そしてそれが普通に行われているというところ、それをなくしていかなければいけないということです。いろんなこと、改革ができます。いろんな事例があります。それを私たちと現場といろんなところで連携しながら、そして考えていかなければいけないと、そう思います。やっぱり健康第一ということを含めて、職員の健康を守るためにも頑張ってもらいたいと思います。そういうことで、よろしく願いいたします。

○議長（藤原由巳議員） よろしいですね。

（「はい」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） 以上で15番、山崎道夫議員の質問を終わります。ご苦労さまでした。
それでは、ここで時間も大分経過してまいりましたので、暫時休憩といたします。
再開を午後 2 時 30 分、14 時 30 分といたします。よろしく申し上げます。

午後 2 時 1 8 分 休憩

午後 2 時 3 0 分 再開

○議長（藤原由巳議員） それでは、再開をいたします。
休憩前に引き続き一般質問を続けてまいります。
それでは次に、4 番、谷上知子議員。
それでは、1 問目の質問を許します。

（4 番 谷上知子議員 登壇）

○4 番（谷上知子議員） 議席番号 4 番、令和やはば、谷上知子でございます。通告に従いまして質問いたします。

質問 1、シビックプライドの醸成について。大型宅地開発が始まります。駅東開発や岩手医科大学開設に続き、定住人口、交流人口の増加が見込まれ、町の発展が期待できます。未知な課題も出てくると予測されますが、新住民の方々にとっても行政はセーフティーネットであることを願います。

5 月に会派研修で訪れた鹿児島県大崎町視察から多くの学びがありました。ごみ分別活動は、町民、行政、企業の協働、信頼、連携によるものでした。得た収入は、給食費の半額補助や奨学金制度などへ活用、全国第 1 位の分別量で受けた大臣表彰、大崎システムと名づけたリサイクル技術の海外進出、町民の活動が財政を支えています。ふるさと納税の額も大きく、驚きの連続でした。まちづくりはどうあればよいか。政策の中にシティプロモーション（町のブランド化）の視点を入れ、シビックプライド（町への誇り、愛着）を原動力としています。本町でも同様の考えは、第 7 次矢巾町総合計画や矢巾町まち・ひと・しごと創生人口ビジョン総合戦略、矢巾町都市計画マスタープランに提案されています。シビックプライドは、自分自身の町であることを日常的な活動から育み、活動に参加して地域をよくする、地域との関わりがいつの間にか誇りや愛着になるといった緩やかなプロセスが最良かと思えます。新旧住民の融和が生まれる傾向もあると言われます。令和 6 年には第 8 次総合計画が作成されます。全ての町民が持てるシビックプライドの醸成はどうあるべきか伺います。

①、現在行われている事業で、シビックプライド醸成につながる事業があるかについて伺

います。

②、宅地開発で予測される世帯数と人口を伺います。

③、新住民の方々が参加しやすい地域活動と考える事業にはどのようなものがあるか伺います。

④、若手を中心とした町民、商工農関係者によるまちづくり研究会の創設の考えはないか伺います。

⑤、シビックプライドの醸成について、今後どのように展開していくか伺います。

○議長（藤原由巳議員） 高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 4番、谷上知子議員のシビックプライドの醸成についてのご質問にお答えをいたします。

1点目についてですが、矢巾町民憲章に掲げる精神の下、町内一斉清掃活動を行うまちをみんなできれいにする運動や、町内の至るところに町民の皆様が一斉に花の苗を植える春及び夏の花いっぱい運動は、環境美化とともに町への愛着を育む事業として行われております。

また、本町は四季それぞれに、春、夏、秋、冬それぞれに大きな祭りがあり、多くの町民にご来場いただいております。そのほかにも芸術祭、郷土芸能祭があり、高齢になっても学びを提供する青松学園大学があり、教養を深め、芸術文化を高める取組があります。芸術文化振興といたしまして、音楽のまちを宣言し、県立不来方高校の音楽部や矢巾北中学校の特設合唱部の活躍は矢巾町民として誇りを持てるものと認識をしております。

2点目についてですが、新たな3か所の宅地開発、この新たな3か所というのは藤沢第2、田中、下花立地区でございますが、宅地開発では約450世帯、1世帯当たり3人として1,300人が定住すると予測をしております。

3点目についてですが、まちをみんなできれいにする運動や花いっぱい運動は、新しい住民の方々も参加しやすい地域活動でありますし、矢幅駅に設置しておりますハバタークではまちづくりに関心のある住民参加のワークショップを開催し、住民主体で地域活性化の担い手育成事業を行っており、新住民の方々も参加しやすい環境の中、これからの地域活動の基盤となる事業と認識をしております。

4点目についてですが、現在議員ご指摘のまちづくり研究会のような組織の立ち上げの計画はございませんが、昨年度から一般社団法人カダルに業務を委託し、町内の事業者等から矢巾町のことを学ぶやはばワイワイアカデミーを行っているところであります。アカデミー

の参加者のようにまちづくりに強い関心を持つ方々と、例えばや市のようなイベントに関わり、まちを盛り上げたいと考える事業者とをマッチングし、それぞれが協力して新たなことに取り組むことができる環境を整えることがまちづくり研究会のような組織立ち上げの機運を高めることにつながると考えられることから、町といたしましても関係者への情報提供や、ハバタークなどの場を活用することできっかけづくりを行ってまいります。

5点目についてですが、二宮金次郎、これは役場の4階の大会議室にもありますが、報徳訓には自分を取り巻く文化を説いております。「父母の富貴は祖先の勤行にあり 吾身の富貴は父母の積善にあり 子孫の富貴は自己の勤労にあり」、私たちが受け継いだ遺産を一步前進させ、子孫に継承しなければならないと言われております。一步進んだ継承を行うため、まちづくりに関心のある住民主体の活動を広げる場を設け、町の魅力発信や住民参加型のイベントを企画するなど、まちに愛着を持てる事業を行ってまいります。また、矢巾町コミュニティ連合会等連携し、地域コミュニティの活動において地域活動に新住民、いわゆる新しい住民の方々も参加しやすい環境づくりを進めてまいります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 再質問ありますか。

谷上知子議員。

○4番（谷上知子議員） まず、祭りとか芸術祭等への参加者数が増えているのか減っているのか、大まかな数でよろしいのでお聞きしたいと思います。

○議長（藤原由巳議員） 高橋文化スポーツ課長。

○文化スポーツ課長（高橋 保君） お答えをさせていただきます。

春の徳丹城まつりにつきましては、3年ぶりに開催をさせていただいたところですが、こういった感染症の状況ですので、当日は5,000人ほどの来場者ということで、コロナ前よりはかなり減っているという現状でございます。

あと、芸術祭につきましては、いよいよ今週末から始まるところでございますけれども、参加団体もかなり減ってきているというのが現状でございます。そういった団体、やはり高齢化というのも要因にはなっているようでございまして、その点につきましても各団体の組織とそれぞれ相談、検討しながら課題を取り組んでまいりたいというふうに考えてございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

谷上知子議員。

○4番（谷上知子議員） 一斉清掃や花いっぱい運動は参加しやすい活動で、これからも続けていければと思いますが、残念ながら現実には参加者が少なく、新住民という方だけではないのですが、新住民の関心はかなり低い傾向です。参加者を増やす工夫の実践を行っている例や方法をお聞きしたいと思います。

○議長（藤原由巳議員） 花立企画財政課長。

○企画財政課長兼未来戦略室長（花立孝美君） お答えいたします。

参加者を増やす実践、確かになかなか難しいお話だと思って今お聞きしたのですけれども、例えば時間帯、花いっぱい運動は例えば都合のいい日に各地域で取り組んでいただけるように状況をちょっと変えました。取り組み方を変えましたし、あとはまちをきれいにする運動、こちらのほうも基本的には朝早くというふうな感じなのだと思うのですけれども、そちらもやはり朝早いのは難しい方がいらっしゃるとか、あとは日曜日に参加するのは難しいという方は別に日曜日ではなくてもいいというふうな形で、特段縛りを厳しくやっているわけではなくて、割と柔軟に対応させていただいていると、こういった取組をさせていただきます。お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問。

谷上知子議員。

○4番（谷上知子議員） 若者の参加についてお聞きします。

駅前でもちの情報を発信する一般社団法人カダルの活動は、女性の活動の点からも評価しています。特にやはラヂ！の放送は生活の一部に定着しています。町長さんのお話が楽しみだという声も聞きます。鹿児島の大崎の研修には、偶然北海道の東川町の若手職員が七、八人ほど研修に来ていました。私自身も東川町のまちづくりには注目しておりましたので、感激し、めったにしたことのない名刺を交換しました。ごみの研修なのに公立日本人学校のスタッフが主でした。若い世代と担当にとらわれない研修方法に、成長を続けるまちの息吹を感じました。町の若い世代や若手町職員で話合いの場を設け、フラットな雰囲気の中で企画内容によっては予算を計上してもいいのではないかと考え、伺います。

○議長（藤原由巳議員） 吉岡政策推進監。

○政策推進監（吉岡律司君） お答えをします。

偶然にも東川の方とお会いになったということで、私も実は東川町に自腹で研修に行っ
まいりました。とても職員の方が生き生きとしていて、何よりも職員というより町民の方々が

元気がいいなど、そして主体的であるなどということは非常に感じましたし、役場に頼まれてとかではなくて、住民自身が中心になってまちづくりを考え、そして推進する原動力になっていて、足りない部分を行政がしっかりサポートしていく、こういった体制がすごく健全ではないかなというふうに思った次第でございます。

そういうスタートアップはどこがすべきなのかという話の中で、例えば東川についても実際には住むところがなかなかなくて、公営住宅は役所がしっかり設備するから住む環境がある、そしてそこを取り巻く周辺の中に、空き家などに移住、定住の方がやってくるといった形が、しっかり行政ができるところはサポートしているという形がありました。そこは非常に学ぶべき点で、役所がやたらと前面に出るのではなくて、住民主体のまちづくりができるような環境、そしてそういう勉強会というのは、ぜひ必要であれば研修についての予算措置などもして、やる必要があるのかなというふうに考えているところでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

谷上知子議員。

○4番（谷上知子議員） 5つ目のシビックプライド醸成について、ここのお答えが私の考えるステージと若干ずれがありますので、2つに分けて質問したいと思います。

1つ目は、シビックプライドはコミュニケーションだと言われてますし、私もそう思っています。例えば清掃という単純な作業からお互いの健康を確認でき、会話が弾みます。大崎のシビックプライドは、ごみの分別という日常の欠かすことのない活動です。その成果が町政への町民からの大きなプレゼントになっています。金額にしておよそ1億円、福祉、教育の分野に使われています。令和3年度は、その活動を応援する人ばかりではないと思いますが、応援する企業や全国からのファンからふるさと納税額は43億円だそうです、令和3年度です。自ら財政を生み出す活動、そのことについて私はこれからのまちの在り方というものをお考えざるを得ませんでした。大きな企業を呼ぶとかそういう発想も大事ですが、町民自らがお金を生み出して自分たちの福祉、教育に、その他もあるのだと思いますが、役に立っているという、こういうすばらしいというか、何か頭をガンと殴られたような感じでしたけれども、まちづくりのヒントは町民の町民による自負心であることに気づかされました。こんなまちが存在することに衝撃を受けました。日常生活の活動が揺るぎないまちの柱になっています。これから進める第8次総合計画の核になる活動にはどんなことが想像できますか、お伺いします。

○議長（藤原由巳議員） 吉岡政策推進監。

○政策推進監（吉岡律司君） 5問目の答弁が、議員が質問した内容とちょっとずれがあったということは申し訳ございませんでした。

まず、シビックプライドの定義については様々あるのだと思いますが、都市に対する、まさに議員ご指摘のとおり市民の誇り、うちで言えば町民の誇りという概念で使用されていることが多いと思っております。日本で言えば郷土愛とか愛郷心といった言葉が似ていると思いますが、郷土愛とか愛郷心というのは自分の心の中だけで完結してしまうものですが、シビックプライドというのは権利とか義務を持って活動する主体として自分自身が関わっていくという、心の中だけではなくて外に対して何かをしていくのだという気持ちが、社会に目を向けているという点が大きく違うのではないかなと思っております。

ご指摘のとおり、様々なところでシビックプライドは取り組まれていまして、大崎にしてもそうだと思います。同時に分析も進んでおりまして、愛着だとか、誇りだとか、共感、あるいは継続して住みたい、あるいは推奨意向、矢巾町をお勧めしたいですよという気持ち、こういった項目で分析がされておりまして、この項目のうち継続して住みたいと愛着というのはすごく類似するところがあるそうです。もう一つ、推奨意向と誇りというのは、これもまた類似することが分かっています。

本町では、7次総合計画の中で継続居住意向ということでアンケートをしておりまして、矢巾町の場合は住み続けたいが48.4%、どちらかといえば住み続けたいが35.1%、何と83.5%の方が住みたい。これから類推すると、相当の町民の方は新住民、昔からいる住民に限らず矢巾町に愛着を持っているのではないかなというふうに考えられます。

まさにここからが問題だと思っております。第8次総においては、誇りや、矢巾町をどうお勧めしたいのだといったようなところに重きを置いて取り組む必要、それがまさに住民との主体的な関係性を築くものではないかなというふうに思って聞いておりました。そういう意味では、谷上議員のご指摘のとおり、町のブランド化によってシビックプライドに取り組んでいくというのはまさに的を射たご指摘で、私も改めて気づかされたところでございます。8次総では、そういったところ、まさに誰かが主体になっていく、主人公はあくまで町民なのだというような形になっていく姿勢があるのかなと思っておりますのでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

谷上知子議員。

- 4番（谷上知子議員） 同じようなことになると思いますが、2つ目、今の問題について。シビックプライドの背景は、人口減少による縮小社会への対策とも言われております。英語でなくてもいいのですけれども、シビックプライドと言ったほうがコンパクトにまとめられて、かえっていいのではないかなと思って私も英語を使わせていただきました。英語は、本当に2でしたけれども。中規模や小規模、過疎化する田舎町に求められ、未来を創造できる概念のようです。限界集落になるのではと思われた地域も現在では仲よし集落と見方を変えています。働き方改革の効果か、週末は生家に帰省し、自然と触れ、リフレッシュする世代が増えているようです。政治は可能性を見つけ、絶望ではなく希望であってほしいと願います。

シビックプライドは、日本では2006年頃から普及し始め、研究、実践が進んでいます。古い歴史でいうと、19世紀のイギリスの産業革命の頃から発信をしたそうですが、当時は自分たちのまちをブルーカラーの人たちが作り始めたという歴史があるようで、自分たちのまちのシビックプライドを建物に、公共建設に移したようです。

それで、2006年頃から普及し始めたシビックプライドですが、私も今回鹿児島で初めて出会ってびっくりしたのですが、実は北上市では20年ほど前から取り組み、あじさい都市として、いろんなことがあるのですが、テーマとしてまち育てからシビックプライドの醸成を高めています。次のテーマとして、よそ者扱いしない、まち育ては人育て、強く引かれるテーマです。現在発展性を感じられる北上ならではのことだなと思い、ちょっと北上のことについて見てみますと、やはり工場誘致の努力も、昭和の初めですから、約100年ほど前から農家の次男坊、三男坊の方の職業を見つけなければならないということで工場誘致を始め、工業高校と言ったから黒沢尻北工業ではないかと思いますが、自分たちのお金で工業高校を誘致し、現在があるようです。シビックプライドに定義する要素は、先ほども言うようによそ者扱いしない、これからの矢巾町にとってはこの辺は本当に強くみんなが持っていかなければならない考えだと思っております。お答えにある二宮尊徳さんの思想や郷土愛は、歴史の中で学び、出てきます。さらに、郷土愛はそこで生まれ育った人や長く住んでいる人たちが持っている当然の感情だと思うし、考え方だと思います。

では、シビックプライドはどうあればいいか。新規住民の皆さんも全く同じレベルで自負心を持ち、活動に参加して、まちを誇りに思う心情を醸成することではないでしょうか。まちづくりにシビックプライドの考え方を反映することについて再度お伺いいたします。

○議長（藤原由巳議員） 吉岡政策推進監。

○政策推進監（吉岡律司君） ありがとうございます。まさに産業革命当時、古くからという話がありました。その当時は、シチズン革命とかと言われていて、いずれも市民の、形容詞になっているのか、名詞になっているのかの違いになるかと思うのですが、いずれにしても市民がという形になります。よそ者扱いしないという意味では、まさに新住民、これからのように関わっていくのかというのは大きなテーマだと思います。

今回ご質問いただいた中で、本当にシティプロモーションによるまちのブランド化という視点については、まさにシティプロモーション、ブランド化、本当に大切だと思っていて、これは昔から矢巾町に住んでいる方が、ああ、そうだったという気づきもそうですけれども、新住民にとっては、ああ、こんなまちなのだと、ちょっと行って、出てみようかと、まさに自分から一步を踏み出すきっかけ、まちに関心を持つきっかけになる原動力になるのではないかなと思っています。そういう気持ちがあれば参加しやすいだとか、あるいは何曜日開催だから、障害はあったとしても、その気があれば実現してくれるのだと思います。そういう実現して、主体が参加したいなと思ってくれるような方を増やすためにも、今回ご提言、ご質問いただきましたシティプロモーション、ここはしっかりしていきたいなと思っています。

29年にローカルブランディングということで取り組ませていただきました。これによりまして、ふるさと納税なんかは飛躍的に伸びて関係人口を増やすことに成功しております。こういった中を本当であれば引き続き、続けることが大切だったのだなと今反省しているところなのですけれども、ローカルブランディングという形を取りながら、なおかつシティプロモーションという形で外への働きかけを行っていきたいと思います。外への働きかけというのは、結局矢巾町をあまり知らない新住民にとっての働きかけでもあるわけですので、そういった好循環をつくっていければいいのかなと思っています。お答えになっているかどうかはちょっとあれなのですが、シティプロモーション、ローカルブランディング、そしてご質問いただいたシビックプライドの醸成については、そのような考えで取り組んでまいりたいと思います。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。よろしいですか。

（「はい」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） それでは次に、2問目の質問を許します。

谷上知子議員。

○4番（谷上知子議員） 安心安全なまちづくりについて。

犯罪のない安全なまちづくりは、町民の誰もが望みます。生活スタイルの変化は、隣人でも久しく会う機会がないというのが現実です。また、安心と安全のよりどころとなっている矢巾交番の強化対策も望まれます。犯罪のないまちづくりについて伺います。

①、矢巾町まち・ひと・しごと創生人口ビジョン総合戦略、46ページに記載されているボランティアによる防犯活動従事者数について、現在の活動状況を伺います。

②、地区における独自の防犯対策について、把握しているものがあるか伺います。

③、矢巾交番に常駐している警察官は四、五人です。増員を要望する考えがないか伺います。あわせて、パトカーの増車を要望する考えがないか伺います。

○議長（藤原由巳議員） 高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 安心安全なまちづくりについてのご質問にお答えをいたします。

1点目についてですが、ボランティアによる防犯活動従事者数は、各種見守りネットワーク、わんわんパトロール、スクールガードや地域安全推進隊など、令和4年9月1日現在で228名であり、その活動につきましては平素の防犯活動を行いつつ、春まつりなどの各種イベント開催時や学校の長期休暇などの特性を踏まえ、各種防犯活動を行っていただいております。

2点目についてですが、地区独自による防犯対策につきましては平素からそれぞれの地区の特性に応じた防犯活動を行っていただいていると認識しておりますが、各種イベント開催時や地域安全推進運動期間等を活用し、複数地区同時による地域としての防犯対策を進めております。

3点目についてですが、交番における人員や車両等の編成につきましては岩手県警察本部で計画され、現体制となっておりますが、矢巾町においては現在のところ治安情勢の著しい変化等が見受けられませんが、今後も紫波警察署と連携を強化しながら、将来的に情勢の変化等がある場合につきましては警察官の増員の体制強化など、紫波警察署を通じて岩手県警察本部に要望をしております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 再質問ありますか。

谷上知子議員。

○4番（谷上知子議員） 日頃から防犯活動にボランティア活動で参加している方々に感謝を

申し上げます。この活動に所属する人員に不足はないかお伺いしたいと思います。

○議長（藤原由巳議員） 田村総務課長。

○総務課長兼防災安全室長（田村英典君） お答えいたします。

それぞれのボランティア、活動団体に本当に日頃から防犯活動等をやっていただきまして感謝申し上げます。それにつきましては、人数等につきましては多ければよいというものでもないかもしれませんが、ご協力いただいている皆様に本当に感謝申し上げますので、今後ともたくさんの方々がこういったボランティア活動、防犯活動に参加していただけることをむしろ要望、それから感謝申し上げる次第でございます。

参考までにですが、今回のボランティア活動は4団体、主に芽出しをさせていただいております。矢巾っ子すくすくネットワークでは46名の方々にご協力いただいております。町内の各学校長、PTA会長、町内ショッピングセンターの皆様46名でございまして、町内の小中学校の長期休暇中の防犯活動、パトロール活動、啓発活動など、夏、冬、春休み中に9回程度実施していただいております。

それから、矢巾地域安全推進隊と称しまして、隊長以下14名の皆様には春まつりや、や市等の各種イベントにおける防犯、非行防止啓発活動などでご協力もいただいております。

それから、ご存じのとおり、わんわんパトロールの皆様については包括支援センターが中心でありまして、隊長以下40名の皆様に犬の散歩中の見守り活動、特に高齢者の見守りなどに力を入れていただいているという状況でございます。

そして、スクールガードでございます。学校教育課が主体になっていただいております。5,128名の本当にたくさんの皆様に協力いただいております。子どもの登下校時における見守り活動ということで、こちらについても無償なのですが、本当に頭が下がります。ご協力いただいて、各交差点とか学校の入り口、それから危険のないようにということでご配慮いただいているという状況でございます。

こういった状況でございますが、そういった中で矢巾町の、付け加えて申し上げますと、刑法犯という数がかかなり減ってきてございます。参考までに年度別でご紹介申し上げますと、平成29年が矢巾町内では刑法犯の認知件数が71件、平成30年度が72件、令和元年度71件、令和2年度68件、そして令和3年度が45件とかかなり少なくなってきておりまして、こういった地域の取組のたまものなのかなというふうに感じてございます。

なお、交通安全という部分についても付け加えて申し上げますと、矢巾町の死亡事故ゼロが現在まで、令和2年の10月3日から死亡事故ゼロということで、697日間継続しております。

して、令和5年1月3日には2年5か月になるということで、こういった点についても本当に皆様のご協力をいただきながら、こういった実績を上げていただいているということで、本当に感謝申し上げて答弁いたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

谷上知子議員。

○4番（谷上知子議員） どこかに事件があったときとかということではなくて、交番に誰もいない状態の空き交番という時間帯がちょっと見かけられることがあるのですが、この対策として、まちというわけではないのですが、どこに頼めばいいのかもちょっと分かりませんが、警察官OBの方を頼んで、相談員という形で空き交番の留守番をお願いしているところはかなりあるようです。

そこで、これから人口も増えるから犯罪が増えるということではありませんが、道案内とかそういったことも含めて矢巾交番に相談員のような形、空き交番にならない状態をつくらいかたがでしょうか、お伺いします。

○議長（藤原由巳議員） 田村総務課長。

○総務課長兼防災安全室長（田村英典君） お答えいたします。

現在矢巾交番の体制でございますが、総数10名の警察官が勤務していただいております。その中で常駐しているのが四、五名ということで、3交代という形になっていまして、今ご指摘いただきました警察OBの方などの相談員、こちらの方もご対応いただいております。9時から17時までということで、では夜間はどうかということになるのですけれども、夜間については主に警察官、それから巡回等で、万が一、警察官が不在の場合は電話等、連絡のつくように対応しているという状況でございますので、相談員の対応はしておりますが、9時から17時まで相談等に対応しているという状況で、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

谷上知子議員。

○4番（谷上知子議員） 最初にも述べましたが、なかなか近所の方ともお話もできないような状態というのは結構ありまして、近所に何かあったときに、あれ、困るなということも結構あります。それは老人だけではなくて、若い人も子どもも含めてなのですが。

それで、犯罪を防ぐという強い要素には抵抗性、領域性、監視性と言われるものがあるそうです。抵抗性というのは、犯罪者が来たときに、その力を押し返すという意味で、例えば鍵も二重にするとか、そういう防犯だと思います。それから、領域性というのは犯罪者を、

自分たちの場所や自分の家にもなるのだと思いますけれども、区切ることで防ぐことのようにです。例えばガードレールの内側は、ひたたくりや子どもの連れ去りがないそうです。監視性は、物理的な死角をなくして、見えやすい場所にするのだそうです。

そこで、その対策をできるだけ地域の中に生かしたいなと思いますが、そのためには地域安全マップが効果を発揮すると言われていています。領域性が低い場所と監視性が低い場所を地図にしたものです。地区ごとの地域安全マップ作成を行い、子どもから高齢者までが危険を意識できる取組を進めてはどうでしょうか、お伺いします。

○議長（藤原由巳議員） 田村総務課長。

○総務課長兼防災安全室長（田村英典君） お答えいたします。

まず、よく騒がれますオレオレ詐欺とかそういった部分については、まずもしも警察等に相談する前段階ということで、不安だなという場合については総務課の防災安全室等でもしっかり相談を受け付けておりますし、実際にご相談にも対応しておりますので、役場のほうにご相談いただければというふうに考えてございます。

それから、安全マップというお話が出ました。これにつきましては、今いただいた話を研究させていただきながら、どういった形が見やすく、そして実効性があるのかと、分かりやすくできるのかということとはちょっと課題とさせていただきたいというふうに考えてございますので、お時間をいただければということでお答えとさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。よろしいですか。

（「はい」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） それでは次に、3問目の質問を許します。

谷上知子議員。

○4番（谷上知子議員） 3問目です。農業従事者の育成と女子の就農について。

農業従事者の高齢化により農業を続けられない世帯が増えています。本町の都市と農村が融合した風景が好きで新居を構える方があります。伸び放題の路肩の草も、今までは農家のボランティアで清潔に管理されていましたが、現在は作業が追いつかない状況が見かけられます。農業振興の手だてとして「人を農地に」を合い言葉に、食に関心の高い女子の参加について伺います。

①、認定農業者の減少について、原因を伺います。

②、耕作放棄地の面積と対策について伺います。

③、女子の就農の取組について、町の方針を伺います。

④、住宅地では無人の産直野菜販売でにぎわっています。農作業には、農家やその他住民お互いの配慮が必要です。住宅地に近い場での農作業に対する理解を周知啓蒙してはどうか伺います。

○議長（藤原由巳議員） 高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 農業従事者の育成と女子の就農についてのご質問にお答えをいたします。

1点目についてですが、本町における認定農業者数は令和3年度末時点で106名となっており、直近10年間で24名減少しております。減少の原因としては、営農者の高齢化や家族構成の変化があったほか、耕作面積の減少により認定時の当初計画で掲げた目標が未到達、いわゆる達成ができなかったことがあったこと、集落営農組織加入により認定更新を辞退したことなどが挙げられます。

3点目についてですが、本町における新規就農者の直近の傾向は夫婦ともに就農する形態であることから、積極的な家族経営協定の締結により、女性の働きやすい環境の醸成など経営参画への意識を高めております。本町といたしましては、意欲がある就農者に対しては関係機関と構成するサポートチームが分け隔てなく、親身になって相談に応ずる方針としております。

4点目についてですが、住宅地にある無人の産直販売では、地域で取れた新鮮な野菜等が販売されており、町民から好評であると認識をしております。議員ご指摘のとおり、農作業の際には作業に伴う機械の音や臭いなどが発生することがあることから、農業者と住民、いわゆる町民それぞれの配慮が必要となります。

町といたしましては、この件に関しまして周知啓蒙を行うことは考えておりませんが、食料安全保障の確立が深刻な課題として認識されている今こそ、町産の農産物の重要さが再認識され、地域の中で消費者と生産者がそれぞれの立場を尊重をしながら会話を行うことによって、農作業に対する理解が深まるものと捉えております。

以上、私のほうからのお答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 中川農業委員会会長。

（農業委員会会長 中川和則君 登壇）

○農業委員会会長（中川和則君） 引き続き農業従事者の育成と女子の就農についてのご質問

にお答えいたします。

2点目についてですが、耕作放棄地の面積につきましては令和4年3月31日時点で7.7ヘクタールとなっております。また、耕作放棄地に対する対策につきましては、毎年7月から12月を重点期間として農地パトロールを実施しており、耕作放棄地化の懸念のある農地につきましては所有者に耕作の意向確認をするとともに改善を支援してまいります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 再質問ありますか。

谷上知子議員。

○4番（谷上知子議員） 耕作放棄地に対し改善を支援しているとのことですが、支援の内容についてお伺いします。

○議長（藤原由巳議員） 鎌田農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（鎌田順子君） 耕作放棄地の対策の支援内容についてお答えいたします。

まず、所有者ご本人に意向を確認しまして、自分で作る気持ちがあるかないか、そしてそのめどが立たないときに誰かに貸すという手法が取れるかどうか、そういうところを確認しながら、そういう貸し借りの相手のめどが立たない方については、地域でそこに対して手をかけることができる方があるかどうか、そういうのを農業委員が働きかけを行います。それで、どうしても相手が見つからないというようなとき、あるいは長年放置してしまって草が伸び過ぎたりしているようなところについては、農業委員自ら手をかけたりすることも実際にございます。そのようにして、あまりひどい状態にならないうちにご本人に連絡を取って意向確認しながら進めてまいっております。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

谷上知子議員。

○4番（谷上知子議員） 政府の統計によると、昨年度のJAの総会で渡された冊子の内容からなのですが、穀類の年間支出額は1983年（昭和58年）から比較して大幅に減少しています。さらに、2014年（平成26年）にはパンと米の消費量が逆転しました。農家数も激減し、年齢別基幹的農業従事者も最高の数字が75から76のあたりの世代です。

そこで、藤原議員も、山崎議員も似たような質問を鋭くされたのですが、分かりやすく、認定農家の減少が及ぼす影響で予測されることと、これからについてお伺いします。

○議長（藤原由巳議員） 佐藤産業観光課長。

○産業観光課長（佐藤健一君） 町長の答弁にもありましたとおり認定農業者が減少しているということは、まず目標を立てて、立てた方々がそれぞれ認定農業者と認められ、様々な支援を受けられるというのが認定農業者になる意味があることだと思っております。その認定農業者が減ってきているということは、立てた目標がなかなか達成できないということで、認定農業者が減ったことイコール農業が衰退していくというふうな直結するものではなくて、認定農業者はやめても農業は続けている方々がまだまだいらっしゃるものですから、その方々のサポートをどうしていくかということが重要なのかなと。引き続き農業経営を続けられるような形に持っていけるように、私たちとしてはサポートしていかなければならないというふうに思っております。

確かに農業経営していく上で、何か計画なり目標がないと、では収入がどのぐらい得られるかとか、そういったものがないとなかなか続けられないというのが現状かと思っておりますけれども、やはり農業所得を上げることが農業経営がうまくいく一つの理由となると思っておりますので、昨今農業資材、いろいろ肥料とかそういったものが高騰して米価とかが上がらない中で、経費ばかりかかるというような現状となっておりますけれども、何とかそこを、農業所得が上げられるような形で町としても支援してまいりますし、やはりこれは国、県、ここ全体で考えていかなければ、やはり食料安全保障というものは成り立たないわけですので、そこは一体となった形で農業を継続してできるようにサポートしてまいりたいというふうに思っております。よろしくお願いいたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

谷上知子議員。

○4番（谷上知子議員） 女子の就農についてですけれども、今農林水産省でもそんなに幅広くやっているわけではないようですが、農業女子プロジェクトというものを立ち上げて、東北では山形辺りが盛んに行われております。岩手にはまだないようですが、でも細かいところではあるのではないかとはいっていますが、女子の就農についてですが、矢巾町にそれを当てはめる場合に、本格的な農業者としての前々段階でもいいですから、食を支える農業に関心、興味を持つ取組を女子を中心に計画してはいかがでしょうかということですが、例えば農業体験学習会とか農家の暮らし体験で、比較的簡単に生育し、作物の植付けを体験でき、さらに販売し、幾らか稼ぎを得るといふ。それから、農業や農家との関わりのない女性にも参加していただき、やがて希望として専門的に就労して働いてくれることを望みますが、希

望があれば田畑もあっせんしたり、取組について先輩方からの指導をいただけるというふうなことを本町では考えたことがないかお伺いします。

○議長（藤原由巳議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） お答えをさせていただきますが、多様な農業の担い手、その中で女子の就農というのはやはり大事な考え方。昔は篤農家というところは、例えばおじいさん、おばあさん、そして息子夫婦、もう嫌でも家督を継いで、そして嫁さんは朝早くから夜遅くまで。だから、今そういうことは通らない時代になってきているわけです。今日いい質問いただいたなと思っておりますのは、山形でやっております農業者の女子プロジェクト、これはどこの市町村でもやはりこれから考えていかなければならない。

今エシカル消費という一つの考え方があるのです。このエシカル消費というのは、例えば今日、先ほど山崎道夫議員に環境に優しい農業ということで、いわゆる農薬とか化学肥料を使ったものではない、昔は堆肥づくりをして、まさに有機農業、農薬をあんまり使わない。だから、そういう環境の調和型とか、それから食べても安心な食材、そういったことに配慮されて作られたものを選んで消費することをエシカル消費と。そのときの立ち位置にいらっしゃるの、やはり女子のおなごさんたちだと思うのです。家庭の主婦で食材を選んで、そしてそれを調理して、だから生産者と消費者の地産地消、そしてマッチングさせること、こういうことをこれから考えていく上において農業者の女子プロジェクト、これから本町としても皆さんから、関係する方々からいろいろご意見を聞き、ご提言をいただきながら前向きに取り組んでまいりたいと考えておりますので、ひとつご理解をいただきたいと思っております。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

谷上知子議員。

○4番（谷上知子議員） 最後になりますが、私の住んでいるところは大型開発が進んで、私も畑を手に残している状態なのですが、近所にまだ専業農家の奥さんたちがいて、結構朝早くから売れて、にぎわっております。また、その収入も、税金の申告はしていると思うのですが、かなり上がっているのではないかなど。私がちらちら見ておりますが、そのことについてはまず目をつぶっていただきたいと思っております。

そういった農業の楽しみというものが、国だとか県とかもちろん大事なのですが、子どもたちにとっても、お年寄りにとっても、何か私もたった1つ、夫からの農業の遺産で、今年には豆を栽培し、ひそかにファンがいて喜ばれましたけれども、そういった近所の人たちが今年はやらないのとか、おいしかったよとかというふうな褒め言葉が、これは農業者にとっ

てはすごくうれしいことだと思っております。市場を通して売るときには、そういう声というのはまず自分の耳に届きませんから。そして、自分の家の周りがある、昔からあるザクロとか、そういったものなんかもちょこちょこ売っていて、ザクロおいしかったよとかというお話をしながら、あっという間に売れるのです。だから、9時頃行ったら、もうないです。だから、私も犬の散歩で早いときは、まずその産直に行って、キュウリがないときはキュウリを買って、全部買うとみんなに悪いから2つぐらいにしているのですが、そういった身近な農業のお付き合いとか発見とかというものがすごくこれから大事になると思っております。ですから、市街化区域における農業をぜひ支援していただきたいとともに、また新しく家を建てた人たちはすてきなうちにいますので、臭いとか音とかというのは当然嫌なのです。特に今の人たちは、臭いはすごく嫌ですから。そういったことも含めて、お互いに気がついたら言い合って、仲のよい産業としての住宅地の産直販売等をこれから進めてはいかがでしょうか、お伺いします。

○議長（藤原由巳議員） 佐藤産業観光課長。

○産業観光課長（佐藤健一君） 町内には幾つか、小さいながらも産直販売でご近所の住民の方々と触れ合っている方がいらっしゃるの私も分かっていますし、恐らく谷上議員の近くにもすぐミニ産直がありますので、それをご利用されているのかなと思いますが、いずれにしても市街化区域に住んでいらっしゃる住民の方々と農業者の、そういった農業に関わるものでトラブル等あるのも聞いてございますが、やはり農業がどういった形で私たちと関わっているのかということ町民の皆さんに理解してもらうのが一番なのかなというふうに思っております。

そういった意味も含めまして、毎年地元学び塾というものをやっております、ここ2年ぐらいコロナの関係で開催できておりませんでしたけれども、今年、またようやく地元学び塾というものを再開することができまして、地元学び塾というのは主に収穫体験をやっておりまして、先日やったのはキュウリの収穫だったのですが、煙山地内の約3反歩のところでもかなりキュウリをやっている農家さん、若い農家さん、これは男女、奥さんと旦那さん2人でやったのですが、そういった農家との触れ合いを通じて理解が進めばいいのかなというふうに思いますし、住民につきましては地元学び塾とかそういった農業体験のほうに積極的に参加していただいて、老若男女、あとお年寄りの方もお若い方も、男子も女子もそういったのに参加していただいて深めていただければいいのかなというふうに考えてございます。

また、こういった企画を、地元学び塾ばかりではなくて、個人でやられている農業者の方で理解していただける方がいれば、積極的にそういった支援も行っていきたいというふうに考えてございます。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。よろしいですか。

（「はい」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） それでは次に、4問目の質問を許します。

谷上知子議員。

○4番（谷上知子議員） 高齢者世帯へのエアコン支援について。

コロナ禍の生活で、特に高齢者は自宅に籠もりがちです。熱中症やコロナ感染対策として、高齢者世帯へのエアコン設置の支援について伺います。

①、エアコン設置補助の相談はありましたか伺います。

②、高齢者世帯へのエアコン設置について、支援するお考えはないか伺います。

○議長（藤原由巳議員） 高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 高齢者世帯へのエアコン支援についてのご質問にお答えをいたします。

1点目についてですが、高齢者世帯のエアコン設置補助に関する相談につきましては、これまでのところ伺っていないところであります。

2点目についてですが、国の熱中症対策行動計画においては全国民がエアコンを適切に利用することや、新しい生活様式における熱中症予防行動について、重要事項や具体的な施策の中に示されているところであり、本町においても周知を図っているところであります。しかしながら、高齢者は身体的に暑さを感じにくい面もあり、心理的にエアコンは体に悪い、節電をしたいということなどから、エアコンの適切な利用をしていないことが同計画や一般的な課題としても挙げられておりますことから、まずはエアコン利用の重要性について、併せて適切なマスクの着脱など新しい生活様式における熱中症対策について、高齢者の方々をはじめ町民の皆さんによく理解していただけるよう改めて周知を図り、普及啓発に努めてまいりたいと考えております。

なお、近年の気象、気候状況として、全国的に年々夏の季節の暑さや湿度が増しており、高齢者世帯に係る熱中症対策としてのエアコン設置や適正利用については本町のみ課題ではないことから、推進施策や補助制度等の創設について国や県に働きかけをしてまいります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 再質問ありますか。

谷上知子議員。

○4番（谷上知子議員） 民生委員さん等の会議で、特に高齢者のみの世帯にエアコンがないよねというような話題などが出たことがありますかということをお聞きしたいと思います。

○議長（藤原由巳議員） 野中福祉課長。

○福祉課長（野中伸悦君） お答えいたします。

民生委員の会議の中でエアコンの設置については、特に今まで話に出ていなかったと思います。ということでお答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

谷上知子議員。

○4番（谷上知子議員） 町長さんのお答えのとおり、なかなか高齢者の方々は電気をいっぱい使うのがもったいないとか、そういう感覚が結構あるのです。それがかえって体に悪いし、病気になったとき困るよとお話をしている方もいるのだそうですが、なかなか定着しないということが大きな原因でもありますが、経済的にやっぱり冷房はぜいたく品だというふうな考え方も抜けないのです。

そこで、これはマスクや何かと同じように、暑いときには必需品だよということをお話する機会があればお話ししていきたいなと思いますし、暑ければ夜でも体力が奪われ、具合が悪くなるといったこともお話ししていただければいいなと思いますが、高額な品ばかりでなく、手頃な品もあると聞きますので、工事をしなくても簡単に取り付けられる冷房の機器があると聞きますので、再度高齢者世帯への支援を考えてはどうでしょうか、お伺いします。

○議長（藤原由巳議員） 浅沼健康長寿課長。

○健康長寿課長（浅沼圭美君） ただいまのご質問にお答えいたします。

町長答弁にもございましたとおり、気候の変動によって、本当にここ数年、暑さに対する対策も災害級の暑さだというような報道もなされておるところでありまして、私たちも何度かやはラヂ！を通じてだとか、コロナ禍に入ってからマスクとのオンオフのところとか、全戸配布をしたりだとか、とにかくあらゆることを使いながらも伝えていきたいということで今取り組んでおったところでございます。

エアコンの設置に関しましては、答弁等にもございましたとおり、高齢者だけではなく、あらゆる世代でのということで、国の熱中症対策の行動計画の中でも触れておるところでござ

ございますので、現在のところ私どもとしては様々な機会の働きかけをしつつ、高齢者の方々の亡くなった方の統計では、この行動計画の中の資料では、東京とか大阪の資料ではございますが、エアコンがあっても使用していなくて亡くなられた方がいたというところの適切な使い方も併せて普及啓発と、そして制度の創設のことも働きかけを少しずつ進めていければというふうに捉えております。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

谷上知子議員。

○4番（谷上知子議員） お願いと、それから質問ではないのですが、質問もあると思いますけれども、町政の福祉や教育にわたると思いますけれども、言い伝えというか、慣用句といいますか、年寄り笑うな、これからの道 わらす叱るな、通ってきた道という言葉は私は大切にしておりますし、ぜひ福祉や教育の分野でも何か難しい言葉をいっぱいばっと並べるよりも、こういう言葉で町政、福祉とか教育の運営をしていただきたいなと思います。

以上、終わります。

○議長（藤原由巳議員） 答弁は、町長からひとつお願いしたいです。

高橋町長。

○町長（高橋昌造君） 谷上知子議員の今ちょっとずばり言われたこと、実は一番冒頭に、いわゆるシビックプライド、私、今日このことをお聞きして、この言葉全てにつながるのです。それで、確かにこれからの総合計画やるときも、本町では町民憲章とか、また第7次の総合計画のスローガンも「希望と誇りと活力にあふれ 躍動するまち やはば」と、まさにこれもシビックプライドにつながる事だと思っております。あえて答弁書の中に二宮金次郎のことの報徳訓、人生訓というか、そこの中に積善と、善い行いを積み重ねろということがありますが、積善の家は余慶ありと。これを替えると、家を地域とかまちに替えると、例えば積善のまちには余慶があるということは、善い行いをしたまちは必ず幸せが、幸福が訪れるのだと。何か私、今日、谷上知子議員さんのご質問をお聞きして心が洗われたような思いを強くいたしました。そして、私どもはこれまで、今回の議会においても、とにかく答弁をどのようにして難しい字句を並べて、自分たちでもよく理解できないような横文字を並べて答弁させていただいているのですが、今日はそのことをずばり指摘されたので、これからやっぱり議会だけではなく、町民の皆さんにも分かりやすいような、そして丁寧な説明責任を果たしていかなければならないと。

そこで、これから私は何かあったときに、必ず谷上知子議員のシビックプライドというのを使わせていただきますので、何だ、私の言葉、受け売りで、どこだりに行ってしゃべっているというのではないかと、そういうことのないようにひとつPRをして、そしてこれが全てに派生する、そして幸福につながる道ではないのかなと理解しております。今日は本当にありがとうございました。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問は。よろしいですね。

（「はい」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） それでは、以上で4番、谷上知子議員の質問を終わります。ご苦勞さまでした。

○議長（藤原由巳議員） 以上で本日の議事日程は全部終了しましたので、これにて散会いたします。

なお、明日は引き続き一般質問を行いますので、午前10時に本議場にご参集願います。

本日は大変ご苦勞さまでございました。

午後 3時43分 散会

令和4年矢巾町議会定例会9月会議議事日程（第5号）

令和4年9月7日（水）午前10時00分開議

議事日程（第5号）

第1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（18名）

1番	藤原信悦	議員	2番	吉田喜博	議員
3番	小笠原佳子	議員	4番	谷上知子	議員
5番	村松信一	議員	6番	廣田清実	議員
7番	高橋安子	議員	8番	水本淳一	議員
9番	赤丸秀雄	議員	10番	昆秀一	議員
11番	藤原梅昭	議員	12番	長谷川和男	議員
13番	川村よし子	議員	14番	小川文子	議員
15番	山崎道夫	議員	16番	廣田光男	議員
17番	高橋七郎	議員	18番	藤原由巳	議員

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により出席した説明員は次のとおりである。

町長	高橋昌造	君	副町長	岩淵和弘	君
政策推進監	吉岡律司	君	総務課長 兼防災安全室	田村英典	君
企画財政課長 兼未来戦略室	花立孝美	君	税務課長	佐々木智雄	君
町民環境課長	田中館和昭	君	福祉課長	野中伸悦	君

健康長寿課長	浅 沼 圭 美 君	産業観光課長	佐 藤 健 一 君
道路住宅課長 兼まちづくり 推進室長	佐々木 芳 満 君	文化スポーツ 課 長	高 橋 保 君
農業委員会 事務局長	鎌 田 順 子 君	上下水道課長	浅 沼 亨 君
会計管理者 兼出納室長	水 沼 秀 之 君	教 育 長	和 田 修 君
学校教育課長 兼学校給食 共同調理場所長	村 松 徹 君	子ども課長	田 村 昭 弘 君
農業委員会 会 長	中 川 和 則 君		

職務のために出席した職員

議会事務局長	吉 田 徹 君	議会事務局長 補 佐	川 村 清 一 君
係 長	佐々木 睦 子 君		

午前10時00分 開議

○議長（藤原由巳議員） ただいまの出席議員は18名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程の報告

○議長（藤原由巳議員） 本日の議事日程はあらかじめお手元に配付したとおりであります。

これより本日の議事日程に入ります。

日程第1 一般質問

○議長（藤原由巳議員） 日程第1、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順次質問を許します。

最初に、11番、藤原梅昭議員。

それでは、1問目の質問を許します。

（11番 藤原梅昭議員 登壇）

○11番（藤原梅昭議員） おはようございます。議席番号11番、一心会、藤原梅昭です。一般質問も今日で3日目、お疲れのところでしょうか、私も含めあと3人でございますので、今日も是々非々でよろしく申し上げます。

宮城の皆さん、東北の皆さん、おめでとうございます。100年間開かなかった扉が開きました。高校野球全国制覇した仙台育英高校、須江監督インタビューでの言葉です。東北勢として春、夏合わせ13度目の挑戦で初めて頂点に立ち、白河の関を越えました。この中に、岩手の大船渡一中出身の仁田君、釜石東中出身の洞口君、この2人もベンチ入りし、さらに岩手代表の一関学院には、矢巾町出身の吉田君も出場しておりました。50年前高校球児の一人として、東北人として、本当にありがとうございました。おめでとうございます。次はぜひ岩手から全国制覇を期待したいと思っております。

矢巾町の子どもたちも中学の女子ハンドボール、バドミントン、吹奏楽、特設合唱部、さらに小学校の吹奏楽と東北大会、全国大会出場へと頑張っていることに、心からエールを送りたいと、そう思います。青春は密です。

長く続くコロナ対応、役場の職員、医療従事者、学校関係者をはじめとするソーシャルワ

一カーの皆様、日夜本当にありがとうございます。

それでは、本題に入ります。食料安全保障への環境整備についてお伺いします。太平洋戦争終戦より77年目の本年2月24日に始まったロシアによるウクライナ侵攻から半年以上たちましたが、終わりの見えない戦争となっております。昭和16年12月開戦した太平洋戦争は、戦死者310万人以上、当町も404柱の戦没者追悼式が8月20日に行われました。私の祖父ももっと前の昭和13年に中国で亡くなったそうです。祖国日本のためにお亡くなりになられた皆様へは、心から哀悼の意を表します。

遡れば77年前が終戦、さらに77年前が明治維新の年だったようであります。歴史上の大きな転換点を感じております。我が国日本でも防衛力の強化、経済安全保障、食料安全保障と様々な形で安全保障が叫ばれていますが、そのような中での安全、安心なまちづくりについて、改めてお伺いします。

ウクライナ危機より、世界の食糧事情を取り巻く環境が大きく変化しました。自給率38%と、大部分を輸入に頼っている日本、政府も特に有事に備え、輸入から国産への大転換が必要と今さらながら言っておりますが、当町の食料安全保障への環境整備として、以下お伺いします。

課題の多い農林業への支援対応策として、農業公社的な考えがあるとのことですが、JA連携を含めた対応状況をお伺いします。

当町は、県都隣接の地域柄勤め人が多いわけですが、農業従事者の確保策として、半農半Xの考えをお伺いします。

散在している農地の貸借を調整し、農地集約することによって、作業効率、品質向上、作業事故、トラブル等が大幅に改善されると見込みますが、進捗状況と今後の計画をお伺いします。

農産物の価格下落、種々災害時の補償としての収入保険への加入状況及び推進への考えをお伺いします。

イノシシ、熊等の被害が多く発生していますが、鳥獣被害への対応状況及び今後の計画をお伺いします。

大雨災害などにより、被害を受けた農産物などを含む規格外農産物の有効利用に対する考え及び取組状況をお伺いします。

病院施設等々への地産地消の取組状況をお伺いします。

小中学校での地産地消並びに食育教育への取組状況をお伺いします。

以上です。

○議長（藤原由巳議員） 高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 11番、藤原梅昭議員の食料安全保障への環境整備についてのご質問にお答えをいたします。

1点目についてですが、農業公社の役割として、地域農業の発展と農業者の福利増進を目的として運営する公共事業体であります。一般には、担い手の確保や育成、農地の集積、集約化を関係団体と連携しながら、農業生産基盤の強化を図っております。

ご質問がありましたJA連携を含めた対応状況につきまして、JAいわて中央管内の首長と組合長との懇談の場であります岩手中央農協農業振興協議会や年2回開催されております矢巾地域水田営農推進協議会、認定農業者の認定審査を行う農政部会の開催など、その都度農政全般の重要案件協議等において、JAとの連携を行っておるところであります。

2点目についてですが、国では、食料・農業・農村基本計画の中で、農村で副業、兼業など、多彩なライフスタイルの実現のために、いわゆる半農半Xを提唱し、本格的に営農に限らない多様な農への関わりを支援しております。全国の事例を見ますと、地域に合った特色のある取組が展開されております。

ご質問がありました半農半Xへの考え方ですが、議員ご指摘のとおり、当町では盛岡市と隣接し、人、物の流れが多い地域でもあることから、農に関心があり、副業として参画可能な人材がいると考えられておることから、当町における半農半Xの取組を検討してまいります。

具体的には、JAいわて中央で行っております無料職業紹介事業を活用し、農業に興味がある、農業のお手伝いをいたしたいという町民及び近隣住民に対し、定期的に開催されております農作業希望者説明会にご案内し、農業者と農作業従事希望者とのマッチングを図ってまいります。

4点目についてですが、令和4年の収入保険の加入者数は、今年8月10日現在で91経営体と伺っております。昨年は89経営体の保険料790万8,381円に対し、347万2,000円を町から補助しております。議員ご指摘のとおり、新型コロナウイルス感染症の影響等による農産物の価格下落や災害時の補償として、収入保険は非常に有効であることから、今議会において補正予算を計上させていただき、今年度も収入保険の加入推進を行ってまいりたいと考えております。

5点目についてですが、有害鳥獣被害の対応状況は、8月21日現在で熊17件、イノシシ20件の目撃、被害情報が寄せられており、その都度現場の状況を確認し、猟友会と連携を図りながら、わなの設置などの対応を行っております。

不動中山間地域協定においては、町鳥獣被害防止対策協議会から補助金を支出をさせていただき、西部の山沿い約7キロメートルの電気柵を設置いたしましたが、有害鳥獣の侵入を完全に防ぐものではないため、引き続き草刈りなどの環境整備等の周知を併せて行っております。また、西部地域の中でも城内地区、南昌地区においても、地域の方々と電気柵設置の検討を進めておるところであります。

町猟友会の会員数の減少も課題の一つであるため、今年度は町鳥獣被害防止対策協議会において狩猟の免許を取得する方への補助金を交付しております。まだ申込みはありませんが、引き続き事業の周知を行い、会員数の増加につないでいきたいと考えております。

6点目についてですが、今夏の東北地方の気象状況は、8月上旬からお盆明けにかけ前線による長雨が発生し、本町においても大雨警報発令による災害警戒本部を立ち上げたところであります。幸い本町における農業関係の甚大な被害はなかったものの、新聞、テレビ等の報道を見ますと、青森、仙台においては、生育中のリンゴ、水稻の浸水被害があったことは、ご承知のとおりでございます。

ご質問がありました大雨災害による規格外農産物の有効利用ですが、被害圃場の状況によるところもありますが、この食することが、食することが可能な規格外農産物については、農業関係団体及び加工食品取扱事業所との協議の後、積極的に販売をしてまいります。

例えば露地物野菜については、漬物やカット野菜を行う業者に、果樹については、ジュース等の業者へ販売し、農業者の皆さんの所得向上へつながる対策を図ってまいります。

7点目についてですが、介護施設等での地産地消の取組はないところでございますが、病院では、令和2年11月から岩手医科大学附属病院において、町産の銀河のしずくを病院食として提供しております。また、岩手中央農業協同組合から、岩手医科大学附属病院に提案し、9月11日の病院食で町産の夏野菜を使用した夏野菜カレーを提供する予定であると伺っております。今後も様々な機会を捉えて地産地消の取組を進めてまいります。

以上、私のほうからのお答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 和田教育長。

（教育長 和田 修君 登壇）

○教育長（和田 修君） 引き続き、食料安全保障への環境整備についてのご質問にお答えい

たします。

8点目についてですが、学校給食の提供において、食材は町内産をはじめとした国内産の生産物を取り扱う業者と協定を締結し、購入しております。可能な限り地元産食材を使用するよう努めておりますが、季節によっては生産されない食材もありますので、肉や魚等も含めて県内産、国内産を中心に調達しているところです。

また、食育教育の取組については、各小学校における栄養教諭による授業や中学校での食育講演会を計画して取り組んでいるほか、コロナ禍により、実際に児童や生徒と触れ合うことはできませんが、調理場の職員と栄養教諭が給食指導の一環として給食時間に学校を訪問し、給食に使用した食材や食材の栄養などについて説明して、成長期における栄養摂取の大切さなどを指導しております。

以上、私からのお答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 中川農業委員会会長。

（農業委員会会長 中川和則君 登壇）

○農業委員会会長（中川和則君） 引き続き、食料安全保障についてのご質問にお答えいたします。

3点目についてですが、人・農地プランは、町内31地区の全てにおいて実質化が完了しております。今後実践化を進めるに当たっては、農事組合法人サンやはばの取組をモデルケースとして、農地集約のメリットを各地域に示しながら、啓発してまいります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 再質問ありますか。

藤原梅昭議員。

○11番（藤原梅昭議員） 食料自給率は100%以上の都道府県というのは、47都道府県の中で北海道、東北は宮城県を除く5県、それに新潟と、たったこの7つの県だけです。ひどいところは、1桁台のパーセンテージという状況で、トータルすると38%と、そういう形になっているわけですがけれども、課題の多い、これほどの農林漁業への体制強化として、6月会議の町長答弁で、農業公社のような体制を早急に検討したいと。これは、職員の多忙な対応等々を質問したときの答弁なわけですがけれども、その後の対応状況をお聞きしたわけですがけれども、さらに昨日信悦議員、山崎議員の答弁にあった産業振興センター、これとの違いとか、中身について、もう一度お伺いしたいと思います。

○議長（藤原由巳議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） 今藤原梅昭議員からもご質問あったとおり6月会議で、例えば農業公社みたいなのを考えていきたい。それで、昨日の山崎道夫議員に、仮称、例えばの話ですが、矢巾町の産業振興センター。それで、まず組織機構の見直しについては、町内にもやはり検討委員会を設置しながら、今までもそういう手続を踏みながら、進めさせてきていただいたという経緯もありますし、それから農業公社についても、やはり例えば町内であれば、JAいわて中央農協とか、それから共済組合または農業委員会とか、いろんな関係の組織の団体、そして機関があるわけですので、また今後そういった農業公社なり、産業振興センターを考えていく場合には、県のほうからもご指導いただきながら、進めていきたいなど。

それで、今のところ産業観光課が組織が非常に肥大化しているのではないかということだと思うのです。そこで、考え方によっては、いわゆるこれまで産業振興課の前の農林課と商工観光課、そういったことにもう一度見直しをするか、この辺のところは、先ほど申し上げたとおり、関係機関、団体からも、また県のほうからもご指導をいただきながら、進めていきいと。

ただ、私の思いとしては、やっぱり今日の質問の中にも、例えば規格外の農産物、畜産も入れればあれなのですが、そういうふうなものをあれするとき、やっぱり農家だけで対応できない、農業団体だけで対応できないところもあるわけです。例えば先ほど果実のジュースにするとか、カット野菜にするとか、そういうことを。

それから、今岩手医科大学では、病院食に銀河のしずくを使っているわけでありまして。まさに地産地消、その中で野菜も規格外でいいから提供してもらえないか。今農協とあれですが、農協はいいものだけを売るということで、なかなか規格外を売るということについて、何かちょっと抵抗があるようなのです。だから、これはやっぱり一つ一つ、それぞれの野菜の生産部会とか、そういうところにもお話をしながら、進めていきたいと。

同じく作った物でもいいものと規格外、規格外でも農家の収入につながるように、そして今医大の小川理事長は、ぜひ、そしてそういうことをやると、全国でもモデル事例になるのではないかと。病院と農家、そして農協さんがマッチングさせていく。だから、それで今いろいろ取組をさせていただいておるところです。

そこで私は、できるのであれば、農業サイドだけではなく、商工業サイドでカットとか何かということになれば、やはりそれなりの事業所を設けなければならない。だから、そういった総合的に、そして機動的に対応していくことを考えた場合に、そういうことをひとつこれから検討していきたい。

それで、これは手続がありますので、私の一存で決めることはできないのであれなのですが、ただ今昨日の山崎道夫議員、そして今日ただいま藤原梅昭議員からもお話あったことは、これから内部で調整しながら、検討してまいりたいと、こう考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問。

藤原梅昭議員。

○11番（藤原梅昭議員） 農は国の基、これは政府が、与党が言っている言葉なのですが、農は本町の基、これは町長が声を大にして言って、それから久しくたつわけですけれども、食料安全保障の大転換が必要な今、温暖化の最大要因であるCO₂を吸収するためにも、森林、農地、大雨災害を緩和する田んぼダム等々、多面的な効果が本当にあります。そういう中で、以前にも、昨日も話がありましたけれども、今の話、ぜひ農林課という課名がいいかどうか、それは分かりませんが、とにかく今農林に集中的なパワーをつぎ込まなければいけない、そういう時期だというふうに私だけではなく、皆さんも感じているところだと思うのですけれども、それをやっぱりベースにしながら、あとは横の連携も密にしながら、いろんな対応をしていけば、もっと突っ込んだ農業行政ができるのではないかというふうに感じますので、ぜひその辺については、進めていただきたいなというふうに思います。

半農半Xについては、当町は農家の後継ぎでも勤め人が多いと、そういうような実態なわけです。私も退職後に農業をおやじから譲り受けたような形でやったわけですけれども、我々のときは、まだ、我々のときって今でもそうですけれども、定年が60歳と、そういうような時代でしたので、これから65歳定年になるということになると、さらに開始年齢が遅くなって、後継ぎすらできなくなると、そういうような状況になると思います。そういうときに必要なのは、経営は経営と、働き手、いわゆる手が必要なときに、どう対応するかということが今後の農業について、本当に重要になってくるのではないかなというふうに感じております。一年365日でなくても、シーズンで繁忙期に手を貸していただくとか、あるいは行政はじめ企業、民間も、その時期にそういうような半農半Xの考え方を取り入れた、そういう対応をしていただくと。そうすることによって、いろんな面で回ってくるのではないかなというふうに感じております。

あわよくば、その中から次の担い手が、よし俺は農業をやってやるというような考え方も生まれなければなりませんので、まずやってみて、やらせてみて、それでどうなるかというところもあるので、何とかそこのところ、半農半Xに対する考え方、あるいは取り組み

方を少し強調して進めていただきたいと思いますのですが、もう一回考え方をお伺いしたいと思います。

○議長（藤原由巳議員） 佐藤産業観光課長。

○産業観光課長（佐藤健一君） 半農半Xにつきましては、前にも議員の質問にご答弁をさせていただいてございましたけれども、国の事例でいいますと、半農半Xの事例といえますと、四国の野球独立リーグがありまして、その独立リーグのチームが半農半Xということで、片やそういった独立リーグでスポーツをしながら、農業ビジネスへの参入を図っていくというような事例もございます。

矢巾町におきましては、ビッグブルズとか、そういったスポーツ団体もございますし、そういったものも、今お話ししたことも参考にしながら、そういったもののコラボ的な部分もいいのかないというふうに個人的には考えてございます。

また、先ほど町長の答弁の中で、JAで行っている無料職業紹介事業というのがあるというふうなお話をさせていただいたのですけれども、矢巾町内におきましては、求人、求職、それぞれありまして、10人から20人ほどのあっせん等を行いながら、マッチングを図っているところというふうに伺ってございます。

実際矢巾町については、各営農組織から人員が少なく非常に困っているというような状況までは、状況に窮しているというふうなところまでには至っておらないようでございまして、うまくシルバー人材センターとかを活用しながら、やっているというふうに伺ってございます。かえって矢巾町よりも紫波町、JA管内であれば、紫波町、盛岡市のほうが、矢巾町から行って、盛岡市の圃場で作業をしているというようなケースも見られるようでございます。

いずれにしても、現状の矢巾町はそういうことでございますけれども、今後やはりそういった担い手不足というものは課題となってくるものでございますので、今のうちから手を打って、そういった半農半Xも一つの事象として捉えながら、今後担い手の確保に向けて支援を進めてまいりたいというふうに考えてございます。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

藤原梅昭議員。

○11番（藤原梅昭議員） ぜひその中から担い手が生まれてくるような、そういう形になればいいかなというふうに思います。

一昨年より県のモデル地区ということで、農地集約を、さっきサンやはばということで話

ありましたけれども、進めておりました。それで、去年1年間、実際の移転交渉しながら、貸借交渉をしながら、今年度から実際に耕作を始めたということで進めているわけですが、このときに一緒にやったのが1法人、5集落営農組織、3担い手、個人が5人ぐらいだったかな、非常に多くの人間が関わっております。その関わった人たちから、それこそいろいろ不満があるかなと思って聞いてみたのですけれども、皆さんから、いややってよかったという話しか聞けないのです。

なぜよかったかという、今までそれこそ隣村というのはおかしいけれども、不動とか、徳田まで行って、わざわざトラクターで公道を走って行って作業をします。あるいは、隣に転作圃場があるのに、こっちは田んぼをやりたいということで、いわゆる水をかける、しけるわけです、転作圃場が。あるいは、害虫防除あるいは除草剤防除をするときに、隣の圃場にそれこそ噴霧ですから、飛んでいくわけです。飛んで行って、隣の圃場を枯らしてしまった、やっぱりいろんな問題があったのです。自分も忙しいところ、わざわざ1キロ先まで行ってやらなければいけないとか、いろんなそういう効率の問題もあったわけですが、それを今年から実践して、そういう声しか出てこない。

これは、県でモデル地区としてスタートしたわけですが、もう町全体が早く進めて、岩手県あるいは日本のモデルケースになるような圃場交換をしたら、もっとそれこそ農業の効率なり、品質なり、あるいは事故なり、そういうものがどんどんよくなるのではないかと、いうふうに私は強く思っております。これは、私だけではなく、今回関係した方たちが、皆さんそう思っているはずですので、それで昨年度から今年度にかけて、それを周りに展開し始めたのですけれども、なかなか進まないという実態があります。

もちろん農繁期という、季節的な問題もありますけれども、そここのところでやっぱりさっき農林課という、もっと集中的な取組をするべきではないかというふうに言っている要因もその辺のところにあるわけですが、今あまりなかなか進んでいない要因というのは何なのか、ひとつ。以前は、産業観光課の係長が主導してやっていただきました。農業委員会がそれに対して協力して、担当も含めながら、三つどもえでやったわけですが、その辺がちょっと遅滞している要因というのは、何か分析しているのか、まずお伺いしたいです。

○議長（藤原由巳議員） 佐藤産業観光課長。

○産業観光課長（佐藤健一君） サンやはばを中心にしてモデル地区としてやったときには、いろいろ様々関係団体が指導に入ったり、あるいは話合いの中に入れていただいて、それこそ今国でいっている目標地図というものが、そのときにはもう既にやられていたのかなと

いうふうに思っております。地図に、いろいろ赤とか、青とか、いろいろ色づけをして、どこどこがくっつけば作業効率等上がるのかなというところで、そういった部分、非常によかったのかなというふうに思っております。

今お話があった横展開がなかなか進まないのではないかというお話でございますけれども、やはりそこは地域性が一つあるのかなというふうに思います。地域がまとまっていれば、地域もしくは法人がしっかりまとまっているのであれば、そういった横展開も図りやすいところがありますけれども、なかなかそこは地権者さん、貸手、借手、その辺の事情もあるかと思しますので、直ちにスムーズに円滑に進むかという、そうでない部分があると思しますので、そこはやはり地域に我々を含め農業団体、農業関係者が入り込んで、話し合いを進めながら、やっていくしかないのかなというふうに考えてございます。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） ただいまのご質問にお答えしますが、今藤原梅昭議員がおっしゃっているのは、いわゆる入作と出作のあれです。それから、もう一つは、いわゆる集積集約の在り方とか、それで今町内でもいろいろ検討させていただいているのは、農地の利用の最適化の推進、これをやっぱり皆さんとよく話し合いしていかなければならないなということで、まさにこれから人・農地プラン、法定化されてプランニングしていかなければならない。そして、その中で地域計画を策定していくと。だから、この計画のところで、今ご質問あったことをしっかり受け止めて、そしてそれを一つ一つ丁寧に課題を洗い上げて、そして解決するようにやっていきたい。

この間8月26日に盛岡市と紫波町と矢巾町と農協で、いわゆる農業振興のことについて話し合いをしたのです。そのときに言われたのは、農協では今3つの農業のことを考えていると。何だということで、ちょっと私メモしてきたのですが、いわゆるやりがいのある農業、未来へつなげる農業、そして地域とつながる農業、まさに今藤原梅昭議員がご質問されたことが、この3つの考え方につながるのではないのかなと。

だから、特にもこれから地域とつながる農業ということをやっぴり大切にしていかなければならない。だから、やはり何といても、いろんな計画の中で、最終的には農家の皆さんの所得が増える、所得向上につながるような、やはりこれからそういった視点に立っていると考えていきたいなど、こう思っておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

藤原梅昭議員。

○11番（藤原梅昭議員） いずれいろいろそのよさということは、皆さん認識しているわけですので、あとはいかにスピードを持って、実際の行動に移して、それを実行していくかということにかかるのだと思うのです。だから、やる気があっても、そのパワーがないとか、いろんな問題が絡んでくると思うのですけれども、今地元の理解がどうのこうのという話もありましたけれども、それ以上に、今回短期間にごとに進められたのは、やっぱり職員の方たちの熱意です、これが物すごくありました。係長をはじめ担当の方々の熱意がすごく、我々も頑張ってくれているなという感じで、どんどん引き込まれてやったわけですが、そこでこれはそれこそ今後のためにひとつ幹部の皆さんも含めて検討していただきたいのですが、今の人事異動というのは、大体見ると、五、六十人がごそっと動く。ですから、180人ぐらい職員がいれば、3年に1回ぐらいは動くのかなと、そんな印象を受けるわけですが、その人事異動に対する考え方の中で、やっぱり人を育てることが物すごく大事になってくるのだと思うのです。

そのときに、2年勤めたからそろそろ動かそうとか、あるいは5年もいるからもう替えようとか、そういうことではなくして、今やっていることが何を継続してやっているかとか、あるいは本人がどういう方向に進みたくて、いわゆるスペシャリスト、専門性をどういうふうにして、自分に対応していきたいかと、いろんな方面から検討はしてくれているとは思いますが、今回一生懸命やってくれた係長はいなくなると、それと一緒にやってくれた相手の局長さんもしなくなると、担当もなくなると、全員なくなったのです。こういう人事というのは、本当にあるのかなと、私は非常に疑問に感じました。これは、それこそいろんな意味で、その事業を継続すると、そういう継続性を考慮しなければいけないでしょうし、さっき言ったように、人を育てるということも考慮しなくてはならないだろうし、いろんな意味から、やっぱり育てるということを大前提に考えながら、その人事異動を考えないと、全部尻切れトンボになってしまうのです。だから、進まないのです、私に言わせれば。

だから、そここのところについては、これからは毎年あるわけですが、やっぱり今言ったような一つの課題をどういような継続性を持たせてやるかと、あるいは人をどうやって育てるか、専門性の高い人間をどうやって育てていくかということが物すごく大事になってくると思いますので、これからますますいろんな課題が、それこそ出てくると思います。ウクライナの問題ではないけれども、そういうことも含めながら、これからの矢巾町をどうするかということを実際に考えるためには、やっぱりその辺のところを大いに考慮しながら、

次からの人事異動に関しては、ぜひご検討していただきたいと思いますが、何か一言あればお願いします。

○議長（藤原由巳議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） お答えをさせていただきますが、これは人事は私ども当局の考え方がありますし、また私どもの内部でも、いろいろ業務報告の関係で、例えば業務の中の協議なり、状況報告というようなことも、いわゆる課長会議の内部で再度確認しておるところでございます。

それで、今いわゆるずばりとお話が出た、当時いろんな、いわゆる関係している係長、優秀な係長を異動させたということでございますが、今回私の人事で、これは町長のある意味では専権事項なわけです。それで、今お話あった人事、このことで今回いろいろ皆さんにもご心配やご迷惑をおかけしているのですが、私は動かすべきではないと、人事協議したときに言っているのです。だから、今回の人事の協議の中で、そういうことを言っているにもかかわらず、今回の異動。だから、ここのところは、私ども、そのためにも今後は、私に対する業務報告で協議とか、状況報告、これをやっぱりしっかりやっていかなければならない。トップダウンだけではなく、ボトムアップの組織にもしていかなければならない。そのボトムアップの関係で、今回そのことで分かったということをやったのですが、結果はそういう状況であるので、人事のことについては、今ご指導いただいたことも踏まえながら、今後ともしっかり受け止めながら、検討してまいりたいと思いますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

藤原梅昭議員。

○11番（藤原梅昭議員） 人事のことに口を出す立場ではないですけれども、ぜひそういう声が町民にもあると。私も何人からかお聞きしました。相談に行ったら、もういなくなっていたとか、いろいろありますけれども、そういうことを含めながら、ぜひお願いしたいなど。

皆さん、分かっているとおり、三現主義とか五ゲン主義とか、いろいろ勉強はしてきていると思うのですが、これは品質管理のほうから出てくる言葉なのでは、元は三現主義、現場、現物、現実という言葉です。よく現場を見ながら、実際のものを見ながら、あるいは実際の状況を見ながら、次の手を打てということ。それに品質管理では、原理、原則というものがある、それで5ゲン主義というふうに言われている部分があるのですが、まずはその三現、これがないと、よくP D C Aとか、5 W 1 Hとか言いますけれど

も、現場が分からなくて次の手が打てるのかと、あるいは実際の状況が分からなくて次の手が打てるのかと、裏を返せば机上の空論という話もあるわけですがけれども、今の国のやり方というのは、まさにそういうところに近いところにあるわけですがけれども、ぜひそういう現場、現物、現実というのをいま一度、これはもう昔からある言葉ですので、皆さん、よく頭の中にたたき込んでいると思うのですがけれども、私も現場でよく言われました、ウン十年前ですがけれども。そういうことが忘れられている節もあるので、ぜひP D C A、P D C Aといいますがけれども、まずは三現をベースにしながら、P D C AもPから始まるのではないのです。あれCから始まるのです、いわゆるチェックから。今の状況がどうなのかということが分からないと、プランが立てられないのです、Pに行けないのです。だから、P D C Aではなく、C P D C Aなのです。そういうことで現場というのは、非常に大事だというふうに思いますので、ぜひ皆さんにもその現場をよく把握しながら、やっぱり次のステップに行ってほしいなど。

商売の中にお客様第一という言葉がありますけれども、お客様第一でよく間違っているのは、物を買ってくれる人たちだけがお客様ではないと。お客様には4つのお客様があるという話もあるのです。物を買ってくれる人、物を作っているところでは、その材料を供給してくれる人とか、あるいはその地域でいろんな協力をしてくれる人、最後に4つ目のお客様というのは、やっぱり従業員だということです。自分の会社の従業員をお客様だと思って、やっぱりちゃんとフォローしろと、これはどこでも同じだと思うのです。社長以外は全部お客様だと。役場でいえば、町長以外はみんなお客様です。ですから、そういう気持ちで部下の人たちも育ててほしいし、あるいは大事にしてほしいということを申し上げながら、収入保険の話をしたと思います。

収入保険は、さっき答弁があったように、ぜひ進めてほしいのと、今資機材が高騰しております。この資機材の高騰については、収入保険は、何ら役に立ちません。収入のほうだけですから、利益ではないから。それで、昨日も山崎議員から土壌診断の話ありましたけれども、いかに経費を抑えるかとなると、そういう資機材を安く買うというのは、もちろんですがけれども、やっぱり抑えるということです。今まで100使っていたものを70ぐらいに抑えろと。そのためには、必要なものは、もちろん供給しなければいけないですがけれども、余計なものが出ないように抑えろと。それが土壌診断の大事なところなのです。

それで、肥料の高騰については、いろんな支援をしていただくという話だけはあるのですがけれども、なかなか、ではいつ何ぼ支援してもらえるのかという話はないのですがけれども、

そういう金銭的な支援もさることながら、今言ったような、ではどうやって経費を抑えるかという話をすれば、土壌診断をしながら、今までPNK、窒素、リン酸、カリとか、そういうものが全部100ずつ入ったものが70、50、30ぐらいでいいのではないかとか、そういうのを診断しながら、さらに必要なのは、それをきちっと分析、アドバイスしてくれるアドバイザー、農家にとっては、詳しい人間もいれば、それこそ言われたようにやっているだけの人間もいるし、そういうものをきちっとアドバイスしてくれる普及センターとか、農協とか、いろいろあるわけですがけれども、そういうものとの連携をしながら、アドバイスをしながら、あなたのところは肥料は今年は10袋のところを7袋ぐらいでいいですよとか、そういうアドバイスをしてやるのが、やっぱりこういう支援する大きな目的ではないのかなというふうに思います。

それで、助成の話をする、すぐお金の話になるのですけれども、人もそうですけれども、いわゆるアイデアあるいは知識、技術、そういうものを駆使しながら、やっぱり支援をしていくと。むしろそっちのほうが継続性があるのです。一時的なお金で助成したと。そのときはそれで、ああ、よかったで済むのですけれども、今の米価なんていうのは継続していますから、そういうときに重要なのは、やっぱりこれから先を考えた場合に、きちっとした施肥設計できるようなアドバイザーを、ぜひ見つけてというか、対応しながら支援をしていただきたいのですが、何かお考えがあれば、お伺いしたいと思います。

○議長（藤原由巳議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） 今のご質問で、まさにそのとおりなのです。それで、昨日も山崎道夫議員の質問へお答えさせていただいて、環境に優しい農業、これが今国で示しておりますみどりの食料システム、そこでまずこのことについては、土壌診断も含めて、やはり昔でいう農業改良普及員、今であれば普及センター、ここがしっかりやはり、ここと農協がうまくマッチングして、やはり本当は私ども矢巾町の規模では、そういった専門員というのは、なかなか確保するのは難しいわけです。だから、これまでも県の農業改良普及員、センターにおける職員、そして農協の職員、こういうふうなところをひとつうまくマッチングしながら、進めていかなければならないということです。

土壌診断については、昨日もお話ししたのですが、これはもう絶対これから避けて通れないことだと思います。そして、適地適作、今は北海道でもジャガイモとかタマネギが不作、取れないときもあるということで、ここであればお隣の花巻農協なんかではタマネギ、だからそういう高収益作物につながるようなことをこれから一緒になって考えていきたいと。

そこで、先ほどお話ししたように、盛岡市さんと紫波町さんと矢巾町、農協さんと入って、管内の農業振興、どうあるべきか、そういった議論も実際にさせていただいておりますし、それからこの間新聞報道、テレビ、ラジオでも報道されておるのですが、いわゆる肥料とか飼料の値上がりで厳しさが増す農家経営と、これに対して岸田総理が9日、そういったことであさって国では対策を講じると、発表すると。私もその動向を今注視しておるところでございますので、いずれそういった状況をしっかり見極めながら、対応していきたいと、こう考えております。

いずれ今藤原梅昭議員がご質問されている内容は、まさにそのとおりでございます。それで、P D C Aとか、災害であれば、自助、共助、公助と、これはどこから始まってもいいわけです。Pの計画からでなくても、チェックの評価のところからでもいいし、だからそれは入り口はどこでもいいのです。自助、共助、公助、それも最初からこの順番ではなくても、共助から入ってもいいし、公助から入ってもいいし、その取り組み方なのです。だから、今日そういうご指摘いただいたことを、やはり私どもも真摯に受け止めながら、これからも農業対策、農業振興にしっかりしたもの。そして、先輩たちからは、今お話しされたことも言われてきております。あとは3つの三愛主義も最後には忘れるなど、いつも厳しく言われてきたことですので、だからそういった三愛主義を含めて藤原梅昭議員の意を体して、これからしっかり取り組んでまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

藤原梅昭議員。

○11番（藤原梅昭議員） ぜひ対応をお願いしたいなと思いますけれども、次に鳥獣被害の件で、先ほど町内の状況が報告されましたけれども、熊で17件、イノシシ20件の目撃があったということなのですけれども、8月末の1週間で22日から29日らしいのですけれども、人的被害が2件、物的被害が50件、目撃が80件と、かなり今年も活発に動いているようです。これ1週間ですから、1か月ではない、1年ではない。そういう中で、電気柵を設置していただきまして、本当にありがとうございました。

電気柵については、それ相応の効果はあるなという評価は、地元ではしているようなのですが、やっぱり道路とか、川とか途切れるのです。そういう途切れるところから、敵もさる者ではないですけれども、猿でも熊でも出てくるのです。そういうところは、これは矢巾町だけではなく、全国の悩みなのですけれども、そういうところも含めながら、雫石町なんかは37町歩ぐるっと囲っているとか、そんな対応をしているところもあるのですけれども、い

ろんな対応をしながら、やっぱり人的な被害はもう最悪ですし、物的な被害についても、できるだけ軽減させると、そういう対策は、これからも必要だと思いますので、よろしく願いしたいわけなのですけれども。

それで、農業委員会で耕作放棄地の調査を毎年パトロールしながらやっているわけですが、それについて、その耕作放棄地は、大体山の麓が多いのです、特に西のほう。行ってみると、やっぱりそれこそ草が生えていたりなんかしているのですけれども、そのところに今始まっているのが木を植えると、植樹をします。植樹をすることによって、やっぱり整備されるので、そういう熊、イノシシがなかなか出にくいと。彼らも隠れているのです。どこか隠れるところがないかと思って、木の陰とか、あるいはやぶの陰とか、それで腹が減れば出てくると、そんな感じだと思うのですけれども、そうやって大分改善していると。その木は、やっぱり早くでかくなるキリとか、そういうもので木も最終的には売れると、売って収入になると。そういうような取組をしているのが、群馬県とか熊本県とか、そういうところでもありますので、ぜひそういうことも含めながら、鳥獣対策をしながら、耕作放棄地の放棄地にしないで有効活用すると。やっぱり耕作しにくいところは耕作しにくいのです。そういうことも含めて今後の対応を検討していただきたいわけですが、何かご意見があれば、伺いたいと思います。

○議長（藤原由巳議員） 佐藤産業観光課長。

○産業観光課長（佐藤健一君） 鳥獣被害対策につきましては、今非常に苦慮しているところ、全国的にもやはり各自治体で苦慮しているところだというふうに考えてございます。本町につきましては、今年度電気柵をまず不動中山間地域から張って、多少は効果があったのかなというふうに思っております。ただ、先ほどお話ありました道路、河川あるいは町道、紫波町と矢巾町の境目のところで、そういった熊が出没して家の中に入ったというようなこともあったことは事実でございます。

その部分は、やはり今お話があった耕作放棄地に植樹といったこともございましたが、今そういう考えがちょっと私なかったものですから、どちらかというと、林に隠れるイノシシ、熊に対して、雑草等生えているところについては、刈り取りして、なるべく隠れる場所を少なくするというような考えでいたものですから、今のお話を聞いて、ああ、そういう考えもあるのかなというふうなことで、あくまでも耕作放棄地に何も植えないで、雑草とか生えているとまずいというような方向でお話をされているかと思っておりますけれども、確かにそうだと思いますので、植樹というのも一つの活用方法かと思っておりますけれども、その辺は地権者の方

あるいはその周辺の住民の方と一緒に考えていきたいなというふうに思っています。

いずれにしても、イノシシは特に、以前からあった熊に比べて、イノシシの目撃情報が最近増えているところがございますので、今後進める城内、南昌、そちらの地域につきましても、住民の声を聞きながら、どういった方法がいいのか、電気柵を継続してやればいいのか、もしくは山側だけではなくて圃場のほうを中心にやればいいのか、その辺は住民と一緒に考えていきたいなというふうに考えてございます。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

藤原梅昭議員。

○11番（藤原梅昭議員） ぜひ鳥獣に関しても、いろんな対応の方法があるようですので、そのためにもスペシャリストというのが非常に重要になってきていますので、そのところを含めて対応をお願いしたいなど。

最後になると思いますが、地球の砂漠化、劣化というのがどんどん進んでいると、今地球の全陸地面積の40%以上で劣化が進んでいると、干ばつ、大雨被害等々、それで干ばつで30億人以上が影響を受けているというふうに言われております。ですから、食料安全保障がますます重要になってきておりますが、最後に食料安全保障についての、国はもちろんのことですが、当町として、まずできることは対応していただきたいなというふうに思ってお話しているわけですが、何かご見解があればお伺いして、最後にします。

○議長（藤原由巳議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） お答えをさせていただきますが、先ほどの答弁で、最初の答弁で私ちょっと間違った答弁をしたのですが、いわゆる岩手医科大学附属病院、これは銀河のしずくを使っているのですが、町内の介護福祉施設にも地域の方々と介護福祉施設のところでお話し合いをして、お米を供給しているのはあります。それから、室岡営農組合みたいに、いわゆる給食とやっている。そこで、ちょっと舌足らずなところがあったということだけのご理解していただきたいということで、まず私ども食料安全保障、まず自分たちの町さえよければいいということではないのですが、やっぱり自分たちの町で町民の皆さん方が食べられるもののあれはしっかり確保できるように、少なくとも、まず私どもとすればお米とか、それから今パン食も増えてきておるわけですので、小麦とか、大豆のお豆腐とか、こういう小麦とか大豆、15%から5%なのです、今いわゆる自給率というのが。

それで、2030年に日本では45%にやると。ところが、今38%なわけです。だから、やっぱり私は今後町の中での農業振興をしっかり図りながら、地産地消の、いわゆる地元で取れた

ものは地元で、これから私どもも農協と一体となって、まだまだ販路の開拓ができるわけです、お米でも、野菜でも、果樹でも。そういうことにしっかり取り組んでいきたいなど。

それから、先ほど人事のお話もあったのですが、今回人事のことで私が、いわゆるスペシャリストというのは、先輩たちから戸籍とか、税務とか、そういうところは大事にしなければならないということも言われてきておりますので、必ずそこにはスペシャリストを1人とか、少なくとも1人は養成するようなことはやっているつもりなので、今回の件も、なぜせっかく農業振興に携わってきている係長を財政係長にさせなければならないのか。そこで、人事のことについては、これは私の専権事項なので、そういったこともあったので、ひとつご理解していただきたい。

藤原梅昭議員がおっしゃるとおり、職員のスペシャリストをつくり上げていくというのは、全くぴったり一致しているので、今後ともそういう養成を図りながら、ただ若い職員は、なるべくいろんなところを知ってもらいたいと。そして、その中で適材適所というものをつくり上げていきたいと、こう思っていますので、ご指導いただいたことをしっかり真摯に受け止めて、これからの人事、仕事に対応してまいりたいと、こう思っていますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（藤原由巳議員） よろしいですか。

それでは、1問目が今終わったところでございまして、時間も大分経過してございますので、ここで暫時休憩に入ります。

再開を11時20分といたします。よろしく申し上げます。

午前11時11分 休憩

午前11時20分 再開

○議長（藤原由巳議員） 再開します。

休憩前に引き続きまして、一般質問を続けます。

次に、藤原梅昭議員の2問目の質問を許します。

藤原梅昭議員。

○11番（藤原梅昭議員） それでは、2問目の質問に入りますが、災害に強いまちづくりについてお伺いします。

8.9ゲリラ豪雨より9年たち、今年も全国各地で豪雨災害による甚大な被害が発生しております。台風シーズンに入り、ますます増えると予想される自然災害ですが、対応状況を以下

お伺いします。

県が先月浸水想定域51河川を指定しました。当町も入りましたが、当町を流れる1級河川4河川は、岩崎川はじめ順次改修されてきております。現在までの進捗状況と今後の改修計画及びそれ以外の中小河川への対応状況をお伺いします。

水の氾濫には、内水氾濫と外水氾濫があります。それぞれの危険箇所の検討結果とハザードマップ等での町民への周知及び避難訓練等への対応状況をお伺いします。

自然災害は、地球温暖化が大きな要因であるわけですが、日本も2050年までにCO₂実質ゼロ宣言、岩手県、当町も気候非常事態宣言を発し、カーボンニュートラルを目標としておりますが、対応状況と今後の計画をお伺いします。

自然エネルギーの活用として取組を計画しているバイオマス発電への対応状況及び今後の計画をお伺いします。

防災士の育成状況と今後の計画についてお伺いします。

小中学校での防災教育の実施状況及び災害発生時の保護者、地域コミュニティとの連携についてお伺いします。

以上です。

○議長（藤原由巳議員） 高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 災害に強いまちづくりについてのご質問にお答えをいたします。

1点目についてですが、町内で岩手県が管理する1級河川、町内の4つの河川の整備状況は、岩崎川につきましては、令和2年度に床上浸水対策特別緊急事業が完了しており、今年度は同事業区間の県道不動盛岡線より上流側、西側で増水したときに川の流れが強く当たる箇所や被災の可能性がある箇所について、用地買収を進めており、来年度以降順次整備を行う予定となっております。

太田川につきましては、昨年度は東北本線下流で川の流れの妨げとなっていた堰を撤去しており、今年度は河川改修工事を進めるに当たり、同工事区間下流側の用地測量を行う予定となっております。

芋沢川につきましては、昨年度は河川修正設計を行っており、今後は岩崎川合流点から東北本線までの区間について、順次整備を行う予定となっております。

大白沢川につきましては、昨年度は護岸工事を実施し、今年度も引き続き河道断面の拡幅、護岸工事の進捗を図る予定となっております。このほか中小河川については、逆堰をはじめ

土砂が堆積している箇所のでぼ、泥上げなどを鋭意対応する予定となっております。

2点目についてですが、集中豪雨等により、洪水や浸水、冠水などの内水氾濫や外水氾濫が発生するおそれが高い危険箇所につきましては、令和4年3月に内水ハザードマップが完成し、また岩手県から岩崎川をはじめとする町内中小河川の想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域が示されたところではありますが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響から、本年度につきましては、いまだ町民の皆様への周知及び実動による避難訓練等は実施できない現状であります。今後の対応につきましては、本年度中に内水と外水、いわゆる内と外のハザードを踏まえた町防災マップを更新し、町民の皆さんに配布しつつ、防災マップの更新に係る説明会の開催や避難行動を焦点とした防災訓練、ワークショップ等のあらゆる機会を通じて周知、普及してまいります。

3点目についてですが、本町における取組状況といたしましては、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく矢巾町地球温暖化対策実行計画・事務事業編を令和2年度に策定し、町の事務事業により排出される温室効果ガスの削減に向けて取り組み始めているほか、先般の矢巾町と矢巾町の人と自然にやさしい環境基本条例の改正で追加をいたしました2050年までの脱炭素社会の実現を目指す基本理念が環境省のゼロカーボンシティの表明に該当することから、本年6月29日に、その表明を行っております。

今後といたしましては、今年度中の策定を予定しております本町の環境施策の基本となる第2次矢巾町環境基本計画においても取組を位置づけるとともに、岩手県が進める施策との連携を図りながら、カーボンニュートラル実現のための取組に努めてまいります。

4点目についてですが、矢巾町新エネルギービジョンを令和3年4月に改定し、木質バイオマス燃料利活用の推進として、令和12年度までに木質バイオマス発電施設等を町内に1施設以上の立地を個別目標として掲げております。現在民間事業者1社が町内での木質バイオマス発電所の設置を計画しており、申請手続等を進めているところであります。

最後に、5点目についてですが、防災士の育成状況につきましては、令和3年度末までに90名の防災士を育成、養成をしております。育成、養成した防災士に対しては、定期的に防災士育成講座を開催し、活動に必要な最新の知識や情報を共有するなどフォローアップに努め、地区の防災リーダーとして積極的に活用し、住民の自助力及び地域の共助力の向上を図っているところでございます。本年度につきましても、約20名の新防災士育成を目標としており、令和5年度以降も計画的に育成をしてまいります。

以上、私のほうからのお答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 和田教育長。

（教育長 和田 修君 登壇）

○教育長（和田 修君） 引き続き、災害に強いまちづくりについてのご質問にお答えいたします。

6点目についてですが、各小中学校における防災教育では、岩手県が進める復興教育の中で、震災津波の教訓を基に作成された副読本を活用し、命の大切さや自然との共生、日頃の備えなどの防災教育を行っております。

また、昨年度は、煙山小学校、矢巾東小学校及び矢巾北中学校において、いわての復興スクール事業を活用し、通学路の危険箇所を学習する安全マップづくりや東日本大震災被災地の見学や体験学習を行っており、今年度は徳田小学校、不動小学校及び矢巾中学校で同様の取組を行うことで準備を進めております。

災害発生時の保護者、地域コミュニティとの連携は、災害状況の把握、児童生徒の安否確認や保護者への引き渡し、災害収束後の対応など、様々な場面において重要な役割を担うものと考えます。

矢巾中学校では、危機管理マニュアルを策定し、災害発生時に対応しております。なお、このマニュアルについては、各校で共有しております。

さらに、災害発生時を想定した地域との連携については、昨年度から実施のコミュニティ・スクールを活用し、さらなる協力体制の構築を検討してまいります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 再質問ありますか。

藤原梅昭議員。

○11番（藤原梅昭議員） ちょっと時間が迫っておりますので、絞ってお伺いしたいと思っております。

まず1点目は、女性消防団の国の目標が出ました。2026年までに全体の10%にしましょうと。県内の女性消防団は497人なそうです。これは3%、矢巾町は定員410名ということで、今現在何人で何%なのか、お伺いします。併せて今後の計画についても教えてください。

○議長（藤原由巳議員） 田村総務課長。

○総務課長兼防災安全室長（田村英典君） お答えいたします。

女性消防団については、12名と記憶しておりますので、全体の中では本当に数%という形になってございます。

なお、消防団、女性の皆様についてもなのですけれども、現在学生消防団という皆様も募集しております、女性消防団と併せまして学生の取組を応援しながら、消防団の活動も理解していただいて、町全体で防災、消防に携わっていただきたいということで、各企業とか、学校とか、職員が歩きながら、紹介させていただきながら、募集をしているという状況でございます。

以上、お答えいたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問。

藤原梅昭議員。

○11番（藤原梅昭議員） まだまだ少ない状況ですので、ぜひPRしながら、女性あるいは学生消防団、これが将来の矢巾町にとっても、あるいは県にとっても、国にとっても、非常に大事になると思いますので、ぜひ増やしていただきたいなど。いろんな役割分担があると思いますので、できる範疇のところで対応してもらおうということがいいかなというふうに考えます。

それで、災害時の備蓄あるいは対応についてなのですけれども、よくアレルギー対応ということでいろいろ言われているわけですが、今の備蓄食料のアレルギーの対応についてお伺いすることと、それと同時にトイレ、これもやっぱり、それこそ矢巾町がそこまで大変になるかどうかはちょっと分かりませんが、やっぱりトイレの問題があるということで、その両方についての対応状況をお伺いしたいと思います。

○議長（藤原由巳議員） 田村総務課長。

○総務課長兼防災安全室長（田村英典君） お答えいたします。

たしか食料アレルギーについては12項目に配慮した、小麦とか、卵とか、ソバなどについて配慮して、備蓄についても検討しています。なかなか全てのものについて配慮というわけにはいきませんが、そういった方々がいらっしゃるというのも承知しておりますので、そういった部分で健康、それから食べた際に影響が出ないようなものの備蓄品も装備しているという状況でございます。詳しい一つ一つのメーカーについては、ちょっと今把握していませんが、そういった状況でございます。

それから、トイレの関係でございますけれども、今回、今契約している最中でございますが、各避難所に万が一の場合、電気、それから水道等が、万が一止まってしまった場合でも、バッテリーを装備いたしまして、排泄物を自動でパッケージして、臭いとか、そういったものを出さないようにできる簡易トイレの部分を準備しております。それについては、今回二

十何基購入するという状況で今準備しておりますので、万が一の場合は、そういった避難所、それから緊急の場合の場所にそれを持ち出して対応できるように準備をしているという状況でございます。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

藤原梅昭議員。

○11番（藤原梅昭議員） いろいろやらなければいけないことが多いと思うのですが、一つ一つ対応していただきながら、いざというときのための対応をお願いしたいと思います。

それで、バイオマス発電、これ前回進めるということで話をして、今回も1社、具体的に進んでいるという話なのですけれども、今南昌山の木が、前回も話をしたと思うのですが、ほとんど伐期に来ているのです、50年、60年たって。それをぜひ、今営林署に売ってもいいという話をしても売れないのです。林道もないということも含めながら、そういうこともあって、ぜひ地産地消で消費できれば最高だなと思って、非常に期待しているわけなのですけれども、その辺についての考え方と、今後のスケジュール、具体的にいつ頃から稼働できそうなのか、その辺があれば、教えていただきたいと思います。

○議長（藤原由巳議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） バイオマス発電は、ご指摘のとおり、やっぱり今例えば盛岡・紫波地区環境施設組合にも、いわゆる垣根とか庭木、こういったものも結構な量になるのです。それから、あとはやっぱり今平成25年8月9日、岩崎川橋なんかは、ご存じのとおり流れてきた流木によって塞がれて、河道があれして大変なことになったわけです。だから、今私どもとしては、里山の整備と併せて、マッチングさせて、そういうことを考えていきたいということです。

実は、今のところ水面下で動いているということで、まだ事業者の名前とかあれは明らかにできないのですが、今おいでになっている商談の中身は、間違いのないところでございますので、時期が来ましたならば、皆さんにも報告をさせていただきたいということで、今まず令和5年、令和6年、これからいろんな手続、そして操業に入っていくということで、そういったタイムスケジュールも今示されておりますが、ただまずこれからいろんな国の許認可、もちろん県も含めて、あとは融資の問題もあるわけです。そういったことがあるので、そういうことがしっかり形になって作り上がってきたならば、きちんとした形でご報告をしたいということです。

私にとっては、バイオマス発電は、和味には太陽光発電があるわけですが、そういった、そしてここからは私また昌造ラッパを吹くのかと言われるかもしれませんが、水素エネルギー、水素をやるときには電気が必要なのです、電気エネルギーが。だから、バイオマスをしっかり、そして太陽光とか、そういうふうなもので、そして電気エネルギー、電気を確保して、水素エネルギーにつなげていければなということ、今必ず水素エネルギーのステーションを考えるとときには、そういったいわゆる発電、電気、こういったものをセットで考えなければならぬ。だから、2050年の脱炭素に向けて、しっかりそういう構想を構築してまいりたいと、こう思っておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（藤原由巳議員） 佐藤産業観光課長。

○産業観光課長（佐藤健一君） 先ほど南昌山の山林が伐期に来ているというようなことで、若干補足をさせていただきます。

確かにかなり年数がたってございまして、国有地に入っている分収林、矢巾町が植えた木になりますけれども、その辺については、盛岡営林署からも、そういった時期が来ているので、町としての考えはどうかということで、一応その辺については、分収林を伐採して、それこそ木材等に活用させるということの回答をする予定でございまして、順次そういった整備も進めてまいるといってご理解いただきたいと思っております。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

藤原梅昭議員。

○11番（藤原梅昭議員） いずれ自然エネルギーのこれからのゼロカーボンに対する対応については、もう待たなしですので、その伐期についても、これは待たなしなのです。年数がたつと、どんどん、どんどんCO₂を吸収する働きが弱くなるということもあるそうなのです。ですから、伐採して植え替えるという形で新陳代謝をしていかないと、そういう時期に来ていると。私も煙山部分林、このところを一部預かっているのですけれども、これも切っていいと言っているのですけれども、一向に進まないのです。ですから、その辺も含めて少し拍車をかけていただきたいなというふうに思っております。

それから、今エネルギーの話が出ましたので、学校関係のほうで、この前ZEB小学校の検討をしているという話をしていましたわけですが、これはゼロ・エネルギー・ビルディングということで、要は自分のところで賄うよという発想だと思うのですけれども、これについてちょっと詳しくお聞きしたいと思っております。

○議長（藤原由巳議員） 田村総務課長。

○総務課長兼防災安全室長（田村英典君） お答えいたします。

ZEBの関係につきましては、現在教育施設をメインという形で研究を進めているという状況でございます。様々な関係者、事業者の皆さんも参加していただいて、意見交換をする形になってございました。将来的には、今ご指摘いただいたとおり、エネルギーをゼロ、1次エネルギー、要するに買うエネルギーをゼロにして、自ら発電したもの、それから生み出したエネルギー、再利用の部分のエネルギーで賄うことができるような施設も可能かなということで、そういった研究をしているという状況でございます。

これは、小学校に限定したものではありません。これから来る公共施設の更新、様々な建物更新が来ると思います。それに対応できるようなエネルギーの利用の仕方、それから環境に配慮ができる、そういった施設の在り方、それから地域の皆様が利用できるような、広い意味で、学校だから生徒しか使えないのだけではなくて、むしろ学校を公民館のような使い方ができないかとか、地域全体での利用、エネルギーにかかわらず地域全体で利用するような箱物の在り方について研究しているという状況で、将来的には来るべき、喫緊の課題は小学校ということで我々は位置づけておりますが、小学校以外でも公共施設にこういった考え方を使ってこれからやっていきたいということで、今研究しているという状況でございます。

以上、お答えいたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

藤原梅昭議員。

○11番（藤原梅昭議員） 時間もないので、これが最後になると思いますが、福島県の大葉町、11年5か月ぶりに避難指示が解除されました。そういう中で、原発をまた新設するとか、あるいは原発処理水を流すとか、いろんな我々もシイタケ関係で風評被害を大分被ったわけですが、そういうことをまた言い出しているわけですが、私は絶対反対したいわけなのですが、最後に災害に対する強いまちづくりと同時に、その辺の見解をお聞きしながら、終わりにしたいと思います。

以上です。

○議長（藤原由巳議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） お答えいたします。

藤原梅昭議員の安全、安心のまちづくり、これは本町のやはり最重要課題、まさに一丁目一番地の大きな事業課題でありますので、そういったことにしっかり取り組んでまいりたい。

それから、今原木シイタケ、まずできれば今月か来月、東京電力に原木シイタケの農家の

皆さんと、掛かり増し経費を将来はなくするというような話も出てきておりますので、やっぱりこの影響はまだまだ大きいわけです。だから、私どもといたしましては、やはり原木シイタケをはじめ、そういったことで原発の影響のある方々の風評被害も含めて、今また原発の推進についていろいろ議論されているところでございますし、それからまず放流の話も出てきておりますが、それを一つ一つ考えた場合に、心が痛む、あの原発のときに、私らが訳も分からないで、普通は家の中に閉じ籠もるのが、原発だと外に出て、そして学校なんかでは、スポーツ、いわゆる体育もやっていたとか、いろんなことがあったのです。その原発に対する、早く言うと、いわゆる私ども当時としては、対策をあれだったので、これからそういうことも含めながら、しっかり対応を考えていきたいということで、原発のことも含めて、安全、安心のまちづくりにしっかり取り組んでまいりたいと思いますので、ひとつよろしくお願いをいたします。

○議長（藤原由巳議員） よろしいですね。

以上で11番、藤原梅昭議員の質問を終わります。ご苦労さまでした。

それでは次に、13番、川村よし子議員。

それでは、1問目の質問を許します。

（13番 川村よし子議員 登壇）

○13番（川村よし子議員） 最後から2番目になりますけれども、日本共産党の議席番号13番、川村よし子と申します。

質問の1番目、子どもの給食について、教育長にお伺いします。保育所や学校等の給食費の保護者負担を軽減することは、子育て支援や定住しやすい環境づくりを目的として広がってきております。物価高騰が続き、子育て世帯は、経済的に四苦八苦し、給食費を捻出し、支払ってきております。埼玉県、群馬県、そして東北地方では、福島県、青森県でも給食費助成が広がり始めております。岩手県内でも徐々に全額助成の開始や一部負担が開始され始めております。学校給食法は、食を通した子どもの心身の健全な発達を目的とし、食育の推進をうたっております。食育は、教育の一環として栄養指導の役割のほか、地産地消を進めることで、地域農業の発展にも寄与するものと考えております。以下、3点お伺いします。

1点目、保育所、学校の給食費を値上げしないために、保育所や給食センターに臨時交付金を活用して、食材への補助金を増額しましたが、来年度はどのような対策を考えているのか、お伺いします。

2点目、保育所、給食センターの食材の地産地消率を上げる取組は大切であります。今後

の保育所、学校給食食材の地産地消率を引き上げる対策は何か、お伺いします。

3点目、子育て支援として食育は教育の一環であることから、給食費の助成を考えるべきではないか、お伺いします。

○議長（藤原由巳議員） 和田教育長。

（教育長 和田 修君 登壇）

○教育長（和田 修君） 13番、川村よし子議員の子どもの給食についてのご質問にお答えいたします。

1点目についてですが、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の活用については、コロナ禍における原油価格や電気、ガス料金を含む物価の高騰の影響を受けた生活者や事業者の負担の軽減を図ることを目的に交付され、給食食材の高騰による給食費の値上げを抑えるため、補正予算で賄材料費を増額補正させていただいております。

今後も物価高騰が懸念されますが、来年度につきましても、活用できる交付金等を利用しながら、対応してまいります。

2点目についてですが、地産地消率を上げるためには、安全、安心な地元食材をより多く、継続的に活用することが必要不可欠であります。引き続き食材調達事業者や町内生産者との連携を図りながら、地産地消を推進してまいります。

3点目についてですが、食育は教育の一環であることは十分に理解するとともに、援助を必要とする世帯などの生活支援策として、就学援助制度等を活用した保護者負担の軽減策を既に実施しているところであります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 再質問はあろうかと思いますが、ちょっとお昼には早いわけですが、途中で中断するよりも、ここで昼食のための休憩に入ります。

再開を午後1時、13時といたします。よろしく申し上げます。

午前 11時54分 休憩

—————

午後 1時00分 再開

○議長（藤原由巳議員） 再開をいたします。

なお、5番、村松信一議員、17番、高橋七郎議員は、都合により早退する旨の通告がありました。

また、中川農業委員会会長は、午後からは退席をいたしてございます。

それでは、休憩前に引き続きまして、一般質問を続けてまいります。

13番、川村よし子議員の再質問から再開とさせていただきます。再質問ありますか。

川村よし子議員。

- 13番（川村よし子議員） 再質問は、たくさんというか、10項目ぐらいあるのですけれども、順次質問させていただきます。

まず1点目ですけれども、答弁にありました来年度に、地方創生臨時交付金が一時的なものなので、来年度どうするのかということに対して、来年度については、活用できる交付金を利用しながら対応してまいりますということで、今はその交付金が分からないのですけれども、やはり今の状況では、物価が高騰する、電気、ガス、そして食料品も値上げされることが予測というか、もうどんどん高くなりつつあると思うのですけれども、そのことについての交付金等を利用しながらということなのですから、そうすると1年ごとにそういうことをやっていくということで、父母負担は、今後は、来年度は考えていないということなのですねということでお伺いします。

- 議長（藤原由巳議員） 村松学校教育課長。

- 学校教育課長兼学校給食共同調理場所長（村松 徹君） お答えいたします。

来年度以降のことにつきましても、その補助金が継続されるか否かだけではなくて、社会経済状況全体を見ながら、適切な給食費の在り方について、保護者の代表も入った学校給食委員会もございますので、そういったところでもいろいろご父兄のご意見も賜りながら、適切に対応してまいりたいというふうに考えてございます。

以上、お答えといたします。

- 議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

川村よし子議員。

- 13番（川村よし子議員） それでは、2点目なのですけれども、2点目の地産地消率を上げるためにはということで、現在の学校給食の地産地消率はどのくらいなのか。そして、引き続き、食材調達事業者や町内生産者との連携を図りながらということで、引き続きということがありますけれども、4月から民営化になっているのですけれども、その状況をお伺いします。

- 議長（藤原由巳議員） 村松学校教育課長。

- 学校教育課長兼学校給食共同調理場所長（村松 徹君） お答えいたします。

まず、地産地消についての状況についてお答えさせていただきたいと思っております。地産地消

率につきましては、特にも町内産の農産物を中心とした安全、安心、生産者が目に見えるというような形を、共同調理場がスタートしたのが平成16年度ですが、その当時からずっと地産地消については継続して取り組んでおるところでございますが、令和3年度の農産物の地産地消率は54.4%でございました。例年51%、52%台を推移しておるような状況ですが、令和3年度は非常に高かったというふうに捉えてございます。

なお、令和2年度は50.1%、令和元年度は51.4%、平成30年度は50.0%、平成29年度は52.3%ということで、引き続き地元の農業生産者の皆様のご協力もいただきながら、地産地消のさらなる、これ以上また、54.4%というのは、ここ数年にないくらいの割合だったわけですが、できるだけこのような形で続けてまいりたいというふうに考えてございます。

なお、今年度から調理業務の部分を委託して、株式会社東洋のほうにお願いしているわけですが、食材の調達等は直営でやっておりますので、調理は民活にはなっているのですけれども、同じような形で安全、安心な給食の提供に努めておるところでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員） その地産地消率ですけれども、この間私も二十数年、議員をやっていて、各学校で給食室があったときには、調理室があったときには、地産地消率が70%を超えていたと記憶しております。センター方式になって50台であります、やはり70%を目指すような方向性というか、そういう目標的なことは、どのようにお考えでしょうか、お伺いします。

○議長（藤原由巳議員） 村松学校教育課長。

○学校教育課長兼学校給食共同調理場所長（村松 徹君） お答えいたします。

70%を目指してはということですが、町といたしまして、特に70%を、今現在目指すということについては、当時とは様々な食料事情も変わってまいりましたので、非常に難しい状況にあるというふうに捉えてございます。特に冬場の野菜とかは、ほとんど北海道とか関東のほうの農産物に頼らざるを得ませんし、やはりバランスの取れた食材の活用も行いながら、学校給食を提供しておりますので、例えばコンニャクだったら、もう群馬しかないわけですが、そういった町内の農業者の皆様にもご協力はいただいているところですが、通年で栽培できるような農産物の確保とか、そういった様々課題も

ございますので、70%には現段階ではちょっと、目標として設定するのは、困難な状況であるというふうに捉えてございます。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員） では、どのくらいを目指しているのでしょうか。来年度の方向性とかをお伺いします。

○議長（藤原由巳議員） 村松学校教育課長。

○学校教育課長兼学校給食共同調理場所長（村松 徹君） お答えいたします。

地産地消につきましては、まず県内でも矢巾町の学校給食は上位のほうにあるということは申し上げておきたいと思えますし、あとは先ほど54.4%のお話をしましたけれども、できるだけこのような形を維持してまいりたいというふうに考えてございます。

目標値については、特に食育計画あるいは7次総の実施計画とか、そういった部分では特にはうたってはおらないところがございますけれども、いずれ50%台は切らないように進めていきたいというふうに考えてございます。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問。

川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員） 地産地消率は、やっぱり子どもたちの健康状態もありますけれども、地域の農業を知るということも含めて食育につながっていると思うのです。だから、地産地消率は目標を決める必要があると思うのです。年度、年度、それから長期的なもの。来年度、第8期とか、そういう計画をするときには、やっぱりそういう目標をつくるべきだと思いますが、そのことについてはどうですか。

○議長（藤原由巳議員） 村松学校教育課長。

○学校教育課長兼学校給食共同調理場所長（村松 徹君） お答えいたします。

先ほど私、年度初めに開催しております学校給食委員会のお話をちらっと触れさせていただいたのですが、その中でも保護者の方々に学校給食の提供上の実態をご紹介させていただいているわけですが、その中でも、やはり地産地消について、様々ご意見をいただくことがございますので、そういった利用者というか、保護者の皆様のそういったお声も受け止めながら、対応してまいりたいというふうに考えてございます。

以上、お答えいたします。

○議長（藤原由巳議員） 和田教育長。

○教育長（和田 修君） 私のほうからもちよっとお話をさせていただきます。

議員がお話をされた70%という数字、それがいつのことなのか、ちょっと分かりませんが、確かに昔は今よりも地産地消率が高かったと思います。それは、もう環境が違います。農業の状況も違います。さらには、子どもたちのニーズも違います。子どもたちへの栄養価の問題も考えながら、栄養教諭がどういうメニューでどういうふうなものを提供するか、それを全部地元の物でできればいいですけども、やはり子どもたちのニーズに応えながら、栄養を考えながら、そして食べてもらう、そのためにいろいろと知恵を絞っている。そのときの一つの方法として、地産地消の物ではできないから、ほかの物で助けてもらうというふうな形を取っているということで、様々な状況の中で、今こういう形を取っていると。

私たちは、地産地消率を少しでも上げる、あるいは安定させていくということに努めていきたいということを共同調理場の所長も含めてそういうふうに話しているということをご理解願いたいと思います。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問。

川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員） 学校給食でニュースを作っております。それから、保育園でも食事についてのニュースを作っておりますが、それを見た父母から本当に助かりますと、特に保育園のお母さんたち、新米お母さんたちは、いや、いいニュースがあるということは勉強になりますという話をされます。その学校給食、保育園のニュース、そのことについては所長さんをご存じでしょうか、お伺いします。

○議長（藤原由巳議員） 村松学校教育課長。

○学校教育課長兼学校給食共同調理場所長（村松 徹君） お答えいたします。

毎年食育だよりということで発行しているのもひっくるめて、うちの栄養教諭が非常に、先ほど教育長の答弁にもありましたとおり、食育の観点からも、栄養面の観点からも、いずれ心を砕いて作っているということで、非常に町民の皆様からも好評が寄せられていることも含めて理解しておるところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問。

川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員） これも食育に関わる、私もちょっと五、六年前から体験していることなのですが、田んぼの田植えから、そして稲刈り、除草のことも昔のままで除草機を押すとか、そういうことを体験させていただいているのですが、その土地は農家の、今まで耕作放棄地らしき草が生えていたところを耕していただいているのですが、そういう体験とかは、学校ではどのようになっているのか。それから、保育園とかは、父母を含めてどのような経験をさせているのか、お伺いします。

○議長（藤原由巳議員） 和田教育長。

○教育長（和田 修君） 今コロナ禍の状況の中で、なかなかできないことがございますが、各小学校、中学校で田植えから、それから稲刈りという体験については、それぞれの学校で工夫して行っておりました。今は、それがなかなかできない状況ですが、その中でも取り組んでいるところはございます。あるいは子どもたちが、稲刈りってなかなかできないから、稲刈り機械を使ってのところを見るとか、そういった形を取ったりとか、実際にそこに乗るとか、そういったことで触れ合うということはしているということは、確認しております。

ただ、この食育については、やはり稲がどういうふう to 育って行って、最後どうなるのか、そしてそれが給食に上がってくるのだということの、そのつながりを学ぶということは、近くにそういうふうな場があるわけですから、大切にしていきたいと、そう思っております。

○議長（藤原由巳議員） 田村子ども課長。

○子ども課長（田村昭弘君） ただいまのご質問にお答えさせていただきます。

保育園では、たくさんやっているところとしては、稲刈り体験、リンゴ園見学、リンゴ狩り体験、ブドウ狩り体験、あと地元との交流会で夕涼み会、芋の子会、焼き芋会、ミズキ団子づくりなどで地域の人と交流を図っているところでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員） たくさん子どもたちを育てて、親の方たちも育てていると思います。職員の方たちも保育園をはじめ若い方たちの農業を知らない人たちもお勉強になっていくと思いますので、そういう体験は、やっぱり父母も含めて大切に守って時間数を減らさないようにしていただきたいと思うのですが、コロナ禍が3年目に入りましたので、父母の方たちを含めての食事会とか、給食体験会というのは、どのようになっているのでしょうか、お伺いします。

○議長（藤原由巳議員） 村松学校教育課長。

○学校教育課長兼学校給食共同調理場所長（村松 徹君） お答えいたします。

共同調理場で以前は保護者の方が希望していただいた日で、様々学校給食を体験していただく事業も、取組も行っておったところでございますけれども、ご案内のとおり、コロナ禍がなかなか収束が見えない状況もございますので、今のところはそういった受入れはしておらないところですが、今後コロナのそういった収束に向けた動きとかを捉えながら、再開をしていきたいというふうに考えてございます。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問。

川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員） 私の孫もちょうど4歳になるのですけれども、その孫が子守のときに、こういう話をちらっとしたのです。御飯を食べるときにお話ししちゃ駄目だと、保育園の先生に言われるという話です。今コロナで、生まれて2か月ぐらいから保育園に入っているのですけれども、コロナで、そういう御飯を食べるときはお話ししては駄目、お口から菌が入るからと、本当に気の毒な給食会なのだなという、そういうふうな思いをして聞いたのです。そうなのという話をしたのですけれども、保育園の状況はどうでしょうか、お伺いします。

○議長（藤原由巳議員） 田村子ども課長。

○子ども課長（田村昭弘君） 保育園の給食ですけれども、パーティションをやっているところとやっていないところがあって、マスクのほうは3歳以上、可能な限りつけさせていますし、給食時には当然外して、黙食に努めておるところでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問。

川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員） コロナの感染で小さい子どもたちから小学生も食事は黙食、そして大人もそういうふうにして、この3年余りが過ぎているということは、本当に大変な状況なのだというのが分かります。でも、こんなことで負けてはいられないのですけれども、日本の小学校と中学校は、義務教育の授業で、やっぱり教科書は無償になっていますけれども、学校給食費は無償ではありません。矢巾町では、この答弁の中には、食費は教育の一環であることは十分に理解するとともに、援助を必要とする世帯などの生活支援策として、就

学援助制度を活用した保護者負担の軽減策を実施していますということなのですが、この就学援助なのですけれども、今私の認識では、国の生活保護費の1.2だったと思うのですけれども、その辺をちょっとお知らせください。そして、給食費、就学援助を受けるときには、人数的には増えているのでしょうか、お伺いします。

○議長（藤原由巳議員） 村松学校教育課長。

○学校教育課長兼学校給食共同調理場所長（村松 徹君） お答えいたします。

就学援助費については、まず生活保護の基準に該当する保護世帯、さらには準要保護世帯ということで、そちらについては全国まず同じような基準になってございまして、人数につきましては、小学校のほうは令和3年度で146人ということで23人ほど増えておりますし、中学生につきましては、令和3年度89人ということで12人ほど増えてございまして、こちらは微増の傾向があるというところでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問。

川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員） 学校給食費を支払えない方がいるようですけれども、就学援助の制度を利用していなかったのでしょうか、そこら辺をお知らせください。

○議長（藤原由巳議員） 村松学校教育課長。

○学校教育課長兼学校給食共同調理場所長（村松 徹君） お答えいたします。

学校給食費の未納の方につきましては、まず調理場のほうで足を運んで状況とかを伺っているわけですが、やはりそのお話の中で、経済的に給食費の納入が困難だというような方もいらっしゃいますので、そういった方については、学校教育課において、就学援助の手続につなげるような形で対応しておるところでございまして、該当しない方については、例えば時期をお約束してずらしながら、分割も入れながら、納付していただく方も中にはいらっしゃるというところでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員） 就学援助の適用は、大体家庭の収入、所得250万円ぐらいと私は理解していたのですけれども、適用できなかつた方は、何が理由だったのでしょうか、お伺いします。

○議長（藤原由巳議員） 村松学校教育課長。

○学校教育課長兼学校給食共同調理場所長（村松 徹君） 私4月からお世話になっているわけですが、特に納付の相談の中で、相談で該当しなかったという方は、今のところいないところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員） 就学援助制度のことは、やっぱり広く伝えているとは思いますが、ますます広く、例えば5歳、6歳児の頃から広めて、学校に入ったら、すぐそういうのを手続できるようにするべきだと思うのですが、その辺はどのようになっているのか、お伺いします。

○議長（藤原由巳議員） 村松学校教育課長。

○学校教育課長兼学校給食共同調理場所長（村松 徹君） お答えいたします。

学校のほうにもそういった相談ができるように情報共有しておるところでございますし、あとはこれから就学を迎える方の保護者の説明会とかでも、そういうお話を丁寧に行っておるところでございますので、今後ともそちらのほうは力を入れて、困ったときのセーフティネットでございますので、大事な情報として発信に努めていきたいというふうに考えてございます。

以上、お答えいたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。よろしいですか。

川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員） 給食費のことも含めて給食だよりも地産地消率とか、それから食料自給率とか、そういうのは掲載されているのでしょうか、お伺いします。

○議長（藤原由巳議員） 村松学校教育課長。

○学校教育課長兼学校給食共同調理場所長（村松 徹君） 地産地消率は載せておりますけれども、食料自給率については、毎年載せていたかどうか、ちょっと自信のないところではございますけれども、やっぱり岩手県はそういう100%ということで、非常に恵まれた食環境にあるということ子どもたちにも理解を促して、食べ物を大事にする感謝の気持ちを持って、そういう生産者の方にも敬意を表していただくような、そういった道徳的な部分をひっくるめて啓発を図ってまいりたいというふうに考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） 和田教育長。

○教育長（和田 修君） 給食だよりについては、毎月発行ということで、議員さんも御覧になりたいのであれば、こちらのほうから提供させていただきますので、ぜひ御覧になっていただきたいと思います。様々な工夫がされ、様々な情報がそこには満載されておりますので、ぜひそういうことでご活用ください。お願いいたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。よろしいですか。

（「はい」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） それでは次に、2問目の質問を許します。

川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員） 2問目の質問に入ります。ごみ資源化拡大と県央ブロック広域化計画について、町長にお伺いします。

「混ぜるとごみ、分別すると資源」は、永遠の課題として捉えております。全国では、処理施設を建設しないで、資源化に取り組んでいる町があります。鹿児島県大崎町は、焼却炉を持たず、以前家庭から排出されているごみは混合ごみとして全て埋立てされておりました。平成2年から平成16年まで使用する計画で設置された埋立て処理場の残余年数が計画年数より早まることが問題となり、平成10年から缶、瓶及びペットボトルの分別を開始し、町民の協力の下、28品目にわたる分別を実施し、リサイクル率80%を超えています。このことにより、埋立てするごみを大幅に減らし、平成30年には資源ごみ売却益金の一部を活用し、リサイクル未来創生奨学金制度を開始しております。また、リサイクルシステムをつくって、雇用の増加につながってきています。

さらには、インドネシア国デポック市における住民参加型一般廃棄物処理技術開発普及事業、バリ州デンパサル市における資源循環型まちづくり技術支援事業、インドネシア国住民参加型の多目的分別、減量による非焼却型一般廃棄物処理システムの普及、実証事業等により、インドネシアへの国際協力を開始しております。

このことから、資源化への取組をこれまで以上に強化し、大型ごみ焼却施設建設計画は中止すべきと考えますが、以下3点お伺いします。

1点目、矢巾町は、岩手県内でも一番と言われるほど住民を巻き込んでのごみ資源化に取り組んできております。1人当たりのごみ資源化率と処理経費は、どう変化しているのか、お伺いします。

2点目、割り箸、スポンジたわし、歯ブラシ、リサイクルモアの設置など、年々資源回収の受皿を増やしておりますが、資源回収状況はどうか、お伺いします。

3点目、県央ブロックごみ焼却場建設に向けた一部事務組合の発足が迫っており、パンフレット等私たち議員に配布されましたが、今後組合結成に向けた住民説明会について、町はどう関わっていくのか、お伺いします。

○議長（藤原由巳議員） 高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） ごみ資源化拡大と県央ブロック広域化計画についてのご質問にお答えをいたします。

1点目についてですが、生活系ごみに占める資源ごみの割合は、令和2年度が21%、令和3年度が21.7%、1人当たりのごみ処理経費は、令和2年度が1万2,583円、令和3年度が1万2,172円となっております。コロナ禍での巣ごもり需要の影響もあり、生活系ごみの処理量は増加傾向にありましたが、令和3年度は処理量1人当たりの経費ともに減少に転じている状況であります。

2点目についてですが、令和元年度からは、割り箸、古着、そして古布、令和2年度からは歯ブラシ、スポンジ及び廃食用油、令和4年度からは使い捨てコンタクトレンズの空きケースと資源物の拠点回収品目を増やし、令和3年度にはリサイクルモアが利用開始となりました。各品目の回収量ですが、令和3年度実績として、割り箸が約59キログラム、古着が約7,639キログラム、そして古い布が約831キログラム、歯ブラシが約34キログラム、スポンジが約8キログラム、廃食用油が580リットル、リサイクルモアへの総搬入量が約206トンとなっており、これらが清掃センターへの搬入量の減量化につながっております。

3点目についてですが、先月30日に県央ブロックごみ・し尿処理広域化推進協議会が開催され、新しい一部事務組合設立の方針が承認されたところであります。今後法的なものを含めた様々な手続について、構成市町、これは3市5町が歩調を合わせ、スケジュールに沿って適宜進められていくこととなります。

また、新しい一部事務組合が発足した後に、組合の事務として必要な住民説明も行われていくものと考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 再質問ありますか。

川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員） 何点かありますので、順次1問ずつ質問させていただきます。

まず、第1点目ですけれども、第7次総の第6章に、第1項まちづくりの指標の中で、集団資源回収量、平成27年は633.5トン、平成31年は目標として646トンとありますが、なぜ後期計画の中では、まちづくりの指標に、この数字が出てこなかったのか、お伺いします。

○議長（藤原由巳議員） 田中館町民環境課長。

○町民環境課長（田中館和昭君） ただいまのご質問にお答えいたします。

ちょっと今のご質問を受けて、その計画策定当時、どうしてそこに数値を入れなかったかということをお答えできなく、申し訳ございません。ただ、一つ言えることは、その計画にないから、これを推進しないということでは決してございません。先ほどの町長答弁でもございましたとおり、様々な手段、拠点回収とかの手段を講じて、我々はごみの減量化というのは努めていかなければならないのは、これはもう本町としての重要な課題だと思っておりますので、計画にないから取り組まないというわけではないことだけは、ご理解いただければと思います。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員） あとは、青空教室のことなのですけれども、第7次総合計画の中の第3項に資源ごみ分別説明会、実施回数が令和元年は21回、令和5年は82回となっておりますけれども、現在令和3年度はどのようになっているのか、お伺いします。そして、令和4年度はどうなのか、お伺いします。

○議長（藤原由巳議員） 田中館町民環境課長。

○町民環境課長（田中館和昭君） ただいまのご質問にお答えします。

すみません、これもちょっと数値的なものを今すぐにお答えできないのですが、今年度ごみ減量推進会議を5月30日に開催して以降、各自治会さんから応募をいただいでいて、適宜開催しております。なかなかコロナ禍ということもあって、ご希望をいただけない、もしかしてちょっとご遠慮いただいているところがあるかもしれませんが、先月ぐらいまでは、ほぼうちの担当のほうも毎週のように出かけていって、各行政区さんのほうにご指導の場をいただいたところでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問。

川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員） 昨日一般質問した同僚議員の方が、大崎町に私も一緒に視察しました。その中で、大崎町では、住民説明会を450回はやっている。そういう状況も目標に、ちょっと10倍ですけども、やっぱりそういう住民を巻き込んでのことが今必要だと思います。コロナ禍ですので、やっぱりそういう数値もきちんと捉えて、次の総合計画には立てる必要があると思いますが、どのようにお考えでしょうか、お伺いします。

○議長（藤原由巳議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） お答えをさせていただきますが、大崎町の東町長、私も実は、全く原型は、私当時は紫波郡環境施設組合とあって、都南と紫波町と矢巾町だったのですが、今盛岡・紫波地区環境施設組合、今から30年前まで私もそこでお世話になって、いろんな取組をしたのです。その原型が大崎町とか、志布志市で花が咲いて、私もこの間、おとし、行って見てきたのです、大崎町に。東町長からは、いや、こいつはおまえさんたちのモデルにしてやらせていただいたと。だから、皆さん、お邪魔したときに、大崎町は、矢巾町から来たということで、いろんなサポートをしてくれたと思います。それは、やっぱり矢巾町というか、当時の紫波郡環境施設組合で取組。

私が当時現場におったときは、とにかく現場に説明会に歩いたのです。例えば全く大崎町も同じようなバケツコンテナで、私らのものを使っておるのです。それはいいのです、それはもう、それこそ向こうでそういう、お使いになったのですから。それで、そういうことの説明会をとにかく、もう何十回、何百回とやって、今のリサイクルコンポストがあるのです。あるときには、組合職員だけでは足りないので、委託している業者の運転手さんとか、助手さんたちにも一緒になって、そして今日はここの区域を残飯収集すると。もちろん私も現場に出て、そのときに笑えない話があるのです。集積のそばに昔寒いときに始めたのです。暑いときは、臭いとか、蚊ハエが出てからあれだということで寒いときだったらいいだろうということで、そのときに、当時つなぎ服を着て、寒いから、今はやりの言葉で言うと、ほっかぶりして、そうしたら不審者に間違われたのです。笑うに笑えない話。そして、そのうちに何回か行っているうちに、温かいコーヒーとか、ミカンを出して、冬ですから。そのときは、涙が出ました。本当にだから今私現場にも言っているし、町民環境課の担当にも言っているのですが、現場に答えがあるのです、現場に足を運ばなきゃ。

そこで、向こうに、大崎町とか志布志市、もう志布志市だって今全国の市の中では、リサイクル率が高いわけです。だから、もう一度私どもも原点に立ち返って。だから、リサイクルモアとかも始めたのは、高橋昌造がやったうちでは、唯一成功した事例ではないかと言わ

れておるのですが、本当におかげさまで、だからあとはこれからいろんな、いわゆるリサイクルコンポストの関係も、将来これが広域化の中でどういうふうになっていくか。だから、私はできるのであれば、民間でそういうコンポスト化をやっているところであれば、そういうところをお願いをして、資源ですから。それこそバイオマス発電に使えるものでもあるわけです。だから、今川村よし子議員さんの言うとおりの説明会はもうこれでもか、これでもかと。

ただ、先ほど田中館課長の答弁にあったように、コロナ禍なのです。今歩いて、誰も寄ってこないと思うのです。だから、これをこれから形を変えて。だから、今集積所にパネル板を設置して、見てもらうだけでもいいのではないかと、今そういうことを担当には話しております。集積所ごとでもいいわけですが、お金はかかるのですが、そういう工夫を、コロナ禍だから説明会できないというのは駄目なのです。そういう創意工夫をしてやっていきたいと。

あともう一つ、残飯の回収をやったときに、異物を入れられると困るものですから、投げられるごみを厨芥、台所ごみを見なければならぬわけですね。そうすると、バケツで持ってきて、コンテナにあけるのを、私らがいると来ないのです。後から何でそれがあれなのかと言ったら、前の日サンマを食べたのか、その骨とか、私らそういうチェックはしなかったのですけれども、後から家庭の主婦の方から、あなたたちがいると、夕べ何を食べたか分かるので、そこで持ち帰りをしたと、それからバケツコンテナから離れて、そういう細心の気遣いもやりながらやってきたと。

だから、私も30年前、役場に来ないで、あそこで紫波郡環境施設組合でお世話になっていれば、大崎町とか志布志市みたいなリサイクル日本一になっていたのではないのかなということで、非常に心がちょっと痛むところもあるので、ひとつご理解をいただきたいと思いません。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員） 残飯のお話があったのですけれども、志布志市では、残飯の処理も含めて会社組織にしている、畑にも利用するような会社なのです。そして、菌の検査とか、そういうのもやっていて、誇りを持って、会社ですので、労働は大変だと思います。今もあれですけれども、そういうふうなそれを各家庭でも使っていると思いますけれども、町内には福祉と連携して、そういう地産地消、野菜作りとか、そういうのを考えることも必要ではないかと思うのですけれども、どのように考えるか、お伺いします。

○議長（藤原由巳議員） 高橋町長、簡単をお願いします。

○町長（高橋昌造君） すみません。それで、今リサイクルコンポストは、今田園有機として販売させていただいております。これは、いわゆる日本肥料検定協会からのちゃんとお墨つきをいただいて、肥料の三要素、窒素、リン酸、カリ、それもちろんと成分を測って調査して、それからあともう一つは、重金属が怖いのです。なぜ残飯の堆肥化をやったかということは、ただ一つダイオキシン対策だったのです。当時焼却炉から焼却灰にダイオキシンの問題、これはもう灰も煙もそうなのですが、そして塩分が含まれることによってダイオキシンが出ると。

そこで、当時私どもは、残飯を燃やさないで堆肥化することと。当時の岩大の農学部で、今の環境省からの補助金ではなく、当時の農林水産部、いわゆる今でいう農林水産省から補助金をもらってやったのです。だから、いろんな発想で、いわゆるごみでなく資源として、そして補助金も全然違うのです、環境省と農林水産省では。だから、これから一生懸命考えて、いろんなアイデアをお互いに持ち寄ってやると。さっき言うように、大崎町は、今いろんな業界、メーカーの人たちが入ってきてくれて、もういいよと言っても、本当大崎町のためだったら一生懸命やってやると、そこなのです。

それから、ふるさと納税のことが谷上知子議員からもあったのですが、あそこは鹿児島県と市町村が連携しているのです、だから強いのです。だから、ふるさと納税、皆さん見てください。私、ここで岩手県のざんぞを掘るわけにいかないのです、本当に鹿児島なんていうのは、県と市町村が一体になってやっているのです、すごいことなのです。

だから、そういうことを私も実際行って学んで、これから少しずつですが、皆さんと同じ気持ちですので、もう一度そういった、いわゆる矢巾町が先進地と言われるように取り組んでいきたいなということでご理解をいただきたいと思います。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員） 先進地と言われるようなシビックプライドという言葉が谷上議員からありましたけれども、そういう誇りを持てる子どもたち、未来の若い人たちを育てていただきたいと思います。

それで、今度は県央ブロックごみ処理施設建設の組合結成のことについてですけれども、まだ決まってははいないと思うのですけれども、12月頃に決まるというようなうわさを聞くのですけれども、どのようになっているのか、お伺いします。

○議長（藤原由巳議員） 田中館町民環境課長。

○町民環境課長（田中館和昭君） ただいまのご質問にお答えいたします。

先日の全員協議会のほうでも新しい一部事務組合の件につきましては、ご説明させていただきましたけれども、まず法的な部分ということでご説明させていただきますと、今年この後に各構成市町で先日ご説明いたしました広域計画についてのパブリックコメントを行って、その意見集約を行います。その後になりますけれども、各市町の議会に、新一部事務組合の規約に関する議案を上程するということですので、今議員がおっしゃった12月頃というのは、この各市町で共同して出します議案提出のことかなと思っておりますので、一応そういうスケジュールとなっております。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問。

川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員） 私は、県央ブロックごみ処理施設計画には反対です。なぜかというと、今の経費でも矢巾町は1人当たり年間1万5,000円の経費がかかっております。これをもっとかかるのではないかと思います。そういうかかるかもしれないということがまだ分からないわけです、令和14年建設ですので。それで、今いる労働者の方たちが、どうなるのかなという疑問もあります。今現在組合では200人以上の方たちが労働者として働いています。その労働者方たちの今後の仕事確保、そういうことも考えているのかどうか、お伺いいたします。

○議長（藤原由巳議員） 田中館町民環境課長。

○町民環境課長（田中館和昭君） ただいまのご質問にお答えいたします。

今協議会のほうで、まずはこの一部事務組合を立ち上げて、新しい施設を建設して、10年後に稼働していきましようということで、まず先日一致した意見となったところで、この後具体的に進んでいくのですが、当然事前の協議の中でも、今の既存の一部事務組合の職員あるいはそれぞれの施設で働いている様々な業者の方のことについても話題になっております。そういった公務員、それから民間の方も含めて、全体のスキームが大きく変わっていくわけですから、そこをどういうふうにしていくかというのは、当然この10年の間に詰めていかなければならない課題だと捉えておりますので、この後本当に具体的にいくのは、新一部事務組合が結成されてからになるかとは思いますが、今の議員がおっしゃったことに関しては取り組んでいくことは、もう間違いのないことでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問。

川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員） その労働者のこともそうですけれども、例えば1か所に、今前潟の付近ということが決定されておりますけれども、そうすると道路整備とか、交通量の問題で排ガスの問題とか、そういうのもあると思います。SDGsの関係からでも、排ガスのことでは、やっぱりおかしいのではないかと私は思うのです。前潟付近の地域住民の方々には、大きな負担になります。矢巾町は、前潟と近いから経費はかからないかもしれないのですが、定額負担とか、そういうのもあると思いますので、やはり吟味してかからないと駄目だと思います。ですので、私は反対ということで、地域住民に負担がかかるということは、どのようにお考えでしょうか。盛岡市のことだけでも……

○議長（藤原由巳議員） よし子議員、ここは矢巾町議会です。矢巾町の今の施設の近くにいる住民のことは考えているのですか。

○13番（川村よし子議員） 近くの住民のことですか。では、近くの住民の方たちの健康調査はどのようになっているのか、お伺いします。

○議長（藤原由巳議員） それとこれとは別でしょう。これは、前潟の方々の心配は、結構です。今の矢巾町のあの近くの住民のことをどう考えているのですかと聞いているのです、心配、環境問題。

川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員） 議長から指名されたので、答弁させていただきます。

ですので、私は一番最初に、リサイクル率を上げる、資源化を上げることを質問させていただきました。

○議長（藤原由巳議員） それは分かります。ただ、前潟の方々はそのとおり、心配なのはごもっとも。では、今の施設の付近の住民のことはどう考えているのですかということ。

川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員） 議長は、近くに住んでおりますけれども、自分が出したごみがどのように分別されていて、そして住民がどのような被害を被っているか、ご存じでしょうか、お伺いします。

○議長（藤原由巳議員） それが軽減されるのです、広域化で。

（何事か声あり）

○議長（藤原由巳議員） まず、いいです。まず、矢巾町議会ですから、矢巾町のことを考えて質問をお願いします。

再質問ありますか。

川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員） 先ほど労働者のことを質問させていただいたのですけれども、また労働者のことなのですから、正規職員、非正規職員、どのくらいで、それから企業はどのくらい入っているのか、お伺いします。

○議長（藤原由巳議員） 現状ですね、現在。

○13番（川村よし子議員） はい。

○議長（藤原由巳議員） 概算で結構です。田中館町民環境課長。

○町民環境課長（田中館和昭君） ただいまのご質問にお答えいたします。

環境施設組合のことを具体的にはちょっと分からないのですけれども、民間の方とか、いろいろ含んで200人近い方がたしかいらっしゃったのではないかなと思っています。すみません、もし違っていたら、後ほど修正させていただきたいと思います。

○議長（藤原由巳議員） 職員はごく限られていると思いますが、環境施設組合の議長もいますので、後で詳しく聞いていただければいいと思うのですが、大体その程度だと思います。

川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員） これは反対の一つなのですから、今ある施設もこれから耐用年数は来るとは思いますけれども、壊すといっても、億の単位のお金がかかります。そして、労働者を確保できなくなるかもしれません。そういうことで、矢巾町の財政にも響くことだと考えておりますので、そのことはどのようにお考えか、お伺いして、この質問は終わらせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 高橋町長。簡潔明瞭をお願いします。

○町長（高橋昌造君） かしこまりました。川村よし子議員、今これからいろいろ資料を集めて、今準備段階なのです。だから、今労働者というと、私もどきっとしたのですが、関係する職員の構成とか、それからどういうところに、正職員だけで対応しているのか、または委託しているのか、こういうふうなのの中身の精査は、広域の事務局で今精査しておりますので、まとめ次第、それはお示しすることができるとは思います。

そして、何よりも私、今先ほど被害が出るのではないかと、ごみ被害、そういうことにならないように、みんなで力を合わせて今度の建設をやっていこうではないかと。そして、何

よりも今広域8市町、3市5町で一緒になって広域化を考える。今もう災害廃棄物、これが大変なことになるわけです。だから、まず盛岡広域のどこかで災害が起きても、災害廃棄物は市町村の処理になるのです、そういうふうに義務化されて。だから、そういうことをやっ
ていかなければならない。今私どもの、いわゆる盛岡市の都南地域と紫波町と矢巾町だけでは対応できない時代が来るのではないかと。もう今大変です、災害廃棄物なんかも。だから、
そういうことを一つ一つ積み重ね、そしてもう何回も言っているのですが、ごみの処理には4つの原則があるのです。万人排出の原則。ごみというのは誰でも出すわけです、これはもう家庭であろうが、事業所であろうが。それから、私ぐらいだと思うのです、ごみが汚くないと思うのは。あとは、もう嫌悪感を感じる万人嫌悪の原則。そして、その中でいかにして
適正処理をして、そして処理コスト、コスト意識を考えてやっていく。このごみ処理、廃棄物の処理には、そういった四大原則があるのです。こういうことを、今心配されている適正
処理の被害なんか、ダイオキシンなんかを出したら取り返しのつかないことになるのです。だから、そういった大本で広域の事務局では、そういうことをしっかり受け止めながらやっ
ております。

そして、先ほどの答弁の中でも必ず皆さんに、議会はもちろんのこと、町民の皆さん方にも説明する機会を設けていきたいと思っておりますので、ひとつそのところをご理解をいただきたいと思っております。

○議長（藤原由巳議員） 田中館町民環境課長。

○町民環境課長（田中館和昭君） すみません、先ほど私環境施設組合で働く人員体制200人くらいかなというお話しさせていただきました。確認したところ、大体130人ほどとなっております。訂正させていただきたいと思っております。

○議長（藤原由巳議員） そうすると、2問目はよろしいですか。

○13番（川村よし子議員） すみません、事業所は分かりますか。

○議長（藤原由巳議員） 田中館町民環境課長。

○町民環境課長（田中館和昭君） 委託の収集とか合わせて全部で7社関係しております。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） それでは、2問目は以上でよろしいということでございます。

ここでおおむね1時間経過いたしましたので、暫時休憩といたします。

再開を2時10分といたします。よろしくお祈りいたします。

午後 1時58分 休憩

午後 2時10分 再開

○議長（藤原由巳議員） それでは、再開をいたします。

休憩前に引き続き、川村よし子議員の一般質問を続けます。

次に、3問目の質問を許します。

川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員） 3点目の質問に入ります。

学童から高齢者にわたる各種検診について町長、教育長にお伺いします。

学童から高齢者まで町民の健康を守るためには、疾病予防に努め、重症化を防ぐことが大切であります。疾病予防のため健診率を上げることが求められていることから、以下3点お伺いします。

1、視力低下の子どもが多くなってきていることが新聞報道にありましたが、学校健診の視力検査と健診後の医療機関受診状況はどうか、お伺いします。

2点目、補聴器購入の助成を求めています。成人検診や高齢者の聴力検査の状況はどうか、お伺いします。

3点目、乳幼児から高齢者までの口腔ケアの重大性や歯科健診の必要性をどう位置づけているのか、お伺いします。

○議長（藤原由巳議員） 高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 学童から高齢者にわたる各種検診についてのご質問にお答えをいたします。

2点目についてですが、成人検診などの町の検診において、聴力検査、聞く力の検査は実施しておりませんが、高齢者につきましては、要介護認定を受ける際の認定調査に聴力についての調査項目がございます。なお、高齢者につきましては、加齢に伴う難聴が原因で社会からの孤立やフレイルなどの虚弱状態に陥ることが危惧されますことから、国や県に対して健康維持増進のための補聴器購入等に係る支援制度の創設を要望しているところであります。

3点目についてですが、もう皆様ご承知のとおり、国では80歳になっても、自分の歯を20本以上保つことを目標とした8020運動を提唱しております。また、生活習慣病と歯周疾患との関係や歯及び口腔、口の中の健康と全身の健康との関係に口腔ケアが注目されていることか

ら、本町の健康施策の指針であります健康やば21に重点項目として、口腔保健を位置づけ、矢巾デンタル会や岩手県歯科医師会と連携し、妊産婦から高齢者まで、年代ごとの歯科健診を実施するとともに、口腔ケアに関する指導を行っているところでございます。

なお、さきに申し上げた8020運動を推進するため、本町においては、毎年8020健康な歯表彰として80歳代を迎えられても20本以上の歯を保たれている方の表彰についても行ってまいります。

以上、私のほうからのお答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 和田教育長。

（教育長 和田 修君 登壇）

○教育長（和田 修君） 引き続き、学童から高齢者にわたる各種検診についてのご質問にお答えいたします。

1点目についてですが、視力低下の児童生徒について、令和3年度の視力検査の結果では、受診者2,139人のうち視力1.0未満の児童生徒は1,035人おり、全体の48%で、前年度に比べ2%増加しております。また、視力検査において、視力1.0未満の児童生徒には、医療機関受診の呼びかけを行い、学校で受診状況を把握しております。さらに、半年後に再度視力検査を実施することで、視力低下の経過観察を行っております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 再質問ありますか。

川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員） 何点か質問がありますけれども、まずは一番最初には、教育長、教育委員会に質問させていただきます。学童、生徒の視力低下の問題ですけれども、原因をどのようにお考えでしょうか。父母からの意見とかは何かありますかということでお伺いします。

○議長（藤原由巳議員） 村松学校教育課長。

○学校教育課長兼学校給食共同調理場所長（村松 徹君） お答えいたします。

視力低下の要因については、やはりゲームを休日あるいは寝る前に長時間楽しむというか、そういった習慣が身につけてしまうと、どうしても視力低下の原因につながるのかなというふうに思います。私が子どもの頃は、テレビの見過ぎとか、あとはやはりそういう暗いところでものを見るとか、いずれゲーム機とかは、さらにその刺激が強いものですから、そういった部分での影響が多いということ、様々学校の養護教諭であるとか、そういったところ

で情報を得ているところでございますし、あと保護者とのそういう連携につきましては、各学校から保健だよりとかも出しているわけでございますし、あと個別に視力検査で1.0以下の場合の対応も、先ほど教育長答弁でもございましたけれども、いずれそういういろいろな場を捉えながら、そういう保護者に対しても周知を行っているところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問。

川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員） その視力検査と保健だよりのことなのですが、子どもたちに分かるようになってきているとは思いますが、特にも小学校1年生からGIGAスクールではタブレットを利用する、パソコンを利用する。成長期に利用すると、寄り目になるとか、いろいろありますが、そういうふうな診断をされているとか、そういうのはどのようになっているのか、調査しているのか、お伺いします。

○議長（藤原由巳議員） 村松学校教育課長。

○学校教育課長兼学校給食共同調理場所長（村松 徹君） お答えいたします。

GIGAスクールのそういう光と影の、影の部分として、やはり視力低下の部分も留意しなければならないというのも様々な情報で把握しておるところでございますし、そういったことにつきましても、学校現場と共有、連携しながら、GIGAスクールの各種端末の活用の際も、そういった点も配慮しながら、今後も対応してまいりたいというふうに考えておるところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問。

川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員） 全国の調査でも矢巾町と同じようにというか、全国と同じように矢巾町も視力低下が見られるけれども、健診はするけれども、その後の医療機関の受診率が低い。そのことについては、矢巾町の教育委員会としては、どのようにお考えでしょうか、お伺いします。

○議長（藤原由巳議員） 村松学校教育課長。

○学校教育課長兼学校給食共同調理場所長（村松 徹君） お答えいたします。

いずれ視力が必要な矯正をすべきときにやらないままにしておくと、さらに視力も悪くなりますし、やはりもっとも勉学のほうにも悪影響が出るわけでございますので、そこら辺は

各学校の特にも養護教諭さんとか、そういったところで働きかけを行いながら、100%を目指しながら早期発見、早期治療という形で学習環境の充実につながるように努めてまいりたいというふうに考えてございます。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員） 次の検診のことについてお伺いします。2点目、3点目なのですが、成人検診とか、高齢者の健診には聴力検査は入っていないということなのですが、入れたほうがいいと思いますけれども、その点については、どのようにお考えですか、お伺いします。

○議長（藤原由巳議員） 浅沼健康長寿課長。

○健康長寿課長（浅沼圭美君） 聴力検査の成人検診への導入ということですが、どういう形の健診方法を入れたらいいかということも含めて、少しいろいろ検証しなければいけないというふうに思います。私ども、今健診としては、町長答弁のあったとおり、入ってはおりませんが、例えば介護認定調査のことについてちょっと記載させていただいたのですが、介護認定調査では74の項目について調査員が、大体1時間ぐらいかけて、様々なお聞き取りをさせていただきます。その中で、聴力に関して、普通の声がやっと聞こえるという方、1,020人ぐらいの方々の統計をちょっと見てみたのですが、25%ぐらいの方々がそういう状況だったということ。かなり大きな声なら何とか聞こえるという方が16%程度、ほとんど聞こえないという方もやはり1%程度いらっしゃいます。今回ご質問をいただいて、改めて見たところですが、健診として導入するか、例えば介護予防の様々な取組を私どものほうでも行っていますので、何かそういう場面でできる方法がないかということも、様々な他県の状況だとか、ちょっと私たちも少し情報収集したり、学びながら、入れられるものがないかということにはちょっと課題にさせていただければというふうに捉えております。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問。

川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員） 私も成人検診、高齢者健診に聴力検査が入っていないということをお伺いすることによってはっきり分かったのですが、やっぱり成人検診の中に入れたほうがいいと思うのです。なぜかという、介護の場で、例えばえんじょいセンターと

か、それから地域の公民館で聴力検査というのは、簡単にできますよね、ヘッドホンみたいなのをやることができますよね。でも、そこに集まる人より健診する人のほうが人数的に多いのではないかなと思うので、やっぱり成人検診に入れたほうがいいと思いますので、ぜひ入れてほしいのですけれども、経費とかも考えてみる必要もあると思うのですけれども、その辺は考えていくのでしょうか、いるのでしょうか、お伺いします。

○議長（藤原由巳議員） 浅沼健康長寿課長。

○健康長寿課長（浅沼圭美君） ただいまのご質問にお答えします。

議員おっしゃるとおり、成人検診といっても幅が広いので、成人検診というと、40歳以上の健康増進からの健診もありますので、75歳以上の方々の後期高齢者の健診の中で取り入れるかということで受け止めさせていただければ、例えば機器も矢巾町にはありません、持っていませんので、そうすると、どういうところでリースなのか、購入なのか、どういう機器がいいかということ、そして誰が検査をするのかという点も含めて、全体的にそれは考えなければ、すぐできますとはちょっと私も言い難い部分が非常にあるなというふうに捉えております。

では、別の方法はということで、やはり聞こえから、例えば認知の力、言葉を得る力だとか、様々な影響があることは、いろんな情報の中からも私どもも捉えておりますので、聞こえからのフレイルにならないようにするための方法として何か、例えば民間のほうで様々な補聴器の機器の会社もごございますので、そういうところから情報を得ながら、やれるものはないかということは、ちょっと私たちのほうの課題にさせていただきたいということはお話しさせていただきたいと思います。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員） 難聴に気づかなくてあったということで、認知症になる方もいるという統計もありますので、ぜひ前向きに考えていただきたいと思います。

それで、次の質問に入ります。歯科の問題なのですけれども、8020運動を提唱してやっているということなのですけれども、これは全国的には8020の人たちで表彰されたとか、そういうことは人数的に多くなっているということなのですけれども、矢巾町の状況はどうなのか。

それから、全国的には収入が高い方という、年金が多い方というか、そういう方たちが

8020に表彰されているという報告もありますが、その辺調査しているのかどうか、お伺いします。

○議長（藤原由巳議員） 浅沼健康長寿課長。

○健康長寿課長（浅沼圭美君） ちょっとお答えできる部分とできない部分があるかなと思うのですけれども、まずもって8020の関係についてです。今国のほうで健康づくりに関わる大きな計画というのが、健康増進計画ということで、国のほうでも今年度国民健康・栄養調査を行う予定になっております。実は、昨年度行う予定だったのですが、コロナで延期になりました。それで、国民健康・栄養調査が今年行われ、また県民生活習慣実態調査も併せて今年行う予定だということで、この中には、口腔、歯科のことについても聞き取り項目があったり、調査項目がございます。岩手県の健康づくりの計画は、健康いわて21プラン、今第2次になります。その中で、中間評価をしております。岩手県の状況ではございますが、中間評価の平成28年の統計ではあります、80歳で20本以上の歯を持っている方々は、平成28年度は48.3%です。この計画の第2次の基準値、平成24年度だったのですが、それは21.3%です。ですので、かなりここは評価としても高く上がってきているという点です。

矢巾町はといいますと、やはり矢巾町も町長答弁にもございましたとおり、町独自で8020の表彰を矢巾デンタル会の協力をもとにやっておりますが、昨年度表彰した方々は12名です。岩手県のほうは毎年継続して表彰しているのですが、矢巾町は申し訳ないのですが、一生に一回という形で、一回きっちり表彰させていただくということで12名の方を表彰しております。

健診の受診の動向も、令和2年と令和3年で見ますと、歯科健診は後期高齢者の健診は増加しております。収入の状況というお話がございましたが、今矢巾町のほうでは、歯科健診は妊産婦から、それから1歳6か月、2歳と、学童に入って、大人になってからも40歳、50歳、60歳、70歳、そして後期高齢者の健診は75歳ということで、節目節目でやっております。歯科健診に関しては、経年で見ると、矢巾町の動向は、いい方向になっているというふうに私どもとしては捉えておりますので、そういう結果が8020につながっているというふうに捉えております。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員） 矢巾町の状況は、令和2年、令和3年で12名ということで、初め

て8020で表彰したということなのですからけれども、今後も続けていってほしいと思います。実は、私の母も、もう亡くなったのですけれども、その表彰されたのですけれども、死ぬ3日前まで歯医者にかかっていたのですけれども、歯医者を受診するのは嫌がらなかったのですけれども、足腰の障がいがあって、結局は墓の中に入りましたけれども、やっぱり小さいところから、特にも学童の頃から歯科健診をして、そして働いているときも、身近なところで歯科治療をする、そして8020に持っていく、そういう取組が今後国でもそういう方向でやっていくと思う。身近なところからそういうことを広めていくことが、今求められていると思いますので、やっていただきたいと思います。

歯科のことなのですからけれども、子どもの歯科治療なのですからけれども、例えば小学校五、六年、それから中学校、高校になると、ちょっと痛くなるまでそのまま放っておく子どもたちがいて、受診率が低くなってくるのですけれども、矢巾町の状況は、どのような状況なのか、お伺いします。

○議長（藤原由巳議員） どの辺までですか、年代別、小、中学校。

○13番（川村よし子議員） 小、中学校……

○議長（藤原由巳議員） ぐらいしか多分分からないと思います。

村松学校教育課長。

○学校教育課長兼学校給食共同調理場所長（村松 徹君） お答えいたします。

令和3年度の状況でご報告いたします。いずれ小中学校、児童生徒、先ほど視力検査もありましたけれども、歯科健診も実施しておるところでございまして、小学生が1,389名、中学生が710名の計2,099名が受診者でございましたけれども、その中で、齲歯というか、虫歯が見つかるわけですが、そちらの治療も行っておるところでございましてけれども、視力同様、最後までどうしても未処置の児童生徒も残るということで、小学校の場合が未処置のままの児童生徒が203名、14.6%、中学生が43人、6.1%という状況になってございまして、こちらにつきましても、視力検査同様養護教諭を通じながら、働きかけをしておるところでございまして。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問。

川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員） 児童生徒の健診率の割には、治療率というのが低いと思うのですけれども、自分で医療機関にかかれる状況なので、我慢していたり、気づかなかつたり、そのことについての指導というのは、学校の養護教諭を通じてはやっていると思うのですけれ

ども、その状況をお知らせください。

○議長（藤原由巳議員） 和田教育長。

○教育長（和田 修君） 以前にもこのような質問をお受けしたことがございますけれども、いずれ先ほど課長のほうからも答弁がありました。学校の中での養護教諭が窓口になって、そして各学期ごとに面談がございます。そのときに、保護者との面談の中で、そういうふうな治療勧告をさせていただいて、その結果も教えていただくというふうなことのやり取りをします。

ただ、なかなか家庭の事情だったり、あるいはもう保護者のほうの判断で治療に行かないというケースもございます。それは再度、繰り返し、繰り返しということで、ある程度これは保護者任せになってしまいますが、いずれ学校のほうからもそういうふうな取組をしているということだけは、ご理解願いたいと思います。そういうことを続けていくしかないと思っております。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問。

川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員） 今教育長が答弁されたのですけれども、子どもの医療費が高校まで750円でできるのですけれども、750円の負担が気になるのか、それとも家庭事情というのは、どういうふうな捉え方をしたらいいのでしょうか。歯科治療には自分の足で行けます。ですけれども、家庭事情というのは、どういう事情なのでしょうか、お伺いします。

○議長（藤原由巳議員） 和田教育長。

○教育長（和田 修君） 家庭事情、様々だと思います。その本人が拒否をする場合、それからお父さん、お母さんが連れていかなければいけない状況があったときに、その都合がつかない、様々だと思います。金銭的な問題というのは少ないと思います。

ただ、これは細かくそういうふうに私たちのほうで調査しているわけではないので、いずれ繰り返し、繰り返しこれは、歯というのは大事なものなので、それを理解してもらいながら、いわゆる保健だより等でも連絡をしながら、周知を図っていくということの繰り返ししかできないと思っております。いずれその努力を続けていきたいと思っております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問。

川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員） すみません、教育委員会にお伺いしますけれども、小学校、中学

校の子どもで不正咬合とか、医療費で賄える分の治療で、健診で引っかかって治療していないという、そういう方はいるのでしょうか、お伺いします。

○議長（藤原由巳議員） 和田教育長。

○教育長（和田 修君） それもまた様々です。学校のほうでちゃんとそれは分かっておりますので、それについては、治療を勧めるということでやります。これも先ほどと同じように、繰り返し、繰り返しの受診のお願いをし、そしてしたほうがいいですと、具体的な歯科とのやり取りもしたりとか、そういうふうなことの繰り返しをしているという状況です。

○議長（藤原由巳議員） 川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員） 厚生労働省が調べた中で、収入により、不正咬合とか、歯並びとか、虫歯治療をしていない方が出ているということで、健診はやるけれども、その後の処置が行われていないという結果も出ていますので、ぜひ矢巾町の状況はどうか調べていただきたいと思います。

その治療費のことなのですけれども、1か月につき750円かかるわけですけれども、就学援助制度で適用できないのかどうか、お伺いします。

○議長（藤原由巳議員） 村松学校教育課長。

○学校教育課長兼学校給食共同調理場所長（村松 徹君） お答えいたします。

就学援助費におきましては、医療費もひっくるめて学校生活における必要な、そういう支出経費について助成を行うものでございますけれども、こちらにつきましては、それぞれ小学校、中学校、細かいルールがあるわけでございますけれども、ただ医療費の個人負担の部分とか、そういうふうなものは特にございませんで、就学援助費における医療費の全体の枠の中で内容を審査して助成させていただいているところでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問。

川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員） 私もちよっと今回の議会の令和3年度の詳細な決算書というのを見させていただいたのですけれども、就学援助のところに医療費が入っていないような書き方をされていたような気がするのですけれども、医療費は入っているのですねということで、やっぱり子どもたち、特にも中学生とかは、自分でも行けるので、そういうところも啓蒙する必要があると思いますが、どのようにお考えでしょうか。

○議長（藤原由巳議員） 村松学校教育課長。

○学校教育課長兼学校給食共同調理場所長（村松 徹君） お答えいたします。

就学援助費に医療費が入っていないのではないのかというご指摘について答弁させていただきますけれども、学校保健医療費保護者負担分として明記してございます。ただ、これは就学援助費でございますので、保護世帯、準要保護世帯が対象になりますので、それ以外の一般のご家庭の方については、通常の医療費の、いわゆる中学生の医療費、小中学生の医療費自己負担分がかかるということになりますので、ご理解を願いたいと思います。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問。

川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員） 啓蒙については、保健だよりで啓蒙しているということですね。

今後もそれをやっていただきたいのですけれども、その点はどうか、お伺いします。

○議長（藤原由巳議員） 和田教育長。

○教育長（和田 修君） 先ほど課長のほうからも話がありましたけれども、小学校入学時に就学援助費についての説明がちゃんとプリントをもって、しかも時間を取って養護教諭のほうから説明をさせていただいております。あとは、中学校に入学する際も、それが継続されます。あるいは、その資格がなくなりましたというふうな、そういうふうなケース、ケースがあるので、そういう説明もそこでさせていただいております。

あとは、学校のほうに問合せがあれば、学校のほうで答え、それ以上深くの場合には、学校教育課のほうに問合せをいただいております。

以上、そういう形で啓発に努めてまいります。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問。

川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員） 最後になりますが、11月8日は、いい歯の日ということで、これは日本調剤の方が出しているチラシなのですけれども、やはりこういうふうなことを町内でもお知らせして、健康で長生きする、そういうことが小学生から中学生、そして高校生とか、そういうふうに広めることが求められている時代だと思います。その点については、どのようにお考えでしょうか、お伺いします。

○議長（藤原由巳議員） 浅沼健康長寿課長。

○健康長寿課長（浅沼圭美君） お答えいたします。

今お話ありましたとおり、きっかけの日をつくりながら、啓蒙していくことは、私どもと

しても強く進めていかなければならないことだなというふうに捉えております。お口の健康は、本当に健康づくりの源になってくると思いますので、食べるということ、そして会話をするとということ、それが人との交流ともつながってきますので、その点に関しては、私どもとしても機会を捉えて啓発していきたいと思います。

また、国のほうも国民皆歯科健診というようなことも掲げられていて、今後多くの方々が、節目節目の健診を捉えて、早く虫歯なり、歯周病なり発見をして、早く治療して、そして元気で自分の口で食べられるような取組をとということで国民皆歯科健診というようなことも今後進められていくと思いますので、そういう動きも注視しながら、進めてまいりたいと思います。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） よろしいですか。

（「はい」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） それでは、以上で13番、川村よし子議員の質問を終わります。ご苦労さまでした。

それでは次に、14番、小川文子議員。

それでは、1問目の質問を許します。

（14番 小川文子議員 登壇）

○14番（小川文子議員） 議席番号14番、日本共産党の小川文子でございます。私は、1問目に新型コロナウイルス感染症対策について、町長及び教育長に質問させていただきます。

新型コロナウイルスの感染爆発が続き、日本の新規感染者数は3週連続で世界最多となりました。その結果、医療が逼迫して、現在も1日の死者数が200人を超えるなど、過去最悪の水準となっております。特に、第7波のオミクロン株は、感染率が大変高いということで、昨年の中までのコロナ感染者は173万人でございましたが、今年の9月1日現在で1,900万人に達しております。死者数も昨年の中までで1万8,000人でございましたが、今年9月1日現在で4万190人と厚生労働省の統計が出ております。特にも8月は、1か月で7,300人の方がお亡くなりになるというような事態となっております。また、10歳未満の死者の方も17人生じています。

デルタ株の段階では、子どもの死者はゼロでございましたが、今年の3月から子どもたちにも死者数が出ております。国立成育医療研究センターと国立国際医療研究センターの合同研究では、オミクロン株はデルタ株と比べて、2歳から12歳の子どもの患者の発熱やけ

いれんが大変強い、そして13歳以上では咽頭痛が多く見られていて、また重症化になっている子どもたちは、新型コロナワクチンを2回接種をしていなかったということが報告をされています。また、何よりも子どもの対応として、早期発見、早期治療が重要であると、早めの治療を勧めているということが報告をされています。それらの実態を踏まえまして、本町の実態と感染対策をお伺いをいたします。

1 番目、紫波郡医師会との連携が重要ですが、医療現場は、どのような状況となっているのでしょうか。

2 番目、引き続きワクチンの重要性が専門家から喚起されておりますけれども、ワクチン接種の状況をお伺いをいたします。

3 番目、感染を広げないために検査が大変重要ですが、気軽に検査が受けられる体制をつくる必要があります。町独自で無料の検査場の設置及び希望する家庭に抗原検査キットを配布してはどうか、伺います。

4 番目、保育、教育、福祉の各施設の検査体制は、どのようになっているのか、お伺いをいたします。

5 番目、子どものコロナ感染で職場を休む場合支給されます小学校休業等対応助成金は、有給休暇を取得させた事業者への支援金でございます。一方、パート従業者、アルバイト等臨時の方への支援金は、どうなっているのかについてお伺いをいたします。

○議長（藤原由巳議員） 高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 14番、小川文子議員の新型コロナウイルス感染対策についてのご質問にお答えをいたします。

1 点目についてですが、町内では6 医療機関において発熱外来を実施していただいているところであります。最近の感染拡大状況から、発熱外来を実施していただいております医療機関を中心に、検査を希望するための混雑も見られますが、紫波郡医師会の先生皆様方のご尽力により、町内においては、報道等にあるような医療逼迫は生じていないところであります。

2 点目についてですが、本町のワクチンの接種状況は、8 月22日時点で、1 回目が91.15%、2 回目が90.83%、3 回目が75.66%、4 回目が13.52%となっております。

それで、先ほど最新情報が入ったので、その数値を皆さんにお知らせしたいと思っておりますので、もしよかったらメモをしていただければと思います。先ほどの答弁では、8 月22日、最

新情報が入ったのですが、8月29日時点で、1回目が91.15%に対して91.24%、2回目が90.83%で、これは変わらず同じでございます。3回目が75.66%、これが75.94%、そして4回目が、ここが増えておるのです、13.52%が21.58%となっております。

なお、現在のワクチン接種に係る集団接種は、先月、8月で終了したところではございますが、紫波郡医師会のご協力により、引き続き個別接種を続けているところであり、さらには国において示されておりますオミクロン対応ワクチン接種に係る準備を進めているところでもあります。

3点目についてですが、町内の薬局4か所において、岩手県による無料の抗原検査が受けられる体制となっております。希望する家庭に抗原検査キットを配布することにつきましては、必要な方々が適正にキットを使用して検査を行うという観点から考えてはおらないところでもあります。

4点目についてですが、岩手県において、重症化リスクの高い方が多く入所する高齢者施設等の職員をはじめ保育、教育施設等の職員に対する一斉に、そして定期検査が行われているところでもあります。

5点目についてですが、議員ご承知のとおり、厚生労働省による事業者への助成金であり、パート従業者、アルバイト等非正規雇用の労働者においても対象となっております。

以上、私のほうからのお答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 和田教育長。

（教育長 和田 修君 登壇）

○教育長（和田 修君） 引き続き、新型コロナウイルス感染対策についてのご質問にお答えいたします。

4点目についてですが、現在児童福祉施設及び小中学校においては、抗原検査キットを用いて定期的に検査を実施しているほか、感染者が発生した場合には、陽性者と接触した可能性がある職員を中心に随時検査を実施しております。

なお、私立の児童福祉施設につきましては、国の保育対策総合支援事業費補助金を活用し、抗原検査キット購入費の補助を行っております。また、岩手県及び県教育委員会から児童福祉施設及び小学校を対象に、9月から4週間分の抗原検査キットが配布されることとなりましたので、本事業を活用し、引き続き感染拡大防止に努めてまいります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 再質問ありますか。

小川文子議員。

○14番（小川文子議員） 様々なご努力をされていることに敬意を表します。ワクチンについては、なかなか進まないという実態はありますけれども、本町は大変よく進んでいると思っています。引き続き、やはりワクチンを打っていても、かかってしまうからということで軽視するような声もたまには聞かれますけれども、今度オミクロン対応のワクチンも出ますし、現在のワクチンもそれなりの効果がありますので、やはりこれは強力に推進をしていただいて、あくまでも感染者数を抑えないことには、この死者数を抑えることはできないと考えるものでございます。

どういうふうに感染を抑えていくというのは、ワクチンがまず1つありますけれども、やはり抗原検査というのが非常に重要になってくると思います。昨日もテレビで感染した場合の自宅療養を7日にするかどうかということが、今国において検討されるということで、そこで専門家の先生がウイルスの排出量について述べておられましたけれども、発症前2日間と、それから発症後二、三日が一番ウイルス量が多いと。1週間ぐらいうると、1割から2割程度に下がってくるという見解を示しておられました。

発症2日前というのは、熱が出る2日ぐらい前ではありますが、多分本人としては、少しそれなりの症状があるかと思います。そのときが、やはり感染力があるということで、本当に熱が出てから病院に行って抗原検査をして、プラスだったというのでは、ある意味遅いといえは遅いのです。発症前に人と接していれば、その時点でもう十分うつしてしまうということでもあります。その考えをしっかりとやっぱり持つ必要があるだろうと思います。

また、発症する前に、なかなか、ちょっとそうかもしれないという程度では、病院には今行けない状況があります。やはりあまり早めに行ってしまうと、医療の逼迫を招いても困るという状況もありますし、本人としても、なかなか忙しい中で、発症前に行く人は少ないと思います。そこで重要なのは、抗原検査だだと思います。気軽にやれるということが、自宅に1本あれば、ひょっとするとコロナかもというときに、自分で検査ができるという、そういう利点があるかと思います。

県の検査も薬王堂を中心に常時無料で行われておりまして、私も薬王堂に電話をかけましたけれども、調剤室のほうで予約を承って検査をしているという状況が示されてございます。ですので、町内の皆さん、薬王堂にまず足を運んでいただいて、抗原検査を積極的にやっていただくということを、やはりPRをしていただきたいと思いますのでございます。

ワクチンと同じぐらい抗原検査は重要なものでございます。町内でも今感染者が、毎日50人

程度の方が陽性者が出ているということでございますので、ましてやどこに感染者がいるかわからない状況の中で、私たちは日々暮らしをしているわけでございますので、本人が一番、自分が感染しているかもしれないという自覚があるわけでございますので、どうしても、いかにそれを検査に結びつけるか、これが重要となってきますけれども、もちろん今スーパー等でも抗原検査キットを売っておりますし、自分で検査もできますけれども、何かもう少し対応ができないものかなと思います。その点について、再度質問いたします。

○議長（藤原由巳議員） 浅沼健康長寿課長。

○健康長寿課長（浅沼圭美君） ただいまのご質問にお答えいたします。

今私たちが使っているのは、抗原定性検査キットになりますので、やっぱりその検査キットは、正しく使うことも非常に大事だと思っております。偽陰性、偽陽性もありますので、そういうところの使い方もしっかりお伝えしなければならないということ。また、私どもでは、町長答弁にありましたとおり、町単独では、考えはお伝えさせていただいたところですが、県、それから31日からネットでも購入できるような形になってきましたので、気軽に使えるのだけれども、やっぱり正しく使うということ。そして、どのタイミングで使ったらいいかということ、私たちもちょうど1年前に、社会福祉施設のほうで事業を継続していただきたいということで、職員に対する抗原定性検査キットを町で購入して使うことをやったときに、感染症のアドバイザーの先生からお話があったときは、やっぱり正しく検査をすること。そして、あくまでも定性検査であるということで、そのときどういうタイミングで使ったらいいかということもいろいろ考えました。本当は、定期的にやることの重要性がとてまああって、定期的というのは、できれば3日に1回、それが難しければ1週間に1回ということで、マイナスのとき、陰性だったときを振り返られるようにすることが大事だよということをお話しされておりました。

です、やることもですし、それをきっちり記録しておくこと、さらに健康状態がそのときどうだったか。特に無症状者の方も、あと感染経路不明の方も、今非常に多い状態なので、そういうことを私たちのほうでも周知していかなければならないなというふうに捉えております。

上手にこの検査キットを使いながら、やはりオミクロン株に対応する感染対策というものはなくて、あくまでも基本的な感染対策をしっかり守ること。それと、今回のオミクロン株に関しては、やはり換気、気流の流れをしっかりつくるのが大事だ、また私たちいろんな部分で対面でお話しさせていただくこともあるので、ポジショニングが大事だというお話を

いただいております。そういう点も私たちのほうでも周知していくべきというふうに捉えております。

岩手県のほうでもラインとか、様々な機会を通じて周知をしておりますので、私どもも今回9月1日の区長配布に合わせて、万が一自宅療養になったときに、こういうふうに捉えていたほうがよいというような内容を、あとどこに電話をしたらいいかということが分かるようなチラシを全戸配布させていただきました。

また、全戸配布の前から、やはり町民の皆さんはどうしたらいいか、どこで検査をしたらいいのか、抗原検査で陽性になったのだけれども、どうしたらいいかということをお電話いただいております。そこを丁寧に、こういう機関の発熱外来に受診することでということでお話しさせていただいておりますので、そういう相談先と、あと周知のことも含めて、これからは、今後新たな変異がまた生まれて、ちょっと今までとは、単純に感染力が強いだけではなくて、重症化するような変異株になったときに、もっと我々としても危機感を持たなければならないなと思っておりますので、今後も様々な機会を捉えて周知していきたいと思えます。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

小川文子議員。

○14番（小川文子議員） 一旦発症した場合に、自宅療養がまず基本になりますけれども、なかなか私も周り等でかなり発症しておりまして、一人でアパート等で暮らしていらっしゃる方は、なかなか食料等を調達するのちょっと大変な状況を見受けられまして、私もちょっと食料配布などをしましたけれども、県などでは、1週間程度の食料は備えておいてくださいねというような書き方もしておりますけれども、町としても、場合によっては、1週間分の食料を備蓄しておける人は置いてくださいとか、場合によっては、抗原検査を早めを取得なさるのも一つの方法ですよみたいな、そういう情報周知があってもいいのではないかと思います。

あともう一つは、県が主に保健所からの食料供給、支援になりますけれども、これだけかなりの発症者が出ますと、県とはスマホ等で連絡はしているということでございますけれども、なかなか食料が回ってこない事態もあり得るだろうと思えます。そのときに、町として食料支援ができるかどうかについてお伺いをいたします。

○議長（藤原由巳議員） 浅沼健康長寿課長。

○健康長寿課長（浅沼圭美君） 万が一のために備えておくことに関しても、今回の区長配布のところに入れさせていただいております。具体的にこういうものをそろえておく心安心だよというところを備えておきたい食料品と日用品ということで掲げさせていただいております。

万が一療養になった際の町からの食料提供ということに関しては、私どものほうでは、矢巾町の場合は、県央保健所のほうで様々な感染の方々へのサポートをしておりますので、どなたが感染したかということとは分かりません。ですので、県央保健所、それから今だと健康フォローアップセンターのほうで、しっかりそこは対応しているというふうに捉えております。町としての個々への食料の配送に関しては、ちょっと現時点では考えにくいところかなと思っております。

ただし、私ども担当課と県央保健所の保健課等とはやり取りすることはできますので、今までも、例えばある施設のほうで多くの方々が感染したのだけでも、町のほうでちょっと何かしらのサポートをとというふうな情報をいただいたこともあります。ですので、そういう形での県央保健所と私どもとのやり取りはできますので、万が一何かサポートのほうで気づきがあった際は、連絡を取りながらとか、何か形を変えて、直接的なものは難しいかもしれませんが、そういうやり取りはしているということを申し添えさせていただきたいと思っております。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

小川文子議員。

○14番（小川文子議員） それでは、経済支援のほうにちょっと移りますけれども、最近はやっぱり子どもたちの感染が多いということで、学校を、あるいは保育園を子どもが休んだ場合に、親が見なければならぬという状況の中で、事業者が有給休暇を取らせた場合には、事業者に対する支援があるのは、ご承知のとおりです。

そして、厚生労働省でも新型コロナウイルス感染症対応の給付金支援金をまず取り扱っておりますけれども、やっぱりこれを知らない方が結構多いのではないかと思います。ホームページ等で紹介しておりますけれども、本人が仕事を休んだ場合に、事業所がそれを察知して本人に、いわゆる手当を出せば一番いいのですけれども、事業所がそういう手だてを取れなかった場合に、本人が直接国に申込みをする、申請ができるということでございます。パート、それから臨時の方はもとより、学生のアルバイトも可能であります。しかし、18歳

以下の学生さんであれば、親の同意が必要になります。こういうことで、今年の9月下旬ぐらいまでこの対応が取れるということで、上限が八千幾らだったと思いますけれども、これをぜひ周知をしていただきたいのでございます。事業所のほうは、10月の末までさらに2か月延期になったということとかも報じられておりますけれども、制度の概要を広報等でお知らせ願いたいと思います。

令和4年1月から日額上限の8,265円、これが支給されるようになっております。ですので、ぜひこれを特に7月、8月、多くのお子様がコロナ感染でお母さんが休まれた方が多いと思いますので、特にこのことについては、周知をお願いしたいところですが、考えをお伺いいたします。

○議長（藤原由巳議員） 佐藤産業観光課長。

○産業観光課長（佐藤健一君） 厚労省の所管のもので支援なり、助成金でございまして、これについては、あくまでも事業主に対して支払われる金額ということになってございますので、町としてできる範囲については、例えば商工会を通じて商工会ニュースで出していただくとか、あとは流通センターの卸センターのほうに出していただくとか、そういった手だてはできるかと思えますし、あとはホームページ等で周知を図ることも可能かと思えますので、その辺は、内部検討して、よりよい方法で考えていきたいというふうに思っております。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問。

小川文字議員。

○14番（小川文字議員） 確かに厚生労働省の支援金でございすけれども、事業者に対しては、有給休暇を取らないで特別休暇を取る方法と有給休暇を取る方法がございすけれども、いずれにせよそれを使って従業員を休ませた場合に、国から事業者に対しての直接の支援でございすので、本人にそのお金が行くわけではございせん。そして、この休業支援金のほうは、言ってみれば、本来であれば、事業主が休んでいる人に対して払うべきというか、払えれば一番いいのですが、実際は事業主の方は、臨時の方やパートの方に対して休んだ日にちに対して給料を出せない、そういう状況があるために、これは事業主に成り代わって厚生労働省、国が本人に支給する制度でございすので、本人が事業主に申請をすれば、その事業主は、国からその手続をして出せますけれども、事業主がそれを知らなければ、本人が直接請求をできるというもので、この休業支援金については、事業者サイドの申込みと、それから本人サイドの申込みがございすので、特にも小さな中小事業者は、こういうのがあるということを知らない方が結構あるのではないかと、もちろん商工会を通じて事業

主に知らせていただきたいのですが、それを待っていると時間がかかってしまいますので、本人ができるということを広報等でお知らせしていただきたいと考えるものです。

○議長（藤原由巳議員） 佐藤産業観光課長。

○産業観光課長（佐藤健一君） この制度の趣旨については、当初できたときと、若干また変わってきているところがございますので、その辺については、あくまでも事業主に支払われるというのは、子どものために休んだ分を有給扱いとするように事業主にお願いするものでございますので、本人にお金が入ってこなくても、最終的には結局有給扱いですから、それが給料をもらいながら、休んでいるというふうな考え方で捉えられるので、そこはちょっと確認をしていただきたいというふうに思います。

今お話あった件については、様々国の制度も変わってございますので、当方でも確認をしながら、必要な周知は図ってまいりたいと思います。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問。ちょっとずれがありましたけれども、後でおのこの確認していただきたいと思います。

○14番（小川文子議員） それでは、1問目は。

○議長（藤原由巳議員） よろしいですか。

それでは、切りのいいところと言うのもなんでございますけれども、時間も1時間以上経過しましたので、ここで暫時休憩といたします。

再開を3時25分といたします。

午後 3時14分 休憩

午後 3時25分 再開

○議長（藤原由巳議員） それでは、再開します。

休憩前に引き続きまして、小川文子議員の一般質問を行います。

それでは、2問目の質問を許します。

小川文子議員。

○14番（小川文子議員） 2問目は、物価高騰等の経済対策について、町長、教育長にお伺いをいたします。

ロシアのウクライナ侵略は、世界経済にも悪影響をもたらし、輸入に頼る我が国は、円安の影響と相まって、エネルギー、原材料費等の高騰が続いています。今後の見通しが立たない中、物価高騰から町民の暮らし、そして農業、商工業等の産業を守るための持続的な経済

支援が求められていることから、以下伺います。

さらに、少し付け加えますと、新聞でも報道されておりますけれども、食品の値上げは、この10月がピークと言われておりますが、年末までの値上げが予想されるものは、全部で2万点あるそうでございます。そしてまた、電気、ガス、外食、医療など、いわゆる著しく身近な製品が値上げをされておまして、前年度同月比の全国の消費者物価指数は2%を超えているということでございます。したがって、国民は、消費税10%に併せて、さらに2%の負担を今被っている、強いられているということになります。物価高によって消費者が消費行動を抑制している。これによって経済のいわゆる悪循環、失速が生まれているということが指摘をされております。私は、この点からも一時的な消費税の減税というのは、非常に重要であろうと考えるものです。

また、実質賃金というのは、4月以降4か月連続で前年同月比を下回っております。一方で2021年に大企業の内部留保は、過去最高の516兆円に達してございます。このような中から、やはり賃金を上げていく、そういうことが一層求められる状況でございます。

また、農業については、昨日の山崎議員の指摘のように、2年連続の米価の下落、農産物の価格の下落と併せて、そういう状況の中ではありますが、肥料、飼料の高騰が現在もさらに続いているということの中で、赤字経営がさらに拡大をしているという農業の実態も明らかになっているところであります。

そういう非常に未曾有の物価高に見舞われている今この現状の中で、さて町が何ができるかということでございます。それで、質問に移ります。

1番目、畜産農家緊急支援事業の取組状況をお伺いをいたします。

2番目、肥料、農薬、飼料代等の高騰から農業を続けることが困難との声を聞きますが、食料自給率をこれ以上下げないためにも、さらなる支援が必要と考えることから、特にも2年連続の米価下落があったことから、水稻、作付に対する支援策を考えてはどうかについて伺います。

3番目は、いわて子育て世帯臨時特別支援金の取組状況について、町独自の上乗せができないかについてお伺いをいたします。

4番目は、中小企業者物価高騰等緊急支援給付金の取組状況についてお伺いをいたします。

5番目は、がんばる中小企業者応援事業補助金の取組状況についてお伺いをいたします。

○議長（藤原由巳議員） 高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 物価高騰等経済対策についてのご質問にお答えをいたします。

1点目についてですが、畜産農家緊急支援事業は、新型コロナウイルス感染症及び経済情勢の影響による飼料の高騰の影響を受けております畜産農家を緊急的に支援することを目的として行う事業であります。支援内容は、家畜の頭羽数によって定めており、乳用牛は1頭につき5,000円、繁殖牛は4頭につき5,000円、豚は8頭につき5,000円、鶏は300羽につき5,000円として、いずれも1申請者当たり100万円を上限としております。9月から申請受付を開始できるよう、現在のところ準備を進めております。

2点目についてですが、社会情勢を見ますと、今後も農業資材や肥料等の価格高騰は続くと思われ、ますます農業経営を圧迫することが危惧されることから、農業者に対し、さらなる支援が必要であると考えております。国や県の動向を注視しながら、水稻に限らず農業者が将来に希望を持って農業経営を行えるよう、引き続き町としての支援を検討し、実施してまいります。

4点目についてですが、中小企業者物価高騰等緊急支援給付金につきましては、8月10日から申請受付を開始し、矢巾町商工会及び岩手県トラック協会から情報発信していただき、8月22日現在で10件の申請を受理しております。今後も町内事業者の事業継続に向け、速やかに支援ができるよう、さらなる周知を図ってまいります。

5点目についてですが、がんばる中小企業者応援事業補助金も同じく8月10日から申請受付を開始し、8月22日現在で申請はありませんが、支援内容について、多くの問合せをいただいております。ポストコロナを見据えた積極的に販路開拓や生産性向上に向けて取り組む事業者に対し、持続的な経営を支援するため、引き続き商工会等の関係機関と連携しながら、さらなる周知を図ってまいります。

以上、私のほうからのお答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 和田教育長。

（教育長 和田 修君 登壇）

○教育長（和田 修君） 引き続き、物価高騰等経済対策についてのご質問にお答えいたします。

3点目についてですが、児童手当受給世帯に児童1人当たり1万5,000円を給付するいわて子育て世帯臨時特別支援金の取組状況については、8月末までに1,724世帯に給付しており、12月末までを申請期限として、申請があった都度、随時給付しております。

町独自の上乗せについては、県内の他市町村において、新型コロナ対応地方創生臨時交付

金を活用した上乗せ等を実施しておりますが、本町においては、いわて子育て世帯臨時特別支援金への上乗せは行わず、非課税世帯に対する給付金の上乗せ事業、食材等の高騰に伴う小中学校や保育園等の給食費に対する補填事業及び赤ちゃん1人当たり10万円を給付する赤ちゃん子育て応援給付金事業を実施することで、子育て世帯への支援を進めております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 再質問ありますか。

小川文子議員。

○14番（小川文子議員） これらの制度は、全て申請主義でございますので、本人が申請をしなければ支援を受けられないという仕組みでございますので、いかに周知をするかということが重要かと思えます。役場庁舎の1階にも物価対策の支援は福祉課ですよという窓口の案内が出ておりましたが、大変今までにない画期的なことだと思って見ております。さらに、ちょっと付け加えていただく、どんな中身が、その対象なのかということとさらに付け加えていただければ、自分がその対象になるかどうかということの判断になるかと思えますので、どうぞよろしく願いいたします。

町民の皆さんから非課税世帯への給付金が、独り暮らしの高齢者の場合に、大変難しいという声をいただいています。申請が、あなたが対象ですよという手紙は届けていただいて、それをしっかりと開けて確認できるかどうか、まず1点ございます。そして次に、持っていくものに通帳のコピーとか、本人確認のコピー、写しとか、申請書類をはじめとして、これらを用意しなければならないけれども、コンビニが近くにないとコピーができないと。そして、しかも足がないと持っていけないとか、いろんなことがあって、なかなか申請に結びついていない人がいらっしゃるのではないかなということが、まず危惧されるわけなのです。

本日の報道でもございますけれども、さらに政府は、非課税世帯に5万円の支給を今後も検討するというを示しておりますが、やはり手続上、これを少し簡素化できないのかについて、ちょっと検討をしていただきたいと思うのです。自動振込というような制度ができないものか、これについてお聞きをしたいと思います。

○議長（藤原由巳議員） 野中福祉課長。

○福祉課長（野中伸悦君） ただいまの質問にお答えいたします。

申請制度ということは、確かにそのとおりでございますし、手続上、本人確認、通帳の写しというのは、今までも何回かこういった給付をしているときに、通帳の記入の番号間違い等とかあった関係で給付が非常に困難になった件もありましたので、そういったコピーもつ

けさせていただいて、記入内容と通帳の番号を確認したりすることで、そういった添付書類をつけさせていただいてございます。ということで、確かにいろいろ問合せも来ておりますし、来たときに、そういった確認もさせていただいて、もし通帳の写しが取れない場合は、通帳を持ってきていただければ、役場のほうで、こちらでコピーを取りますよということもお知らせして実施してございますので、何分そのところをご理解いただきたいと思います。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

小川文子議員。

○14番（小川文子議員） そのような努力をしていただきたいと思いますけれども、以前自動的に振り込むというような、子ども・子育て支援というのがあったと思うのですけれども、自動的に振り込んで悪いのかどうか。国があくまでも個人の申請ですよと言っているのか、あるいは町独自の判断で自動的に振り込める、そういうものなののかについてお伺いをしたいと思います。

○議長（廣田光男議員） 野中福祉課長。

○福祉課長（野中伸悦君） お答えいたします。

今回の場合は、均等割非課税世帯ということと、もう一つ、扶養になっていない方ということで、町内の方の扶養であれば分かるのですけれども、町外の方の扶養になっている方というのが、私たちのほうでは分からないので、やはりそこは確認する、本人に確認するしかないということもありますので、こちらのほうから自動で給付というのは、ちょっと難しい内容となってございます。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

小川文子議員。

○14番（小川文子議員） それでは、恐らく民生委員の方々は、そういう情報を得ているかどうか、私は分からないのですが、どなたか何か、例えば1万5,000円であれば、我慢もできるかなと思うところもありますが、5万円となると、結構高額なわけでもございまして、これらについてももらえるか、もらえないかというのは、大きなことだと思うのです。何かもうちょっと一歩踏み込んだ周知といいますか、対応はできないのかについて、今から何かできることがないかについて、ちょっとお聞きをしたいと思います。

○議長（藤原由巳議員） 野中福祉課長。

○福祉課長（野中伸悦君） お答えいたします。

非課税世帯に対する給付金というのは、令和3年度10万円行っておりますし、令和4年度も同じような形で、令和4年度の申告で非課税世帯の方、行っております。今回1万5,000円の非課税世帯ということでやっておりますので、今までの問合せ等の確認等で、いろいろ質問があった件を、今回の通知のほうで、こういったところを気をつけて申請をお願いしたいというような分かりやすいチラシ等を入れながら、皆さんに持ってきてもらうものをはっきり分かるか、こういった方が対象になるよというのが分かりやすいような通知の仕方をちょっと検討させていただきたいと思います。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

小川文子議員。

○14番（小川文子議員） これが最後の質問ですが、いわて子育て世帯臨時特別支援金なのですけれども、盛岡市は県の1万5,000円に、さらに1万5,000円上乗せをして3万円を支給してございまして、本町は盛岡市と非常に隣接しているために、矢巾町のお母さんたちが盛岡市と同じように来るのではないかと期待をしていたと。ところが、やっぱり入ってこなかったということで、がっかりされたという声を結構聞きます。それで、非常にこういう情報について敏感でいらっしゃいます、皆さん。盛岡出たそうだなみたいな、矢巾はいつ出るのだろうみたいな感じで、非常に敏感になっておりますので、例えば矢巾町では、赤ちゃん給付金とか、給食費等で子育て世帯に応援していますと、それはそれぞれの独自策があっていいことではあると思いますけれども、特に横並びの部分については、隣近所の情報を得て、ぜひ横並びに何かできるようなことを考えていただけないかと。そこは、せっかく立派なことをやっても、何かがっかり感が出てしまうのです。矢巾はちょっとなんていうふうなことになってしまうので、ちょっとそこも何か配慮していただけないかについて、最後に質問いたします。

○議長（藤原由巳議員） 吉岡政策推進監、よそより勝っているところも説明していただければと思います。

○政策推進監（吉岡律司君） こちらは、決して横並びの調整をすとか、しないとか、情報収集をしている、しないではございません。小川議員もいつもおっしゃっていますけれども、どこが本当に困っていて、どこに給付するべきなのかといったところを十分検討してつくった政策でございまして、ぜひその点をご理解していただきたいと思います。

以上、お答えいたします。

○議長（藤原由巳議員） よろしいですか。

（「はい」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） それでは、以上で14番、小川文子議員の質問を終わります。ご苦労さまでした。

これもちまして今議会の一般質問を全て終了いたしました。

○議長（藤原由巳議員） 以上で本日の議事日程は全部終了しましたので、これにて散会いたします。

なお、明日8日は休会、9日は予算決算常任委員会の詳細説明を行う旨、廣田予算決算常任委員長から申出がありましたので、午前10時に本議場にご参集されますようお願いいたします。

本日は大変ご苦労さまでございました。

午後 3時45分 散会

令和4年矢巾町議会定例会9月会議議事日程（第6号）

令和4年9月21日（水）午後2時30分開議

議事日程（第6号）

第 1 請願・陳情の審査報告

4 請願第 3 号 えん罪被害者を一刻も早く救済するために再審制度の速やかな改正を求める請願

4 請願第 6 号 加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的支援制度創設を求める請願

4 請願第 9 号 景気回復のため、消費税率を5%に引き下げを求める請願

4 請願第 11 号 沖縄戦戦没者の遺骨を含む地域の土砂を基地建設の埋め立てに使用しないことを求める請願

第 2 議案第 53 号 令和3年度矢巾町一般会計歳入歳出決算認定について

第 3 議案第 54 号 令和3年度矢巾町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

第 4 議案第 55 号 令和3年度矢巾町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

第 5 議案第 56 号 令和3年度矢巾町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

第 6 議案第 57 号 令和3年度矢巾町水道事業会計決算認定について

第 7 議案第 58 号 令和3年度矢巾町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

第 8 議案第 59 号 令和3年度矢巾町下水道事業会計決算認定について

第 9 議案第 60 号 令和3年度矢巾町下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

第 10 議案第 61 号 教育委員会の教育長の任命に関し同意を求めることについて

第 11 議案第 62 号 教育委員会の委員の任命に関し同意を求めることについて

第 12 議案第 63 号 令和4年度矢巾町一般会計補正予算（第6号）について

第 13 議案第 64 号 令和4年度矢巾町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について

第 14 発議案第 9 号 加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的支援制度創設を求める意見書の提出について

第15 発議案第10号 沖縄戦戦没者の遺骨を含む地域の土砂を基地建設の埋め立てに使用しないことを求める意見書の提出について

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（18名）

1番	藤原信悦	議員	2番	吉田喜博	議員
3番	小笠原佳子	議員	4番	谷上知子	議員
5番	村松信一	議員	6番	廣田清実	議員
7番	高橋安子	議員	8番	水本淳一	議員
9番	赤丸秀雄	議員	10番	昆秀一	議員
11番	藤原梅昭	議員	12番	長谷川和男	議員
13番	川村よし子	議員	14番	小川文子	議員
15番	山崎道夫	議員	16番	廣田光男	議員
17番	高橋七郎	議員	18番	藤原由巳	議員

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により出席した説明員は次のとおりである。

町長	高橋昌造	君	副町長	岩淵和弘	君
政策推進監	吉岡律司	君	総務課長 兼防災安全室	田村英典	君
企画財政課長 兼未来戦略室	花立孝美	君	税務課長	佐々木智雄	君
町民環境課長	田中館和昭	君	福祉課長	野中伸悦	君
健康長寿課長	浅沼圭美	君	産業観光課長	佐藤健一	君
道路住宅課長 兼まちづくり推進室	佐々木芳満	君	文化スポーツ課長	高橋保	君

農業委員会 事務局長	鎌田順子君	上下水道課長	浅沼亨君
会計管理者 兼出納室長	水沼秀之君	教育長	和田修君
学校教育課長 兼学校給食 共同調理場所長	村松徹君	子ども課長	田村昭弘君

職務のために出席した職員

議会事務局長	吉田徹君	議会事務局長 補佐	川村清一君
係長	佐々木睦子君		

午後 2時30分 開議

○議長（藤原由巳議員） ただいまの出席議員は17名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

なお、4番、谷上知子議員は、都合により遅参する旨の通告がありました。

ただいまから本日の会議を開きます。

議事日程の報告

○議長（藤原由巳議員） 本日の議事日程はあらかじめお手元に配付したとおりであります。これより本日の議事日程に入ります。

日程第1 請願・陳情の審査報告

4 請願第 3号 えん罪被害者を一刻も早く救済するために再審制度の速やかな改正を求める請願

4 請願第 6号 加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的支援制度創設を求める請願

4 請願第 9号 景気回復のため、消費税率を5%に引き下げることを求める請願

4 請願第11号 沖縄戦戦没者の遺骨を含む地域の土砂を基地建設の埋め立てに使用しないことを求める請願

○議長（藤原由巳議員） 日程第1、請願・陳情の審査報告を議題とします。

総務常任委員会に付託しておりました4請願第3号 えん罪被害者を一刻も早く救済するために再審制度の速やかな改正を求める請願について審査が終了した旨の報告がありましたので、これを議題とします。

総務常任委員長の報告を求めます。

高橋安子総務常任委員長。

（総務常任委員長 高橋安子議員 登壇）

○総務常任委員長（高橋安子議員） 皆様のお手元に配付いたしました文書を読み上げまして、報告に代えさせていただきます。

令和4年9月21日。矢巾町議会議長、藤原由巳様。矢巾町議会総務常任委員会委員長、高

橋安子。

請願審査報告書。

本委員会が令和4年矢巾町議会定例会3月会議において付託を受けた請願の審査が終了したので、矢巾町議会会議規則第94条第1項の規定により、その結果を次のとおり報告する。

記。1、付議事件名。4請願第3号 えん罪被害者を一刻も早く救済するために再審制度の速やかな改正を求める請願。請願者、盛岡市本町通2丁目1番36号、浅沼ビル4階、日本国民救援会盛岡支部支部長、佐々木茂喜。紹介議員、谷上知子、川村よし子。

2、委員会開催年月日。①、令和4年6月14日火曜日。②、令和4年9月9日金曜日。

3、出席委員。高橋安子、昆秀一、廣田清実、小笠原佳子、小川文子。

4、審査経過。令和4年6月14日午後3時30分より、委員出席の下、4請願第3号について、日本国民救援会盛岡市支部、佐々木茂喜支部長並びに安保進氏を参考人として、付議事件について詳細説明を受けた。令和4年9月9日に2回目の審査会を開催し、慎重審議した。

5、審査結果。4請願第3号については、反対多数で不採択すべきものと決定した。

6、審査意見。かけがえのない人生の時間を奪うことになる冤罪事件は決してあってはならないと考えます。しかし、本請願は、極めて高度かつ専門性の高い手続の改正に関する内容であり、国において議論されることが適切であると考えことから、この請願は不採択としたいなどの意見が多かった。

以上のことから、この請願は不採択としました。

議員各位のご賛同をお願い申し上げまして、審査報告書とさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論に入ります。討論ございませんか。

10番、昆秀一議員。

（10番 昆 秀一議員 登壇）

○10番（昆 秀一議員） 議席番号10番、昆秀一でございます。私は、4請願第3号 えん罪被害者を一刻も早く救済するために再審制度の速やかな改正を求める請願について、採択すべきとの観点で賛成討論いたします。

冤罪とは、罪を犯していない人が犯罪者として法による制裁を受けることであります。再

審は、誤って有罪とされた人を救済することを目的とした制度です。しかしながら、現行の再審制度は、再審手続における全面的な証拠開示が制度化されていないことなど、再審は開かずの扉と言われております。

過去の再審無罪判決では、2003年に病院で看護補助の女性が患者の人工呼吸器のチューブを外して殺害したとする事件が、17年後の2020年に2回の再審公判を経て、やっと再審無罪を勝ち取った事件がありました。たった2年前のことでございます。この事件では、発達障がいと軽い知的障がいを持った女性に警察がうその自白を誘導して書かせ、検察とともに証拠を出さず、1人の女性の人生の一番大事な時期を奪い去り、冤罪事件として長期化させてきたものであり、警察と検察、さらにはその事実を見極めることのできなかった裁判所の責任は重大であります。この裁判で無罪判決を言い渡した裁判長は、犯人とされた女性に対して、「問われるべきは女性のうそではなく、捜査手続の在り方です」と述べ、無罪とされた新証拠の多くが、実は当初から検察が隠していたものであった事実があり、恐ろしさを感じ得ません。

いつ、誰が同じようなことになるかも分かりません。したがって、無罪の人を誤った裁判から救済するためには、再審による検察が持っている証拠を全面開示することと再審決定に対する検察の不服申立てを禁止することという本請願の意見書を提出することは、もっともなことであります。

以上、申し上げたことから、4請願第3号 えん罪被害者を一刻も早く救済するために再審制度の速やかな改正を求める請願について、採択に賛成するものであります。

議員各位の賢明なる判断を賜りますようお願いして、採択に賛成の討論といたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に討論ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

採決に入ります。4請願第3号 えん罪被害者を一刻も早く救済するために再審制度の速やかな改正を求める請願についてを起立により採決します。

本請願に対する委員長の報告は不採択とすべきものであります。

お諮りします。本案は原案のとおり採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（藤原由巳議員） 起立少数であります。

よって、4請願第3号は不採択することに決定しました。

次に、教育民生常任委員会に付託しておりました4請願第6号 加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的支援制度創設を求める請願について審査が終了した旨の報告がありましたので、これを議題とします。

教育民生常任委員長の報告を求めます。

赤丸秀雄教育民生常任委員長。

(教育民生常任委員長 赤丸秀雄議員 登壇)

○教育民生常任委員長(赤丸秀雄議員) 報告書を読み上げまして審査報告といたします。

令和4年9月21日。矢巾町議会議長、藤原由巳様。矢巾町議会教育民生常任委員会委員長、赤丸秀雄。

請願審査報告書。

本委員会が令和4年矢巾町議会定例会6月会議において付託を受けた請願の審査が終了したので、矢巾町議会会議規則第94条第1項の規定により、その結果を次のとおり報告する。

記。1、付議事件名。4請願第6号 加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的支援制度創設を求める請願。請願者、盛岡市本町通2丁目1番36号、浅沼ビル4階、全日本年金者岩手県本部執行委員長、鈴木壬午郎。紹介議員、小川文子、吉田喜博。

2、委員会開催年月日。令和4年6月14日火曜日及び令和4年9月9日金曜日。

3、出席委員。赤丸秀雄、藤原信悦、谷上知子、村松信一、水本淳一、廣田光男。

4、審査経過。4請願第6号を審査するに当たり、令和4年6月14日午前11時からの審議に引き続き、9月9日午後1時15分から、委員出席の上、全日本年金者組合岩手県本部より参考人として書記長の佐々木敏幸氏及び組合員の村山繁氏出席の下、請願趣旨の説明を受け、協議、検討を行い、慎重審議した。

5、審査結果。4請願第6号については、全会一致で採択すべきものと決定した。

6、審査意見。加齢性難聴は、コミュニケーションを困難にするなど日常生活を不便にし、生活の質を落とす大きな原因となるばかりか、最近では鬱病や認知症の危険因子になることが危惧されることから、日常生活を快適に過ごすことができるよう、補完する補聴器の役割は重要であると考えられる。

しかしながら、補聴器の価格は片耳あたりおおむね15万から30万円と高額で、医療保険適用ではないため、必要とする者が負担する額は少なくない。国においては、身体障害者福祉法に規定する高度・重度難聴に対しては、補装具支給制度により補聴器の購入に必要な補助を行っているが、その対象となる者は僅かであり、低所得な高齢者の経済的な負担は非常に

大きなものとなっている。

公的支援制度により補聴器を必要とする者に普及すれば、高齢になっても生活の質を落とさず、心身ともに健やかに過ごすことができ、認知症の予防、ひいては健康寿命の延伸、医療費の抑制にもつながると考えられる。

よって、国として上記課題に対応するため、補装具制度の対象とならない加齢性難聴者の補聴器について、医療機関の診断に基づき、公平性を担保した全国統一の公的支援制度の創設が望まれる。

以上のことから、本請願の趣旨は理解できるものとし、採択すべきものとした。

議員各位の賛同をお願い申し上げまして、終わりとします。よろしく申し上げます。

○議長（藤原由巳議員） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

採決に入ります。4請願第6号 加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的支援制度創設を求める請願についてを起立により採決します。

本請願に対する委員長の報告は採択すべきものであります。

お諮りします。本案は原案のとおり採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（藤原由巳議員） 起立多数であります。

よって、4請願第6号は採択することに決定しました。

次に、総務常任委員会に付託しておりました4請願第9号 景気回復のため、消費税率を5%に引き下げをを求める請願について審査が終了した旨の報告がありましたので、これを議題とします。

総務常任委員長の報告を求めます。

高橋安子総務常任委員長。

（総務常任委員長 高橋安子議員 登壇）

○総務常任委員長（高橋安子議員） 先ほどと同じように、内容を朗読いたしまして報告とさ

させていただきます。

令和4年9月21日。矢巾町議会議長、藤原由巳様。矢巾町議会総務常任委員会委員長、高橋安子。

請願審査報告書。

本委員会が令和4年矢巾町議会定例会9月会議において付託を受けた請願の審査が終了したので、矢巾町議会会議規則第94条第1項の規定により、その結果を次のとおり報告する。

記。1、付議事件名。4請願第9号 景気回復のため、消費税率を5%に引き下げることを求める請願。請願者、盛岡市松尾町19の8、岩手県商工団体連合会会長、関沢浄。紹介議員、川村よし子。

2、委員会開催年月日。令和4年9月9日金曜日。

3、出席委員。高橋安子、昆秀一、廣田清実、小笠原佳子、小川文子。

4、審査経過。令和4年9月9日金曜日午後3時30分より、委員出席の下、4請願第9号について、岩手県商工団体連合会、関沢浄会長並びに坂下豊事務局長を参考人として、付議事件について詳細説明を受けた。同日、詳細説明後審査会を開催し、慎重審議した。

5、審査結果。4請願第9号については、反対多数で不採択すべきものと決定した。

6、審査意見。少子高齢化が急速に進んでいることから、安定的な財源を確保し、社会保障制度を次世代に引き継ぎ、全世代型に転換することが急務との考えから、現時点においては消費税10%から5%に引き下げることが妥当ではないという意見が多かった。

以上のことから、この請願は不採択とした。

議員各位のご賛同をお願いいたしまして、報告とさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論に入ります。討論ございませんか。

13番、川村よし子議員。どうぞ。

（何事かの声あり）

○議長（藤原由巳議員） 賛成討論。

それでは、先に反対討論ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） それでは、賛成討論。挙手。

川村よし子議員。

（13番 川村よし子議員 登壇）

○13番（川村よし子議員） 議席番号13番、日本共産党の川村よし子です。

この消費税は、消費税法が1988年12月に成立しました。そして、1989年4月からスタートし、3%、5%、8%、10%となってまいりました。その間、消費税は、弱い立場、特に生まれたばかりの赤ちゃんにも、おむつやミルク、そういうところにも消費税がかかります。弱い立場の方々にもかかる消費税は廃止するべきと考えています。年収200万円未満の家庭の最も低い層でも、6.8%の負担が今あります。そういう中で、年収1,500万円以上の層では2.6%と、最も低い層と比較しても負担が大きくなっています。こういう立場を考えると、消費が冷え込むことが大きな問題になってきます。ということで、私は反対であります。消費税を10%から5%に引き下げること賛成ということで、討論に参加させていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 他に討論ございませんか。

10番、昆秀一議員。

（10番 昆 秀一議員 登壇）

○10番（昆 秀一議員） 議席番号10番、昆秀一でございます。私は、4請願第9号 景気回復のため、消費税率を5%に引き下げをを求める請願について、採択すべきとの観点で賛成討論いたします。

新型コロナウイルス感染症による影響、さらにロシアによるウクライナ侵攻の影響などでの円安など、様々なところで、急激な物価上昇でたくさんの方たちが苦しんでおります。そんな今、消費税は特に所得の少ない方により重くのしかかってきます。

政府は、社会保障のための消費税と言いますが、どれだけ社会保障に使われているのでしょうか、ほとんど目に見えません。一方では、大企業は巨額の内部留保を蓄え、防衛費は莫大な額をかけております。この格差をさらに広げる事態を避ける政策が今必要になってきます。それなのに今度行う予定の故安倍晋三氏の国葬に巨額の税金をかけるのは、誰が見ても不条理なことは明らかなはずで、このことを含め、今国民の大事な税金のことに対して、ただ黙っているのではなく、何がしかのアクションを起こすことが必要であると考えます。

以上、申し上げたことから、4請願第9号 景気回復のため、消費税率を5%に引き下げをを求める請願に対し、採択に賛成するものであります。

議員各位の賢明なる判断を賜りますようお願いして、採択に賛成の討論といたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に討論ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） これで討論を終わります。

採決に入ります。4請願第9号 景気回復のため、消費税率を5%に引き下げを求める請願についてを起立により採決します。

本請願に対する委員長の報告は不採択とすべきものであります。

お諮りします。本案は原案のとおり採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（藤原由巳議員） 起立少数であります。

よって、4請願第9号は不採択とすることに決定しました。

次に、教育民生常任委員会に付託しておりました4請願第11号 沖縄戦戦没者の遺骨を含む地域の土砂を基地建設の埋め立てに使用しないことを求める請願について審査が終了した旨の報告がありましたので、これを議題とします。

教育民生常任委員長の報告を求めます。

赤丸秀雄教育民生常任委員長。

（教育民生常任委員長 赤丸秀雄議員 登壇）

○教育民生常任委員長（赤丸秀雄議員） 読み上げまして報告とします。

令和4年9月21日。矢巾町議会議長、藤原由巳様。矢巾町議会教育民生常任委員会委員長、赤丸秀雄。

請願審査報告書。

本委員会が令和4年矢巾町議会定例会9月会議において付託を受けた請願の審査が終了したので、矢巾町議会会議規則第94条第1項の規定により、その結果を次のとおり報告する。

記。1、付議事件名。4請願第11号 沖縄戦戦没者の遺骨を含む地域の土砂を基地建設の埋め立てに使用しないことを求める請願。請願者、矢巾町大字煙山第24地割1番地、みちのく療育園、矢巾九条の会共同代表世話人、伊東宗行、同じく矢巾町大字—————、矢巾九条の会共同代表世話人、佐藤征克。紹介議員、廣田光男、山崎道夫。

2、委員会開催年月日。令和4年9月9日金曜日。

3、出席委員。赤丸秀雄、藤原信悦、谷上知子、村松信一、水本淳一。

4、審査経過。令和4年9月9日午後1時15分から、4請願第6号の審査に引き続き、4

請願第11号の請願趣旨内容について、出席委員で協議、検討を行い、慎重審議した。

5、審査結果。4請願第11号については、賛成多数で採択すべきものと決定した。

6、審査意見。太平洋戦争の末期に地上戦の地となった沖縄では、いまだに全ての民間人、兵士の遺骨が収集されない状況にあり、とりわけ日本兵と住民が追い込まれた沖縄南部地域には、遺族のもとに返されないままの遺骨が残されている。

沖縄戦で犠牲となった住民や、戦闘で命を落とした兵士の遺骨は、戦後77年が経過した今でも収集が行われ、遺骨を遺族へ返還する取組が続いている。

また、我が国唯一の地上戦の地となった沖縄県民の感情を考慮すると、沖縄戦の戦没者の遺骨を含む可能性のある地域の土砂を採掘することは、人道的にも疑問が残る行為であることから、遺骨を含む地域の土砂を基地建設の埋立て等に使用するには、細心の配慮が求められる。

以上のことから、本請願の趣旨は理解できるものとし、採択すべきものとした。

議員各位の賛同をお願い申し上げまして、終わります。

○議長（藤原由巳議員） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） これで質疑を終わります。

討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） これで討論を終わります。

採決に入ります。4請願第11号 沖縄戦戦没者の遺骨を含む地域の土砂を基地建設の埋め立てに使用しないことを求める請願についてを起立により採決します。

本請願に対する委員長の報告は採択すべきものであります。

お諮りします。本案は原案のとおり採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（藤原由巳議員） 起立多数であります。

よって、4請願第11号は採択することに決定しました。

日程第2 議案第53号 令和3年度矢巾町一般会計歳入歳出決算認定について

- 日程第3 議案第54号 令和3年度矢巾町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第4 議案第55号 令和3年度矢巾町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第5 議案第56号 令和3年度矢巾町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第6 議案第57号 令和3年度矢巾町水道事業会計決算認定について
- 日程第7 議案第58号 令和3年度矢巾町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
- 日程第8 議案第59号 令和3年度矢巾町下水道事業会計決算認定について
- 日程第9 議案第60号 令和3年度矢巾町下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

○議長（藤原由巳議員） 日程第2、議案第53号 令和3年度矢巾町一般会計歳入歳出決算認定について、日程第3、議案第54号 令和3年度矢巾町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第4、議案第55号 令和3年度矢巾町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第5、議案第56号 令和3年度矢巾町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、日程第6、議案第57号 令和3年度矢巾町水道事業会計決算認定について、日程第7、議案第58号 令和3年度矢巾町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について、日程第8、議案第59号 令和3年度矢巾町下水道事業会計決算認定について、日程第9、議案第60号 令和3年度矢巾町下水道事業会計未処分利益剰余金の処分についての決算等8議案については、予算決算常任委員会への付託に係るもので、審査報告書が当職のもとに届いております。これを議題とします。

予算決算常任委員長の報告を求めます。

廣田清実予算決算常任委員長。

（予算決算常任委員長 廣田清実議員 登壇）

○予算決算常任委員長（廣田清実議員） 朗読をもって報告といたします。

令和4年9月21日、矢巾町議会議長、藤原由巳様。矢巾町議会予算決算常任委員会委員長、廣田清実。

予算決算常任委員会審査報告書。

議案第53号 令和3年度矢巾町一般会計歳入歳出決算認定について、議案第54号 令和3

年度矢巾町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、議案第55号 令和3年度矢巾町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、議案第56号 令和3年度矢巾町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、議案第57号 令和3年度矢巾町水道事業会計決算認定について、議案第58号 令和3年度矢巾町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について、議案第59号 令和3年度矢巾町下水道事業会計決算認定について、議案第60号 令和3年度矢巾町下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について。

本常任委員会は、令和4年9月2日に付託されました上記の8議案を審査した結果、原案を可決すべきものと決定いたしましたので、矢巾町議会会議規則第77条の規定により報告する。なお、本委員会は、議案第53号から議案第60号に対して、次のとおり附帯決議を付する。

- 1、歳入については、自主財源比率を高めるよう努められたい。
- 2、ふるさと納税は重要な財源であり、さらに増やすよう努められたい。
- 3、歳出については、事業の見直しを図り、実効性のある適切な支出に努められたい。
- 4、地方創生臨時交付金の使途については、慎重に検討し、適正に活用されたい。
- 5、SDGsの基本理念である誰一人取り残さないということを念頭に置いた事業推進を図られたい。
- 6、防災ラジオの番組内容を精査し、ラジオの普及拡大に努められたい。
- 7、循環型バスの運行エリアと予約型乗合バスの町民ニーズを再把握し、利便性向上に努められたい。
- 8、自治公民館のエアコン設置は、経費等の相談も受け、早い時期での導入に努められたい。
- 9、ごみ減量化は、ゼロごみ6R運動を推進するとともに、事業系ごみの削減に努められたい。
- 10、野生鳥獣による農畜産物被害防止を図るとともに、住民の安全対策を講じられたい。
- 11、食料安全保障と町の食料自給率向上のため、農業資材や肥料の高騰で厳しい農業者に対し、継続性のある支援を行われたい。
- 12、企業誘致に力を入れるとともに、移住・定住対策に積極的に取り組まれたい。
- 13、通学路と生活道路の環境整備に努めるとともに、標識や信号機等の設置を関係機関へ働きかけられたい。
- 14、スクールバスと通園バスの乗降等の確認を含めた安全確保に努められたい。
- 15、災害対策として、町民に防災マップに示された危険箇所を知らしめるとともに、避難

訓練を実施されたい。

16、学校給食については、物価高騰の折、保護者の負担増とならないように努められたい。

17、がん検診や特定健診のさらなる受診率向上に努められたい。

18、水道管の耐震化及び下水道の不明水対策を進め、より一層安定した上下水道事業を推進されたい。

以上18項目であります。

議員各位の賛同を得ますようお願いして、報告といたします。

○議長（藤原由巳議員） 委員長の報告が終わりました。

各議案に対する質疑は、予算決算常任委員会で審議を尽くしておりますので省略します。

ただいまから各議案について討論に入ります。

なお、討論は、一般会計、3特別会計、水道事業会計、下水道事業会計及び水道事業会計、下水道事業会計の未処分利益剰余金の処分についての決算等8議案を一括して行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） 異議がないようでありますので、一括して討論を行います。

それでは、討論に入ります。

最初に、反対討論から発言を許します。

14番、小川文子議員。名札が立っていません。小川文子議員。

（14番 小川文子議員 登壇）

○14番（小川文子議員） 議席番号14番、日本共産党の小川文子でございます。私は、一般会計及び特別会計、上下水道会計、そして未処分剰余金に対する反対討論をいたします。反対討論は3点にわたります。1点目は遅々として改善が進まないデマンド型タクシー、そして2点目はスーパーシティ、3点目は職員の働き方についてでございます。

1点目のデマンド型タクシー、そして循環バスでございますけれども、この地域公共交通という考え方が議会側と当局の間で大きく食い違って、議論がなかなかかみ合わない状況が続いております。本町は、地域公共交通会議の中で議論をしてみましたが、公共交通というのは電車、JR、鉄道、そしてバス、そしてタクシーでありまして、これらは国土交通省の管轄の下に行われるものでございます。地方自治体といたしましては、この公共交通が活性化されるように、あるいはより使い勝手がいいように、そういうふうに改善を求めていく、その仕事は地方自治体でございます。しかし、また一方で、本当にやらなければ

ならない仕事は、その公共交通に乗れない方々、そして年を取って、高齢化等によってバス停まで歩けなくなった人々、この人たちの願いに応える政策をするのが地方自治体の責務でございます。これは、地域交通政策と申します。そして、これは福祉、教育、防災、まちづくり全般に関わる内容でございます。したがって、町は、公共交通政策は福祉を対象としていない、福祉は福祉タクシーで考えるという答弁をずっと続けてまいりましたけれども、本町に求められるものは公共交通だけではなく、いわゆる全般的な交通政策の充実でございます。まず初めにこのことを申し上げたいと思います。

その点から申しますと、町民の声がどう反映されるか、この主体は町民でございます。その主体がまずはっきりしなければなりません。何よりも町民の意見が大事で、そして町と住民の協働のまちづくりが求められているのでございます。そして、この考え方から申しますと、いわゆる循環型バス、駅から医大に通っているバスに関しては、ここは公共交通がしっかり整っている場所でございますので、町がここに関与する必要はないのでございます。むしろ岩手県交通が増便をすればいいのでございます。したがって、西側のほとんど利用のない循環バスもそのとおりでございます。今は、この予約型交通、デマンド型タクシーを一本化して、しっかりとこの調査研究をし、住民と協働でしっかりと矢巾町交通政策をつくるべきと考えるものです。

2点目のスーパーシティに関しては、3年間議論をしてまいりまして、昨年度町は再応募を見送りました。このスーパーシティは、いわゆる国家戦略型特区でございます。アベノミクスの第3の矢の実現でございます。世界で最も企業が企業活動しやすいように、大胆な規制緩和をする内容でございます。そして、町民の個人情報を利用される、そしてその情報の利用に当たってはプライバシーが守られないおそれがある、それらについて私どもは警告をしてまいりました。そして、セキュリティの問題、ここにも大きな問題がございました。そして、また一方で、この国家戦略特区には町民の考えが反映されない。そしてまた、町も町民に対して情報公開をしてこなかった。このことが私は最も大きな問題だと思います。

この見直しに当たっても、この見直しの結果は、企業が求めるような大胆な規制緩和の合意に至らなかった。いわゆる企業側の理由によって、この見直しが決まった。そして、一方で、町民への説明はやらないと、一回も行われませんでした。広報を通じても説明はございませんでした。これは、開かれた町政、民主的な町政の上で大きな汚点を残したことになります。

次に、職員の働き方でございますけれども、毎日9時前に電気が消えたことがないほど、

町職員は超過勤務をなさっております。私は、その現実を大変憂えているものでございます。そしてまた、当町は女性の管理職が圧倒的に少ない。特段の努力をされるべきでございます。ジェンダー平等の関係からも、このことについては強く求めるものでございます。

以上の点から反対討論といたします。

○議長（藤原由巳議員） 次に、賛成討論ございますか。

5番、村松信一議員。

（5番 村松信一議員 登壇）

○5番（村松信一議員） 議席番号5番、矢巾明進会、村松信一でございます。議長のお許しをいただきましたので、令和3年度矢巾町一般会計ほか全会計歳入歳出の決算の認定について、賛成の立場から討論を行います。

令和3年度、町長は施政方針で「希望と誇りと活力にあふれ 躍動するまち やはば」を掲げ、また教育長は「児童生徒一人一人にとって最適な教育」を掲げて、事務事業に取り組みました。その中から、特に評価する点について申し上げます。

まず初めに、新型コロナワクチン接種について、予約から接種までスムーズな運営であったことです。このことは、綿密な計画と実行の結果であると察します。運営に携わられました方々に感謝いたしたいと思います。

次に、母子健康手帳アプリにより、子育てに関する様々な情報の受信や、胎児、子どもの成長記録のグラフ化などが可能となり、子育て支援の一つになったこと。

3点目、新たな人口の創出のために、農地つき空き家の解消に積極的に努められ、企業誘致や市街化区域の拡大にも取り組まれたこと。

次に、社会福祉法における重層的支援体制整備事業にいち早く取り組み、介護における複雑化、複合化した課題に対し、包括的に支え合う体制づくりに努められたこと。

5点目、災害時緊急情報のスムーズな伝達のために、65歳以上と避難行動要支援者に対し、やはラジオを無償貸与するなど、安全、安心なまちづくりに努めたこと。

6点目、ごみを資源化するリサイクル拠点回収事業として、リサイクルモアを導入し、ごみの資源化、減量化に努められ、環境負荷の軽減に貢献されたこと。

7点目、教育委員会と学校教育課、子ども課との連携を深め、切れ目のない、より充実した子育て支援につなげられたこと。

8点目、スクールバスについて、利用者からの要望を取り入れ、より利用しやすい運行に努められたこと。

以上、一部の事業について評価を申し上げましたが、町民目線の事務事業を高く評価し、私は一般会計ほか全会計の決算認定に賛成し、討論を終わります。

○議長（藤原由巳議員） 他に討論ございますか。

13番、川村よし子議員。

（13番 川村よし子議員 登壇）

○13番（川村よし子議員） 議席番号13番、日本共産党の川村よし子です。私は、議案第53号から議案第60号全般にわたって反対討論をさせていただきます。2点について述べて、反対討論とさせていただきます。

まず、第1点目は、区画整理事業で取り入れたPFI方式について、これは行政の民営化と財政の硬直化を招くという点で、今後取り入れないほうが良いと考えております。今後の町の財政、そして住民負担になる観点から、お話しさせていただきます。矢幅駅東の区画整理はPFIでやりましたけれども、駅前の公園、ねむの木公園の前には水路があります。鹿妻堰の堰ですけれども、今は水が流れない水路で、ボウフラ、そして草が生えてきました。コンクリートの水路ということで私たちは反対しましたが、こういうこともすぐ整備できない、そういう方式がPFIです。

それから、2点目は、私たち日本共産党議員団は上下水道料金の値上げに反対してきました。水道は、命に関わる水を捻出するところです。これは、首長の配慮で引き下げることができます。特にも、3年目に入りますが、長引くコロナ禍の中で、飲食業、小売業は収入が減収して、閉店したところもあります。事業を継続している事業所もありますが、コロナ流行以前の収入に回復しない事業所が多くあります。厳しい経済状況の中でありましたが、2月からはロシアのウクライナ攻撃が始まり、円安もあり、燃料費をはじめ穀物類の値上げなど、400種類以上の物価高騰が影響を及ぼしております。このようなときだからこそ、国の地方創生交付金だけに頼るのではなく、町独自でできることは何かを探ることが必要ではないでしょうか。上下水道会計を見ると、経営が良好、特にも上水道は長い年月、これは総務省でも評価している、岩手県内で1位の評価をされ、それが6年以上も続いています。こういう中で、例えば基本料金を引き下げるとか、非課税世帯には水道料金の減免をするとか、住民に還元する方法を考えるべき時期ではないでしょうか。

以上から反対討論とさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） ただいま4番、谷上知子議員が出席いたしました。

他に討論ございますか。

9番、赤丸秀雄議員。

(9番 赤丸秀雄議員 登壇)

○9番(赤丸秀雄議員) 議席番号9番、赤丸秀雄です。私は、令和3年度一般会計及び3特別会計、2公営企業会計の決算について、賛成の立場から討論に参加します。

令和3年度決算状況ですが、一般会計及び3特別会計、2公営企業会計のいずれも黒字決算となっていることは、まずもってよかったと評価します。

次に、事業内容ですが、税の収納率が高水準を維持していることは、町民の納税意識の高揚を図り、職員の業務遂行の努力成果であります。

健康チャレンジ事業など、町民の健康づくりに取り組み、健康寿命の延伸の下地をつくっていることも評価できます。また、コロナウイルス感染防止にワクチン接種の実施しかない現状で、接種率向上に努めたことも評価できます。

やはば一く及びその周辺でのイベントや催し開催を実施して、町中心部ににぎわいも出て、元気あるまちの魅力発信もよかったことでもあります。今後は、町内全体がバランスの取れたまちづくりの推進が行われることを大いに期待します。

令和3年度は、よいこともたくさんあった事業内容ですが、若干の課題もありました。監査委員のご意見や、予算決算常任委員会からの18項目の附帯意見に見られる内容であります。町当局は、それらを確認、認識されて、現在の、また今後の行政運営に反映するよう努めていただきたいと思います。特に私としては、町内交通網システムの構築を行い、町を訪れる方や町民の足確保、特に交通弱者と言われる高齢者や免許証返納者、小中学生等の交通利便性の向上に取り組んでいただくことを強く望むものであります。

話したいことがまだまだありますが、時間の関係で、先ほど述べました18項目の附帯事項にまとめた内容を認識され、行政運営を推進されることを期待して、一般会計並びに特別会計、公営企業会計の令和3年度決算の全ての事業会計に賛成することを表明して、討論を終わります。よろしく申し上げます。

○議長(藤原由巳議員) 他に討論ございますか。

10番、昆秀一議員。

(10番 昆 秀一議員 登壇)

○10番(昆 秀一議員) 議席番号10番、昆秀一でございます。私は、議案第53号 令和3年度矢巾町一般会計歳入歳出決算認定について反対し、討論いたします。

まず初めに、令和3年度の予算執行に当たっては、コロナ対応に当たり、各種給付金事業

をはじめ各種事業に対しまして、混乱もなく行われたことは評価するものであります。また、歳入におきましては、ふるさと納税が当初予算を大きく上回る歳入を得たことも高く評価いたしまして、今後も期待いたしております。

一方、事あるごとに町財政は厳しいと言われている中、町民に対するその周知が徹底されていないと感じます。したがって、町民からは要望の声ばかりが届き、これでは予算執行に対する引締めは理解が進むものではありません。

矢巾町の令和3年度の実質公債費比率は、前年度と比べ0.8ポイント上昇し、早期健全化基準を下回ってはいますが、公債費等の増加は財政構造の硬直化を招く最大の要因となることから、公債費負担の適正化をさらに進める必要があるかと思えますし、将来負担比率は97.8%と前年度に比べ27.9ポイント低下したものの、依然として高い数値であるなど、さらなる健全な財政運営が求められます。

このコロナ禍において、予想されたほどの歳入の減とならなかったものの、さらなる歳出の引締めを行う必要を感じますが、町としてはその逆を行くように、弱者に対する政策よりも恒常的な必要以上の支出が見られます。まず、予算の基本は、入るを量りていずるをなすということを忘れてはなりません。つまり予算を的確に見込み、その上でこれも的確な歳出による事業を行うことにあるはずです。しかしながら、このコロナ禍においての支出を見込むことのない予算が組み込まれたり、実効性の乏しい不要不急の予算を組んだことによる弊害が感じられます。そして、そのような声に対しては、何一つ反省することなく、自分たちを正当化する執行部に対して、大変違和感を覚えるものであります。

町においては、SDGsの持続可能な開発目標を掲げ、町政運営に努めていると思っておりました。しかしながら、SDGsの基本理念である誰一人取り残さないに真剣に向き合った町政運営となっているのかは甚だ疑問であります。町行政運営においては、基本に町民をいかに幸せにできるかがあります。そのためには、誰一人取り残すことのないように、真摯に一人一人の声に耳を傾けた町政運営に当たる必要があります。ですが、そのことが今できているとはとても言えないと思っております。誰一人取り残さないどころか、たくさんの人を取り残してしまっていると思うのです。そのことを町として反省しているのか、反省なきところに進歩はありません。今後この町を発展させていこうと考えるならば、一人一人の小さな声にこそ耳を傾けて、そして反省すべきところは反省を素直にすることではないでしょうか。

以上のことを申し上げまして、議案第53号 令和3年度矢巾町一般会計歳入歳出決算認定

について反対するものであります。

議員各位の賢明なる判断を賜りますようお願いして、私の反対討論といたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に討論ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） それでは、これで討論を終わります。

議事のさなかではございますけれども、時間も大分経過してございますので、ここで暫時休憩といたします。

再開を3時50分といたします。よろしく申し上げます。

午後 3時40分 休憩

午後 3時50分 再開

○議長（藤原由巳議員） 再開いたします。

これより採決に入ります。

最初に、議案第53号 令和3年度矢巾町一般会計歳入歳出決算認定についてを起立により採決します。

本案に対する委員長の報告は認定すべきものであります。

お諮りします。本案は原案のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（藤原由巳議員） 起立多数であります。

よって、議案第53号は原案のとおり認定されました。

次に、議案第54号 令和3年度矢巾町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定についてを起立により採決します。

本案に対する委員長の報告は認定すべきものであります。

お諮りします。本案は原案のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（藤原由巳議員） 起立多数であります。

よって、議案第54号は原案のとおり認定されました。

次に、議案第55号 令和3年度矢巾町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定についてを起立により採決します。

本案に対する委員長の報告は認定すべきものであります。

お諮りします。本案は原案のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（藤原由巳議員） 起立多数であります。

よって、議案第55号は原案のとおり認定されました。

次に、議案第56号 令和3年度矢巾町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを起立により採決します。

本案に対する委員長の報告は認定すべきものであります。

お諮りします。本案は原案のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（藤原由巳議員） 起立多数であります。

よって、議案第56号は原案のとおり認定されました。

次に、議案第57号 令和3年度矢巾町水道事業会計決算認定についてを起立により採決します。

本案に対する委員長の報告は認定すべきものであります。

お諮りします。本案は原案のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（藤原由巳議員） 起立多数であります。

よって、議案第57号は原案のとおり認定されました。

次に、議案第58号 令和3年度矢巾町水道事業会計未処分利益剰余金の処分についてを起立により採決します。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（藤原由巳議員） 起立多数であります。

よって、議案第58号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第59号 令和3年度矢巾町下水道事業会計決算認定についてを起立により採決します。

本案に対する委員長の報告は認定すべきものであります。

お諮りします。本案は原案のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（藤原由巳議員） 起立多数であります。

よって、議案第59号は原案のとおり認定されました。

次に、議案第60号 令和3年度矢巾町下水道事業会計未処分利益剰余金の処分についてを起立により採決します。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（藤原由巳議員） 起立多数であります。

よって、議案第60号は原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第61号 教育委員会の教育長の任命に関し同意を求めることについて

○議長（藤原由巳議員） 次に、日程第10、議案第61号 教育委員会の教育長の任命に関し同意を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 議案第61号 教育委員会の教育長の任命に関し同意を求めることについて提案理由の説明を申し上げます。

平成29年4月から5年6か月間、教育長として本町の教育行政にご尽力を賜りました和田修さんが、この9月30日をもって任期満了で退任されますことから、今回新たに矢巾町大字————、菊池広親さんを教育長に任命いたしたいと存じます。

なお、菊池広親さんは、平成26年から中学校の校長、平成30年から岩手県中部教育事務所長、平成31年から遠野市教育委員会教育長などにご尽力なされ、その見識をもって広く職務を誠実に果たされております。これらの経験を生かし、教育行政や組織管理などについても豊かな経験と知識を持たれ、人格高潔で識見を要する立派な方でありますことから、教育委員会の教育長をお願いするのに適任者であると思われまますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会のご同意をお願いするものであります。

よろしくご審議の上、原案にご同意賜りますようお願いを申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） お諮りします。

本案は人事案件でありますので、質疑、討論を省略して採決に入りたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） ご異議なしと認めます。

採決に入ります。議案第61号 教育委員会の教育長の任命に関し同意を求めることについてを起立により採決します。

本案は原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（藤原由巳議員） 起立多数であります。

よって、議案第61号は原案のとおり同意することに決定しました。

日程第11 議案第62号 教育委員会の委員の任命に関し同意を求めること
について

○議長（藤原由巳議員） 次に、日程第11、議案第62号 教育委員会の委員の任命に関し同意を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 議案第62号 教育委員会の委員の任命に関し同意を求めることについて提案理由の説明を申し上げます。

教育委員会の委員として、平成28年10月1日から6年間お務めをいただいております、この任期が今月30日までとなっております矢巾町大字————、掛川はるなさんは、令和3年度から矢巾東小学校PTA会長を務められるなど、児童生徒の教育振興に対し、積極的かつ誠実にその職務を果たされ、その識見を生かし、町内の児童生徒の学校生活の充実が図られるよう、多様な角度から教育行政に対するご提言をいただいております。

以上のことから、地方教育行政の組織及び運営に関する第4条第5項に基づく保護者の委員として、引き続き教育委員会の委員をお願いするに適任であると思われ、かつ人格高潔で識見を有する立派な方であることから、同法第4条第2項の規定により、議会のご同意

をお願いするものであります。

よろしくご審議の上、原案にご同意賜りますようお願いを申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） お諮りします。

本案は人事案件でありますので、質疑、討論を省略して採決に入りたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） ご異議なしと認めます。

採決に入ります。議案第62号 教育委員会の委員の任命に関し同意を求めることについてを起立により採決します。

本案は原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（藤原由巳議員） 起立多数であります。

よって、議案第62号は原案のとおり同意することに決定しました。

日程第12 議案第63号 令和4年度矢巾町一般会計補正予算（第6号）について

○議長（藤原由巳議員） 次に、日程第12、議案第63号 令和4年度矢巾町一般会計補正予算（第6号）についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 議案第63号 令和4年度矢巾町一般会計補正予算（第6号）について提案理由の説明を申し上げます。

主な歳入につきましては、18款繰入金の財政調整基金繰入金を増額補正するものであります。

そして、主な歳出につきましては、3款民生費の障害福祉総務事業、老人福祉総務事業、児童福祉総務事業、4款衛生費の保健衛生総務事業を増額補正し、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ695万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ121億9,493万2,000円とするものであります。

詳細につきましては、担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いを申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 花立企画財政課長。

○企画財政課長兼未来戦略室長（花立孝美君） 議案第63号 令和4年度矢巾町一般会計補正予算（第6号）の詳細について説明いたします。

事項別明細書によりましてご説明いたします。9ページをお開き願います。歳入補正の説明に当たりましては、款、項、項の補正額の順で行います。また、主なものについて説明をさせていただきます。歳入、18款繰入金、2項基金繰入金692万6,000円、財政調整基金繰入金の増692万6,000円で、これによりまして補正後の財政調整基金残高は9億515万2,000円となります。今回の歳出予算は、本来新型コロナウイルス感染症対策地方創生臨時交付金を財源とするものですが、既に執行開始されている歳出予算の執行状況により、既存の交付金を組み替えて活用する、または今後新たに交付される予定の交付金を活用するため、一旦財政調整基金で立て替えるものとなります。

19款繰越金、1項繰越金2万4,000円、前年度歳計繰越金の精査に伴う増でございます。

次に、歳出の説明をさせていただきます。13ページにお進み願います。歳出補正の説明に当たりましては、款、項、項の補正額の順で行います。歳出、3款民生費、1項社会福祉費435万円の増。補正内容は、先日の全員協議会でもご説明申し上げました福祉関係施設に対する物価高騰等対策支援給付金で、入所型施設1件につき10万円、通所型施設1件につき5万円の給付を行うものです。この3款の1項におきましては、障がい福祉施設の入所型施設13件、通所型施設16件、老人福祉施設の入所型施設15件、通所型施設15件を給付想定対象とした補正となります。

同じく2項児童福祉費80万円の増。補正内容は、児童福祉施設の保育所等12件、児童館4件を給付想定対象とした補正となります。全て通所型施設で、1件につき5万円の寄附を行うものです。

4款衛生費、1項保健衛生費180万円の増。補正内容は、医療機関の施設に対する給付金で、入所型施設1件につき10万円、通所型施設1件につき5万円の給付を行うものです。入所型施設である病院が3件、通所型施設として診療所17件、歯科医13件を給付想定対象とした補正となります。

以上で議案第63号 令和4年度矢巾町一般会計補正予算（第6号）の詳細説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（藤原由巳議員） 提案理由及び詳細説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

13番、川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員） ページ数で13ページ、歳出の衛生費なのですけれども、保健衛生総務事業の増というところで、これは医療機関への給付ということで、入所施設1件につき10万だと思えるのですけれども……

○議長（藤原由巳議員） タブレットとマイク、ちょっと離してください。

○13番（川村よし子議員） 医療機関だと思いますけれども、説明で医療機関の経営状況とかも分かるのでしょうか、お伺いします。

矢巾町内、私に分かる範囲で医療機関、入院という、入所というか、そういうところをどのように把握しているのかお伺いします。

○議長（藤原由巳議員） 花立企画財政課長。

○企画財政課長兼未来戦略室長（花立孝美君） 入院ができる病院というふうに考えていただければよろしいかと思えます。

経営状況は、すみません、今回の給付に関しては把握する必要がなかったもので、その内容までは把握してございません。

お答えさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） よろしいですね、病院の経営までは関知していないと。よろしいですね。

川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員） 入所施設は何か所でしょうか。入院施設は何か所でしょうか。

○議長（藤原由巳議員） 町内で。

花立企画財政課長。

○企画財政課長兼未来戦略室長（花立孝美君） 先ほどご説明させていただきました、病院を3件というふうに想定してございます。

よろしく申し上げます。

○議長（藤原由巳議員） よろしいですね。2問終わりました。

他に質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） それでは、質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論に入ります。

10番、昆秀一議員。

(10番 昆 秀一議員 登壇)

○10番(昆 秀一議員) 議席番号10番、昆秀一でございます。私は、議案第63号 令和4年度矢巾町一般会計補正予算(第6号)について反対し、討論いたします。

本議案は、これまで国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、様々な支援を行ってきたが、これまで対象となっていない新型コロナウイルス感染症対策費や、物価高騰等を施設利用者負担に転嫁せずに運営している福祉施設等に対し、物価高騰対策支援金を支給し、事業継続への支援を図るとしています。対象となる施設は、入所型施設と通所型施設となっています。ですが、同じ障がい者、老人、医療を含めた訪問系の施設が対象とされておりません。このことは、同じ福祉を担う施設に対する差別であります。訪問系は、施設系と比べ、1対1でのケアが必要となることや、何よりも利用者にとっては通所も訪問も同じ福祉施設であって、さらに外出のできない利用者にはなくてはならないサービスを提供しており、またさらにヘルパー事業所等は、人材不足や、コロナを利用者宅に持っていかないように細心の注意を図りながら業務を行っています。そんなご苦勞をされているのに、今回訪問系施設がこの支援金の対象にならないのは、大変不条理であると感じます。

以上のことから、議案第63号 令和4年度矢巾町一般会計補正予算(第6号)について、反対するものであります。

議員各位の賢明なる判断を賜りますようお願いして、私の反対討論といたします。

○議長(藤原由巳議員) 他に討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(藤原由巳議員) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

採決に入ります。議案第63号 令和4年度矢巾町一般会計補正予算(第6号)についてを起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(藤原由巳議員) 起立多数であります。

よって、議案第63号は原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第64号 令和4年度矢巾町国民健康保険事業特別会計補正

予算（第2号）について

○議長（藤原由巳議員） 次に、日程第13、議案第64号 令和4年度矢巾町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 議案第64号 令和4年度矢巾町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について提案理由の説明を申し上げます。

歳入につきましては、6款繰入金の財政調整基金繰入金を増額補正するものであります。

次に、歳出につきましては、7款諸支出金の一般被保険者保険税還付金を増額補正し、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ200万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ23億5,091万円とするものであります。

なお、詳細につきましては、担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いを申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 浅沼健康長寿課長。

○健康長寿課長（浅沼圭美君） 議案第64号 令和4年度矢巾町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）の詳細についてご説明いたします。

今回の補正は、諸支出金の一般被保険者保険税還付金につきまして、支出見込額に対しまして予算現額の不足が見込まれますことから、歳入歳出の増額補正を行うものであります。

それでは、事項別明細書によりご説明いたします。9ページをお開き願います。款、項、項の補正額の順番でご説明いたします。歳入、6款繰入金、2項基金繰入金、項の補正額200万円の増となります。今回の補正によります基金取崩し後の当該基金残高は1億1,616万4,000円となります。

続いて、13ページをお開き願います。歳出、7款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、項の補正額200万円の増となります。これは、一般被保険者保険税還付金を増額補正するものとなりますが、この保険税還付金につきましては、被保険者の届出により国保から社会保険に加入するなどして、過年度に遡って国保の資格を喪失した際に納付済みとなっております保険税を還付するものでございます。本年度は、想定よりも還付件数及び還付金額が伸びており、現時点での支出見込額に対しまして予算現額の不足が見込まれますことから、増額するものであります。

以上をもちまして、議案第64号 令和4年度矢巾町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)の詳細説明を終わります。よろしくお願い申し上げます。

○議長(藤原由巳議員) 提案理由及び詳細説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(藤原由巳議員) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(藤原由巳議員) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

採決に入ります。議案第64号 令和4年度矢巾町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)についてを起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(藤原由巳議員) 起立多数であります。

よって、議案第64号は原案のとおり可決されました。

日程第14 発議案第9号 加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的支援制度
創設を求める意見書の提出について

○議長(藤原由巳議員) 次に、日程第14、発議案第9号 加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的支援制度創設を求める意見書の提出についてを議題とします。

職員に議案を朗読させます。なお、朗読は表題のみとします。

(職員朗読)

○議長(藤原由巳議員) 提案理由の説明を求めます。

9番、赤丸秀雄議員。

(9番 赤丸秀雄議員 登壇)

○9番(赤丸秀雄議員) 発議案第9号 加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的支援制度創設を求める意見書の提出について提案理由の説明を申し上げます。

このたびの意見書は、4請願第6号 加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的支援制度創設を求める請願について、教育民生常任委員会において審査報告を行い、本議会において採択されたことに伴い、地方自治法第99条の規定により、国会及び関係行政庁に意見書を提出

するものであります。

加齢性難聴は、生活の質を落とす大きな原因となり、鬱病や認知症の危険因子になるとも言われることから、日常生活を快適に過ごすことができるよう、補聴器の普及が望まれます。補聴器がさらに普及すれば、高齢になっても生活の質を落とさず、心身ともに健康を保ち、ひいては医療費の抑制にもつながると考えます。

しかし、補聴器の価格は高額であり、また医療保険適用外のため、全額自己負担となります。国では、身体障害者福祉法に規定する対象者に対して、補装具支給制度により補聴器購入の補助を行っていますが、その対象者は僅かであり、低所得高齢者の経済的な負担は非常に大きいことから、国としてこうした課題に対応するため、加齢性難聴者の補聴器購入について、全国統一の公的支援制度を創設するよう、関係省庁等に意見書を提出し、要望するものです。

また、意見書の提出先については、内閣総理大臣、財務大臣、厚生労働大臣、衆参議院議長及び県選出国會議員であります。

議員各位のご賛同をお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（藤原由巳議員） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

採決に入ります。発議案第9号 加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的支援制度創設を求める意見書の提出についてを起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（藤原由巳議員） 起立多数であります。

よって、発議案第9号は原案のとおり可決されました。

日程第15 発議案第10号 沖縄戦戦没者の遺骨を含む地域の土砂を基地建設の埋め立てに使用しないことを求める意見書

の提出について

- 議長（藤原由巳議員） 次に、日程第15、発議案第10号 沖縄戦戦没者の遺骨を含む地域の土砂を基地建設の埋め立てに使用しないことを求める意見書の提出についてを議題とします。
職員に議案を朗読させます。なお、朗読は表題のみとします。

（職員朗読）

- 議長（藤原由巳議員） 提案理由の説明を求めます。
9番、赤丸秀雄議員。

（9番 赤丸秀雄議員 登壇）

- 9番（赤丸秀雄議員） 発議案第10号 沖縄戦戦没者の遺骨を含む地域の土砂を基地建設の埋め立てに使用しないことを求める意見書の提出について提案理由の説明を申し上げます。

このたびの意見書は、4請願第11号 沖縄戦戦没者の遺骨を含む地域の土砂を基地建設の埋め立てに使用しないことを求める請願について、教育民生常任委員会において審査報告を行い、本議会において採択されたことに伴い、地方自治法第99条の規定により、国会及び関係行政庁に意見書を提出するものであります。

沖縄は、太平洋戦争の末期に我が国唯一の地上戦の地となり、いまだ沖縄戦で犠牲となった住民や、戦闘で命を落とした他国を含む兵士の遺骨が残されており、現在も遺骨収集が行われ、遺骨を遺族へ返還する取組も続いております。

沖縄本島南部の戦没者の遺骨を含む可能性のある土砂を採掘して、基地建設のための埋立てへ使用する計画もあるようですが、遺骨を含む土砂を使用することは人道的に許されるものではないと考えます。

については、戦没者の遺骨の収集を進めるためにも、基地建設など、戦没者が眠る地域の土砂活用に際しては、遺骨が含まれぬよう十分配慮し、遺骨を含んだ土砂を埋立てに使用しないよう、関係省庁等に意見書を提出し、要望するものです。

また、意見書の提出先については、内閣総理大臣、総務大臣、外務大臣、厚生労働大臣、国土交通大臣、防衛大臣、内閣官房長官、沖縄及び北方対策の内閣府特命担当大臣、衆参議院議長及び県選出国會議員であります。

議員各位のご賛同をお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

- 議長（藤原由巳議員） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論に入ります。討論ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

採決に入ります。発議案第10号 沖縄戦戦没者の遺骨を含む地域の土砂を基地建設の埋め立てに使用しないことを求める意見書の提出についてを起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（藤原由巳議員） 起立多数であります。

よって、発議案第10号は原案のとおり可決されました。

以上で本日の議事日程は終了しました。

これをもちまして、9月会議に付託された議案の審議は全部終了しました。

○議長（藤原由巳議員） ここで高橋町長から挨拶の申出がありますので、これを許します。

高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） ただいま藤原由巳議長さんからお許しをいただきましたので、この町議会定例会9月会議、おかげさまで、今月の2日から本日まで20日間にわたって、本当にこの長丁場、そしてよく言われます決算議会、議長さんをはじめ議員の各位には大変ありがとうございました。

その前に、皆さん方に情報提供させていただきたいと。今新型コロナウイルスのワクチン接種、今国からいろんな情報提供がなされておるわけですが、その一部をまず皆さん方とも情報共有をさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いをいたします。まず、昨日までの本町の感染者数は2,537名になりました。本当にこれ、一昨年7月からこんな数になるとは思ってもいなかったのですが、もう今まさに第7波で、こういう状況下にあるということで、ひとつこのことについては議員の皆さん方とも共有をさせていただきたいと思っております。

それから、ワクチンの接種率の状況はどうなっているのか。細かい数字はお話をしませんが、まず今のところワクチン接種の接種率は、1回目から3回目までは全国、県の平均を上回っております。ただ、4回目が、国の平均は上回っておりますが、県の平均よりは少し下

回っておるといような状況。それから、子どもさんたち、5歳から11歳の1回目、2回目も、これは全国、県に比べて大きく接種率が伸びておるといことで、もしよろしければ後から、もしあれなのであればコピーして、皆さん方のお手元にも配付をさせていただきたいと思しますので、よろしく願いをいたしたい。

今テレビで言われている2価ワクチン、2つの価値ある2価ワクチンですね、これは従来株と今のオミクロン株に対応できるワクチン、2価ワクチン、それから子どもさんたちの小児用のコロナワクチン、これが今月の20日、昨日から始まっておるわけですが、本町においては10月の初めから取り組んでまいるといことでございます。そういったことで、まず皆さん方にはそういう状況にあるといことと、あとは接種券の配付とか、今後のスケジュール、このことについてはこれから町のホームページとか、やはラヂ！とか、いろんな機会を通して周知をさせていただきたいと思しますので、ひとつよろしく願いをいたしたいと思します。

それで、これまでいろいろ、ワクチンの確保から何からいろいろ課題があったわけですが、今回この2価ワクチンも、ファイザーとモデルナ、これは間違いなく供給していただける体制にあるといことでございますので、これから町民の皆さん方、特に今子どもさんたち、園児、児童生徒、そしてその関係者、教育関係者、こういう方々にも今後、郡の医師会ともよく相談しながら、優先接種を含めて内部で検討してまいりたいと、このように考えておりますので、ひとつよろしく願いいたします。

それで、今度の9月会議では、一般質問、今回も11名の方々に28項目にわたって、本当に多岐にわたっていろいろご質問をいただいたわけですが、そういった質問された内容、特に本町の政策とのすり合わせも含めて、一つ一つ総点検をしながら、今後の町政運営に反映してまいりたいと、このように考えております。

また、今回の9月会議では、私どものほうから3件の報告、2件の諮問、そして22件の議案を提案させていただいたわけですが、全て原案どおりご承認、ご決定、全てご可決を賜りことに改めて心から感謝を申し上げます。

そして、先ほども申し上げたとおり、決算議会でございますので、一般会計、それから特別会計の関係、それから企業会計、こういったものを併せて、本当に予算決算常任委員長の廣田清実さんが中心になって、委員長さんが中心になって、先ほど附帯決議で、18項目にわたって皆さん方からお示されたこのことについては、皆さん方から、大所高所の立場からご指導、ご助言をいただいた内容でございますので、これも真摯に受け止めて対応してまい

りたいと、このように考えております。

そして、先ほどからいろんな討論の中でも、町民への周知が足りないと。これは、本当に私どもとしても、このコロナ禍の中でどのようにして住民の方々に周知していかなければならないかということの、そういう苦悩もありましたことは正直なところでございます。今後こういうことを踏まえながら、いろんな形で町民の皆さん方の本当に小さな小さなお声も吸い上げて、行政、この町政に反映できるようにしっかり取り組んでまいりたいと、このように考えております。

それで、先ほど私が今回の新しい教育長さんの人事案件についてご提案させていただいた中にも、和田修教育長には本当に、それで私も、実は私がこの在任中であってはならない、今でも忘れることのできない、平成27年7月5日、いじめにより中学生が自殺をしたと。そのときに、平成28年4月から今の和田修教育長には教育相談員として、本当に現場からの、教職員からのご相談や、いじめの問題の相談など、親身になってご対応をいただいて、その後平成29年4月から、もう5年6か月、教育長さんとして本当に一生懸命、本町の教育行政のためにご尽力をいただいたところでございます。本町の町立小・中学校の学校教育の充実、そしてまた教育長のお人柄は皆さんもご存じのとおり、志操堅固、本当に志操堅固で、誰からも信用され、そしてまた福德円満な方で、誰からも愛された、そういった中で、いろんな教育行政課題がある中で、本当に真摯に前向きに取り組んでいただいたこと、改めてこの場をお借りして感謝を申し上げます。この5年6か月、長い間本当にお世話になりました。そして、これからも、立場を変えても、本町の町政または教育行政にご指導、ご助言を賜りたいと、こう思います。本当に長い間お疲れさまでした。そして、ご苦労さまでございました。これは、藤原議長さんはじめ議員各位もひとえにそういう思いであると思っておりますので、そしてなおこれからもお元気でご活躍なされますことを心から願って、私の感謝の言葉に代えさせていただきます。

本日は誠にありがとうございました。

○議長（藤原由巳議員）　ここで、急遽でございますが、和田教育長から発言の申出がありますので、これを許します。

和田教育長。

（教育長 和田 修君 登壇）

○教育長（和田 修君）　ただいまは、高橋町長から過分なお言葉をいただきました。自分自身、平成29年4月から教育長を拝命し、5年6か月、無我夢中でやってきました。皆さんか

らすると余裕がありそうに見えたかもしれませんが、私は小心者です。どきどきでした。でも、矢巾町には大きな宝があります。それは、高橋町長の実行力、情報収集能力、様々な能力がそこにあります。そして、それを支える職員がおります。私も、この5年6か月、職員の皆さんに助けられました。いろんな事業を展開してまいりました。トイレの洋式化、そしてLED化、学校の設備については十分に充実させてまいったと、その自負はあります。でも、これは私がやったことではありません。GIGAスクールも含めて、これは職員がやってくれました。そのように、才能のある、力のある職員がたくさんおります。私は、安心してこの矢巾の行政について役を閉じたいと思いますが、その中で1つだけ紹介させていただきます。

私は、行政経験のない、現場だけを歩いてきた人間です。私にとって現場は宝でした。ですから、議員の皆さんからのご質問に全て答えられたわけではありません。対応できたわけではございません。でも、学校現場のことについては、私は自信を持ってお答えをし、そして子どもたちの現状、そして子どもたちの未来について語らせていただいたと思っています。今日、紫波町の運動公園陸上競技場で、紫波郡の小学校の陸上記録会がございました。そこで挨拶をさせていただきました。その最後に、私はこう子どもたちに伝えました。「皆さんの笑顔は私たちの支えです。皆さんの頑張りは私たちの希望です」。そんな学校現場を大切に教育委員会であってほしいですし、矢巾町民を大切にし、幸せを追求する、そういう役場であり続けてほしいと願い、議員の皆様大変お世話になったことを改めてここで感謝申し上げ、退任の挨拶とさせていただきます。残り僅かですが、残り僅か、頑張りたいと思います。ありがとうございました。

○議長（藤原由巳議員）　ここで、矢巾町町民歌の斉唱を行っておりましたが、コロナ禍でありますので、歌わずに町民歌の演奏をお聞きます。

（町民歌演奏）

○議長（藤原由巳議員）　それでは、これをもちまして令和4年矢巾町議会定例会9月会議を閉じます。

大変ご苦労さまでございました。

午後　4時44分　散会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長

署名議員

署名議員

署名議員